

【別冊1】監査委員評価及び局区評価
対比シート

施策分野

防犯対策

(3施策・26事業)

1 ページから 60 ページ

区役所

防犯対策関連

(45事業)

61 ページから 151 ページ

平成 18 年 9 月 29 日

「防犯対策」系統図

防 犯 対 策

<施策名>		監査		局	頁	
1	防犯情報の共有と意識啓発	B	71	B	81	2

～事業名～		監査		局	頁	備考	
1	防犯推進事業費	B	72	B	78	4	
2	地域防犯活動実態調査費	C	70	B	72	6	
3	防犯カメラ利用状況等調査検討事業費	B	72	B	76	8	意見
4	地域防犯マニュアル作成費	C	70	B	76	10	意見
5	横浜市防犯協会連合会補助金	C	64	B	78	12	
6	安心都市ヨコハマ推進費	C	68	B	72	14	
.....平均点.....		69.3		75.3			

<施策名>		監査		局	頁	
2	地域における防犯活動	B	71	B	81	16

～事業名～		監査		局	頁	備考	
1	地域防犯拠点設置支援事業費	C	64	B	72	18	意見
2	地域の防犯力推進事業費	C	52	C	62	20	意見
3	安全・安心のまちづくり対策パトロール事業費	C	58	B	72	22	意見
4	防犯灯設置事業	C	64	B	74	24	
5	安全・安心な商店街づくりモデル事業	C	68	B	78	26	
6	商店街共同施設整備助成事業	C	68	B	82	28	
7	住まいの防犯対策推進事業	C	56	B	76	30	意見
8	防犯・防災教育推進事業 (区の意向による事業)	C	52	C	62	32	
9	防犯・防災教育推進事業 (教員・保護者・地域への研修)	C	60	B	76	34	
10	防犯・防災教育推進事業 (防犯チェックシート・安全マップ)	B	82	A	92	36	
11	防犯・防災教育推進事業 (よこはま学援隊活動助成)	B	88	B	84	38	優れた取組
12	学校の安全対策事業 (防犯設備の整備)	C	64	B	72	40	意見
.....平均点.....		64.7		75.2			

<施策名>		監査		局	頁	
3	道路・公園・広場などの整備・管理	B	71	B	85	42

～事業名～		監査		局	頁	備考
1	公園整備事業	B	72	B	72	44
2	公園維持管理事業	C	68	B	84	46
3	不法投棄防止対策事業	C	64	B	80	48
4	放置自動車対策事業	B	72	B	82	50
5	交通安全施設等整備事業 (安全灯設置事業)	B	72	B	90	52
6	自転車等放置特別対策推進事業	B	72	B	78	54
7	自転車等対策事業指針策定事業	C	70	B	82	56
8	SOLAS関係経費	C	70	B	84	58
.....平均点.....		70.0		81.5		

「① 防犯情報の共有と意識啓発」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (10点)	10	① a	市民意識調査によると、行政への要望として「防犯対策」が平成15年度から3年間連続して第1位となっている。 また、「よこはま安全・安心プラン」に先立つ市民アンケートの結果からは、地域防犯活動を実施する上で他団体との情報交換が不十分であり、警察や行政と連携する上でも犯罪発生情報の提供が必要であることなどが課題として読み取れる。さらに、事業企画に当たってはアンケートの実施や必要に応じて市民意見を募集するなどニーズ把握に努めている。
			② a	犯罪対策閣僚会議が平成15年に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」では、「良好な治安は警察のパトロールや犯罪の取締りのみによって保たれるものではなく、地域住民やボランティア団体が自主的に行う犯罪活動を促進することが重要」とされている。さらに、「ボランティア団体が効果的に活動するためには、自らの生活圏内の犯罪発生状況を正しく把握することが不可欠」（16年警察白書）ともされていることから、情報の提供と意識啓発は、喫緊の課題として情勢に適応している。
2	有効性 (10点)	6	① b	犯罪発生件数の増加を受け、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という機運が高まる一方で、地域が活動するための支援や協力が警察や行政に求められていた。 市民の犯罪被害のリスクを減らし、安心感を高めるための取組を計画的に進めるために、実態を把握しながら計画を策定したことや、実効性を高めるために警察と市が協議をする場を設定するなど、事業の構成には有効性が認められる。
			② b	平成16年12月の「横浜市防犯力強化宣言」の目的に沿って、地域による主体的な取組、地域の団体、警察、市などの緊密な連携・協働をマネジメントすることがこの施策の目的である。同宣言を具体化するために防犯のマスタープランとして「よこはま安全・安心プラン」を、その実践編として「安全・安心ハンドブック」を作成した。 また、地域防犯力向上は平成17年度予算編成における重点政策課題にも掲げられ、事業構成は横浜市防犯対策調整会議で検討されている。
3	目標達成度 (10点)	6	① b	施策の具体的な目標数値が示されておらず、防犯全般として「身近な犯罪の発生を防ぐことにより、横浜市全体の犯罪発生率を継続的に減少させ、市民一人ひとりの犯罪に対する不安感を軽減すること」を目標としている。 しかし、施策の目標は、達成の時期と内容を示すことが必要であり、「情報の共有と意識啓発」については、市の防犯計画や、犯罪発生情報などの提供等に限らず、他の2つの施策が着実に進展していることを総合的にマネジメントできるよう「よこはま安全・安心プラン」に設定することが望ましい。
			② b	平成16年まで微増傾向にあった刑法犯認知件数は、17年は前年比26.5%減少した。この成果は、地域や個人の防犯活動が一因として考えられる。 しかし、この施策を進める上でマスタープランとして定めた「よこはま安全・安心プラン」には、具体的な数値目標などは掲げられておらず、活動面での達成度を測定することも難しくなっている。 防犯活動が活発化してきた17年度の検証を基に課題を整理し、19年度の達成目標を明確にしながら施策を推進することが望まれる。
小計 (30点)		22	B	「防犯対策」に対する市民の要望が高まる中、地域防犯活動実態調査の結果を踏まえ、本市の総合的な防犯計画「よこはま安全・安心プラン」や実践編としての「安全・安心ハンドブック」などを策定し、情報の提供や意識啓発を通じた地域防犯力の向上を図っている。 「よこはま安全・安心プラン」は、平成17年から19年の3か年計画となっており、短期的に成果を上げることを目指しているが、緊急対策として実施した防犯対策の成果を検証するためにも、目標を明確にして取り組むことが必要であったと考えられる。 また、市民の安全・安心を確保するためには、自らの生活圏内の犯罪発生状況を正しく把握することが必要であり、すでに電子メールなどを活用して迅速に犯罪情報等を提供している区の事例もあることから、警察との連携を一層深め、効果的に情報を提供することが求められる。
事業評価計 (70点)		49		
総合評価 (100点)		71		

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	防犯は最近になって注目された課題であり、地域や行政にとっても新たなテーマであるため、まず誰がどのように取り組むのかを整理することが求められた。そこで、行政では関係機関との情報交換を密にし、施策を体系的に整理するとともに、地域住民がまず取り組んでもらいたいことをまとめることから着手することとし、プランやハンドブックの作成などを通じて、その要望にこたえることができた。
			② a	防犯は、市民意識調査における行政への要望として、3年連続して第1位に挙げられるなど、市民の関心は大変高いものがある。全国的に見て、刑法犯認知件数が平成14年をピークとして減少傾向に転じる中、本市においては平成16年まで微増傾向を続けていた。そのような理由から、防犯対策は本市において喫緊の課題であり、早急な対策が求められている。
	2 有効性 (10点)	10	① a	防犯対策は、地域や行政にとって新たな課題であり、かつ早急に取り組まなければならない課題であるため、その対策について関係機関と体系的に整理し、地域における防犯活動への支援について迅速に取り組む必要がある。そこで、プラン作成により施策の整理と役割分担を明確にし、ハンドブックやガイドラインの作成を通じて、地域防犯力強化に向けた支援につながるような事業構成となっている。
			② a	防犯対策の基本的な姿勢は、「横浜市防犯力強化宣言」に明記しており、その考え方を具体化するために市防犯計画「よこはま安全・安心プラン」を、またその実践編として「安全・安心ハンドブック」を作成するなど、施策を推進する上での統一性を図っている。また、平成17年度予算編成における重点政策課題の筆頭にも地域防犯力の向上を掲げられており、施策構成の整合性が図られている。
	3 目標達成度 (10点)	8	① b	防犯については、地域が実情に合わせて個別具体の目標を掲げることが効果的であるが、市全体として具体的な目標数値を示すことは難しい。そこで、市全体としては、身近な犯罪の発生を防ぐことにより、横浜市全体の犯罪率を継続的に減少させ、市民一人ひとりの犯罪に対する不安感を軽減することを目標としている。
			② a	地域における防犯活動が活性化したことにより、平成16年まで微増傾向を続けていた刑法犯認知件数が、平成17年には前年比26%減少という結果に結びついた。
	小計 (30点)	28	B	防犯は近年急速に着目されるようになった課題であり、市民生活に直接影響を与えるものである。本件に対する市民の関心は高く、早急な対応が求められている。
	事業評価計 (70点)	53		そのような状況において、防犯に対する本市の考え方を明示するとともに、対策を体系的に整理し実施することは極めて重要である。特に、防犯において自らが主体的な役割を担うことを地域住民が認識し、具体的な活動に移行してもらうために行政が支援を行うことは、安全・安心のまちづくりの推進に効果的である。
	総合評価 (100点)	81		施策を円滑に推進することにより、地域における防犯活動が活性化し、平成17年には犯罪件数の減少に結びついた。

事業の目的

地域の防犯力向上に関する市及び市民の主体的な取組を総合的かつ計画的に進めることにより、市民の犯罪リスクを減らし、市民生活の安心感を高め、まちの魅力を増進する。

防犯推進事業費

点数	adc 評価	理由、説明等
15	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっていることから、体系的に施策を推進することが求められている。
	② a	横浜市では16年度まで犯罪認知件数が増加(微増)傾向にあることや、「地域社会との連帯」が治安回復の鍵であるとの認識も一般的になりつつある(16年警察白書)ことなど、早急な対応が必要である。
	③ a	学識経験者や現場で活動する市民代表等を構成員とした委員会を組織して「プラン」を策定し、地域の活動と行政のサポートについて実践的な防犯計画を盛り込んでいる。
11	① b	「プラン」の策定は、副市長を委員長とする「横浜市防犯対策調整会議」を通じて区・局の様々な防犯対策支援事業の情報交換等を行っている。防犯という視点から既存の各事業についても改めて検討が行われている。
	② b	神奈川県とは安心都市ヨコハマ懇談会や事務連絡調整会議等で事業調整を行っているものの、具体的な警察と市の役割が不明確な部分がある。
	③ a	17年度予算の重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」の実現に向け、防犯のマスタープランとして全体の事業の方向性を明確にしている。
9	① b	本市で実施している防犯対策について、事業の重複部分や未着手の部分を明確化するとともに防犯施策の方向性を指し示し、また、地域・警察・行政の役割を明らかにすることを「プラン」策定の趣旨としている。
	② b	他都市でも事業に着手し始めた状況である。今後の行動計画を体系的にまとめたケースは少ないが、具体的な目標は定められていない。
	③ b	防犯意識の向上に伴い「プラン」と平行して地域における防犯活動が行われ、地域の実情に合わせて区・局が支援策を進めているが、「プラン」の配布部数が自治会町内会に1部ほどと少なく、市民への浸透度は高くない。
7	① b	「プラン」の策定作業と、これに先立つ「地域活動実態調査」は一連の作業としてノウハウのある民間企業に委託している。
	② c	「プラン」の策定・活用に当たって、特定財源の導入はない。
	③ b	防犯対策調整会議で調整を行いながらプランを策定し、スケジュールどおりの進捗よくを図った。
8	① a	横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
	② b	プラン策定に当たっては、個人情報取り扱い及びその他の事務について適正に管理され、事故等は発生していない。
6	① b	広く市民全体が取り組む防犯対策のプランであり、対象とする取組や関係主体に偏りは無い。
	② b	当プランは、地域防犯力の向上を目的として、犯罪の情報や行政等の役割分担、支援の方向性などを定めるものであり、受益者負担にはなじまない。
8	① b	策定委員会の検討経過はホームページに掲載しているが、「プラン」の周知は自治会町内会の班回覧のみである。説明会の開催、区民まつり等での配布、マスコミへの積極的な情報提供などによる普及啓発が必要である。
	② a	プランの策定過程、策定結果はすべて公開されている。また、意見募集の際には概要版を作成した。
5	① a	策定委員会には、実際に防犯活動を行っている市民代表、PTA代表、学識経験者に参画していただき、プランを策定している。
3	① b	プランはホームページ上で公開され、適時ペーパーレスでの閲覧が可能となっている。
72	B	当プランは、社会情勢を踏まえ、「防犯対策」に欠かせない「地域防犯力の向上」を実践的に進めていくためのマスタープランとして定められた。19年度まで3か年の短期的なプランであることから、適時各事業の取組状況を十分に検証し、成果を上げていく必要がある。

事業の内容	(1)横浜市の防犯対策のマスタープランとして「よこはま安全・安心プラン」を策定
	(2)繁華街の防犯拠点整備の設置補助

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、体系的に施策推進が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しい行政ニーズへの対応である。
			③ a	今後における実践的な防犯対策を盛り込んだ「よこはま安全・安心プラン」の作成に際しては、学識経験者や現場で活動されている市民代表を構成員とした策定委員会を組織し、防犯分野の官民の役割分担を明確にした。
2	有効性 (15点)	11	① b	各局区で既の実施している事業についても、視点を変えて防犯への効果を重視し、事業体系に加えて推進を図っている。
			② b	国とは繁華街再生連絡調整会議等で、また、県とは安全安心都市よこはま懇談会や事務連絡調整会議等で事業調整を行っている。
			③ a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策と整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	プランの策定については、完成時期を公表しており、ほぼ公表のスケジュール通りに実施することができた。
			② a	防犯については、他都市においても事業着手したばかりのケースが多く、今後の施策を体系的に計画としてまとめたケースは少ない。
			③ b	プランはほぼスケジュール通りに完成し、プランに基づき各局区では事業推進が図られている。
4	経済性・効率性 (15点)	7	① b	プランは作成過程をホームページ上に公表し、事業の透明性を高めるとともに、素案等についてはホームページに掲載するとともに、電子メールでも意見募集を行った。
			② c	プラン策定に際しては、特定財源の導入などは図っていない。
			③ b	プランの内容については、必要に応じて防犯対策調整会議の場で各局区の意見を聞いてまとめている。
5	合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	本事業は、横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
			② b	プランは、地域における安全確保に向けて、地域防犯力の強化の手順をまとめている。
6	社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	プランは作成過程をホームページ上に公表し、事業の透明性を高めるとともに、素案等についてはホームページに掲載するとともに、電子メールでも意見募集を行った。
			② b	プランでは、地域コミュニティの醸成を目標として活動事例を表示しており、その利益は地域に還元される。
7	説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	プラン策定委員会の検討過程をすべてホームページ上に公開し、素案等については電子メール等で意見募集を行った。
			② a	プラン策定委員会は全て公開されており、また策定過程もホームページ上で公開されている。
8	市民との協働 (5点)	5	① a	プラン策定に際しては、学識経験者や現場で実際に防犯活動を行っている市民代表やPTA代表に参画していただき、作業を行った。また、内容も市民との協働を踏まえて役割分担が整理されている。
9	環境負荷の低減 (5点)	3	① b	完成したプランはホームページ上に全文を公表し、必要な人が必要なときペーパーレスで内容を確認できるようにしている。
総合評価 (100点)		78	B	市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しており、今後における防犯対策を整理し、地域防犯強化に寄与した事業である。

局による事業評価

事業の目的

今後市が取り組むべき防犯対策の方向性を示す「よこはま安全・安心プラン」の策定、及び、施策の展開に向けて、各地域における犯罪や防犯活動の実態を調査し、傾向と対策をまとめる。

地域防犯活動実態調査費

点数	adc 評価	理由、説明等
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっている。犯罪発生状況等の情報は、地域によって提供される内容にばらつきがあり、各区からも詳細な情報提供を望む声があった。
	② a	市民が犯罪被害に遭わないための対策を講じ、また、防犯ボランティア団体が効果的に活動するためには、自らの生活圏内の犯罪発生状況を正しく把握することが不可欠であり（16年警察白書）、早急な対応が必要である。
	③ b	防犯対策を推進する上で、地域との協働によりコミュニティを強化していくという自治体の役割を果たすために、プラン策定等に先立つ調査業務として実施した。
11	① b	調査結果は、プランやマニュアルの基礎資料として活用している。また、各区に抜粋版を配布することにより情報がフィードバックされ、地域の防犯活動資料として活用されている。
	② b	神奈川県や神奈川県警データから犯罪発生状況や傾向等の情報提供を受けながら調査を行った。
	③ a	17年度予算の重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」の実現に向け、防犯のマスタープランのための基礎調査として、関係の事業や取組の全体像を明らかにしている。
9	① b	今後の行動計画を策定する上で必要な調査項目（地域特性による犯罪傾向等）や、調査の手法（防犯専門家へのアンケート）を定めて実施した。
	② b	ほぼ市全域に渡る地域の防犯活動について、初めて調査を行った。
	③ b	スケジュールどおり調査結果を出し、プラン、マニュアル策定の基礎データとして活用できる調査結果が得られている。
9	① b	後続するプランの策定と一連の作業として、一括してノウハウのある民間企業に委託している。
	② b	プランの策定のための調査事業であり、歳入の確保等はない。
	③ b	事前に各区へのヒアリングなどを実施し、調査の方向性等を整理している。
8	① a	横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
	② b	アンケートの発送は市が行うなど、個人情報には本市において適切に取り扱っており、その他の事務についても事故等は発生していない。
8	① a	市全域の防犯対策のためのプランを策定するための調査である。
	② b	地域防犯力の向上を目的として、犯罪の情報や行政等の役割分担、支援の方向性を検討するための調査であり、受益者負担にはならない。
6	① b	調査結果は、プランやマニュアルに掲載し、パンフレットやホームページで公表している。
	② b	プランやマニュアルの中で必要となる箇所について、ポイントを絞って公表している。
3	① b	市民アンケートを実施するとともに、防犯に取り組む市民団体からのヒアリング調査を実施している。
3	① b	事業を進めるに当たり、紙使用量の削減などに取り組んでいる。
70	C	調査に当たっては、犯罪情報の収集など関係機関との調整を必要とするが、防犯対策には自らの生活圏内の犯罪発生状況を正しく把握することが不可欠である（16年警察白書）ことを考慮し、引き続き情報の収集・提供が必要である。

監査委員による事業評価

事業の内容	繁華街や住宅地など特性ごとに選択した6地区の犯罪傾向や防犯活動等の実態調査
--------------	---------------------------------------

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、体系的に施策推進が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しい行政ニーズへの対応である。
			③ b	本事業については、プランやマニュアル作成の基礎データを収集するものであり、その最終成果であるプランやマニュアルでは、その内容が民との協働を基に、官民の役割分担を明示したものとなっている。
2	有効性 (15点)	11	① b	調査結果について、プランやマニュアル作成などの基礎資料とするほか、各区に情報をフィードバックし、地域における防犯活動の資料として活用を図っている。
			② b	本事業は市内活動を中心に調査を行っているが、県や県警などからデータの提供を受けたり、内容について確認を図ったりして作業を行っている。
			③ a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策と整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	調査結果を踏まえて、プランの策定やマニュアルの作成を行い、両方ともスケジュール通りに完成した。
			② b	地域における防犯活動について、ほぼ、市全域に渡って調査を行った初めての取組である。
			③ b	この調査結果を基に、プラン、マニュアルとも、目標通りに完成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	調査に際しては各区の事前ヒアリングを行い、調査の方向性を整理して、作業の手戻りが少なくなるように工夫した。
			② c	調査に際しては、特定財源の導入などは図っていない。
			③ b	調査に際しては各区の事前ヒアリングを行い、調査の方向性を整理して、作業の手戻りが少なくなるように工夫した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	本事業は、横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
			② b	地域の安全に関する施策をまとめるためには、不可欠な調査である。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	調査結果については、プランやマニュアルを通じてポイントとなる部分を公開している。
			② b	本事業を基に作成されるプランやマニュアルでは、地域コミュニティの醸成を目標として活動事例を表示しており、その利益は地域に還元される。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	調査結果については、プランやマニュアルの中でポイントとなる部分を公開している。
			② a	調査結果については、プランやマニュアルの中で、事例を中心に分かりやすく説明している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	本事業は、防犯分野における市民との協働を図る上での基礎となる調査である。また調査実施に際しては、市民アンケートを効果的に実施するほか、いくつかの市民団体からは直接ヒアリング調査を行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	調査結果をプランやマニュアルに反映し、両方ともホームページ上に掲載することにより、市民が必要な時に入手できるよう工夫するとともに、ペーパーレスを図っている。
総合評価 (100点)		72	B	本調査を実施することにより、地域防犯の実態を把握することができ、また、その結果を安全・安心プランやマニュアルの作成に結びつけることができた。

局による事業評価

事業の目的

防犯カメラの設置は犯罪の抑止効果が高く、今後更に増加することが予想される。一方で、個人のプライバシーへの配慮が求められていることから、防犯カメラの設置・運用に関して条件付けが必要な範囲及びその内容について検討を行う。

防犯カメラ利用状況等調査検討事業費

点数	adc 評価	理由、説明等
15	① a	防犯カメラ等の設置管理に関する市民意識調査を実施した結果、防犯カメラの設置に不安を感じる市民は4人に1人となっている。
	② a	個人情報の視点からも防犯カメラの情報の保護が必要であり、他都市でも設置・運用に関するルールが定められている。
	③ a	学識経験者、市民代表からなる検討委員会を設置して検討した。
7	① c	ガイドラインを公表するだけでなく、事業者向けに説明会を開催するなど、実務担当者へのPRは行ったが、浸透度や実効性を検証する必要がある。
	② b	内容について神奈川県や神奈川県警など関係機関との調整を行いながら作成している。
	③ b	17年度重点施策「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に沿って進めるとともに、個人情報保護条例との整合性も図っている。
9	① b	検討委員会、アンケート、市民意見の募集などを経て、ガイドラインを策定するという目標が設定されている。
	② b	他都市と同等のルールが制定されている。
	③ b	検討委員会での関係者・市民代表による検討を経て、スケジュールどおりガイドラインという形でまとめた。
9	① b	防犯に関する市民意識調査は防犯活動実態調査の結果も活用している。
	② b	ガイドラインの策定に当たり特定財源の導入はない。
	③ b	神奈川県や神奈川県警など関係機関との調整を図りながら、策定を行っている。
8	① a	横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
	② b	アンケートの発送は市が行うなど、個人情報は本市において適切に取り扱っており、その他の事務についても事故等は発生していない。また、検討委員会は必要に応じて非公開としている。
8	① a	公共の場に設置される防犯カメラは広く市民が被写対象となるものである。
	② b	防犯カメラの有用性と、プライバシーの保護の調和を図るためのルールは行政が検討すべきものであり、受益者負担にはなじまない。
8	① a	検討委員会の資料、議事録はすべて公開している。また、素案についてはパブリックコメントとほぼ同等の手続で市民から意見を募集した。
	② b	素案の公表は概要を作成し、ガイドラインについてはパンフレットを作成するとともに事業者への説明会も実施した。また、ガイドラインの策定に当たっては、市民から意見を募集した。
5	① a	策定委員会には、実際に防犯活動を行っている市民代表、PTA代表、学識経験者の参画を得て、プランを策定している。
3	① b	プラン、マニュアル等に概要を公表し、印刷物を減らしている。
72	B	防犯上有効とされている防犯カメラを設置・運用する上で課題とされているプライバシーの保護との調和について、「ガイドライン」にまとめ、設置者が運用の基準を定めることとした。今後、ガイドラインの実効性を検証するとともに、引き続き周知徹底に努める必要がある。

監査委員による事業評価

事業の内容	(1)防犯カメラ等の設置状況調査、市民意識調査の実施 (2)弁護士、学識経験者などをメンバーとする専門会議を設置し、運用基準(ガイドライン)を定める。
--------------	--

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民の身近な場所で発生する犯罪の増加に合わせて、街中に防犯カメラが設置されるケースが増えている。防犯カメラは犯罪抑止には効果がある一方で、市民の間にはプライバシー保護に配慮を求める声がある。
			② a	近年、プライバシー保護に対する要望が強くなるとともに、個人情報保護条例が制定されるなど法令の整備が進み、防犯カメラの設置についても一定のルールが求められている。
			③ a	ルールづくりについては、学識経験者や市民代表からなる検討委員会を設けて作業を行った。
2	有効性 (15点)	11	① a	完成したガイドラインを単に窓口配布するのではなく、事業者向けに説明を行うなど、実務担当者へのPRを行った。
			② b	ガイドラインの内容について、県や県警など関係機関との調整を密に行い、作業に手戻りが生じないようにした。
			③ b	平成17年度予算における重点政策に沿って事業推進を図り、またガイドラインの内容については、個人情報保護条例との整合性を図ったものとしている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	事業の最終形や事業スケジュールについて職場内で共有化されており、ほぼイメージどおりに作業が進められた。
			② b	防犯カメラの有用性の確保とプライバシー保護という相反する概念の調和をどのように図るかという点について、工夫した内容になっている。
			③ a	当初のスケジュール通りに作業は進み、ガイドラインという形でまとめることができた。また、ガイドラインには解説を掲載して、内容をわかりやすいものとした。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	防犯に関する市民意識については、防犯活動実態調査の結果を活用したことにより、作業の効率化を図ることができた。
			② c	ガイドライン策定に際しては、特定財源の導入などは図っていない。
			③ b	ガイドラインの内容について、県や県警など関係機関との調整を密に行い、作業に手戻りが生じないようにした。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	本事業は、横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
			② b	本事業で直接事故につながるようなものはない。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	完成したガイドラインについては、広く市民に公表し周知を図っている。
			② b	防犯カメラの有用性の確保とプライバシー保護という相反する概念の調和について、社会的な公正性の確保に配慮し、関係者による検討委員会を設けて作業を行った。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	検討委員会における資料及び議事録については、すべてホームページ上に公開しており、素案等については、電子メールでも意見募集を行った。
			② a	検討委員会では、委員の内部防犯体制に抵触する部分を除き全て公開しており、資料や議事録もホームページ上に掲載している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	プラン策定に際しては、学識経験者や現場で実際に防犯活動を行っている市民代表やPTA代表に参画していただき、作業を行った。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	完成したガイドラインはホームページ上に全文を公表し、必要な人が必要なときペーパーレスで内容を確認できるようにしている。
総合評価 (100点)		76	B	本ガイドラインは、街中に増加する防犯カメラと個人のプライバシー保護との調和を図るものとして、実情を踏まえ設置者が受け入れやすい内容にまとめることができた。

局による事業評価

事業の目的

安全で快適な地域を実現していくための「よこはま安全・安心プラン」の実践編としてマニュアルを作成し、地域の防犯力強化につなげていく。

地域防犯マニュアル作成費

点数	adc 評価	理由、説明等
11	① b	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっている。
	② a	防犯対策に必要な知識やボランティア活動を開始するノウハウは、自主防犯活動に必要な支援とされている（16年警察白書）ことから、実践に結びつく情報や仕組みが求められているといえる。
	③ b	学識経験者や現場で活動する市民代表等を構成員とした「プラン策定委員会」を通じて市民代表からの意見を聞き、活動紹介は市民からの情報提供を受けている。
9	① b	安全安心プランで整理した防犯活動の考え方を踏まえ、具体的な活動を紹介するなど、実践編として作成したことにより、相互の効果を高めている。なお、周知方法は一層の成果を上げるための工夫が必要である。
	② c	神奈川県や神奈川県警、防犯活動団体などと連携をとりながら作成した。なお、一部の区では先行して防犯マニュアルが作成されており、局区間での連携・調整が必要である。
	③ a	17年度予算の重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」の実現に向け、プランの実践編として作成した。
13	① a	対策別に個人編・地域編・子ども編に分け、3部構成でのマニュアルの作成が目標である。
	② a	他都市でもマニュアルは作成しているが、テーマ別3部構成は政令市初である。また、子ども編において子どもを加害者にしないという視点が盛り込まれている点が有効である。
	③ b	予定したプロセスに従いスケジュールどおり作成し、各125,000部配布している。
11	① b	全文をホームページで公表し、必要な部分をプリントアウトできるように工夫されている。
	② a	3篇とも広告を掲載して広告料収入を得ている。
	③ b	マニュアルの策定にあたり、防犯対策調整会議に参加している区や局の意見を聞きながら進めた。
6	① b	横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
	② b	作成の過程において、個人情報の取扱い、その他の事務について、事故等は発生していない。
8	① a	実態調査の結果や、プランの内容を踏まえて作成しており、それぞれの市民意見を反映したものとなっている。
	② b	防犯対策に必要な知識やボランティア活動を開始するノウハウは、自主防犯活動に必要な支援として行政の役割と考えられ、特定の受益者負担にはなじまない。
6	① c	ホームページに公表するとともに自治会町内会等に印刷物を配布しているが、検討委員会においても周知方法の工夫が求められており、今後、浸透度を検証した上で、適正な配布先や配布数についての検討が必要である。
	② a	イラストの活用など、視覚的な効果を活用している。子ども編には、子どもに読んでもらいたい部分に振り仮名を振るなど工夫がなされている。
3	① b	策定過程では「プラン策定委員会」を通じて市民代表からの意見を聞くなどしている。
3	① b	プランはホームページ上に公開され、適時ペーパーレスでの閲覧が可能となっている。
70	C	「よこはま安全・安心プラン」の実践編として作成した「安全・安心ハンドブック」が各地域、家庭の防犯活動に活用されるための仕組みが必要である。今後、地域での防犯活動支援を進めるに当たっては、区で作成している別のマニュアル等との調整が必要である。

監査委員による事業評価

事業の内容	プランの実践編として、3部構成で防犯マニュアル「安全・安心ハンドブック」を作成
--------------	---

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、地域では防犯活動に対する支援が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しいニーズへの対応である。
			③ b	マニュアル作成に際しては、プラン策定委員会を通じて市民代表からの意見を聞き、また、活動紹介については区を通じて市民から情報提供があった。
2	有効性 (15点)	13	① a	マニュアルについては、同時に作成した安全・安心プランで整理された防犯活動の考え方を踏まえ、その実践編として作成したことにより、相互の効果が高めることができた。
			② b	内容については、県や県警および防犯活動団体などと連携をとりながら作成した。
			③ a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策との整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	事業の最終形や事業スケジュールについて職場内で共有化されており、ほぼイメージどおりに作業が進められた。
			② b	マニュアルについては、他都市でも作成しているが、テーマ別に3編に分けて作成したのは政令指定都市で初めてである。
			③ b	当初計画どおり、マニュアルを作成し配布することができた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	マニュアルについては、全文をホームページで公表し、市民が必要な部分のみをプリントアウトできるよう工夫した。
			② a	マニュアル作成に際して、3編とも広告を載せて収入を得た。
			③ b	マニュアルの内容については、必要に応じて防犯対策調整会議の場で各局区の意見を聞いてまとめている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	本事業は横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
			② a	防犯パトロール中に、犯罪に遭遇した場合の対応についてわかりやすい解説を記載するなど、地域や個人の安全確保について有用な内容となっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	マニュアルについては、実態調査の結果やプランの内容を反映して作成しており、できる限り市民の声を反映したものになっている。
			② b	地域防犯への支援は行政の責務であり、その中で防犯情報の提供は大きなウエイトを占める。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	マニュアルについては、自治会町内会等に配布したほか、全文をホームページに公開している。
			② a	マニュアルの内容はイラスト等を活用して誰にでもわかりやすい表現にまとめた。また、子ども編では大人と子どもが一緒に読んでもらいたい部分は振り仮名を標記し、子どもでも理解しやすい表現とした。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	マニュアルについては、実態調査の結果やプランの内容を反映して作成しており、市民との協働実現のために有用な内容となっている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	完成したマニュアルはホームページ上に全文を公表し、必要な人が必要ときペーパーレスで内容を確認できるようにしている。
総合評価 (100点)		76	B	完成したマニュアルは自治会町内会等を中心に配布したが、その後の配布希望も多く寄せられており、地域における具体的な防犯活動に活用されている。

局による事業評価

事業の目的

市民の防犯への意識啓発など、傘下の防犯協会とともに取り組む横浜市防犯協会連合会の活動を通じて、本市が進めている「市民の暮らしを守る安全・安心なまちの実現」に寄与する。

横浜市防犯協会連合会補助金

監査委員による事業評価	点数	adc 評価	理由、説明等
	13	①	a
②		a	警察、行政、地域が、それぞれの役割の下に協力して防犯対策を推進することは、最近の社会情勢を受けた対応である。
③		b	本市における防犯対策は、地域防犯活動への支援を中心に事業を展開しており、各単位防犯協会への補助金の使途はその趣旨に合致している。
11	①	b	補助金の使途の大半を占める各単位防犯協会の活動は、街の美化活動や交通安全と連携した取組など、防犯分野に限定せず、様々な分野の活動と連携して取り組むことにより、事業効果の向上を図っている。
	②	b	各単位防犯協会の活動は、神奈川県、市、区や警察署と連携を図りながら効果を高めるよう工夫している。
	③	a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を推進する上で欠かせない団体への補助金である。
9	①	b	各単位防犯協会が実施する防犯活動への補助事業であり、補助対象事業は年度当初に年間事業計画を作成している。
	②	b	各単位防犯協会の事業計画は、スケジュール等も明示した計画となっている。
	③	b	計画どおり補助が執行されているが、単位防犯協会への補助については、適宜その実績を把握することが必要である。
9	①	b	各単位防犯協会が防犯講演会等を本市と共催する場合には、神奈川県のみならず安全指導員の協力を受けるなど実践的な防犯啓発活動を行っている。
	②	b	補助金の使途の大半を占める各単位防犯協会の事業経費は、単に市補助金に依存するのではなく、地域団体や企業等から分担金を受けている。また神奈川県からの補助金も受けている。
	③	b	各区の防犯協議会等で関係団体との連携を深め、総合的な安全対策を進めている。
4	①	c	補助金は「横浜市防犯協会連合会補助金交付要綱」に沿って交付しているが、事務局を所管課が兼ねている。平成16年度の行政監査でも同様の指摘がされているため、引き続き検討を行うとともに改善が必要である。
	②	b	本事業で直接事故につながるようなものはない。
6	①	b	防犯活動の推進とその発展向上は、多くの市民にとって有益であり、市防犯協会連合会の活動は公平、公正なものである。
	②	b	各単位防犯協会では事業経費については、単に市補助金に依存するのではなく、地域住民や企業から分担金や、また神奈川県からは補助金など、幅広く負担を受けている。
6	①	b	市防犯対策連合会自体の活動状況については情報が提供されていない。区役所との共催事業等においては区役所で情報を発信している。
	②	b	各単位防犯協会が地域に配布している地域安全ニュースについては、市民が見て理解しやすいように表現や構成を工夫している。
3	①	b	市防犯協会連合会は、防犯功労者の表彰や、各防犯協会への援助活動を通じて、市民活動との連携を図っている。
3	①	b	事業の執行に際しては、可能な限りペーパーレスで実施し、資料作成も必要最低限のものにとどめるようにしている。
64		C	本事業の大半を占める補助金の使途は、各単位防犯協会の防犯活動援助となっている。各単位防犯協会には市からの援助があることを踏まえ、各区の防犯関連会議等を通じて関係機関の役割を明確にし、より効果的な地域の防犯活動を推進することが必要である。

事業の内容	(1)防犯功労者表彰等「横浜市防犯協会連合会」の活動への補助
	(2)防犯協会活動、地域安全活動等「単位防犯協会」の活動への補助

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、地域では防犯活動に対する支援が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しいニーズへの対応である。
			③ b	本市における防犯対策は、地域防犯活動への支援を中心に事業を展開しており、実施内容については地域ニーズに合ったものを実施している。
2	有効性 (15点)	11	① b	街の美化活動と連携した取組や交通安全と連携した取組など単に防犯分野に限定せず、さまざまな分野の活動と連携して取り組むことにより、事業効果の向上を図った。
			② b	事業執行に際しては、県、市、区や警察署と連携を図りながら推進し、効果を高めるよう工夫している。
			③ a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策と整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	年度当初に年間事業計画を作成して、その計画に基づき事業を推進している。
			② a	地域における情報提供の充実を図るほか、交通安全との連携事業、青少年を対象とした事業など、事業の幅を広げた目標になっている。
			③ a	円滑な事業実施に加え、地域における情報提供については、年間で100回以上地域安全ニュースを発行した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	県のくらし安全指導員を積極的に活用し、各地域や学校で実践的な防犯啓発活動を行った。
			② a	事業経費については、単に市補助金に依存するのではなく、地域団体や企業等から分担金を受け、また県からは補助金を受けている。
			③ b	関係団体との連絡会議を開催して、効率的な事業執行を行っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	本事業は、横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
			② b	本事業で直接事故につながるようなものはない。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	事業の組立ては各防犯協会が地域ニーズを踏まえて効果が上がるような形で実施している。
			② b	事業経費については、単に市補助金に依存するのではなく、各企業から分担金を受け、また県からは補助金を受けるなど、幅広く負担をお願いしている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	事業を実施する際には、各地域への広報を行い、事業趣旨を理解してもらえるように取り組んでいる。
			② b	地域に配布している地域安全ニュースについては、市民が見て理解しやすいように表現や構成を工夫している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域や行政のみならず、区内企業や学校と連携を図った事業を積極的に実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	事業の執行に際しては、可能な限りペーパーレスで実施し、資料作成も必要最低限のものにとどめるようにしている。
総合評価 (100点)		78	B	本事業は、各防犯協会が地域のニーズを踏まえ、実情に合った形で事業を組み立て実施している。また、地域に安全ニュースを発行するなど、地道な活動を継続している。

局による事業評価

事業の目的

神奈川県警察本部等との政策面での調整を行い、本市の重要施策である防犯対策の取組を推進する。

安心都市ヨコハマ推進費

点数	adc 評価	理由、説明等
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっている。警察、自治体の連携を進め、対策を講じていくことは市民ニーズが高いと考えられる。
	② a	第9次都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全安心の再構築」のモデル地区に指定されるなど、地域的にも社会的なニーズは高い。
	③ b	地域における防犯対策等について、神奈川県警との政策調整、庁内関係局区間の調整を行っており、官民の役割分担のあり方を含めて検討している。
9	① b	全市で取り組む防犯対策の効果を高めるため、市内警察署からの区等への情報提供や取組の方向性などについて調整を行っている。
	② b	市の取組が、神奈川県や神奈川県警と重複せず、効果的に行うための情報交換、意見交換を行う事業である。
	③ b	予算の重点政策課題であるとともに、都市経営局運営方針にも位置付けて取り組んでいる。
11	① b	警察との連携強化、八都県市の広域連携などに向けた情報、意見交換の実施を通じて本市の防犯対策を推進することを目標としている。
	② b	繁華街対策など課題の認識はあるものの、警察との関係もあることから、明確な目標は立てていない。
	③ a	懇談会を予定どおり年3回開催するとともに、神奈川県警による日の出町、黄金町地域のバイバイ作戦（売買春行為追放作戦）と連携して、地域活動の支援などを行い成果を上げている。
9	① b	経費は会議の資料代、調査の旅費等となっている。
	② b	外部資金の提供を受けることはなじまない事業と考えられる。
	③ b	効果的な防犯対策を迅速に実施するための情報収集・意見交換である。
6	① b	事務経費の執行については適切に行われている。
	② b	神奈川県警と調整しながら実施しており、事故は発生していない。
8	① a	警察等との連携による安全・安心なまちの実現はすべての市民にとって有益であり、公平・公正なものである。
	② b	安全・安心なまちの実現はすべての市民に対する利益であり、受益者負担という考え方はなじまない。
6	① b	警察との懇談会の情報など慎重に扱うものもあるが、必要な情報はホームページで一部公開している。
	② b	当事業の直接的な情報は必要最小限であるが、懇談会を通じて区等が公表する情報を警察署等から入手するための関係づくりに貢献している。
3	① b	地域の防犯活動等の支援に向けた対策について懇談会等で意見交換を行っており、間接的に地域の取組を推進している。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
68	C	警察と市の幹部の意見交換による防犯対策の推進が目的であり、具体的な事業執行はないが、黄金町地域の対策や今後の市の防犯対策について、有意義な情報を通じて組織を挙げた連携が期待できる。

事業の内容	(1)神奈川県警察本部と本市幹部職員との意見交換会「安心都市ヨコハマ懇談会」を開催
	(2)繁華街対策の他都市調査
	(3)八都県市治安・防犯対策連絡会議などを活用した情報収集

所管局課名

都市経営局政策課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
局 に よ る 事 業 評 価	1 適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査「市民への要望」第1位が防犯対策だったことから、「安全・安心なまちの実現」を平成17年度重点政策課題と位置づけて、全庁的に取組を推進することとしている。	
			② a	神奈川県警による「バイバイ作戦」の開始、都市再生プロジェクト第9次決定をうけ、繁華街の環境浄化対策について重点的に取り組んだ。	
			③ b	県警との政策調整、庁内関係局区間の調整が主であり、官民の役割分担はなじまない	
		2 有効性 (15点)	15	① a	防犯対策は区役所が中心となり、関係局がサポートしながら取り組むことが有効であるため、都市経営局ではこれらの取組が円滑に行われるよう局際調整や県警等との調整を積極的に行った。
		② a		県、県警や庁内関係局区間の取組みと重複することのないよう情報の収集、意見交換等を行っている。	
		③ a		都市経営局運営方針において重要施策として位置付けるとともに、全庁的な取組を推進するため平成18年度重点政策課題とした。	
		3 目標達成度 (15点)	9	① b	県警との連携強化、全市的な防犯対策の充実が最終目標といえるが、具体的に数値化するのは困難。
		② b		調整が多岐に渡るうえ突発的事項も多いためチャレンジ性は高いが、目標の数値化が困難なため評価できない。	
		③ b		県警との連携、防犯対策は着実に進んでいるが、目標の数値化が困難なため評価できない。	
	4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	電子メールの活用による会議の効率化や会議開催には本市関係施設を使うなど経費節減に努めている。	
	② b		なじまない。		
	③ b		県、県警や庁内関係局区間の取組みと重複することのないよう、情報収集に努めている。		
	5 合规性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	馴染まない。	
	② b		馴染まない。		
	6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	安全・安心なまちの実現は全ての市民にとって有益であり、社会的公平性は確保できている。	
	② b		安全・安心なまちの実現は全ての市民に対する利益であり、受益者負担という考え方はなじまない。		
	7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	政策調整中の事項が多く、市民への情報提供にはなじまないが、一部ホームページでの情報提供は行っている。	
	② b		政策調整中の事項が多く、市民への情報提供にはなじまないが、公表できるものについてはホームページで情報提供を行っている。		
	8 市民との協働 (5点)	3	① b	なじまない。	
	9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	都市経営局ISO基本方針に基づき、オフィス活動などにおける無駄を排除し、環境の保全・環境目標の実現・廃棄物発生抑制に取り組んでいる。	
	総合評価 (100点)	72	B	市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応したが、迅速で無駄のない事業執行や環境負荷の軽減に向けて更に工夫が必要である。	

「② 地域における防犯活動」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (10点)	10	① a	市民意識調査や区民アンケートの行政への要望は「防犯対策」がおおむね第1位であり、市民の防犯に対する関心やニーズは高くなっている。 また、「よこはま安全・安心プラン」の策定に先立って実施したアンケート調査や、各区で行っている防犯活動に関する調査で、地域の安全の確保への要望や、地域での活動に関する要望が挙げられており、本施策の各事業もおおむね市民の意識啓発や地域を主体とした防犯活動への支援、防犯環境の充実を目的として実施されている。
			② a	全国的な犯罪認知件数は平成14年をピークに微減傾向だが、本市では16年まで増加していたことを受け、防犯対策の充実に取り組んでいる。特に地域コミュニティが希薄化し、地域の防犯力も低下しているため、主に地域主体の防犯活動への支援を行っている。また、学校や登下校時での事件の多発に伴い、「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告」（平成17年3月文部科学省）に基づく安全管理を進めており、関係機関との連携等の充実も図られている。
2	有効性 (10点)	8	① b	本施策は12事業中7事業が新規事業であり、防犯への要望に応じて速やかに対応が図られているが、地域の防犯活動上の課題として、「よこはま安全・安心プラン」でも効果的な活動方法や他団体の活動状況に関する情報収集、参加者の固定化などが挙げられている。活動の継続性を図るためにも、情報誌の発行など情報共有の推進や団体のネットワーク化、防犯活動にかかる人材の育成など、地域の防犯活動の更なる活性化のための支援が必要である。
			② a	「横浜市防犯力強化宣言」（平成16年12月）における「地域の知恵と力による安全・安心の確保」の推進や、平成17年度予算編成における重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に対応し、地域の主体的な活動への助成や、地域防犯拠点の整備などの支援、防犯灯や防犯カメラ・電子錠等安全確保のための諸設備の整備が進められている。
3	目標達成度 (10点)	8	① b	「よこはま安全・安心プラン」では、「地域における自主的な取組により犯罪に強く快適な地域をつくる」こと、「身近な犯罪の発生を防ぎ、市全体の犯罪発生率を継続的に減少させ、犯罪に対する不安感を軽減していく」ことを地域防犯の基本目標としている。そのための3か年行動計画として、自主的な防犯活動への助成や意識啓発、環境づくりなど地域の実情に合わせた様々な支援策により、地域の防犯力向上と犯罪発生件数の減少を図っている。
			② a	地域住民による自主的な防犯パトロールや地域防犯拠点の設置、子ども110番の家の拡充など、地域での防犯活動が活発化しており、こうした活動との因果関係は明確ではないが、平成17年の犯罪発生件数は前年比26.5%減少している。 今後は、全市的な活動状況や実績などを定量的かつ定性的に把握した上で進行管理を行い、全市的な活動水準の向上を図る必要がある。
小計 (30点)		26	B	本市では、地域のパトロール活動や情報発信を行う地域防犯拠点の設置や、学校の安全管理をサポートする「よこはま学援隊」の創設など、地域の自主的な防犯活動に対する支援を行っている。 また、防犯灯や防犯カメラなどの整備により防犯環境の改善も図られており、これらの取組が平成17年の犯罪発生件数が前年比△26.5%と大きく減少したことに大きな効果を上げていると考えられる。 警備会社に委託しているパトロールについては、各区一律に配置しているが、地域ごとに必要性が異なっているため、地域の状況やニーズに合わせて柔軟に対応していくことが望ましい。 今後、地域の防犯活動をより活発化していくために、各団体が活動のノウハウを共有化できるよう様々な場や機会を提供するとともに、地域の防犯活動を推進する人材の育成に努めるなど、効果的に活動を進めていくための支援が必要である。
事業評価計 (70点)		45		
総合評価 (100点)		71		

監査委員による施策評価

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	地域における防犯活動への支援については、活動主体や内容など地域の実情に合わせて実施することが求められている。地域活動が行き届かない場所への対応や活動の中心となる施設の整備、商店街における防犯対策、学校における安全対策など、場面や活動状況に応じたきめ細かい支援策を実施している。
			② a	防犯については、市民意識調査において3年連続して第1位となるなど、市民の関心は大変高いものがある。また、全国各地で発生している子どもを巻き込んだ凶悪な犯罪は、地域社会において大きな不安と動揺を与えている。このような状況において、防犯対策の中心となる地域防犯活動への支援や子どもの安全に対する対策の強化は重要な役割を持つ。
	2 有効性 (10点)	10	① a	地域活動について、その活動内容や活動主体に対応した形で、支援事業を構築している。防犯活動は初期段階にある地域が多く、その方法や組織づくりに向けた支援を厚くしている。また、子どもを巻き込んだ犯罪を受け、子ども安全に向けた施策や住居を中心とした地域、商店街の防犯施策などバランスをとった内容となっている。
			② a	本施策においては、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯の強化を基本に据えた「横浜市防犯力強化宣言」に基づいて事業が構築されている。また、各事業は平成17年度予算編成における重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に適合したものであり、安全・安心なまちづくりの推進に大きく貢献するものである。
	3 目標達成度 (10点)	8	① b	防犯については、地域の実情に合わせた様々な防犯活動を支援することにより、地域防犯力を高め、安全・安心なまちづくりを推進することを目指している。その中で、施策全体では、地域における防犯活動を活性化させるとともに、犯罪に強いまちづくりを推進することにより、身近な犯罪の発生を防ぎ、市全体の犯罪率を継続的に減少させ、市民一人ひとりの犯罪に対する不安感を軽減することを目指している。
			② a	地域では防犯パトロールや危険箇所点検など、防犯活動に取り組む地域が増え、また、商店街でも新たに防犯活動を開始する団体が増えている。また、子どもの安全についても、防犯教育への取組が進み、地域を巻き込んだ見守り体制も定着化しつつある。
	小計 (30点)	28	B	防犯対策の基本は、地域防犯力の強化にあり、活動主体や活動内容に合わせたきめの細かい支援が求められている。そこで、各局区を中心として様々な支援を実施することにより、防犯活動に取り組む地域団体や商店街が増え、安全・安心なまちづくりに向け着実な前進がみられる。
	事業評価計 (70点)	53		
	総合評価 (100点)	81		

事業の目的

商店街の空き店舗等を活用して地域における地域防犯拠点の施設を設置し、地域住民による防犯活動の活性化を支援する。

地域防犯拠点設置支援事業費

点数	adc 評価	理由、説明等
15	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっている。また、よこはま安全・安心プラン策定委員会でも防犯拠点が必要であるとされており、プランの中にも明記されている。
	② a	よこはま安全・安心プラン策定委員会で拠点設置の必要性が求められている。また、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画（H15.12犯罪対策閣僚会議）」にも「地域安心安全ステーション」の設置が求められている。
	③ a	プランに基づき地域における防犯活動として市民が運営及び継続的な運営経費を負担し、行政は設置経費及び時限的な運営経費を負担するという役割分担により実施されている。
11	① b	拠点によって利用実績が様々な状況であるため、拠点間の連携によりノウハウや情報の共有を図る必要がある。
	② b	所轄警察署や神奈川県、区との連携により有効に活用されている事例もあるが、一部の区や所管局では各拠点の詳細な実施状況や成果を把握していないなど、フォローアップのための体制がとられていない。
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び「横浜市防犯力強化宣言」、平成17年度予算の重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に即している。
7	① b	全区での拠点整備を目標としている。
	② b	政令指定都市における複数の拠点設置は先駆的であるが、活用状況については特に先駆的なものはなく、地域の防犯パトロールの拠点や情報交換の場、防犯情報の提供などに利用されている。
	③ c	設置は13区にとどまっている。また、拠点によって活用状況が様々であるため、利用率が低い拠点については活性化に向けた支援策を局区で検討し、実施することが必要である。
9	① a	自治会町内会館を利用して維持管理コストの低減を図ったり、地元の寄附金により設置経費の一部を賄うなどの工夫がされている。
	② b	神奈川県に拠点整備に関する補助金があるが、拠点の新設に対する補助金であるため、申請を行っていない。神奈川県に対し、既存施設の活用についても対象とするよう要望を行っていくことが望ましい。
	③ c	地域・区・所管局との間で事業実施に当たっての課題や成果に関する情報の共有が図られていないため、事業改善のための取組につなげていない。
6	① b	各区で制定している補助金要綱に基づき適正に実施されている。
	② b	防犯マニュアルに即し、安全性を踏まえた活動を行うとともに、万一の事故に対しては市民活動保険に加入しているが、拠点の利用に関するルールは未整備である。
8	① b	地域の要望により設置するものであり、公平に行われているが、活動の継続性なども視野に入れた支援も考慮しながら設置する必要がある。
	② a	拠点の運営を地域が行っており、相応の負担がなされている。また、寄附金等地域の負担により設置経費が賄われている事例もある。
2	① c	設置当初は広報が行われているが、継続した普及啓発活動が行われていないため、ホームページや広報を活用し、適時情報提供を行うことが必要である。
	② c	拠点での活動状況などを随時情報提供し、取組を共有することにより活性化を図るとともに、地域の防犯への効果を高めることが必要である。
3	① b	委託により管理運営を行っている区を除き、各地域の実情に合わせた地域の団体による管理運営が行われている。
3	① b	事業を進めるにあたり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
64	C	拠点ごとの効果や成果について評価検証を行い、今後の運営の方向性を明らかにする必要がある。また、各拠点の利用状況を把握するとともに、他の拠点の事例紹介等の働きかけにより、活動の活発化のためのフォローが必要である。

監査委員による事業評価

事業の内容	(1)地域防犯拠点の設置に対し、施設整備や施設管理経費の補助(区配) (2)地域防犯対策の提供や地域防犯組織の立ち上げ支援のため、防犯知識を有する専門職員の派遣を一定期間委託
--------------	--

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、地域では防犯活動に対する支援が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しいニーズへの対応である。
			③ b	安全・安心プラン策定委員会の中で、委員から拠点設置の必要性について言及があり、プランの中にも明記している。
2	有効性 (15点)	11	① b	地域防犯拠点運営において参考になるよう、パトロール方法等を明記した防犯マニュアルを地域に配布している。
			② b	防犯拠点の設置、運営等については、区を中心として地域や所轄警察署などと調整を図って行っている。
			③ a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策と整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	防犯拠点の設置については、各区を中心として地域の実情に合わせて実施することとなっている。
			② a	地域防犯拠点設置の全区展開については、政令指定都市の中でも先駆的なものである。
			③ b	地域防犯拠点については、平成17年度末までに13区で設置されている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	地域防犯拠点の設置については、開設後の維持管理コストの負担等を考慮し、自治会町内会館等を利用するなどの工夫を行っている。
			② c	本事業において、特定財源の導入はない。
			③ b	地域防犯拠点運営において参考になるよう、パトロール方法等を明記した防犯マニュアルを地域に配布している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	本事業は、横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
			② a	防犯パトロールの留意事項については、防犯マニュアルに記載しており、また、万が一の場合は、市民活動保険でカバーしている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	地域防犯拠点については、その地域の活動状況を勘案し設置することで活動効果が向上することが期待できる地域に設置している。
			② b	地域防犯拠点の設置について支援を行うが、管理・運営については地域の実情に合わせて実施している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	地域防犯拠点の設置については、地域のニーズを踏まえて進めており、地域との調整の中で事業趣旨の周知を図っている。
			② b	地域防犯拠点を中心とした防犯活動の方法については、防犯マニュアルの配布を通じて周知を図っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域防犯拠点の運営については、自治会町内会を中心とした地域が実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	地域防犯拠点に防犯グッズを集約することにより、グッズ使用の共用を図っている。
総合評価 (100点)		72	B	地域防犯拠点については、各区において設置が進む一方で、運営方法についてはばらつきが見受けられるため、有効活用に向けた工夫を図りたい。

局による事業評価

事業の目的

自治会町内会、PTA、NPO等の知恵と力を生かした地域レベルでの防犯活動を支援し、地域と行政が連携して、まちの防犯力を向上させる。

地域の防犯力推進事業費

監査委員による事業評価	点数	adc評価	理由、説明等
	11	①	b
②		a	地域の防犯対策への要望を背景とした対策である。
③		b	行政と地域の連携を目指した支援事業であり、地域における防犯活動や、各区の防犯活動へ財政的支援を行う事業である。
5	①	c	地域防犯拠点設置事業との連携の強化や、使いやすい制度となるよう、周知方法や手続等に工夫が必要である。また、防犯活動を行う市民からの意見聴取を行うなど、充実した内容となるよう見直しが必要である。
	②	c	関連する事業の所管課とは必要に応じて意見交換等が行われているが、区事業との重複のないよう、より綿密な調整が必要である。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」、「横浜市防犯力強化宣言」及び17年度予算の重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に基づき事業実施されている。
7	①	b	全区での実施を目標としている。
	②	b	防犯アドバイザーの養成などの人材育成や、地域のネットワーク化などの課題に対応するための活動を対象としている。
	③	c	提案事業の交付金額が予算額の58%、6区で8事業の実施にとどまるなど当初の目的を達成していない。また、各区での実施状況・成果について所管局での把握及び検証が必要である。
7	①	b	各区において印刷物の適正な発行部数の把握に努めるなど、コスト削減が図られている。
	②	b	印刷物の作成に当たり、広告料収入の導入などにより財源確保を図っている取組があった。
	③	c	事業企画の募集時期が遅れたことなどから、一部の区ではこの事業が効率的に機能しなかった。
6	①	b	各区での委託業務等は関係法令に基づき適正に執行されているが、局と区の事業執行のあり方については見直しが必要である。
	②	b	防犯情報提供システムなど個人情報が必要な事業については、関係法令等にとり適正に管理されている。
6	①	b	各区が地域のニーズを把握して防犯活動への支援を行う事業である。
	②	b	今回実施された提案事業においては、受益者負担の考え方がなじむものなかった。
4	①	c	区役所をはじめ、対象者に対する情報提供が不十分であり、事業の成果にも影響が出ている。
	②	b	市民向けには、事業概要だけでなく、申請方法を図示してわかりやすく表示したり、必要に応じて希望者に説明会を実施するなどの工夫が望ましい。
3	①	b	警察と連携した情報誌の作成や、PTAで実施している子ども110番の家への物品配布など、地域の活動との連携による取組が行われている。
3	①	b	事業を進めるにあたり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
52		C	18年度は事業目的をより明確に峻別した新規事業へ移行済みであるが、類似事業が個別に区配されるのは有効性に課題がある。地域をベースとする防犯対策事業に対する区と局の役割についての検討が必要である。

事業の内容	(1)地域の特性に即した地域の防犯力を高めるためのネットワーク化や、地域が主体となって取り組む防犯活動(地域防犯拠点の施設利用の促進、人材育成、防犯情報の提供等)に対する支援 (2)各区が防犯活動を推進するための提案事業に対する支援
--------------	---

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、地域では防犯活動に対する支援が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しいニーズへの対応である。
			③ b	本市における防犯対策は、地域防犯活動への支援を中心に事業を展開しており、実施内容については地域ニーズに合ったものを実施している。
2	有効性 (15点)	9	① b	事業の組立ては各区が地域ニーズを踏まえて効果が挙がるような形で実施している。
			② b	個々の事業執行については、各区が中心となって必要に応じて関係機関と調整を図り実施している。
			③ b	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策と整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	5	① c	区の自主事業との事前調整が十分ではなかった。
			② b	区を中心とした先駆的な防犯活動について、積極的に支援するものである。
			③ c	区からの応募件数が少なく、事業の執行率は低い。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	事業の執行に際しては、各区が中心となって効率的な事業執行を行っている。
			② b	事業によっては、広告料収入など特定財源を導入して事業を実施している。
			③ b	事業の執行に際しては、各区が中心となって効率的な事業執行を行っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	本事業は横浜市防犯力強化宣言及び市防犯計画「よこはま安全・安心プラン」の趣旨を踏まえて実施している。
			② b	本事業は、地域の安全確保に向けた活動に対し、積極的に支援するものである。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	事業の組立ては各区が地域ニーズを踏まえて効果が挙がるような形で実施している。
			② b	個人の安全や地域の安全を自らが守ろうとする活動に対する支援である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	個々の事業執行については、各区が中心となって地域と調整を図り実施している。
			② b	個々の事業執行については、各区が中心となって地域と調整を図り実施している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	事業執行に際しては、各区が中心となって地域と連携を図り、取組を推進している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	地域の安全を確保することにより、さまざまな面で資源が節約でき、それが環境負荷の軽減につながる。
総合評価 (100点)		62	C	区を中心とした地域防犯活動支援の一環として、事業費補助を行う内容であるが、内容の周知等が行き渡らず、事業提案数が少なかった。

局による事業評価

事業の目的

市民にとって安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、特に事件等が多発している地域の犯罪抑止、児童の安全確保、青少年の問題行動を未然に防ぐなど、地域の安全対策を図る。

安全・安心のまちづくり対策パトロール事業費

点数	adc 評価	理由、説明等
9	① b	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっているが、当該事業の需要や必要性に関する検証については精査が必要である。
	② a	地域の防犯対策への要望を背景とした対策である。
	③ c	地域における自主的なパトロール活動との役割分担等も踏まえ、警備委託によるパトロールの必要性について検証が必要である。
7	① b	パトロールの実施に際し、地域団体が参加することにより技術指導が受けられ、地域の防犯力の強化に貢献している。
	② c	地域の自主的なパトロール活動が行われている地域や相対的に犯罪発生率が低い地域でも本事業によるパトロールが均一に行われており、対象地区の選定については、必要性に応じた配置計画が必要である。
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」、「横浜市防犯力強化宣言」及び17年度予算の重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に基づき事業実施されている。
9	① b	全区を半年ずつ均一のパトロール回数を設定している。
	② b	地域団体との連携を図ることにより、地域防犯力の向上にも寄与している。
	③ b	事業執行は計画どおり行われているが、効果検証が行われていない。必要に応じたパトロールを行うためにも区ごとに状況を把握する必要がある。
7	① b	委託に関する経費は適正である。
	② c	当初緊急地域雇用創出特別交付金を活用した事業であったが、現在は特定財源の導入等に関する検討は行われていない。
	③ b	地域パトロールの参加や対象地域の状況等に配慮して実施されているが、対象地区・回数等の必要性に応じた全体的な実施計画の策定が必要である。
10	① a	委託については、関係法令に基づき適正に執行されている。
	② a	委託パトロールの事故対応は、契約書等で対応している。また、地域によるパトロールは、安全・安心ハンドブック等のマニュアルが活用されているほか、万一の場合には市民活動保険の対象となる。
4	① c	全区一律ではなく、地域による自主的なパトロール活動が行われていない地域など、必要に応じた配置を行うことが望ましい。
	② b	なじまない。
6	① b	パトロール活動は、広く市民に情報提供されるべき趣旨の取組ではなくなじまない。
	② b	関係団体・機関に対する必要な情報提供は行われており、広く市民に情報提供することはなじまない。
3	① b	可能な限り地域団体と合同でパトロールを実施するなど地域との連携が図られている。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
58	C	警備会社への委託パトロールの実施が、地域でのパトロール活動の活性化につながるよう、各区における活動助成事業と併せた支援が必要である。また、地域の実情に応じた配置を行うことが必要である。

事業の内容	警備会社に委託してパトロール隊を編成し、事件等が多発している地域や公園、繁華街のパトロール活動を実施
--------------	--

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、地域では防犯活動に対する支援が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しいニーズへの対応である。
			③ b	本事業は、民の活動で対応できない部分への補完及び民の活動支援という観点を持って実施しており、その中で官民の役割分担は明確になっている。
2	有効性 (15点)	11	① b	パトロールを実施する際には、可能な限り地域団体と一緒に活動し、技術指導を受けるようにしている。
			② b	本事業のパトロール対象区域以外における技術指導等については、県のくらし安全指導員等を活用して地域防犯力の向上を図っている。
			③ a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策との整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	防犯パトロールの回数や場所について、目標を立てて事業執行している。
			② a	単に警備会社によるパトロールだけでなく、地域団体との連携を図って実施することにより、地域防犯力の向上に結び付けている。
			③ b	当初の事業計画どおりに事業執行が図られている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	単にまちの警戒だけでなく、地域団体への技術指導を合わせて実施している。
			② c	本事業において特定財源の導入は行っていない。
			③ b	パトロール実施日時等については、住民が参加しやすく、また警察によるパトロールとの重複がないように調整している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	本事業は横浜市防犯力強化宣言の趣旨を踏まえて実施している。
			② a	防犯パトロールの留意事項については、防犯マニュアルに記載しており、また、万が一の場合は、市民活動保険でカバーしている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	防犯活動の初期段階においては、防犯の専門家からの技術指導は有効であり、適切なものである。
			② b	地域防犯を強化し、安全・安心なまちづくりが推進されることにより、その利益は地域に広く還元される。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	事業執行に際しては、区が中心となって各地域や警察署との調整を行っている。
			② b	事業執行に際しては、区が中心となって各地域や警察署との調整を行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	事業執行に際しては、可能な限り地域団体と合同でパトロールを実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	安全安心なまちの実現は、さまざまな面から資源の節約につながり、環境負荷の軽減につながる。
総合評価 (100点)		72	B	本事業については、区からの要望も強く、防犯活動が初期段階にある地域支援や地域防犯活動では対応しづらい地域における防犯対策として効果がある。

局による事業評価

事業の目的

「明るい防犯灯」を設置してまちを明るくし、夜間における犯罪の発生を防止することにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

防犯灯設置事業

監査委員による事業評価	点数	adc評価	理由、説明等
	11	①	b
②		a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。
③		b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。
9	①	b	区役所が通常の防犯灯と合わせて自治会町内会の要望を受けており、地域においては、通常の防犯灯と明るい防犯灯とを使い分けることによって事業効果を高めている。
	②	b	明るい防犯灯の設置については、地域の要望に基づき設置補助を行っている。また、深谷通信所内の照明についても地域の要望に基づき設置している。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」、「横浜市防犯力強化宣言」及び17年度予算の重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に基づき事業実施されている。
9	①	a	電柱利用灯180灯、鋼管ポール灯54灯の設置補助を目標とした。
	②	b	明るい防犯灯は地域の要望を受けて、従来のものより充実させた制度となっている。
	③	c	目標の半分程度の電柱利用灯99灯、鋼管ポール2灯となっている。
9	①	b	従来の防犯灯と明るい防犯灯を使い分けることによって、地域では防犯対策の選択肢が広がり、環境改善に結びついた。
	②	b	明るい防犯灯について、全額市からの補助でなく設置者からも一定の負担をお願いしている。
	③	b	要綱に従って遅滞なく補助金を交付している。
8	①	a	「明るい防犯灯設置費補助金交付要綱」に基づき、事業執行を行っている。
	②	b	補助金交付事業に付随する事故は発生しておらず、個人情報の保護についても適切に行っている。
6	①	b	補助額は、普通の防犯灯の設置補助額を考慮して決められており、公平性が確保されている。
	②	b	普通の防犯灯と同等の補助であり、残額は設置者の負担となっている。
6	①	b	事業執行に際しては、区から地域へ事業趣旨を説明している。
	②	b	事業説明する際には、従来の防犯灯制度との違いを含めて説明している。
3	①	b	明るい防犯灯では、設置について全額市からの補助でなく設置者からも一定の負担をお願いし、また、管理については地域が担当している。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
64		C	防犯灯の設置は地域防犯において重要な事業であり、明るい防犯灯という選択肢を加えることは効果が見込まれるものの、設置費や設置手続など住民の負担が大きいことなどにより要望が少なくなっている。

事業の内容	(1)自治会町内会が自主的に設置する防犯灯(32W蛍光灯又は40W水銀灯)の設置費の一部補助
	(2)米軍・深谷通信所内の通路における夜間の安全確保を図るため防犯灯を設置

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査において、行政への要望が3年連続して「防犯対策」が第1位となっており、地域では防犯活動に対する支援が求められている。
			② a	平成14年度までは「防犯対策」は上位にランクされておらず、最近の社会情勢を受けた新しいニーズへの対応である。
			③ b	本市における防犯対策は、地域防犯活動への支援を中心に事業を展開しており、実施内容については地域ニーズに合ったものを実施している。
2	有効性 (15点)	11	① b	地域においては、通常の防犯灯と明るい防犯灯とを使い分けることによって事業効果を高めている。
			② b	明るい防犯灯の設置については、地域の要望に基づき設置補助を行っている。また、深谷通信所内の照明についても地域の要望に基づき設置している。
			③ a	平成17年度予算における重点政策課題に「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」を掲げ、上位施策と整合性を図った事業展開を行っている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	地域の要望に沿った形で事業実施することが明確になっている。
			② b	明るい防犯灯は地域の要望を受けて、従来のものより充実させた制度となっている。
			③ b	設置については、地域の要望に合わせて実施している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	従来の防犯灯と明るい防犯灯を使い分けることによって、地域では防犯対策の選択肢が広がり、環境改善に結びついた。
			② a	明るい防犯灯について、全額市からの補助でなく設置者からも一定の負担をお願いしている。
			③ b	地域から設置希望があった場合、地元への補助金として支出することにより迅速な対応を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	明るい防犯灯設置費補助金交付要綱に基づき、事業執行を行っている。
			② b	本事業を推進することにより、市民の不安が軽減されるとともに、犯罪の減少につながるものである。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	事業執行は地域への直接補助という形で実施しており、分かりやすいものとなっている。
			② a	従来の防犯灯よりも水準の高いものを設置するに際して、設置者負担を導入したことにより、社会的公平性を図れている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	事業執行に際しては、区から地域へ事業趣旨を説明している。
			② b	事業説明する際には、従来の防犯灯制度との違いを含めて説明している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	明るい防犯灯では、設置について全額市からの補助でなく設置者からも一定の負担をお願いし、また、管理については地域が担当している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	設置場所の地域特性に合わせて、照明設備を使い分けている。
総合評価 (100点)		74	B	防犯灯の設置は地域防犯において中心をなす事業であり、従来の20W防犯灯のほか、32W防犯灯という選択肢を加えることにより地域の防犯活動の幅を広げるものに結びついている。

局による事業評価

事業の目的

地域の治安が問題となっている中で、商店街の防犯機能の強化を支援し、商業振興と安全・安心な地域づくりを推進する。

安全・安心な商店街づくりモデル事業

監査委員による事業評価

点数	adc 評価	理由、説明等
11	① b	市民意識調査の市政要望において「防犯対策」が1位となっており、また、関係団体からの意見聴取も適宜行われているが、広く商店街の防犯に関する調査等が行われていない。
	② a	防犯対策への要望に応じた対策が実施されている。
	③ b	行政が商店街で実施する防犯活動に助成を行う事業であるが、地域の防犯活動全般における位置付けや、地域で行われている各取組との連携について検討が望ましい。
9	① b	区を申請窓口とすることで、自治会町内会や防犯活動団体、学校との連携による活動の推進や、地域の防犯活動に対する助言などの効果が図られている。
	② b	区の関係課とは必要に応じて調整が行われている。
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び「横浜市防犯力強化宣言」に基づき事業実施されている。
13	① a	72商店街（各区4商店街）への助成を目標としている。
	② a	街路灯の電気料補助については他都市でも同様に行われているが、「防犯活動」を併せて実施することを義務付けているところはなく先進的な取組である。
	③ b	実施商店街数の当初目標72件に対し、実施件数は64件（89%）とおおむね達成している。
9	① b	補助金額は補助対象である街路灯電気料と防犯活動経費を勘案し、適正な水準に設定されている。
	② b	被助成者の自己負担を前提とした制度であり、特に歳入確保等の取組は行われていない。
	③ b	各区商店街連合会および区役所担当課との連絡調整を図りながら執行されている。
6	① b	「横浜市安全・安心な街づくり事業補助金交付要綱」に基づき執行されている。新しい制度で判断に迷うケースがあった。
	② b	事務処理に関し、複数者による確認を行うなど、事故防止のための体制づくりがされている。
8	① b	補助対象となる商店街の選定に偏りは見られないが、今後はさらに多くの商店街の参加が可能となるよう未申請の団体への情報提供や相談体制の整備などの対策が必要である。
	② a	補助金の負担割合等、受益者負担についてはほぼ適切に設定されている。
6	① b	区商店街連合会への事業説明や各商店街への事業概要の送付などは行われているが、事業対象者だけでなく広く市民向けにも情報提供を行い、地域との連携による防犯活動の強化につなげていくことが望ましい。
	② b	事業の概要及び申請プロセスのみならず、実施結果なども含めた幅広い情報を提供していく必要がある。
3	① b	一部で自治会町内会等との協働により防犯活動を実施している事例がある。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
68	C	街路灯の電気料を補助するにあたって、「防犯活動」を義務付けた先進的な取組である。商店街が防犯活動の中心となることも目的としていることから、周辺地域等との連携を強化するための取組が必要である。

事業の内容	(1)加盟店舗数100以下の中小商店街が実施する自主防犯活動への一部助成(民間交番、夜間パトロール、ステッカー作成等) (2)商店街が維持管理する街路灯電気料の閉店後の防犯目的使用部分への一部助成
--------------	---

所管局課名
経済観光局
商業・コミュニティビジネス振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	「横浜市民意識調査」結果から市政への要望をみると「防犯対策」が3年連続1位になっている。また(財)横浜市商店街総連合会を通じて商店街からのニーズ・要望等は把握している。
			② a	地域の防犯対策への関心は高く、安全安心な商店街づくりが求められており、多くの市民が通行する商店街の街路灯照明は不可欠であると考えられるので、時代の変化に対応しているといえる。
			③ a	防犯に関する支援であり、多くの商店街の自主的な活動を誘発し、それを支えるという望ましい役割分担になっているため「官」が引き続き支援事業を行っていくことが適当と考えられる。
2	有効性 (15点)	13	① a	防犯活動に熟知した区地域振興課を申請窓口として経路することで、効果的な防犯活動を商店街へ教示でき、事業の成果・効果を高めている。
			② b	関連する事業を所管する部局とは、必要に応じて意見交換等を行っている。
			③ a	事業の成果を上げることにより、上位施策の「横浜経済を支える中小企業への総合支援」の目標実現に寄与している。 また、地域の防犯の向上という施策目標の実現に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	数値化(72商店街)された目標を設定しており、職場内で共有されている。
			② b	限られた予算の中で、目標を定めている。
			③ b	17年度の新規事業であり目標達成率は89%(64商店街)で概ね達成された。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	商店街自身が自己負担を伴うこともあり防犯活動についてはコスト意識を持って取り組んでいる。
			② b	防犯活動に関する商店街の自己負担が前提である。
			③ b	区商連及び区役所担当者と密に連絡を取り、円滑な事業執行を図った。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	判断基準を定めた要綱を遵守して運用しているが、初年度であり細目で判断に迷うケースもあった。今後、件数を積み重ねる中で解消されるものと考えられる。
			② b	書類の種類・数量が多岐に渡るため、発送する際は複数の担当者による突合せをしながら作業を行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	要綱に基づく商店街すべてを対象としており、サービスの内容も一律としている。
			② a	受益者負担は、要綱上の算出方法に基づき適切なものとなっている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	年度初めに、区商店街連合会ごとに事業説明を行い、また各商店街へ事業概要の通知を送付してお知らせしている。
			② a	課のホームページに、フロー図等を掲載し分かりやすいように工夫している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	防犯活動を商店街だけに限定せず、地域自治会等の市民と協働して実施する例も多数ある。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防犯活動の実施にあたっては、環境に配慮して行っている。
総合評価 (100点)		78	B	この事業は、地域の防犯対策への関心の高まりに応じて、商店街が防犯活動の中心となることが目的であり、市民ニーズに即したものと考えるが、局と区との役割分担などについてさらに検討する余地がある。

局による事業評価

事業の目的

既存商店街の景観の保全や安全・安心の確保のための環境整備に対する助成をすることにより、個性と魅力ある商店街づくりを支援する。

商店街共同施設整備事業

点数	adc 評価	理由、説明等
13	① a	「防犯カメラ等の設置管理に関する市民意識調査」ではカメラの設置が効果があるとの回答が91%、「通学路・繁華街・公園」への設置が効果的が70%となっており、ニーズが高い。
	② a	この事業は昭和28年度からの制度だが、防犯カメラの助成は16年度から始めている。防犯カメラ、街路灯ともに防犯対策として有効性は高いと考えられ、他都市でも同様の助成が行われている。
	③ b	補助要綱により助成を行っているが、見直しに当たっては外部意見等の聴取は行われていない。
9	① b	商店街整備計画を策定する段階でコンサルタント等により効率・効果の検討が行われている。
	② b	神奈川県が実施する事業と歩調を合わせている。 (補助率：市1/2又は市1/4県1/4)
	③ b	主要な目標である商店街の活性化に沿うとともに、「よこはま安全・安心プラン」の推進を図りながら事業を行っている。
11	① a	前年度の調査により、20事業を計画した。
	② b	助成の申出があった商店街の事業は、全件対象としている。
	③ b	20事業（19商店街）の事業に対して助成し、街路灯は11商店街（新設261基、改修51基）、防犯カメラは5商店街（71台）で設置した。結果、シャッターへの落書き等が減っているなどの効果も出ている。
9	① b	設置費の補助率は1/2（県市）、ランニングコストは原則商店街負担という制度であり、整備内容にコスト削減の意識が働くスキームとなっている。
	② b	商店街の自己負担が1/2となっている。
	③ b	補助申請のスケジュールなど、神奈川県との調整が図られている。
8	① a	「横浜市商店街共同施設補助金交付要綱」に基づいて実施している。
	② b	書類の確認検査は、複数職員で実施している。
6	① b	市内商店街をすべて対象としているものの、環境の厳しい商店街への事業展開は困難な状況となっている。防犯カメラ等の設備負担を負えない商店街（地域）の防犯対策を検討する必要がある。
	② b	補助の内容は要綱に基づき適切なものとなっている。
6	① b	商店街に対しては毎年説明会を行うなど助成制度が活用されるよう努めているが、広く市民への公開情報は限られている。
	② b	申請手続きはフロー図等によりわかりやすく掲載されているが、事業の計画、成果について広く公開されていない。
3	① b	地域のニーズを踏まえた計画を立てるためのコンサルタント派遣など、支援策も講じている。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
68	C	設置と維持管理に自己負担を伴う施設整備事業のため、実施できる商店街は限定的である。結果として、十分な防犯対策が難しい商店街も想定されるが、地域コミュニティとの連携等により、対応していくことが必要である。

監査委員による事業評価

事業の内容	市内の商店街が独自に設置する街路灯、アーケード、防犯カメラ等の共同施設に対する助成
--------------	---

所管局課名
経済観光局
商業・コミュニティビジネス振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	商店街からのニーズ・要望等や市民要望・「防犯対策」等に応えたものとなっている。
			② b	状況の変化を踏まえて、対象施設に防犯カメラを加えるなど要綱の改正等を行っている。
			③ a	商店街のニーズを取り入れ、多くの商店街整備を誘発してきた。民の自主的な整備を誘発しそれを支えるという望ましい役割分担になっている。
2	有効性 (15点)	13	① a	事業実施の初期段階から、民間アドバイザー及び所管課職員が加わることにより、事業の成果・効果を高めている。
			② a	関連する事業を所管する神奈川県と、歩調を合わせて相互の連携や調整を行っている。
			③ b	政策や施策の体系に基づいて進められており、施策目標の「横浜経済を支える中小企業への総合支援」実現に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	数値化された目標（20商店街）を設定しており、職場内で共有されている。
			② b	限られた予算の中で、過去の実績から目標を定めている。
			③ b	目標達成率は95%で、ほぼ達成された。（19商店街）
4	経済性・効率性 (15点)	13	① a	商店街自身が自己負担を伴うこともあり、整備内容についてはコスト意識を持って取り組んでいる。
			② b	商店街の自己負担が前提であり、神奈川県への補助も取り入れている。
			③ a	神奈川県と十分に連絡調整を行い、スケジュール管理も行われている。
5	合規性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	判断基準を明確に定めた要綱を遵守して運用している。
			② b	書類の確認・完了検査等の際は、複数の担当者で行っている。
6	社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	市内商店街すべてを対象にしており、公平・公正なサービス提供を行っている。
			② a	受益者負担は、要綱上の算出方法に基づき適切なものとなっている。
7	説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	年度初めに、区商店街連合会ごとに事業説明を行っている。
			② a	課のホームページに、フロー図等を掲載し分かりやすいように工夫している。
8	市民との協働 (5点)	3	① b	地域のニーズを踏まえた計画づくりを行っている。
9	環境負荷の低減 (5点)	3	① b	事業実施にあたり、当該施設整備が環境負荷の低減となるように商店街と協議している。
総合評価 (100点)		82	B	この事業は、大型店舗の進出や消費者ニーズの多様化に対応して商店街が個性と魅力を発揮するために設置する共同施設に対して助成を行うものであり、事業効果は上がっている。

局による事業評価

事業の目的

建物の防犯対策に関する相談や情報提供を行い、市民の住まいの防犯対策を支援する。

住まいの防犯対策推進事業

監査委員による事業評価	点数	adc評価	理由、説明等
	9	①	b
②		a	犯罪の発生状況から見ても、17年度は空き巣等の侵入盗が7,126件(全犯罪の約13%)となっており、建物に対する適切な防犯対策情報の提供は必要性が高いと考えられる。
③		c	防犯関連団体、建物部品団体等と連携しながら事業化しているが、常設展や相談業務については提供手法の市民ニーズや民間の動向などを把握しながら進める必要がある。
7	①	c	出張相談会、シンポジウムは、他と相乗効果などは特に認められない。また、配布しているチラシ等も、事業間の連携は薄い。
	②	b	それぞれの事業は、NPO法人横浜住宅リフォーム協会、神奈川県防犯設備士協会などと連携、協力しながら進めている。なお、事業構成の検討にあたり民間事業者の活動を踏まえた役割分担の検討が必要である。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」及び「横浜市防犯力強化宣言」に基づき事業実施されている。
7	①	b	出張説明会50件、シンポジウム4回開催などの活動目標が掲げられている。常設展については入館者等の目標は設定されていない。
	②	b	目標の水準は普通である。
	③	c	出張説明会の実績は10件、防犯セミナーは4回開催し、1回当たり40名程度の参加で成果としては不十分となっている。需要を見極めて適正な目標の下、達成する仕組みを構築することが必要である。
7	①	b	常設展は、既存の体験館内(ハウスクエア横浜)に設置し、建具等は関係団体から提供されているほか、常設展は、ハウスクエア横浜の体験館内に設置し、一体的に運用されている。
	②	b	国の補助対象事業(住宅関連施策推進費)として2分の1の補助を受けている。
	③	c	出張相談の手法により、常設に比べて経費を軽減したものの、10月を予定していた事業開始時期が3月にずれ込むなど、効率性に欠けている。
8	①	a	要綱、マニュアル等に沿って実施している。また、防犯設備士協会との連携などにより、最新の防犯情報が提供できる仕組みとなっている。
	②	b	個人情報の取扱い等については契約等に明記しており、事故は発生していない。
6	①	b	市内全ての戸建て住宅の所有者を対象としている。(共同住宅についてはマンション相談事業で行っている。)
	②	b	国庫補助対象事業の趣旨から、受益者負担は求めている。
6	①	b	広報よこはま、新聞発表、区役所等へのチラシ配布など広く情報を公表している。事業の効果を高めるための情報の提供方法について工夫が求められる。
	②	b	防犯出張相談のチラシは、18年度から申込ハガキを添付したスタイルに変更し、利用者の利便性を向上する予定である。
3	①	b	住まいの防犯対策に実績のある民間団体や相談・セミナー等の運営ノウハウを持ったNPO等の力を活用して事業を進めている。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
56		C	出張説明会の実績は10件、セミナーの参加者は1回当たり約40名(募集300名)となっており、取組の成果としては不十分である。それぞれの事業の検証を行い、今後の事業の検討が必要である。

事業の内容	(1)防犯リフォームの方法などの出張相談
	(2)ハウスクエア横浜での「住まいの防犯体験コーナー」企画展、啓発パネル等の展示
	(3)区民の身近な場所でのパネル展開催のための啓発パネルを各区に配布
	(4)防犯セミナーの開催

所管局課名
まちづくり調整局
住宅計画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	近年、住居侵入・窃盗・強盗などの犯罪の増加が社会問題となっており、15・16年度の「横浜市民意識調査」においても、行政に対する市民要望では「防犯対策」が2年連続で1位となり、17年度事業化を図って対応してきた。
			② b	「住み慣れたまちに“安全に安心して暮らしたい”という市民意識が急速に高まっているため、住宅の防犯対策、リフォームの方法等に関する相談や情報の提供が急務となってきた。
			③ b	官民の役割分担を考慮し、防犯関連団体、建物部品団体などとの連携や役割分担を図りながら、17年度新規に事業化。局運営方針の中で位置付けて、検証を行うとともに、引き続き事業内容の充実を図っていききたい。
2	有効性 (15点)	13	① b	これまでの住宅やリフォームの相談・情報提供に比べ専門性が高く、個別にきめ細かい対応が求められるため、「住まいの防犯対策」に特化した情報提供や啓発事業に加え、防犯リフォーム出張相談などを展開してきた。
			② a	神奈川県、安全管理局などとも調整や連携を行うとともに、NPO法人横浜市住宅リフォーム促進協議会や神奈川県防犯設備士協会などの関係機関と役割分担を図りながら連携・協力を進め事業展開を図った。
			③ a	17年11月15日発表された「よこはま安全・安心プラン～地域防犯力の向上をめざして」との整合を図りながら事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	17年度及び18年度まちづくり調整局運営方針に、具体的な目標を掲げ、検証しながら事業を進めている。
			② b	新たな事業化ということで、事前調整などに日時を要する点では困難な要素はあるものの、特別、困難なチャレンジ設定はしていない。
			③ b	住まいの防犯対策の専門家を現地に派遣する制度を創設し、ハウスクエア横浜に「住まいの防犯体験コーナー」を設置するとともに、各区で「防犯パ 祉展」を実施し、市民向けセミナーを4箇所で開催。民の力を活用し効果的・効率的に推進。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	NPO法人横浜市住宅リフォーム促進協議会や神奈川県防犯設備士協会などの関係機関と役割分担を図りながら、連携・協力を推進し、民の力を活用して効果的・効率的に事業展開している。
			② b	積極的に国土交通省所管国庫補助制度を導入し、市費負担の減少を図っている。
			③ a	常設相談事業に比較して、相談場所の確保に係る経費や人件費が抑えられる出張相談を展開したり、建物部品団体や住宅建材メーカーなどから提供されたものを活用して「住まいの防犯体験コーナー」を設置した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	関係法令を踏まえ、適正に行われており、最新の防犯に関する情報提供やアドバイスも適宜行っている。
			② b	日頃から本市と関係団体間で情報を共有するように努めており、必要な体制を整えている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	戸建て住宅の所有者で希望する市民全てを対象としており、また、提供するサービスの内容も一律としている。
			② b	戸建て住宅の所有者で希望する市民全てを対象としており、また、公費の負担が少なくなるよう関係機関と役割分担を図りながら、連携・協力を推進し、民の力を活用して効果的・効率的に事業展開している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	昨年度は新規に事業化したこともあり、記者発表を行うとともに、まちづくり調整局のホームページも掲載した。さらにハウスクエア横浜や横浜市住宅リフォーム促進協議会などの関係団体においてもホームページ等でPRを実施している。
			② b	市民に十分わかりやすいチラシやパンフレットの配布を行いながら、今後、申込手続の迅速化・簡素化などについても取り組んでいきたい。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	住まいの防犯対策に実績のある民間団体や相談・セミナー等の運営にノウハウを持ったNPOなど、民の力を積極的に活用して、効果的・効率的に事業を進めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		76	B	17年度も行政に対する市民要望では「防犯対策」が3年連続で1位となり、昨今の治安の状況から市民の関心やニーズは非常に高い。今後も関係団体との連携を密にしながら評価制度なども検討していききたい。

局による事業評価

事業の目的

児童・生徒が犯罪や災害から身を守ることができるよう、防犯対策の強化や防犯意識の向上を図り、児童・生徒の安全を確保する。

防犯・防災教育推進事業（区の意向による事業）

監査委員による事業評価	点数	adc 評価	理由、説明等
	9	①	b
②		a	子どもを対象とした事件が多発している中、子どもの安全確保への要望に応じた対策が実施されている。
③		c	検証が行われていない。
9	①	b	各区で要望をとりまとめ、地域や学校の特性を踏まえた取組を進めている。
	②	b	地域の団体や児童・生徒を対象とした事業は各区や他局でも類似の事業を実施しているため、事業計画時での調整が必要である。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」及び局運営方針「安心・安全な学校環境の整備」の実現に寄与している事業である。
9	①	b	地域と学校が連携して、地域の特性を踏まえた防犯対策を行うことを目標としている。
	②	b	具体的な目標設定を行った上で、より効果的な目標設定の検討を行うことが望ましい。
	③	b	当初執行予定金額94%の執行状況であり、執行金額としてはほぼ当初の目標を達成したとみなせる。
3	①	c	補助金額が予算額からの割り返しで設定されているが、対象となる経費を踏まえて算定することが望ましい。
	②	c	特定財源や新規財源の確保については特に検討されていない。
	③	c	執行方法が複数存在し、複雑であったため事務処理が遅れ、事業開始が遅くなるなどの弊害が生じている。
8	①	a	「横浜市教育委員会防犯・防災教育推進事業補助金要綱」にのっとり、適正に執行されている。
	②	b	事務処理に当たっては事故のないよう逐次確認が行われている。
6	①	b	学校や区からの要望に応じて防犯対策として要望が挙げられた事業が実施されている。また、補助金額も定額に実施区内の市立学校数を乗じて算出されており、規模に応じて分配されている。
	②	b	なじまない。
2	①	c	区や学校等関係者あての通知は行われているが、情報提供の方法が統一されておらず、十分な情報提供が図られていない。
	②	c	広く市民への統一的な情報提供は行われていない。
3	①	b	本事業での助成により、地域住民及び保護者による校門警備や登下校時のパトロール活動用物品の提供が行われている。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
52		C	学校及び区で効果的な防犯対策について十分検討を行うことができるよう、事業計画については早期に情報提供する必要がある。また、これまで行われた取組実績については、よこはま学援隊の活動など今後の事業展開への活用が望まれる。

事業の内容	(1)学校・地域・保護者を対象とした防犯・防災に関する講座や講演会の開催
	(2)安全マップの作成
	(3)防犯用品の整備
	(4)防犯・防災に関する啓発活動等の取組に対する助成

所管局課名
教育委員会事務局
学校支援・地域連携課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	子どもを巻きこむ凶悪事件が頻発する中、市民の要望等に合致していたと考えられる。
			② b	単なる学校の防犯・防災教育の推進ではなく、地域の実情に合うよう、地域と連携した形での事業の実施を目指した。
			③ b	「地域の子どもたちは地域が守る」という観点から、日常的な町の防犯・防災力を高めるための事業と考えられる。
2	有効性 (15点)	11	① a	地域の特性に応じて、より効果的な事業展開が図れるよう、各区が、その意向（地域ニーズ）に基づいて事業案の決定を行った。
			② b	弾力的な運用を図り、関係他事業と競合しないことを一つのポイントとして、各区において事業執行方法を検討した。
			③ b	最終的な事業目的としての「児童・生徒の安全確保」へ向けて、地域の力を活用するという意味で、有効である。
3	目標達成度 (15点)	7	① b	数値等、具体的な目標の設定は行っていなかったが、効果的に防犯・防災を進めていくために「地域との連携」により、事業を実施することを、目標としていた。
			② c	「地域との連携」による事業実施を目標とした。
			③ b	子どもの安全確保に向け、地域と協働で取り組み、当初目標を達成した。
4	経済性・効率性 (15点)	5	① b	状況に応じて柔軟な執行が可能となるよう、学校配当する予算については6種の費目を設定し、無駄なく効率的な執行に努めた。
			② c	モデル実施のため検討していない。
			③ c	各区を通じて事業案を策定し、教育委員会予算として執行するという変則的な方法をとったため、予算配当が11月になるなど、事務手続きに非常に時間がかかってしまった。
5	合规性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	地域団体への補助という形で実施した事業については「横浜市教育委員会防犯・防災教育推進事業補助金要綱」を策定し、この要綱に基づいて、適正に執行された。
			② b	マップの作成などを通じて、防犯・防災教育の推進だけでなく、実際の安全確保の効果を得ることも出来た。
6	社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	予算配分は各区の学校数に基づいて積算されたもので、更に各区において、区内の実情を踏まえて適切な配分を行ったものであり、地域ごとの公平性・公正性は保たれている。
			② a	「地域との連携」にウエイトを置いているので、事業自体、保護者・市民の協力、労務提供を前提と考えられたものも多く、相応の受益者負担の上に成り立っていたと考えている。
7	説明責任・情報公開 (10点)	4	① b	地域団体への補助という形で実施した事業については横浜市市民活動推進条例に基づいて関係書類を閲覧に供しており、その他の事業については、適宜学校より地域・保護者に向けて情報提供を行った。
			② c	学校配当により実施された事業については、情報提供の方法等が統一されておらず、市民に対して十分に情報が提供されていないケースもあった。
8	市民との協働 (5点)	5	① a	様々な防犯・防災の取組を通じて、地域と学校とのより適切な連携が期待できる。
9	環境負荷の低減 (5点)	3	① b	事務事業を進める際の配慮として、電子メールの活用にも努めた。
総合評価 (100点)		62	C	事業の着目点は時宜を得ており、地域や学校のニーズを踏まえ、実施方法の選択肢等、柔軟な執行を可能としたが、執行系統が非常に複雑になり、執行が遅れてしまうなど事務手続的にかかりの課題があった。

局による事業評価

事業の目的

職員向けの研修を通じて防犯・防災意識を高め、児童・生徒の安全を確保する。

防犯・防災教育推進事業（教員・保護者・地域への研修）

監査委員による事業評価	点数	adc 評価	理由、説明等
	13	① a	全国的に、学校への侵入、児童・生徒に対する犯罪などが起こっており、学校に対する安全管理の向上に向けた取組へのニーズは高まっている。
	② a	文部科学省でも頻発する犯罪に対し、学校安全のための方策についてマニュアル、指針等が出されており、教職員やボランティアなどの活動などに向けた研修は情勢を踏まえた対応である。	
	③ b	研修の対象者に地域の協力者や保護者を含め、講師についてもボランティア団体等を選定するなど、民間等の参加を得ながら進めている。	
7	① c	研修への参加が任意となっており、学校管理職や校内安全担当者を対象とした研修の参加者は十数パーセントにとどまっている。また、教員、保護者等を対象とした研修は各区1校の実施に限られている。	
	② b	保護者や地域協力者を対象とした講習会は、地域との連携などにより一定の参加者が集まり必要な取組となっている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び局運営方針「安心・安全な学校環境の整備」の実現に寄与している事業である。	
7	① b	研修会等の開催概要は設定されている。また、講演会は18校程度が目標として設定されている。	
	② b	特筆すべき目標設定はない。	
	③ c	研修の参加者は学校管理職対象の研修が99名、校内安全担当者対象の研修は42名であり、対象者数（各708名、354名）からみて不十分である。	
9	① b	研修の講師は住民がかかわる団体などとの連携を経て選定しているケースもあり、市民の協力を得ながら効果的な執行を心掛けている。	
	② b	新規財源の開拓等にはあまりなじまない事業である	
	③ b	地域へのPRは学校の広報ルートを使うなどして事業を進めている。	
6	① b	事務経費の執行については適切に行われている。	
	② b	実施の際には事故防止等の観点から学校の防犯、防災体制を準用して対応している。	
6	① b	学校の安全管理の研修であり公平・公正である。	
	② b	講習会の対象者は地域の協力者であり、受益者負担にはなじまない。	
6	① b	学校とその地域住民を対象とした研修であり、情報の提供は比較的スムーズに行われている。	
	② b	地域住民に理解できるものとなっている。	
3	① b	研修の講師は住民がかかわる団体などとの連携を経て選定しているケースもあり、市民の協力を得ながら受講者を募っている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
60	C	学校防犯対策を率先して実行する学校管理職や校内安全担当の研修会としては、参加状況が十分でない（18年度は管理職研修に盛り込んで実施している）。また、小学校の講演会については、地域との連携も図り参加状況も良好となっているものの、全市で18校と限られた取組となっている。	

事業の内容	(1)学校管理職対象の研修会、校内安全担当者対象の研修会の実施 (2)各区各1校の小学校で教職員やPTA、地域協力者等を対象にした講演会の実施
--------------	--

所管局課名
教育委員会事務局
研究研修指導課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	児童・生徒の安全の確保、学校の安全管理の向上を目指す方策として、研修は適切な対応の一つと考える。
			② a	学校や児童・生徒の安全に係る今日的なテーマでの研修となっていて、時代変化の課題に対応している。
			③ a	研修の趣旨から、民間のノウハウなどを活用したものとなっている。
2	有効性 (15点)	11	① b	常に効果的な研修の実行を心かけているが、研修の性格から、効果測定は難しいところがある。
			② a	学校などが実施会場となることから、関係機関との連携・調整作業を十分とって行っている。
			③ b	防犯・防災教育の推進を研修という手法で担っているため、一応、目的に合致していると判断している。
3	目標達成度 (15点)	7	① c	学校での実施は、学校が自主的に目標設定をしているため、例えば啓発研修は参加者を何人にするなど具体的な数値設定はしていない。
			② b	このような性格の研修は、必ずしも革新的な目標設定が難しい。
			③ b	実施時期などを調整することで、いま少しの参加者数が期待できる。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① a	地域のリソースを活用するなどして、効果的な執行を心掛けている。
			② c	参加費を徴収するなどの経済性は、あまり期待できない。
			③ b	地域へのPRなどは学校が様々な広報ルートを活用するなどして、独自の工夫をしながら、事業を進めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① b	要綱などはないが、学校での実施にあたっては、実施希望校を広く募集するなどして法規性を確保する一方、学校教職員全体が事業に係ることで、安全性の面でも努力をしている。
			② a	学校の防犯・防災体制を準用して、対応することになっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① a	地域での研修実施は、事業の趣旨を広く地域に広めることを目的としているため、社会的公平性・公正性は十分確保されている。
			② c	地域を巻き込んだ防犯防災研修の性格から、少しなじまない要素がある。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	学校とその地域住民を対象とした研修であり、情報の提供は比較的スムーズに行われている。
			② a	研修の性格から、地域住民には十分理解できるものとなっている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	研修の講師などは住民が係っている団体などの連携を経て選定しているとともに、市民の協力を得ながら参加受講者を募っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	地域住民は最寄りの会場で参加できるなど、移動などに要する環境負荷は比較的少なく、また資料も持ち帰って参考資料としている。
総合評価 (100点)		76	B	防犯・防災教育を保護者・地域住民・教員を対象に研修事業というかたちで進めているが、民間(地域人材・地域団体)のノウハウを講師などとして活用するなど、経済性ではやや劣るが、民間度レベルは高いと判断している。

局による事業評価

事業の目的

児童・生徒が犯罪を回避するための知識や対処の仕方を学び、犯罪や災害から身を守るための防犯教育を行う。

防犯・防災教育推進事業（防犯チェックシート・安全マップ）

監査委員による事業評価	点数	adc評価	理由、説明等
	13	①	a
②		a	文部科学省でも全国で頻発する犯罪に対し、学校安全のための方策についてマニュアル、指針等が出されている。家庭、地域との連携を通じた児童・生徒の危機回避能力の向上は情勢に適合している。
③		b	防犯教育の一環として市が主体的に作成しているが、その過程では警察や学校、保護者等の意見を取り入れている。
13	①	a	児童・生徒の危機回避能力を高めるだけでなく、家庭と地域の協力を同時に達成する取組としてマスコミ等にも高く評価されている。また、横浜市情報教育ネットワークに掲載して学校ごとの実態に合わせた修正ができるよう工夫されている。
	②	a	安全マップの作成を通じて、「子ども110番の家」などの事業と融合し、効果を高めている。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」及び局運営方針「安心・安全な学校環境の整備」の実現に寄与している事業である。
15	①	a	チェックシートが各学校で活用されることが目標である。
	②	a	保護者とともに取り組むチェックシートとして、例のない取組であり、他都市からも注目を集めている。
	③	a	他地域で犯罪が頻発し、学校防犯のニーズが高まったことなどにより、当初予定していた年度末を前倒して1月に配布している。
11	①	a	チェックシートの費用は印刷経費の420万円となっており、ホームページの活用などにより印刷費を軽減している。また、ボランティアによるイラストを活用し、装丁の経費を節減するなどの工夫も図られている。
	②	c	広く配布する印刷物にもかかわらず、広告事業の検討が行われていないため、検討が必要である。
	③	a	関係機関等との調整を円滑に行い、前倒して発行した。
6	①	b	事業内容に関する要綱等はないが、事務経費の執行については適切に行われている。
	②	b	児童・生徒の防犯教育は、「チェックシート」「安全マップ」「指導事例集」などが整備され、関係職員にも周知されている。
8	①	a	狙いは子どもの危機回避能力の向上であることから、児童・生徒及び保護者に対して防犯教育を推進していくことは社会的公平・公正に照らして適切である。
	②	b	児童・生徒の安全確保の取組で、防犯対策全体にも連携が期待されることもあり、受益者負担になじまない。
8	①	b	児童・生徒と保護者へは印刷物を配布し、さらに必要のある場合にはホームページに情報を掲載している。
	②	a	チェックシートと合わせて保護者向けの活用方法が配布されており、地域との協力などの必要性も明らかにされ、地域の防犯対策との連携促進につながるものと期待される。
5	①	a	地域、保護者、関係機関等に協力を得ることで、児童・生徒の防犯意識を高め安全確保につなげている。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
82		B	今後もチェックシートを活用した学校やPTA、子ども会での定期的な取組や登下校時を利用した保護者との安全確認など、各家庭や学校・地域での取組が継続されるよう、実効性を高めるための工夫が必要である。

事業の内容	(1)小学校低学年、高学年、中学校用の「防犯チェックシート」作成 (2)学校防犯教育及び家庭防犯教育でのチェックシートの活用支援
--------------	---

所管局課名
教育委員会事務局
小中学校教育課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	児童・生徒の安全確保が急務とされている中で、安全対策の一環として、「防犯チェックシート」と「地域安全マップ」の作成・活用に取り組んだ。
			② a	広島や栃木など下校途中に児童が事件に巻き込まれる事案が発生している中、児童・生徒の安全確保を目指して、危機を予測し回避する能力を身につけるため、保護者と共に取り組む安全教育を行っている。
			③ b	児童・生徒指導にかかわる関係機関（警察、PTA、教職員、青少年育成事業関係者）等との連携を図りながら防犯教育の事業を検証している。
2	有効性 (15点)	15	① a	関連する他事業と一体的に事業推進を図ることにより、相乗効果が生まれている。
			② a	関連する事業の所管が、他課だけでなく、国、県、民間などにまたがるが、それぞれの機関との連携を図りながら事業に取り組んでいる。
			③ a	事業としては、上位の施策、社会情勢などを基盤に進められており、施策目標の実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	市立学校向けに、防犯教育の指導事例集及び、「防犯チェックシート」や「地域安全マップ」を活用し、防犯教育の取組が共有されている。
			② a	新規事業ではあるが、順調に事業計画が進められた。
			③ a	予定どおり平成17年度末までに目標を達成できた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	「防犯チェックシート」、「地域安全マップ」及び「指導事例集」などは、学校は、YYネットにより情報を取れるよう事務と経費の削減に努めている。
			② b	事業の枠組みを工夫して、一般財源内でやりくりを行っている。
			③ a	「防犯チェックシート」、「地域安全マップ」及び「指導事例集」など、YYネットに掲載するなど情報を取れるよう事務と経費の削減に努めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① c	事業の性質上、判断の規準となる要綱や内部規準などは定めにくい。
			② a	児童・生徒の防犯教育については「防犯チェックシート」、「地域安全マップ」及び「指導事例集」などが整備され、関係職員の間にも周知徹底が十分図られている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	事業の内容からして、まず児童・生徒及び保護者への防犯教育を進めたことは、合理的な設定である。
			② a	児童・生徒の安全確保に万全を期するにあたって、保護者、地域、及び関係機関の関係者の理解と協力が必要である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	事業の進捗に合わせて、情報を提供している。
			② a	防犯チェックシートは横浜市教育委員会のホームページに掲載し公開している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域、保護者、関係機関等の関係者に協力を得ることで、児童・生徒の防犯意識を高め安全確保につなげる。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	事業実施に当たり、当該事業活動が環境にもたらす具体的な影響が予想されていない。
総合評価 (100点)		92	A	児童・生徒が、危険を予測し回避するための知識や対処の仕方などの学習と安全マップの作成を、保護者とともに行うことができた。また、先駆的な取組により新聞等に取り上げられ広く市民に周知できた。

局による事業評価

優れた
取組

事業の目的

保護者や地域との連携により、学校の安全対策の推進を図り、児童・生徒の更なる安全を確保する。

防犯・防災教育推進事業（よこはま学援隊活動助成）

監査委員による事業評価

点数	adc 評価	理由、説明等
15	① a	市民意識調査において防犯対策への要望が第1位であるほか、各学校で実施している保護者向け調査や教育委員会に寄せられる意見などには、子どもの安全確保に対する要望が多く挙げられている。
	② a	各地で子どもを対象とした事件が多発している状況において、子どもの安全を確保するための緊急対応が図られている。
	③ a	保護者や地域住民の協力による優れた協働の取組として、地域住民や保護者などから高く評価されている。
13	① a	モデル実施状況（活動の立上げ等）を速やかに活動事例集にまとめ、小中学校全校に配布したことにより、未実施校の活動促進が図られたほか、活動状況に合わせた活用しやすい制度への見直しなどの工夫が行われている。
	② b	区の学校支援・連携担当との連携や、「横浜市防犯対策調整会議」を通じて各局区との連携が図られている。
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び局運営方針「安心・安全な学校環境の整備」の実現に大きく寄与している事業である。
15	① a	緊急的に創設されたモデル事業であるため、実施校数は数校を設定し、事業の実現性及び有効性の検証を主な目的として実施された。
	② a	教育委員会が学校における保護者や地域住民の防犯活動を助成し、活動の継続や拡大を図っている取組事例は他都市では実施されていない。
	③ a	活動事例集の発行や、活動団体の意見を反映させた制度の見直しなど、24校でモデル実施された結果を早期に検証することで、次年度以降の改善に向けた対応が図られている。
11	① b	地域住民や児童・生徒の保護者からなるボランティア団体との協働により、必要最小限の経費で実行が可能となっており、それにより、更に多くの団体の参加が可能となっている。
	② b	歳入や新規財源の確保はなじまない。
	③ a	モデル事業の実施と平行して検証を行い、早期に活動事例集を発行して具体的な成果や活動状況の共有を図ったほか、補助制度の見直しを行っている。
8	① a	「よこはま学援隊活動助成金交付要綱」が制定され、同要綱に基づき適正に執行されている。
	② b	ボランティア保険の経費についても助成対象としている。また、団体によって独自の事故対応・防止マニュアルを作成している例はあるが、統一的なマニュアルの作成は行われていない。
8	① a	要綱で活動助成の対象を定めて行われている。また、助成金についても明確な基準や説明がなされており、適切に行われている。
	② b	なじまない。
10	① a	記者発表やホームページ、関係機関紙など、様々な手段で情報提供が行われている。
	② a	事業の制度や活動状況について適宜公表するとともに活動事例集を発行し、広範囲にわたる情報提供が行われている。
5	① a	保護者や地域住民の自主的な参加により構成されたボランティア団体と学校との連携により行われている。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
88	B	24校でモデル実施への参加者の満足度も高く、早期検証による活動事例の共有等により、18年7月現在小学校の3校に1校（133団体）まで拡大している。市民と行政の協働による優れた取組である。

事業の内容	保護者や地域住民が行う学校の安全管理活動を支援するボランティア活動(来校者の受付、校門・昇降口等の施錠管理、児童・生徒の見守り活動など)への助成
--------------	--

所管局課名
教育委員会事務局
総務課学校防犯・防災担当

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査では、防犯対策が市民の行政に対する要望として3年連続で第1位になっている。児童・生徒の安全対策についても市民ニーズは高い。こうした中で、より多くの大人が安全を見守る体制構築の一環として制度を創設した。
			② a	近年、各地で児童・生徒に危害を加えることを目的に、学校に不審者が侵入する事件が発生していることを踏まえ、侵入防止対策を強化する目的で制度を創設した。
			③ a	保護者・地域住民の協力を得た、優れた協働の取組として、各方面から高く評価されている。
2	有効性 (15点)	13	① a	モデル団体がどのように活動を立ち上げ、実施しているかを「活動事例集」にまとめ、他の学校において、活動開始に向けた準備の参考となるように、市立小中学校全校に配布した。
			② b	区学校支援・連携担当課長を通じた各区への情報提供を行ったり、「横浜市防犯対策調整会議」等の場を通じ、各局区との調整を図っている。
			③ a	事業の成果を上げることで、上位施策「安心・安全な学校環境の整備」の中心として、「学校における安全対策と危機管理の充実を図る」といった目標の実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	当初予算がない中で緊急に創設した制度であり、その実現性や有効性を検証するために、小中学校数校でのモデル実施を目標とした。
			② a	教育委員会においては、これまで例のない制度である。
			③ a	「小中学校数校でモデル実施」という当初目標に対し、24校で実施することができた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① a	保護者や地域住民と協働して取り組むことにより、必要最小限の費用で、児童・生徒の安全見守り活動に多くの人々の参加を得ることが可能となっている。
			② c	特定財源や新規財源の確保は特に検討していない。
			③ c	本来、学校防犯施策の総合調整を所掌する学校防犯・防災担当において、担当者の配置がない中、担当係長が事務を行っており、円滑な事務執行という観点では課題がある。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	「よこはま学援隊活動助成金交付要綱」を制定し、同要綱に基づき適正に行われている。
			② b	学援隊活動に参加するボランティアが、ボランティア保険に加入する場合の経費についても助成対象としている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	保護者や地域住民により行われる活動内容に対し、適切な経費の助成を行っている。
			② a	児童・生徒の安全確保を目的に、保護者・地域住民による活動を行政が支援する仕組みであり、受益者負担の考え方がなじむ制度ではない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	制度創設や助成団体の決定について、その都度記者発表した。また、活動事例集を、学校を通じて保護者や地域住民に提供したり、ホームページに掲載している。さらに、「教育よこはま」にも取組事例を掲載し、広く一般に周知した。
			② a	各団体の活動状況や参加者の声を紹介するなど、詳細にわたる周知を行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	保護者や地域住民が自主的に構成したボランティア団体と学校とが連携した学校防犯の取組である。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	事務事業を進める際の一般的配慮、インターネットによる情報提供を行っている。また、安全・安心なまちづくりに寄与している。
総合評価 (100点)		84	B	学校・保護者・地域が一体となった児童・生徒の安全確保の取組を推進する上で有効な制度であり、各方面からの評価も高い。引き続き、より多くの学校での活動展開を図っていく必要がある。

局による事業評価

事業の目的

学校における防犯への取組強化を図るため、施設面における安全対策を充実し、児童・生徒の安全を確保する。

学校の安全対策事業（防犯設備の整備）

監査委員による事業評価	点数	adc評価	理由、説明等
	13	①	a
②		a	国内各地のみならず本市においても児童・生徒に危害を加えることを目的とした学校への侵入事件が発生しており、緊急の防犯設備の整備が求められている。
③		b	学校施設の整備は行政の責務と考えられる。
9	①	b	学校ごとの状況を精査し、「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告」（平成17年3月文部科学省）に基づいた整備が行われている。
	②	b	各学校との調整を密に図ることにより、学校の状況に即した整備が行われている。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」及び局運営方針「安心・安全な学校環境の整備」の実現に寄与している。
9	①	b	学校への不審者進入防止対策の強化を目的に、学校ごとの状況に応じた施設整備を行うことを目標としている。
	②	b	小学校で種々の整備が行われており、引き続き学校ごとの状況に応じた設備の充実を図る見込みである。
	③	b	各学校からの要望に対し、当該校の状況を踏まえて対応を行っている。
7	①	b	個別の学校の状況に応じた設備の整備を行うことにより、最小限の費用で有効な侵入防止対策が可能となっている。
	②	c	特定財源や新規財源の確保については特に検討されていない。
	③	b	学校との調整を図り、遅滞なく整備が行われている。
8	①	a	文部科学省報告書の方針や各種関係法令にのっとり、適正に事務処理がなされている。
	②	b	「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」にのっとり、個人情報の保護に適正に対応している。
6	①	b	各学校の状況に応じた整備が行われている。
	②	b	児童・生徒の安全確保を目的に、学校施設を管理する行政として実施すべき事業であり、受益者負担の考え方はなじまない。
6	①	b	各学校において、設備の整備やその活用にあたっては、保護者の意見の反映や説明が行われている。
	②	b	各学校ごとに設備の活用による安全管理の進め方等の防犯対策について、PTAや学校だより等を通じて保護者や地域住民向けに説明を行っている。
3	①	b	一部、整備された機材の活用について、保護者や地域ボランティアによるサポートが行われている事例がある。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。
64		C	学校の防犯力向上に向け、引き続き各学校の状況を踏まえた施設整備と合わせ、効果的な設備の運用を行っていくことが必要である。

事業の内容	遠隔操作可能な電気錠やカメラ付インターホン、防犯カメラなどの整備
--------------	----------------------------------

所管局課名
教育委員会事務局
総務課学校防犯・防災担当

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査では、防犯対策が行政への要望として3年連続で第1位である。児童・生徒の安全対策についてもニーズは高い。この中で、校門・校舎の施錠管理による学校への不審者侵入防止を図るため、その円滑な実施に必要な電気錠等の整備を開始した。
			② a	近年、各地で児童・生徒に危害を加えることを目的とした学校への侵入事件が発生しており、文科省プロジェクトチーム報告書で、校門の施錠管理の推進が指摘されたことも踏まえ、小学校、盲・ろう・養護学校を対象に整備に着手した。
			③ a	学校施設を管理する行政が実施すべき事業である。
2	有効性 (15点)	11	① b	各学校ごとの施設状況等に応じ、その学校に有効な設備の整備を行っている。
			② b	「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告書」で指摘された、「校門は原則施錠」等、敷地内・校舎内への侵入を防止するための3段階のチェック体制確立の考え方を踏まえた取組である。
			③ a	事業の成果を上げることで、上位施策「安心・安全な学校環境の整備」の中心として、「学校における安全対策と危機管理の充実を図る」といった目標の実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	各学校の実状に応じた対応を進めることが目標である。
			② a	個別の学校ごとの要望に応じた設備整備を、小学校全体で一斉に実施した例はない。
			③ a	各学校の要望に対しては、概ね対応した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	5	① b	個別の学校の状況に応じた設備の整備を行うことにより、最小限の費用で有効な侵入防止対策が可能となっている。
			② c	特定財源や新規財源の確保は特に検討していない。
			③ c	本来、学校防犯施策の総合調整を所掌する学校防犯・防災担当において、担当者の配置がない中、担当係長が事務を行っており、円滑な事務執行という観点では課題がある。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	関係法規等に照らして、適正に執行されている。
			② b	各学校において、整備した設備を活用した施錠管理の推進等、児童・生徒の安全確保に貢献している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	校門・校舎の施錠管理を進めるための遠隔操作電気錠・カメラ付きインターホンなどの設備を整備することにより、市立小学校、盲・ろう・養護学校の児童・生徒の安全が確保されている。
			② b	児童・生徒の安全確保を目的に、学校施設を管理する行政として実施する事業であり、受益者負担の考え方はなじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	整備する設備については、各学校において、保護者等の意見も踏まえながら検討している。また、設備を活用した安全管理の進め方についても、各学校において保護者等に説明している。
			② b	各学校において、設備を活用した安全管理の進め方を含め、学校としての防犯対策を保護者や地域住民に説明している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	整備した遠隔操作電気錠やカメラ付きインターホンを活用した来校者対応について、保護者や地域住民がボランティアでサポートしている例もある。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	事務事業を進める際の一般的配慮を行っている。また、安全・安心なまちづくりに寄与している。
総合評価 (100点)		72	B	児童・生徒の安全確保に大きく貢献している。引き続き、学校の実状に合わせた防犯設備の充実を図っていく必要がある。

局による事業評価

「③ 道路・公園・広場などの整備・管理」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (10点)	8	① b	「よこはま安全・安心プラン」に先立つ市民アンケート調査の結果では、身近な空間で犯罪に巻き込まれる不安を感じる場所として、「近所の道路」が第1位、「公園や広場」が第2位となっている。 一方、身近な犯罪を減らしていくために必要な手立てとしては、防犯パトロール等の防犯活動が強く求められ、道路や公園などの防犯性は低位に位置している。
			② a	警察庁や他自治体では、防犯に配慮した道路、公園等に関する防犯上の指針を定め、道路等における犯罪被害の未然防止に取り組んでいる。 また、「割れ窓理論」にいられているように、街の美化活動などを通じた地域環境の改善活動が、結果的に防犯力の強化につながると考えられる。
2	有効性 (10点)	8	① b	道路公園等の防犯上の整備・管理は、主に見通しと照度の確保が必要とされており、従来から地域住民の意向を受けながら実施されていた。 道路照明については、自治会町内会が設置する防犯灯と市が設置する街路灯に加え、平成17年度から自治会町内会等の狭間で設置することができなかった地域に対して、必要に応じて市が「安全灯」を設置することとした。 また、美化対策として実施している不法投棄、放置自動車、放置自転車の各対策についても、「割れ窓の理論」から有効と考えられる。
			② a	「横浜市防犯力強化宣言」の中の「小さな犯罪も見過ごさない取組の推進」や「犯罪に強いまちづくりの推進」などを受けて事業が構築されている。 また、各事業は平成17年度予算編成における重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」の、安全・安心なまちづくりの推進に大きく貢献するものである。
3	目標達成度 (10点)	6	① b	この施策を構成する事業の多くは主たる目的が、「公共施設の整備」や「生活環境の改善」であり、防犯対策は副次的効果としてとらえられている。 他の施策と同様、市全体の犯罪率の継続的な減少及び市民一人ひとりの犯罪に対する不安感の軽減につなげることが目標とされている。 施策をマネジメントする立場からは、この施策や施策を構成する事業についても、防犯の視点を目標に盛り込み、推進することが必要である。
			② b	街の美化など地域の環境整備活動について、不法投棄や放置自動車、放置自転車の減少など一定の効果を挙げている。 この施策を構成する多くの環境整備事業は、地域住民による防犯活動との相乗効果により、成果が高まるものと考えられ、結果として犯罪件数は減少している。
小計 (30点)		22	B	本施策では、道路、公園等の整備管理を進めるとともに、街の美化対策として不法投棄対策、違法駐輪対策に取り組むなど、公共空間の環境改善に努め、犯罪に強いまちづくりを推進している。 本市ではこれらの施設整備に当たっては、地域住民の意見を取り入れながら進めているが、他の自治体では、道路、公園等の構造、設備に関する防犯上の指針や周辺住民との維持管理活動の連携などを具体的に定めているところもある。 そこで、各事業の目標に「見通しの確保」や「照度の確保」等の防犯上の視点を盛り込むなどにより施策を推進することが必要である。
事業評価計 (70点)		49		
総合評価 (100点)		71		

監査委員による施策評価

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	市民に身近な場所で発生する犯罪の増加に対して、地域による自主防犯力の強化を基本とするものの、その活動を支える行政の取組が重要になる。防犯対策については、「割れ窓理論」に代表される地域環境の改善による、領域性の確保や監視性の確保などが重要な役割を担うため、街の美化活動などを通じた地域支援が結果的に防犯力の強化につながる。
			② a	街の美化など地域の環境浄化活動は、防犯を主目的として実施されるものではないが、その活動が地域コミュニティの強さの演出につながったり、犯罪を企てるものが常に見られる可能性のある環境づくりにつながる。今まで取り組んできた既存事業においても、見方を変えれば有効な防犯対策であり、不審者の侵入や滞留の抑制につながる。
	2 有効性 (10点)	10	① a	住民の生活圏内にある道路や公園などを中心とした環境改善について事業構成がなされている。犯罪に強い環境づくりは生活圏を中心として面として取り組む必要があり、各家庭、商店、企業における個々の取組だけでなく、道路や公園などにおける対策は重要であり、環境悪化につながる要因に対処する施策構成となっている。
			② a	本施策は、自主防犯力の強化を基本に据えた「横浜市防犯力強化宣言」の中の「小さな犯罪も見逃さない取組の推進」や「犯罪に強いまちづくりの推進」などを受けて事業が構築されている。また、各事業は平成17年度予算編成における重点政策課題「地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上」に適合したものであり、安全・安心なまちづくりの推進に大きく貢献するものである。
	3 目標達成度 (10点)	8	① b	防犯については、地域における自主防犯活動への直接的な支援はもとより、個々の施設に対する施策の展開が犯罪対策に結びつく。個々の施策を円滑に推進することを通じて、犯罪に強い環境づくりを推進し、市全体の犯罪率の継続的な減少及び、市民一人ひとりの犯罪に対する不安感の軽減につなげることを目標としている。
			② a	街の美化など地域の環境浄化活動について、不法投棄や放置自動車、放置自転車の減少など一定の効果を上げている。これらの犯罪に強い環境づくりと、地域住民による防犯パトロールとの相乗効果により犯罪件数の大幅な減少に結びつき、市民の不安感の軽減につながっている。
	小計 (30点)	28		街の美化など地域の環境浄化活動は、単に行政のみの取組に限定されることなく、街の植花運動や落書き消しなど地域全体に取組の輪が広がっている。 その結果として、防犯パトロールなど地域における直接的な防犯活動との相乗効果により、犯罪件数の大幅な減少に結びつき、市民の不安感の軽減に貢献している。
	事業評価計 (70点)	57		
	総合評価 (100点)	85	B	

事業の目的

公園の整備や緑地の保全を行うことにより、レクリエーションの場の確保や環境の保全、防災・防犯機能の向上を図る。

公園整備事業

点数	adc 評価	理由、説明等
11	① b	区要望や市民からの提案のほか、市民の参加による意見交換会や検討委員会、ホームページによる意見公募などが整備計画に生かされている。
	② a	公園内への福祉施設の設置許可や土地交換に伴う特例措置の拡充等の改善要望等、必要に応じ改善要望を行っている。
	③ b	地域の意見を取り入れた基本計画の策定や、検討委員会・意見交換会・ワークショップを踏まえた施設整備が進められている。
9	① b	他の公共施設との一体的な事業推進による土地の合理的利用等の工夫が行われている。また、防犯面でも見通しや照度の確保などの要件を踏まえた設計・整備が行われている。
	② b	用地の取得、処分について国や神奈川県との情報共有が図られているほか、施設面では民間で設置されているものと重複が生じないように整備がなされている。
	③ b	「緑の基本計画」、「よこはま安全・安心プラン」、「中期政策プラン」(重点戦略事業「未来に引き継ぐ環境資源・自然環境の保全と再生」)等に沿って、事業が執行されている。
9	① b	運営方針等で各種の公園ごとに発注率や設備の設置数、具体的な整備時期や整備内容等の数値目標や執行計画が明示されている。
	② b	企業遊休地の活用による借地公園の検討が進められている。
	③ b	68箇所に時計を新たに設置したほか、その他の整備においてもほぼ予定通りの実施がなされている。また、企業遊休地の使用貸借(1箇所)や公有地の所管替(1箇所)による公園化も検討、整備が進められている。
11	① b	他の公共施設の事業計画との調整による使用貸借や所管替、民間からの寄附申出地や神奈川県からの移譲による公園用地の取得がなされている。また、施設整備面でも工事のチェックリストを活用し、コスト削減のための工夫が図られている。
	② a	国庫補助金や財団法人日本宝くじ協会および日本中央競馬会からの助成金等積極的に財源導入が図られているが、防犯対策のための見通し確保などへの適用は困難である。
	③ b	関係局区や国、神奈川県と土地に関する情報交換を行うなど、関係機関との調整を図りながら実施されている。
8	① a	都市公園法等関係法令に基づき、適正に執行されている。
	② b	災害時に備え、所在地リストの保持などの対応が関係職員に周知されている。また、個人情報の保護等の管理も適正に行われている。
4	① b	一人当たりの公園面積は4.25㎡(神奈川県立公園含まず)と政令市中11位にとどまっており、不足地域への重点的整備を進めている。また、誰もが利用できるようバリアフリー化を進めている。
	② c	有料施設は使用料に見合う一定水準以上の施設仕様となるよう整備を行っているが、1人あたりの公園面積は政令市でも下位にあり、公平な配置状況にはなっていない。
10	① a	関係者向けの説明・周知だけでなく、広く市民向けに広報よこはまやホームページ、意見交換会、町内会回覧による広報活動が行われている。また、ホームページで計画案を公表し、意見募集を募るなどの工夫もされている。
	② a	基本計画の策定にかかる意見交換会の議事や配付資料が、図や写真を活用しながら情報提供されている。
5	① a	愛護会や地元の活動団体による花植え等の軽易な整備が行われているほか、整備計画策定時には公募市民の参加によるワークショップなどの意見交換の場も設けられている。
5	① a	緑化の推進により事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組であり、また、剪定枝のリサイクルや、雨水還元のための透水性舗装などの取組も併せて行われている。
72	B	他の政令市に比べ、1人あたりの公園面積が小さいなどの課題もあるが、計画段階から様々な方法により市民の意見を取り入れながら整備が行われている。防犯面でも、見通しの確保や照明の設置による照度の確保、時計の設置等の対策がとられており、引き続き各公園の特性に応じた防犯対策の充実が望まれる。

事業の内容	身近な公園、スポーツができる公園、大規模な公園の整備、都市部公園の魅力向上、特色のある公園の新設整備、再整備改良
--------------	--

所管局課名
環境創造局事業調整課
環境創造局緑事業課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	区要望や市民からの提案等を分析・検討し、計画を進め、整備計画にも市民からの要望、意見等を踏まえ検討している。(例：公園配置計画上の優先順位に反映、意見交換会や検討委員会、ワークショップ、ホームページによる意見募集など)
			② a	実務を通じて課題を把握し、必要に応じて都市公園法や各種税法への改善要望を行い、また、法改正を反映した公園計画を推進している。また、施設整備も地域のニーズや社会情勢に応じた整備を実施している。(例：公園内への福祉施設の設置許可や土地交換に伴う特例措置の拡充等の改善要望、バリアフリー対策(福祉対応)、健康遊具の設置(高齢社会対応)など)
			③ b	計画段階から地域の意見を取り入れ、基本計画等を策定し、また、施設整備についても検討委員会や意見交換会、ワークショップなどを行い整備を進めている。
2	有効性 (15点)	9	① b	他の公共施設と一体的、計画的に事業を推進し、土地の合理的利用を図り、また、整備の目的が効果的に発揮されるよう、管理部門との調整を図りながら事業を進めているが、用地取得については、優先度に応じた用地取得のさらなる推進を図る必要がある。
			② b	用地の取得、処分については県や国と情報を共有し、また、施設整備については、民間による設置が進んでいる施設について重複を避けている。
			③ b	緑の基本計画や中期政策プラン等の政策、施策に基づいた事業計画を推進している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	運営方針等で具体的な目標を掲げ、達成に向けたスケジュールを作成し事業を進めている。また、関係課と定期的に執行状況報告を行い、情報の共有化を行っている。
			② b	民間企業などの遊休地を活用した借地公園の整備、身近な公園から特色のある公園まで様々な手法を取り入れた公園整備等の目標設定をしている。
			③ b	用地取得について、これまでの個人地権者対応に加え、企業遊休地・公有地の使用貸借や所管替えによる公園化を進めつつある。市民要望や施工現場の状況により、様々な調整が発生したが、目標の達成に向けて進めることができた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	他の公共施設の事業計画と調整を図り、使用貸借や所管替え、民間からの寄付申出地による公園用地の取得に努力し、施設整備についても、コスト削減に努めている。
			② a	国庫補助金、宝くじ及びJRA助成金等市費以外の積極的な財源導入を図っている。
			③ b	関係局区及び国、県と土地に関する情報交換を随時行うとともに、法に基づく民間事業者の事前土地取引情報の確認や整備計画中からの関係機関との調整を行うなど、効率的な執行を実行している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	公園配置について、都市公園法を準用した当面の配置基準があり、また、施設整備についても、関係法令に適用したものとなっている。
			② a	代替地の維持管理を適正に行うとともに、事故防止マニュアルが整備されており、これに基づいた執行が行われている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	4	① b	市民に身近な公園(街区・近隣)については、都市公園法を準用した当面の配置基準に基づき、不足している区域に優先的に設置している。また、施設整備も市民が公平に使用できるよう施設面の検討を進め、社会的公平性を確保している。
			② c	他の政令市等と比較して、1人あたりの公園面積は下位にあり、受益者に公平な配置状況には至っていない(11位/14政令市)。スポーツ施設など有料施設は公平な受益者負担となるよう、整備段階から管理部門と調整を図り、適切な負担となるよう行っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	広報よこはまや局ホームページ等の様々な媒体を活用して市民に情報提供を行い、また、都市計画決定した公園についても関係権利者等に対して適時かつ適切に都市計画法に基づく説明を行うとともに縦覧に供している。施設整備についても、計画段階から整備に至るまで、意見交換会や町内会の回覧で適宜お知らせするとともに、ホームページなどを通じて、情報提供している。
			② b	用地の取得価格についての審議会結果は非公開とされている。施設整備の意見交換会などの結果は、具体的意見や図面を活用した分かりやすいものにしていく。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	大規模な土地を保有する企業等との連携による借地公園計画づくりに着手した。愛護会や地元活動団体と連携をとって、整備計画を立て、以後の管理につなげたり、花壇の花植えなど直接市民が整備に携わってもらうなどしている。ワークショップや市民との意見交換による計画づくりを行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組であり、特に剪定枝のリサイクルや、雨水還元のための透水性舗装など、環境に優しい取組を行っている。
総合評価 (100点)		72	B	公園整備事業は、緑の保全と創造及び雨水浸透、レクリエーションの場の提供など環境に配慮した整備に努め、また、意見交換やワークショップ等による市民ニーズの把握にも努めた。しかし、他の政令市等と比較しても1人当たりの公園面積が下位にある等課題もあり、今後も引き続き、市民とともに作る公園整備に努めたい。

局による事業評価

事業の目的

市が管理する公園の維持管理(剪定、清掃等)を行い、市民が安心して利用できるようにする。

公園維持管理事業

監査委員による事業評価	点数	adc 評価	理由、説明等
	11	①	b
②		a	防犯の視点から、公園ごとに見通しを確保するための剪定や、夜間照明の確保、不法投棄の防止などの対応が行われている。
③		b	身近な公園の草刈等日常管理は公園愛護会に、直営公園については段階的に指定管理者又は委託業者に移行している。
9	①	b	指定管理者の導入により、市民サービスの向上と経費節減を図っている。また、園内での子どもの事故・事件防止のため、小学校との協力により公園詰所を「子ども110番の家」として登録している公園もある。
	②	b	事業執行にあたっては公園事務所、土木事務所、公園愛護会、指定管理者等との役割を調整している。
	③	b	「緑の基本計画」、「よこはま安全・安心プラン」、「中期政策プラン」重点戦略事業「未来に引き継ぐ環境資源・自然環境の保全と再生」等に沿って、事業が執行されている。
9	①	b	公園ごとに維持管理水準を策定して管理の目標水準を定めている。
	②	b	維持管理の水準は各公園の状況を踏まえ、適正に定められている。
	③	b	維持管理水準に基づいて執行しているが、予算措置等により、一部対応が図られていない事例がある。
11	①	b	公園愛護会による身近な公園の草刈等日常管理や、指定管理者及び業務委託化により、事業費の削減が図られている。
	②	a	ネーミングライツを導入して公園運営に充てている。
	③	b	17年度から身近な公園の管理は迅速な対応を図るため土木事務所に移管されている。
6	①	b	都市公園法、市公園条例に基づき管理している。
	②	b	事故発生時の連絡体制等事後対策は講じているが、防止対策は特に講じられていない。
8	①	a	使用許可、施設利用等は公平に行われている。
	②	b	公園使用料の改定は平成12年度以降行われていないため、現在適正な受益者負担について検討が行われている。
6	①	b	ホームページにより広く公表されているが、その他の媒体の活用について検討が必要である。
	②	b	ホームページ上で運営状況や施設情報を掲載している。また、公園愛護会の活動状況も掲載し、普及啓発を図っている。
5	①	a	約2,200(公園全体の約90%)の公園愛護会の活動により、住民参加の公園運営が行われている。
3	①	b	緑地の確保など環境負荷の低減に役立つ取組である。
68		C	公園の防犯対策は、施設整備の段階から見通しの良い植栽や照明の設置に取り組んでおり、地形や周辺環境等に合わせた整備が行われている。引き続き防犯の視点を含めて地域のニーズを踏まえた維持管理が必要である。

事業の内容	市内公園の樹木の刈り払い、剪定、清掃、プール・野球場等運動施設の管理委託を実施
--------------	---

所管局課名

環境創造局水・緑管理課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	公園の維持管理は公園利用者の快適な利用と安全確保のため、必要な事業を行っている。
			② a	公園及び公園施設への指定管理者制度導入・業務委託化など、円滑に民営化移行を実施している。
			③ a	身近な公園の草刈等日常管理は公園愛護会へ、直営管理公園については段階的に指定管理者または業務委託化に移行しています。
2	有効性 (15点)	15	① a	身近な公園の草刈等日常管理は公園愛護会へ、直営管理公園については段階的に指定管理者または業務委託化に移行することにより、事業費の削減をしている。
			② a	各公園事務所・各区土木事務所を中心に愛護会または指定管理者と連携をとり、事業を執行している。
			③ a	都市公園法で公園の管理は設置者である公園管理者が行うこととされています。また、地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入、国の指針に基づき定期的に公園遊具・施設の安全・点検などを行っている。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	直営管理公園の民営化について、具体的な目標を定めている。公園の管理については維持管理水準書を策定・更新するなど事業計画を立てている。
			② b	公園の指定管理者制度の導入は他都市に先行して取り組んできた。今後は制度移行後の指導・評価制度を検討し、実施する。
			③ b	利用者の快適かつ安全な利用を図るため、管理水準書等による事業量の執行を目指しているが、予算措置等により行き届かない部分もある。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	身近な公園の草刈等日常管理は公園愛護会へ、直営管理公園については段階的に指定管理者または業務委託化に移行することにより、事業費の削減をしている。
			② a	日産スタジアムのネーミングライツ導入など公園使用料以外の財源を確保している。今後は公園施設の受益者負担について、公園使用料の見直し・条例の改正を含め検討する。
			③ b	月1回の土木事務所との管理職・担当者会等において連絡調整・情報交換を行うことにより、局再編により生じている混乱を修正し、迅速な対応に向けた事業を執行している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	都市公園法・横浜市公園条例に基づき、利用者にとって快適で安全な公園の管理業務を適正に行っている。
			② a	各公園事務所・各区土木事務所との連絡体制は整備されており運用されている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① a	許可基準・施設利用等適切に行っている。
			② c	公園施設の受益者負担について、公園使用料の見直し・条例の改正を含め検討中。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	局ホームページにより広く市民に対して情報提供をしている。他の情報媒体による情報提供について、検討が必要。
			② b	インターネット上にホームページにより、運営情報及び施設情報を提供している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	身近な公園の草刈等日常管理は公園愛護会へ、直営管理公園については段階的に指定管理者または業務委託化に移行することにより、役割分担を行いながら連携を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	事業そのものが環境負荷の軽減に役立つ取組であり、緑地の確保・節水・節電及びソーラーシステム機器の導入により環境負荷の低減に向けた取組を行っている。
総合評価 (100点)		84	B	公園は市内に2,500ヵ所点在している。限られた財源のなかで、様々な手法により、防犯にも配慮した一定の公園の維持管理水準を保っている。

局による事業評価

事業の目的

不法投棄防止と、投棄物の早期撤去を行うことにより、生活環境の保全と地域美化の推進を図る。生活環境の改善は防犯対策の一環としても位置付けられている。

不法投棄防止対策事業

点数	adc 評価	理由、説明等
13	① a	不法投棄に対する発見・通報件数は、17年度約9,300件となっている。また、15年度の市民意識調査では、約27%の市民が「ゴミの不法投棄など環境汚染」を身近で不安を感じている犯罪にあげている。
	② a	投棄物の放置は新たな投棄を招く恐れがあることから、早期撤去が求められている。防犯の視点（割れ窓の理論）からも必要性が高いと考えられる。
	③ b	市の役割として管理すべき場所への不法投棄に対する予防、撤去を行っている。
9	① b	投棄物早期撤去とあわせて、未然防止策であるパトロールや警報装置の設置、土木事務所との連携によるバリケードの設置などを行っている。防止対策は放置自動車対策にも有効性がある。
	② b	区役所や警察などの関係機関と「不法投棄防止対策会議」を組織し、年1回の会合を契機に実務者が連絡調整を行っている。
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び運営方針「環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進」に沿って取り組んでいる。
7	① b	実績から推定して事業量を算定している。
	② c	不法投棄の減少に向けた目標の設定は行われていない。
	③ b	不法投棄の処理量は減少傾向にある。
7	① b	基本的に市の収集車や土木事務所の車両により撤去しているが、処理困難物に限り撤去・処分の委託を行っている。
	② c	新たな財源確保の検討は行われていない。
	③ b	区役所、収集事務所などとの連絡調整を図りながら事業を進めている。撤去の方法についても、投棄物に応じて委託、収集車、土木事務所など臨機応変に対応している。
10	① a	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」等により適切に行われている。
	② a	事故防止及び発生時の対応は委託業者に徹底している。また、近年事故は発生していない。
6	① b	市が管理すべき場所への投棄防止対策は、区の実態を踏まえて行っている。また、投棄物の撤去は数日で行われている。
	② b	投棄者が特定された場合は警察に通報するとともに撤去させている。
6	① b	市ホームページ、広報よこはま等に掲載している。
	② b	不法投棄を発見した場合の対応や、撤去量の実績などについて公表されている。
3	① b	地域によるパトロールを行っている区もある。また、タクシー会社と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、不法投棄を発見した場合の通報の協力を得ている。
3	① b	投棄物の処理に当たっては、再資源化等の適正な処理を行うよう委託業者に指導を行っている。
64	C	不法投棄物の撤去量や、通報件数は、ここ数年微減傾向にある。不法投棄も市民の多くが不安を感じる身近な犯罪としてとらえ、発生情報の提供などを行いながら地域での関心を高め、防止活動につなげていくことが必要である。

事業の内容	(1)不法投棄防止夜間パトロールの実施(年間延610日) (2)不法投棄物(処理困難物)の処理 (3)河川清掃および沿岸の不法投棄物の処理
--------------	---

所管局課名

資源循環局業務課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	不法投棄物処理にあたっては、市民からの通報等をもとに、新たな不法投棄を誘う要因にもなることから、関係機関の連携により早期撤去に努めている。
			② a	不法投棄防止夜間監視地点を当初の予定から変更して、より有効な防止対策を図ることができた。
			③ a	本事業の執行は全て民間委託により行っている。
2	有効性 (15点)	15	① a	不法投棄物の撤去・処理とあわせて未然防止のための対策を行うことにより、効果的に事業が執行されている。
			② a	各区役所や警察などの関係機関と連携・調整を図っている。
			③ a	G30プランに基づき事業は行われており、実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	計画事業量を定めることが困難なため、実績を公表している。
			② b	計画事業量を定めることは困難ではあるが、他都市の状況から想定される水準を下回るものとはなっていない。
			③ b	不法投棄処理量は減少傾向にあるため、防止対策は効果が出ているものと思われる。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	合理的な理由により単独随意契約を行っているもののほかは、競争入札により契約を行っている。
			② c	新たな財源の確保に向けた検討は行っていない。
			③ a	区役所、収集事務所などの関係機関と連絡・調整を行うことで効率的な執行に努めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	根拠法にのっとり、適正に事業が執行されている。
			② a	事故防止については委託業者に対して徹底させており、事故が起こった際には速やかに報告するよう指導している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	不法投棄処理や防止対策の実施場所は偏っているが、客観的な説明をすることができる。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	市のホームページや広報よこはまなどで情報を提供している。
			② b	数値は表を用いて分かりやすくなるように努めている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	不法投棄防止対策会議の開催などにより、行政と地域との間で役割分担が明確になっている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	不法投棄物の処理にあたっては、委託業者に対し再資源化等の適正な処理を行うよう指導している。
総合評価 (100点)		80	B	関係機関との連携により、市民等のニーズに対応した事業となっている。また、事業は委託により執行されているので、コスト削減にも寄与している。

局による事業評価

放置自動車対策事業

事業の目的		放置自動車を早期に撤去することにより地域的美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持により防犯対策の向上にも寄与する。	
点数	adc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民通報等により早期放置自動車の撤去要望が寄せられている。また、15年度の市民意識調査では、約27%の市民が「ゴミの不法投棄など環境汚染」を身近で不安を感じている犯罪にあげている。	
	② a	一時撤去の推進や手続の迅速化により早期撤去への対応が図られている。	
	③ b	条例において市・事業者・市民の責務及び相互協力について定められている。	
9	① b	不法投棄防止対策のための監視装置やパトロールは放置自動車防止対策にも効果的であり、また、放置自動車の撤去が放置場所への不法投棄の誘発防止や放置車両への放火等の発生防止にもつながっている。	
	② b	所管の土木事務所や警察署等関係部署と調整を図り、事業が進められている。	
	③ b	中期政策プランに位置付けられている「不法投棄防止対策事業の推進」に基づき対策を進めており、「よこはま安全・安心プラン」に沿った地域の犯罪を防止する環境づくりにも寄与している。	
9	① b	放置自動車を早期に撤去することを目標とし、実績から推定して撤去見込み数を算定している。	
	② b	撤去件数については、具体的な目標は設定されていないが、早期撤去に向けた対応が図られている。	
	③ b	平成17年1月から市内2箇所に整備された一時保管場所を活用するなど早期撤去の取組が進められ、放置案件も減少してきているが、17年度の撤去件数は905件となっている。	
11	① a	放置自動車の撤去・処分に要する費用は、くず鉄の市場価格と密接に関連しているため、契約期間を上期・下期に分割することにより、市場価格を反映した適切な契約締結を行っている。	
	② b	路上廃棄車処理協力会より自動車リサイクル経費相当額について寄附を受けている。	
	③ b	条例改正により自動車として使用困難な状態なものは諮問を省略し、早期撤去が可能となった。一方、所有者確認には依然時間を要し、また、所有者判明後の引取手続も煩雑なことから簡素化に向けた検討が必要である。	
10	① a	条例・規則にのっとり、判断基準や方法等適正に執行されている。	
	② a	撤去作業に係る業務委託仕様書に作業の安全確保について定めた上で契約を締結しており、安全体制の確保が図られている。	
6	① b	所有者が判明した場合は自主撤去の要請等原因者の責任を明確にしているが、放置防止のための取組をより強化することによって、放置件数の一層の減少につなげていくことが望まれる。	
	② b	所有者が特定された場合は道路法に基づき、一時移動に要した費用を徴収している。	
8	① b	廃物認定は公告により、「放置自動車及び沈船等廃物判定委員会」の議事録・開催情報はホームページ及び窓口閲覧により公開されている。	
	② a	「放置自動車及び沈船等廃物判定委員会」は公開となっており、開催情報も毎月定期的に公表されている。これまで開催された委員会の議事録はホームページにて公開されている。	
3	① b	条例に「市民の参加及び協力」について定めており、各区の実情に応じて地域と協働でパトロールを行っている。	
3	① b	放置自動車の処分に係る業務委託の仕様書で廃車両の資源化の促進及び近隣の環境保全について定めた契約が締結されている。	
72	B	放置件数も減少傾向にあり、手続き簡素化や早期処理のための取組もなされているが、今後は関係団体や他市町村との一層の連携による所有者特定調査の迅速化、放置防止のための更なる予防対策等について検討が必要である。	

事業の内容	(1)現場調査等により所有者が特定された場合の早期撤去の促進 (2)所有者が特定されない場合は「廃物判定委員会」に諮問し、廃物と認定されたものについて、公告等を経て撤去 (3)放置防止のための立て看板設置などの予防対策
--------------	---

所管局課名

資源循環局業務課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① b	市民通報等をもとに事業着手する事業である。市民からは、より早期の放置自動車の撤去を要望されている。
			② b	早期撤去を求める市民ニーズに対応するため、一時撤去の推進を図り、早期の対応に努めている。しかし、放置の発生件数に追いついていない部分がある。
			③ a	「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(以下「条例」)」に官民(事業者党を含む)の責務が定められている。また、実務作業については委託業務を活用して実施している。
2	有効性 (15点)	15	① a	放置自動車を撤去することにより、放置場所への不法投棄の誘発防止及び放置車両への放火等、関連事件の発生防止に効果を上げている。
			② a	所管の土木事務所や警察署等関連部署と連携し、事務を執行している。
			③ a	中期政策プランに位置づけられている「不法投棄防止対策事業の推進」に合致した事業となっている。
3	目標達成度 (15点)	5	① c	数値目標等、具体的な目標の設定は行っていない。
			② c	放置場所からの早期撤去を目標としているが、具体的なチャレンジ性のある目標とはなっていない。
			③ b	平成17年1月から市内2か所に整備した一時保管場所を活用することにより、早期撤去の取組を進めている。継続的な取組により放置事案の減少がみられるものの、いまだに年間1,000件程度発生している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	放置自動車の撤去・処分に要する費用は、くず鉄の市場価格と密接に関連しているため、契約期間を上期・下期に分割することにより、市場価格を反映した適切な契約が締結できるよう努めている。
			② a	業界団体等が構成する「路上放棄車処理協会」から処分費用の一部を寄付として受納するなど、歳入の確保に努めている。
			③ b	処理を迅速化するため平成16年12月に条例改正を行い、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあるものの諮問を省略できることとした。しかし、所有者及び関係機関への照会には、なお多くの時間を要している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	放置自動車の処分に係る廃物認定については、判断基準及び方法が条例等に定められており、適切に着手している。
			② a	撤去作業に係る業務委託の仕様書上に、作業の安全確保及び近隣の環境保全について定めたうえで契約を締結し、安全性等の確保に努めている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	放置自動車の所有者が判明している場合は、その者に対して自主撤去を要請する等、原因者の責任を明確にしている。
			② a	一時保管場所に移動した後に所有者から引取の申出があった場合は、一時移動に要した費用を徴収した後に引き渡している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	廃物の認定については公告を行っている。放置自動車及び沈船等廃物判定委員会の議事録及び開催情報は、ホームページの掲載のみとなっている。
			② a	委員会の開催情報は相当の期間前に、前回開催分の議事録とともにホームページに掲載している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	条例に定める官民の責務に基づいた役割分担の下で事業を執行している。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	放置自動車の処分に係る業務委託の仕様書上に、廃車両の資源化の促進及び近隣の環境保全について定めたうえで契約を締結している。
総合評価 (100点)		82	B	放置自動車の早期撤去に向けた取組を進め、効果も見受けられる。数値目標の設定が困難な取組であるが、継続した取組を行う必要がある。

局による事業評価

交通安全施設等整備事業（安全灯設置事業）

事業の目的		「防犯灯」がない道路に新たに「安全灯」を設置し、歩行者の通行の安全を確保するとともにまちの防犯に寄与する。	
点数	adc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっており、照明設備の設置については自治会町内会の区域以外についての要望がある。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	安全灯は17年度新規事業として、街路灯は設置指針になじまず、防犯灯は自治会町内会の区域外のため設置できないなど、市民要望はあるものの狭間になっている部分を解消することを行政の役割として実施した。	
13	① a	安全灯の設置要望箇所は、区役所・土木事務所と協働で現場調査を行っており、結果的に街路灯設置が望ましい箇所については、街路灯を設置していくなど、適切な照明を選定している。	
	② b	安全灯の設置要望箇所は、区役所の防犯灯所管課及び現場の道路事情に詳しい土木事務所と協働で現場調査を行い、防犯灯等との重複を避けている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」に即し、また、17年度予算の中で「交通安全対策」の体系に位置付けられている。他の事業との連携により上位目標に大きく寄与している。	
11	① a	17年度は50箇所、約400灯（うち250灯はソーラー照明灯）設置の目標を設定している。	
	② b	概数調査を行い、目標設定を行っている。	
	③ b	ナトリウム灯29箇所(98灯)、ソーラー照明灯3箇所(25灯)を設置するとともに、要望を受けたうち19箇所については設置箇所の状況により街路灯等(34灯)を設置し、合計51箇所に設置した。	
9	① b	電柱がある箇所では、共架する方式で設置しているが、共架料の負担がない、明るい照明器具を採用している。	
	② a	設置事業費の一部に寄附を受けたものがある。また、共架柱に貼付する電柱番号標の占有料は電力会社名を記入することにより免除措置を講じてもらっている。また、まちづくり交付金等を受けている。	
	③ c	自治会町内会には区役所との連携により防犯灯等の設置補助と併せて説明している。自治会町内会からの申請に不適格のものが半数程度あるため、制度についてわかりやすく説明し、不適格件数を減らすことが必要である。	
8	① a	設置要件を定め、関係法令を遵守して事業を進めている。	
	② b	事故時の連絡体制等が定められており、関係職員の周知が図られている。	
6	① b	公表された設置要件に基づき市民からの要望を受けて設置している。	
	② b	防犯灯等の狭間にある照明の不足地域の解消を図るものであり、受益者の特定にはなじまない。	
6	① a	事業目的等は記者発表・局運営方針等で公表している。	
	② c	照明の方式は理解されているが、防犯灯との違いが市民に十分理解されていないため、自治会町内会からの申請も不適格の件数が約半数を占めている。今後理解を深めていく方を検討する必要がある。	
3	① b	要望に当たっては、自治会町内会の協力内容として不点灯時の連絡等が申請されている。	
3	① b	安全灯の種類としてソーラーLED灯を採用しており、一定の条件の箇所に設置している。	
72	B	自治会町内会が設置する防犯灯に加え、自治会町内会の狭間などでこれまで防犯灯が設置できなかった道路に安全灯を設置することにより、まちの灯りの充実に貢献している。しかし、設置要件が自治会町内会に浸透していない可能性があり、要望数の半数程度が不適格となっている。	

事業の内容	自治会町内会からの要望を踏まえ、安全灯を設置
--------------	------------------------

所管局課名

道路局施設課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	安全灯の設置要望箇所は、自治会町内会からの要望を区でとりまとめ、優先順位をつけ設置箇所の選定を行っている。
			② a	防犯・安全に対する市民意識の高まりを受け道路附帯施設として設置することとし、新規事業として立ち上げた。
			③ a	昨年度から実施した事業であり、道路付属物として、安全灯を設置することとしており、道路管理者として事業を実施する必要がある。
2	有効性 (15点)	15	① a	安全灯の設置要望箇所は、区役所・土木事務所と協働で現場調査を行っており、調査結果を検討し、例えば、結果的に街路灯設置が望ましい箇所については、街路灯を設置していくなど、適切な照明を選定している。
			② a	安全灯の設置要望箇所は、区役所の防犯灯所管課及び現場の道路事情に詳しい土木事務所と協働で現場調査を行い、その箇所に適切な照明方式を選定している。
			③ a	事業が上位施策に基づいて体系立って進められており、施策目標の実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	当該年度に要望を受け、設置していくものであり、17年度新規事業であるため明確な目標設定は行っていないが、当初概数調査を行った設置箇所数とほぼ同数の箇所に設置できた。
			② a	他都市では、例を見ない本市独自の取組であり、球切れなどの連絡通報に市民の協働を得て実施している。
			③ b	当該年度に要望を受け、設置していくものであり、17年度新規事業であるため明確な目標設定は行っていないが、当初概数調査を行った設置箇所数とほぼ同数の箇所に設置できた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	15	① a	電柱がある箇所では、共架する方式で設置しているが、強化する照明器具は共架料の負担がない照明器具で最大の明るさが得られるものを採用している。
			② a	設置事業費の一部を寄附頂いている設置場所もあり、さらに共架柱に、電柱番号標を貼付するために、電力会社の了解をとり、協力企業として会社名を記入することにより占有料の免除措置を講じてもらっている。
			③ a	関係区と連絡をとり手戻りのないよう進めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	関係法令を遵守して事業を進めている。
			② a	事故時の連絡体制等が定められており、関係職員の周知が図られている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	公表された設置要件に基づき市民からの設置要望を受けており、設置箇所の決定は関係区・課と連携をとっている。
			② a	道路附属施設であり、歩行者の通行の安全を確保するため道路管理者として自らが設置するものである。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b	事業目的等は記者発表・局運営方針等で公表している。設置箇所については、最終的に各区へ連絡している。
			② c	照明の方式は理解されているが、防犯灯との違いが市民に十分理解されているか不明であり、今後理解を深めていく方策を検討したい。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	不点灯の連絡を設置要望された自治会町内会にさせていただきこととしている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	安全灯の種類としてソーラーLED灯を採用しており、一定の条件の箇所に設置している。
総合評価 (100点)		90	B	これまで、自治会町内会が維持管理している防犯灯が未設置で歩行者の通行の安全を確保するため、一定の要件を満たす箇所に道路附帯施設として設置することとしている。そのため本市以外の事業主体は考えられない。

局による事業評価

事業の目的

放置自転車の多い駅周辺で「放置防止監視員」を配置し、指導啓発を行うことにより放置台数の抑制を図り、良好な生活環境を保持する。

自転車等放置特別対策推進事業

監査委員による事業評価	点数	adc評価	理由、説明等
	15	①	a
②		a	放置自転車の数は減少傾向にあるものの、問題解決には至らず、引き続き対策が必要である。良好な環境は犯罪発生件数の減少に寄与するとする「割れ窓の理論」からも適応性がある。
③		a	17年度に、市民代表、鉄道事業者、学識経験者等による検討委員会を「横浜市自転車等対策事業指針」を策定して今後の放置自転車対策を進めることとした。
11	①	a	駅周辺の駐輪場整備や、放置自転車を保管場所に移動する「自転車等放置防止対策事業」等の事業との相乗効果として、放置自転車数が減少傾向にあると考えられる。
	②	b	放置防止キャンペーン時には、「放置防止監視員」と「自転車等対策指導員」が連携して放置防止の指導、啓発、移動活動を行っている。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」に即し、また、17年度運営方針「コスト意識を持った効率的、効果的な道路整備・管理」に「放置自転車対策の推進」が掲げられている。
9	①	b	具体的な活動内容は区配事業のため区役所が設定しているが、36駅を選定して監視員4人を延べ120日分配置することを想定し、放置台数の減少を目標としている。
	②	b	具体的な放置台数の目標は設定していない。
	③	b	平成10年に53,000台であった放置台数が平成17年は42,000台となっており、減少傾向にある。
7	①	b	区への予算配付は、放置台数の多い駅など実態を考慮して行っている。
	②	c	16年度までは補助金が交付されていたものの、17年度は対象となっていない。また、新たな財源は検討していない。
	③	b	各区において、駅の放置状況に応じた放置防止監視員の配置を行っている。
8	①	a	「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき適正に執行されている。
	②	b	放置防止監視員の配置は複数で配置するとともに、事故発生時には区への連絡が可能な体制となっている。
6	①	b	駅周辺の環境整備を行うもので、広く市民にも理解されている。
	②	b	指導・啓発のための活動を行うものであり、特定の受益者を対象とすることはなじまない。
6	①	b	放置自転車対策は局の運営方針に掲げ、公表している。事業は区で実施しており、区によってはホームページに掲載されているところもある。
	②	b	広報よこはまやホームページなど、区の工夫により広報が行われている。
5	①	a	地元自治会町内会、道路局などと連携して放置自転車等に対する指導・啓発キャンペーン活動を実施している。
5	①	a	放置自転車対策は、公共の場所における自転車等の放置防止対策であり、良好な生活環境の保持を目的とするものであり、環境負荷の低減に役立つと考えられる。
72		B	この事業は、平成11年から16年までは国の補助事業として実施し、17年度も要望を踏まえて対策の一つとして継続したものである。一部の区では自主企画事業の上乗せなど、必要に応じた取組をしていることから、区との協力のあり方など一層効率的・効果的な手法の検討が必要である。

事業の内容	(1)平成11年度から16年度まで国の緊急地域雇用創出特別対策事業として神奈川県からの補助金により実施。17年度は市費で実施
	(2)監視員は、放置禁止区域の放置台数が概ね300台以上の駅を中心に配置

所管局課名

道路局交通安全・放置自転車課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	各区において、放置状況に応じて「放置防止監視員」を配置し、指導・啓発を実施することで、駅周辺の放置自転車等が減少し、市民からの放置自転車対策に対する要望に応えるものである。
			② a	緊急雇用対策として、16年度まで国の補助金で対応していたが、16年度で補助金が廃止され、市として放置自転車の問題解決には、必要な事業であることから継続して事業を推進している。
			③ a	17年度に市民代表、鉄道事業者、学識経験者等による「横浜市自転車等対策事業指針検討委員会」を設立し、放置自転車対策の方向性及び具体的施策を示す「横浜市自転車等対策事業指針」を策定し、今後の放置自転車対策を進めることとした。
2	有効性 (15点)	11	① a	駅周辺の放置状況に応じた「放置防止監視員」を配置することで、放置自転車等の減少につながっている。
			② b	放置防止のキャンペーン時には、「放置防止監視員」と道路局の「自転車等対策指導員」が連携をして、自転車等の利用者に対して、指導・啓発・移動活動を行ない、放置自転車等の減少が図られている。
			③ b	放置自転車等の台数を減少させ、良好な道路環境づくりに大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	具体的な目標を数値化することはできないが、1台でも放置台数を減少するように、配置について考慮している。
			② b	放置状況に応じた放置防止監視員の配置を計画的に執行することで、放置台数の減少に努めている。
			③ b	放置台数は年々減少傾向にある。
4	経済性・効率性 (15点)	9	① b	区への配付予算では、前年踏襲ではなく、区の実情にあった予算配付に努めている。
			② c	特に財源確保について検討していない。
			③ a	各区において、放置防止監視員配置に関しては、駅の放置状況に応じた適切な回数、人員配置を行っている。
5	法規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	放置自転車対策は、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づいて事業が執行されており、適正に実施されている。
			② b	放置防止監視員の配置は各駅複数で配置しており、万一事故等が発生した場合には、区への連絡が可能な体制となっている。
6	社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	放置防止監視員の指導・啓発活動等は、条例に基づいた対策の一つであり、広く市民に理解されているものであって、公平性は保たれている。
			② b	特に受益者負担について検討していない。
7	説明責任・情報公開 (10点)	8	① a	区のホームページ上に、「放置防止監視員」を配置した放置自転車対策を推進していることを掲載し、広く市民に情報を提供している。
			② b	区が掲載しているホームページには、放置防止監視員の配置状況等を掲載し、市民には分かりやすい工夫をしている。
8	市民との協働(5点)	5	① a	地元自治会、町内会、道路局などと連携して放置自転車等に対する指導・啓発・キャンペーン活動を実施している。
9	環境負荷の低減(5点)	5	① a	放置自転車対策は、公共の場所における自転車等の放置防止を図り、良好な生活環境の保持を目的とするものであり、環境負荷低減に役立つ取り組みである。
総合評価 (100点)		78	B	本件事業は、「放置防止監視員」を配置し、自転車等の利用者に対して放置しないよう指導・啓発活動を行うことで、駅周辺の放置自転車対策の推進に寄与している。

局による事業評価

事業の目的

中長期的視点に立った放置自転車等対策の総合的な見直しを行い、今後の放置自転車等対策の目指すべき方向性と、具体的な方針を示す。

自転車等対策事業指針策定事業

監査委員による事業評価	点数	adc評価	理由、説明等	
	15	①	a	横浜市自転車等の放置防止に関する条例を施行して20年経過したが放置率は依然高く、平成16年の放置率は28%、放置台数は4万台以上である。また、市民意識調査の市政要望でも違法駐車防止や交通安全対策が3割を超えて第3位である。
②		a	市内における自転車等の放置状況を踏まえた見直しが図られている。	
③		a	検討委員として市民代表（4名）、関係団体代表（10名）、学識経験者（3名）及び行政関係者（16名）が策定に参加し、関係者の果たすべき役割について検討されている。	
9		①	b	放置自転車の多い市内2駅で自転車利用者の意識調査を行い、検討の参考としている。また、関係団体による協議会を設けて検討することを具体的対策として掲げており、今後有効な対策が進められていくことが期待できる。
		②	b	検討委員会に関係局区が参加し、調整が行われている。
		③	b	「よこはま安全・安心プラン」に即し、また、局運営方針の「コスト意識を持った効率的、効果的な道路整備・管理」に「放置自転車対策の推進」が掲げられている。
13		①	a	市民意識調査を実施し、その結果を踏まえて、審議会年4回、幹事会年6回により17年度末までに指針の策定を行うという目標が設定されている。
		②	b	他都市において総合計画が策定されているところはあるが、指針はつくりされていない。
		③	a	市民意識調査を実施した後、個別の部会の開催を含め10回開催された検討委員会での議論を取りまとめ、18年3月に指針が策定されている。
9		①	b	調査委託経費や会議開催経費、印刷製本費等、適正な経費で執行されている。
		②	b	指針の策定を目的としているため、なじまない。
		③	b	検討委員会において、全体会のほか、課題分野ごとに部会を設置して検討を行っている。
8		①	a	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び横浜市自転車等の放置防止に関する条例に基づき実施されている。
		②	b	個人情報の管理等適切に行われている。
8		①	a	市民代表、関係団体代表、学識経験者、行政関係者の参加による検討委員会において放置自転車の関係者の果たすべき役割について検討され、指針において明確に示されている。
	②	b	指針という趣旨や発行部数等の条件から広告収入の導入などはなじまない。	
2	①	c	ホームページ上で策定経過の公表や、指針本文が掲載されているが、印刷物による広報は各区役所や関係局、警察署などへ100部のみの配布となっているため、広く市民への周知が必要である。	
	②	c	指針策定にあたっては、パブリックコメントなど市民意見の反映の機会を設ける必要がある。	
3	①	b	検討委員会には市民代表委員も参加しており、利用者部会を構成して検討を行っている。	
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
70		C	指針の概要版やパンフレットを作成し広く市民に配布することで、指針の普及啓発を図るとともに、今後、具体的な実施計画を策定するにあたっては、意見募集を実施するなど、市民の意見を取り入れる機会を設ける必要がある。	

事業の内容	(1) 放置自転車に関する自転車等利用者や市民の意識調査を実施
	(2) 学識経験者、市民代表、鉄道事業者などからなる検討委員会を設置し、「横浜市自転車等対策指針」を策定

所管局課名

道路局交通安全・放置自転車課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民代表、鉄道事業者、学識経験者等による「横浜市自転車等対策事業指針検討委員会（以下「検討委員会」という）」にて、放置自転車対策について、見直しを実施した。
			② a	市内における自転車等の放置状況をふまえ、検討委員会において、放置自転車対策について、見直しを実施した。
			③ a	検討委員会において、様々な立場の方から意見を伺い、放置自転車対策について、見直しを実施した。
2	有効性 (15点)	13	① a	検討委員会での検討の際、関係局区（市民局、福祉局、経済局、都市整備局、区地域振興課、区土木事務所）も参加し、調整を行った。
			② a	検討委員会での検討の際、関係局区（市民局、福祉局、経済局、都市整備局、区地域振興課、区土木事務所）も参加し、調整を行った。
			③ b	放置自転車対策は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び横浜市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、実施している。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	17年度中に、検討委員会での議論を取りまとめて、「横浜市自転車等対策事業指針（以下「事業指針」という）」を策定することを目標とした。
			② a	昭和60年から実施している放置自転車対策について、見直しを実施した。
			③ a	17年度に、検討委員会での議論を取りまとめて、事業指針を策定した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	自転車駐車場の管理運営に関して、効率的な管理運営に向けて検討し、事業指針に盛り込んだ。
			② b	放置自転車対策においては、利用者等から、自転車駐車場整理手数料や移動に要する費用を徴収している。
			③ b	検討委員会での検討の際、関係局区（市民局、福祉局、経済局、都市整備局、区地域振興課、区土木事務所）も参加し、調整を行なった。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	放置自転車対策は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び横浜市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、実施している。
			② b	特に事故防止に向けた検討はしていない。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	検討委員会において、様々な立場の方から意見を伺い、放置自転車対策について、見直しを実施した。
			② a	自転車駐車場整理手数料に関して、料金体系のあり方について検討し、事業指針に盛り込んだ。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	策定した事業指針について、道路局ホームページに公開している。
			② b	策定した事業指針について、道路局ホームページに公開している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	放置自転車対策に関する市民との役割分担について、検討した。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	放置自転車対策は、公共の場所における自転車等の放置防止を図り、良好な生活環境の保持を目的とするものであり、環境負荷低減に役立つ取組である。
総合評価 (100点)		82	B	これまでの放置自転車対策について、見直しを実施した。平成18年度以降は、この事業指針の具体化に向けた取組みを実施し、より積極的に放置自転車対策を推進していく。

局による事業評価

事業の目的

平成13年9月の米国同時多発テロ事件を契機に、海事・港湾のセキュリティ強化を目的に14年12月、SOLAS条約(海上における人命と安全に関する国際条約)が改正され、16年7月までに国際航海に従事する貨物船や客船に供する港湾施設の保安対策を強化することとなった。条約の発効に伴い国際港湾施設として必要な措置を講じる。

SOLAS関係経費

点数	adc 評価	理由、説明等
11	① b	条約発効に伴い港湾施設に要求される保安対策であり、国際航海船舶が入港する横浜港にとって欠くことのできない取組である。横浜港テロ対策は港湾利用者をはじめ、市民にとっても潜在的ニーズがあるものと考えられる。
	② a	SOLASは米国同時多発テロを受けた国際的なテロ対策のルールであり、国際渡航船舶は対策を講じない港へは寄港できない。喫緊の課題として取り組んでいる。
	③ b	公共ふ頭は横浜市、民間の専用使用部分は使用者がそれぞれ対策を講じている。
9	① b	フェンスの設置、監視カメラ等を設置し、要求される保安措置を効果的に講じている。
	② b	保安対策は施設(エリア)ごとに実施するものであり、関係機関との連絡調整は国交省や民間事業者と組織する「横浜港保安対策協議会」(年2回開催)を通じて行っている。
	③ b	運営方針の「安全性の向上、施設の機能更新」に沿って事業を実施している。
9	① b	目標は施設整備等のハードの整備及び連絡体制の強化等ソフトの整備を通じた保安対策を行い、引き続き横浜港の安全を維持することである。
	② b	保安規程に基づき取り組んでいる。
	③ b	保安措置を講じた結果、事故等の発生は起こっていない。また、訓練も年4回(法定)実施している。
9	① b	民間事業者との「共助協定」締結による相互監視体制をとっている。
	② b	国の補助制度はないものの、地方交付税の算定には算入されている。
	③ b	関係機関との連絡等は電子メールを活用している。
10	① a	条約、法令、保安規程に基づき、必要な措置を講じている。
	② a	緊急時の連絡体制等を整備し、訓練も年4回実施している。
10	① a	保安基準は条約、法律に定める水準であり、保安対策として適切である。
	② a	通常備えるべき国際港湾の機能であり、新たな受益者負担を検討する設備ではない。埠頭使用料の検討に当たり考慮されるものと考えられる。
6	① b	保安措置に必要な立入禁止等の情報はホームページを通じて公表している。
	② b	危機管理対策上の機密事項を除き、取組の状況等についてホームページに掲載している。
3	① b	民間保安管理者との協議会を組織し、情報の共有化と警備体制の強化に取り組んでいる。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
70	C	SOLAS条約が発効している現在、国際港湾施設として利用するためには必要不可欠なテロ対策である。今後とも民間の港湾施設管理者との連携などを一層強化するとともに訓練を継続的に実施し、港の安全対策を推進することとしている。

事業の内容	(1)保安指標に応じた保安措置 (2)フェンス、照明等の保安設備の設置 (3)訓練の実施
--------------	--

所管局課名

港湾局南部管理課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	本事業は、国際条約を受け、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第31条」に基づき、国際港湾施設の港湾管理者として、埠頭施設に係る保安の確保等を図っている。
			② a	本事業は、世界的な国際船舶及び港湾施設や港湾事業の安全対策を図ることを目的としている。
			③ a	港湾管理者として保安施設の設置を行い、出入り管理及びパトロール等について民間警備会社に委託し、日頃の監視についてふ頭内で港湾業務に従事する者とも協働して行っており、保安確保の、役割分担を図っている。
2	有効性 (15点)	13	① a	本事業に関する保安確保のため、警備業者と警備委託を締結するとともに、ふ頭内事業者とも協働して埠頭施設に係る警備体制を整えている。また、訓練や研修を行い、保安確保に努めている。
			② b	横浜港保安対策協議会を組織し、国土交通省を含む関係機関への報告体制やふ頭業務に従事している民間事業者との連絡通報等情報収集に関する連携を図っている。
			③ a	港湾施設の保安確保等を行うことで、港湾局中期計画「協働による環境にやさしい港づくりと災害・テロ等に備えた安心・安全な港づくり」の目標に沿って対応している。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	保安規程に基づく保安確保に努めている。
			② a	ふ頭利用者との連絡通報体制を強め、緊急時のみならず平素の緊密な連携をとることにより国際港湾施設としての一層の保安確保の向上を図る。
			③ b	①警備委託先との年4回程度の基本訓練の実施。 ②年1回程度関係機関や港湾事業者を含めた総合訓練の実施。 等を行っていることにより、大きな事件は発生していない。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	民間警備会社及び民間事業者等との共助協定締結による相互監視体制の確立。
			② b	六大港湾協議会港湾保安対策専門部会の一員として関係自治体と共同で国家予算要望などを行う。
			③ b	国交省等の関係機関との連絡体制は確立されているが、港湾関係業者に対し啓発し、連絡体制を更に強化することが必要。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	法律に基づく業務のため、国との連携を欠かさず行っており、適正に事業を遂行している。
			② a	①緊急時の連絡体制を整備。 ②緊急対応等についての職場内研修及び訓練の実施。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	法律に定められた対応を行っており、港湾関係業者等に適切に対応している。
			② a	SOLAS条約に基づき国内法を制定し、港湾の保安を行っている事業であり、受益者負担を求める事業ではない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	横浜市港湾局ホームページへの掲載、港湾関係者会議でのチラシ等の配布。
			② b	事業の性質上、一般市民への広報活動の機会が少ないが、一般的情報提供手段としては港湾局のホームページに掲載。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	①民間保安管理者と協議会を組織し、情報の共有化と警備体制の強化を図る。 ②一般市民が利用できる港湾関係施設では文書掲示などの広報活動を図る。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	人命・施設、船舶の損傷、破壊という極めて環境負荷の高い破壊活動を防止するという意味で、環境負荷の軽減に寄与している。
総合評価 (100点)		84	B	本事業は、国際条約を受け、法律・政令により統一的処理が求められる事業であり、概ね当初の目的を達成していると考えられるが、今後、関係機関・関係団体・企業等との連携の一層の強化に加え、市民への理解促進・周知を通じ、より一層の事業効果の達成が期待できる。

局による事業評価

区名	事業名	監査評価		区評価		頁
鶴見区	鶴見区防犯活動支援事業	B	80	C	68	62
神奈川区	神奈川区防犯対策事業	B	84	B	74	64
西区	安心して暮らせるまちづくり支援事業	B	76	B	82	66
	西区防犯総合事業～区民と守るまちの安全、繁華街の安心～	B	74	B	86	68
	子どもの”生きる力”応援団	B	72	B	80	70
中区	中区民くらし安全・安心対策事業	B	78	B	80	72
	中区民そぐるみ防犯運動支援事業	C	70	B	82	74
	子ども110番推進事業	B	74	B	82	76
南区	南区アクションプラン推進事業「街の安全・私の安全支援事業」	B	84	B	86	78
港南区	地域安全活動推進事業	B	74	B	80	80
	防犯灯設置事業	C	68	B	80	82
保土ヶ谷区	こども110番あんしんの家支援事業	B	78	B	82	84
	防犯商店街活動支援事業(その1)	B	78	B	84	86
	防犯商店街活動支援事業(その2)	B	72	B	78	88
	防犯灯設置補助事業	C	66	B	80	90
旭区	町ぐるみ防犯地域コミュニティづくり推進事業	B	72	B	80	92
	街を明るくする事業	C	70	C	54	94
	こども安全・安心事業	B	80	B	74	96
	防犯灯設置事業	C	70	C	62	98
磯子区	地域連携安全・安心推進事業	B	84	B	88	100
	いそご・まちの安全確保事業	A	92	A	92	102
	いそご子ども安全指南塾事業	B	76	B	78	104
	横浜市防犯協会連合会補助金	B	72	B	82	106
金沢区	セーフティ・タウンかなざわ推進事業	B	74	B	90	108
港北区	港北AAA(安心安全な明日を)地域防犯力向上作戦	A	92	A	94	110
緑区	緑安全安心まちづくり推進事業	B	72	B	80	112
	「区民がつくる安全な街・緑区」推進事業	B	74	B	80	114
	防犯灯設置事業	C	66	B	74	116
青葉区	地域・学校防犯活動支援事業	B	80	C	66	118
	地域安全推進事業	C	64	C	60	120
	青葉「地域安全・防犯見守り隊」配置事業	C	64	C	64	122
	防犯灯設置補助事業	B	72	B	76	124
都筑区	地域防犯推進事業	B	78	B	84	126
戸塚区	街の安全対策事業	B	76	C	68	128
栄区	栄区安全・安心のまちづくり「みんながサポーター」事業	B	72	C	58	130
	栄区防犯対策推進事業	C	66	C	58	132
	防犯灯設置補助事業	C	68	C	58	134
泉区	地域安全まちづくり事業	B	78	B	88	136
	防犯灯更新事業	B	74	B	76	138
	区民と協働する防犯等見守りモデル事業	C	62	B	72	140
	防犯灯設置事業	B	74	B	76	142
瀬谷区	防犯灯設置事業	B	74	B	78	144
	防犯活動補助事業	B	74	B	76	146
	子どもへの暴力防止ワークショップ	B	72	B	72	148
	まちの安全・安心推進事業	B	72	B	78	150

.....平均点.....

74.3

76.4

鶴見区防犯活動支援事業（鶴見区）

事業の目的		区民の防犯意識を高め、市民の防犯活動を支援することにより、地域の防犯力の向上を目指す。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	平成17年度の市民意識調査によると、今後行政が充実すべきものとして「防犯対策」が3年連続1位となっていることに加え、区内の窃盗犯罪の増加からも、区民ニーズに対応した事業となっている。	
	② a	犯罪の増加に伴い、施行された事業である。地域の防犯力向上を目指している本事業は、社会情勢の変化を踏まえている。	
	③ b	防犯マップ作成の際に地域からの要請がある場合には専門家の協力を得ているが、外部の意見を取り入れた事業検証等を行っている。	
13	① a	防犯マップの作成では、防犯だけに限らず、まちの名所なども記入するよう提案するなどし、区民が興味をもって事業を実施できるよう工夫されている。	
	② b	防犯会議の場で各関係機関の役割分担を明確にし、課題の共有等を進めている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の指針「地域で守る安全・安心なまちづくり」の目標の実現に寄与していると考えられる。	
13	① a	1万人でパトロールを実施するという目標、犯罪ゼロという目標を定めている。	
	② a	スローガンとして犯罪ゼロを掲げ、10世帯に1人程度の防犯活動者を目指し、1万人パトロールを目標としている。	
	③ b	平成17年は、鶴見区内では3,631件の犯罪が発生し、そのうち約7割の2,582件が窃盗犯罪。平成16年の1年間と比べると総件数で△2,384件（△39.6%）、窃盗も△2,066件（△44.4%）と大きく減少したが、パトロールの実態については把握していない。	
9	① a	防犯マップの作成手順の説明者としては、専門家（コンサルタント）を予定したが、ほとんどの団体では、ノウハウを持っている職員が説明したことによってコスト減につながった。	
	② c	歳入確保については検討していないが、平成16年度及び平成18年度に、防犯ブザーについては地元の団体から寄贈を受けている。	
	③ b	「鶴見区防犯会議」を設置し、関係機関と連携して事業を執行しているが、1万人パトロール事業については、自主的な防犯活動の状況把握なしに、各自治会町内会に物品を配布している。	
10	① a	委託の執行等、関係法令に基づき適正に行われている。	
	② a	防犯パトロールについては、安全に実施するための手順が書かれた「パトロール証」をタスキ、腕章と共に配布した。	
8	① a	全区民の安全を守るための事業である。	
	② b	なじまない。	
10	① a	事業の内容は広報紙（7月に特集記事）や防犯ニュース（年4回）、鶴見区のホームページを通じて区民に情報提供している。	
	② a	広報紙や防犯ニュースは写真を多用するなどの工夫を行っている。	
3	① b	自治会町内会、区民と協働して事業を実施している。	
3	① b	事業を進めるに当たり、省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
80	B	自主防犯活動の状況を把握し、低調な地域の課題に対してきめこまやかな対応することが望ましい。また、防犯拠点について、設置後の活用についてさらに検討する必要がある。防犯マップの作成については防犯に特化するのではなく、まちの良さも同時に知ってもらおうというねらいが、市民にとって、興味を持って作成できるものとなっている。	

事業の内容	(1) 1万人防犯パトロール事業 (2) 防犯コーディネーター派遣・防犯マップ作成事業
--------------	--

所管区課名

鶴見区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	平成17年度「横浜市市民意識調査」でも、今後行政が充実すべきものとして「防犯対策」が3年連続1位となっており、ニーズに対応した事業となっている。
			② a	鶴見区内で多発する犯罪状況に対応した事業となっている。
			③ a	「防犯」の取組は市民一人ひとりの自覚と地域コミュニティの積極的な取組とそれを支援する区役所と警察とが一体となった支援体制で行う事業となっている。
2	有効性 (15点)	11	① a	区民の防犯意識を啓発するため、年4回の「防犯ニュース」の回覧や12月から鶴見区のホームページで区内の町別の犯罪発生件数などを掲載した生活安全情報を掲載した。
			② b	区内においては鶴見警察署と連携を取りすすめている。また市民局防犯交通安全支援課（現安全管理局）と連携を取りすすめている。
			③ b	平成16年12月「横浜市防犯強化宣言」、平成17年4月「神奈川県安心安全まちづくり条例」、11月「横浜市安全安心プラン」に合致した取組を行っている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	犯罪のない鶴見区のまちづくりを目指しているが、具体的な数値目標とはなっていない。鶴見区では平成16年まで約6000件の犯罪が発生しており、その約7割が空き巣やひったくりとなっている。
			② b	スローガンとしては犯罪ゼロを目指している。
			③ a	平成17年は、鶴見区内では3631件の犯罪が発生し、そのうち約7割の2582件が窃盗犯罪です。16年の1年間と比べると総件数で△2384件（△39.6%）、窃盗も△2066件（△44.4%）と大きく減少しました。
4	経済性・ 効率性 (15点)	5	① b	防犯マップの作成手順については、専門家（コンサルタント）を予定したが、ノウハウを獲得した職員が説明することでコスト減につながった。
			② c	特定財源などは特に検討していない。
			③ c	行政の都合ではなく、地域のニーズに合わせて事業をすすめた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① b	関係法令や規則はないが官民協働の組織の「鶴見区防犯会議」の方針通りに事業を実施している。
			② a	防犯パトロールについては、安全に実施するための手順が書かれた「パトロール証」をタスキ・腕章と共に配付した。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	4	① c	防犯の意識は個人、地域によって濃淡があるため、その支援も偏在する。
			② b	経費負担はないが、防犯パトロールや防犯マップの作成などマンパワーとして期待している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	事業の内容は広報紙（7月に特集記事）や防犯ニュース（年4回）、鶴見区のホームページを通じて区民に情報提供している。
			② a	広報紙や防犯ニュースはわかりやすい表現となっている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	主に自治会町内会と連携した取組を行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	1	① c	特に考えた取組を行っていない。
総合評価 (100点)		68	C	市民ニーズの対応に的確に対応しており、一定の成果も区民と共有できている。県・市の上局と連携を密にさらなる工夫が必要である。

区による事業評価

事業の目的		区内における犯罪の防止	
点数	abc評価	理由、説明等	
15	① a	平成16年に犯罪発生件数が過去最多となり、警察や一部地域から防犯に対する取組の要望があったことを受け、区民・行政・警察・関係機関が一体となった「神奈川区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、平成17年度防犯対策を推進した。	
	② a	空き巣、ひったくり、車上狙い、自転車盗などの区民の生活を脅かす窃盗事件の抑止を図るため、犯罪の比較的多い3地区を重点地区として指定し、モデル的に集中的な対策を実施した。3地区には、町内会、商店街、関係団体等により地区防犯対策推進委員会が組織され、計画的な活動の推進を図った。	
	③ a	事業実施に当たり、民間業者にも呼びかけ、パトロールの協力依頼を実施し、また、学生防犯ボランティア団体などとも協力することによって、民間の協力を得ながら実施している。	
13	① a	防犯対策重点地区を中心に、警察、地域と協力のもと、パトロールやまちの防犯診断を実施し、暗がりには防犯灯を設置し、危険箇所には電柱巻や防犯シールを貼るなど、ほかの事業とも一体的に推進を図っている。	
	② b	「神奈川区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、関係機関との情報共有を図るとともに、モデル地区内の各地区防犯対策推進委員会と協力することで、調整を図っている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び平成17年度区政運営方針の基本目標「区民との協働による暮らしやすいまちづくり」の最重点政策課題の一つとして目標の達成に寄与していると考えられる。	
9	① b	3重点地区において、空き巣、ひったくり、車上狙いの減少を目標に掲げた。数値的な目標設定は行っていない。また、3地区以外の7地区について特段の目標設定等が行われていない。	
	② b	重点地区以外の地区についても、自主防犯活動の活性化をめざし、目標を設定されることが望ましい。	
	③ b	区内全域の犯罪発生件数が25%減少している。また、重点地区内においては、空き巣、ひったくり、車上狙いが半減(△54.5%)。また、その他地区においても大幅な減少(△45.0%)となっている。	
13	① a	防犯パトロール用品については、年度当初に、自治会町内会に必要物品や数量のアンケート調査を行い、必要物品を把握した上で配布している。	
	② a	民間会社から防犯グッズ(ホイッスルキーライト)の提供を受けた。地域防犯の手引等の発行物についても、今後広告収入等を検討する必要がある。	
	③ b	「神奈川区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に関係機関が情報の共有を行い、無駄のない事業の推進に努めている。	
10	① a	3重点地区への助成金については「神奈川区地区防犯対策推進委員会活動助成金交付要綱」を制定し、適正に助成している。平成18年度については、全地区を助成の対象とし、また金額についても、平成17年度までの一律設定ではなく、世帯数に応じて算定するものとしている。	
	② a	防犯パトロール中の事故については、防犯の手引きの中で関係団体への呼びかけを実施している。	
8	① a	助成金及び防犯コーディネーターの養成については、平成17年度のモデル実施を経て平成18年度全区展開されることとなっている。また、防犯に関する取組は、全区民の安全に寄与するものである。	
	② b	なじまない。	
8	① a	駅頭でのキャンペーンを実施し、事業の広報を実施したり、広報区版、ホームページ、自治会町内会を通じてのピラの配布等、適切な広報が実施されている。	
	② b	防犯の手引きについては、図や写真等の活用などの工夫をしている。区のホームページについては、情報提供の内容等について一層の充実が求められる。	
5	① a	各事業者、民間のボランティア団体と協力し、事業を展開することができている。また、地域の防犯活動状況についても調査により把握できている。今後は、自主防犯活動がより活性化されるよう、防犯コーディネーターの活用方法等について早期に検討され、支援されることが望ましい。	
3	① b	冊子等作成の際には再生紙利用を心掛けるなど、環境への配慮も行っている。	
84	B	地域の自主的な防犯活動に関しては、活動を活性化させるため、平成17年度末より防犯コーディネーター制度を発足したところであるが、防犯指導員などとの連携を確立するなど、その活用方法について検討する必要がある。	

神奈川区防犯対策事業（神奈川区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 安全安心まちづくり協議会の運営	(5) 防犯灯の整備
	(2) 出前防犯講座の開催	(6) 取組事例のリーフレット作成・配布
	(3) まちの防犯診断	(7) 地域の自主的防犯対策の推進
	(4) 声かけ運動等地域の自主活動支援	

所管区課名

神奈川県地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
区 による 事業 評価	1 適応性 (15点)	15	① a	平成16年に犯罪発生件数が過去最多となり、警察や一部地域から防犯に対する取り組みの要望があったことを受け、区民・行政・警察・関係機関が一体となった「神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、総合的な防犯対策を推進した。
	② a		空き巣、ひったくり、車上狙い、自転車盗などの区民の生活を脅かす窃盗事件の抑止を図るため、犯罪の比較的多い3地区を重点地区として指定し、モデル的に集中的な対策を実施した。3地区には、町内会、商店街、関係団体等により地区防犯対策推進委員会が組織され、計画的な活動の推進を図った。	
	③ a		地域が主体となって、防犯パトロールや防犯キャンペーン、まちの防犯診断などの防犯活動を実施し、犯罪の抑止を目指すこととした。警察は防犯対策の指導と計画の策定、区役所は地域活動の支援（物品の配布、活動費の助成）を行った。	
	2 有効性 (15点)	11	① b	防犯対策重点地区を中心に、パトロールやまちの防犯診断を実施し、暗がりには防犯灯を設置し、危険箇所には電柱巻や防犯シールを貼るなど、地域の特性に合わせて、注意を呼びかけた。
	② b		防犯対策重点地区を3地区設定、それぞれに地区防犯対策推進委員会を設置した。警察とは不定期ながら打合せを実施するとともに、地域の会合にも出席し、意見交換を行った。	
	③ a		17年度区政運営方針の基本目標「区民との協働による暮らしやすいまちづくり」の重点政策課題の一つとして位置付している「自分たちのまちは、自分たちで守る、まちの防犯力を高めます」の推進や地域の防犯力の支援を図った。	
	3 目標達成度 (15点)	11	① b	3重点地区において、空き巣、ひったくり、車上狙いの減少を目標に上げたが、数値的な目標設定は行っていない。
	② b		区内における犯罪減少を目指し、地域が主体となった防犯活動を支援することで、地域住民の防犯意識を高めるとともに、地域のネットワークにより、犯罪の抑止を図ることを目的としてスタートしている。	
	③ a		「神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会」活動計画に基づいた活動を推進することにより、区内全域の犯罪発生件数が25%減少している。また、重点地区内においては、空き巣、ひったくり、車上狙いが半減(△54.5%)。また、その他地区においても大幅な減少(△45.0%)となっている。	
4 経済性・ 効率性 (15点)	7	① c	初年度ということもあり、必要な物品の検討や配布個数について十分検討しないまま、事業展開を行った部分もある。	
② b		民間会社との協働による防犯パトロールの実施や、防犯グッズ（ホイッスルキーライト）の提供を受けた。		
③ b		防犯パトロール用品の配布については、単に物品をばらまく結果とならないよう、年度当初に、自治会・町内会に必要な物品や数量のアンケート調査を行い、必要物品を把握した上で、効率的な執行に努めた。		
5 合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	助成金については、[神奈川県地区防犯対策推進委員会活動助成金交付要綱]を制定。	
② b		個人情報保護をはじめ、防犯パトロールの際の事故防止や事故が起こった後の対応については、地域での集会で口頭説明を行うとともに、地域に配布した「防犯の手引き」の中で周知を図っている。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	地域防犯活動への支援は、その活動により、犯罪が減少し、安全・安心なまちづくりに寄与している。	
② b		当該事業は、安全・安心で、暮らしやすいまちづくりの実現を目的としているため、特定の受益者は存在せず、受益者負担の考えにはなじまない。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	年度当初の区政運営方針として、冊子、HP、広報区版などにより、一般区民に情報提供を行ったほか、広報よこはま区版12月号にその事業展開についても周知を行った。	
② b		冊子、HP、広報区版など様々な方法により、区民への周知が図られている。		
8 市民との 協働(5点)	5	① a	地域の防犯活動を支援するという事業であり、地域、警察、関係団体などとの連携を図りながら、事業展開を行うことができた。また、民間との協働の観点からも東京ガス検針員や情報誌「ぼど」配布員によるパトロール及び通報協力(区・警察署と覚書締結)・「横浜建設業協会神奈川県支部」「神奈川県土木安全協議会」による「子どもの駆け込み寺」(覚書締結)・若竹大寿会による防犯パトロール・大原学園学生によるパトロール活動等様々な取り組みが実施されている。	
9 環境負荷の 低減(5点)	3	① b	啓発の必要上、様々な物品、冊子、チラシなど作成しており、少なからず環境への負荷は生じているが、冊子等については再生紙利用などを心掛けるなど、環境への配慮も行っている。	
総合評価 (100点)	74	B	犯罪件数の減少など、一定の成果をあげることができたが、初年度ということもあり、予算執行の面などについて、より綿密なデータ分析が欠けていた感もある。2年目については、全区的に防犯対策を実施していくが、防犯の指導的役割を行う警察、地域活動を支援していく区役所の役割を明確化し、より効果的な対策の推進を図っていきたい。	

事業の目的		防犯灯の整備や防犯啓発事業、地域の自主的な防犯活動の支援などを行い、区民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査の他、平成16年度の区民アンケートでも地域の防犯対策が「重点的に向上を図っていくべきもの」の第1位であり、早急に行うべき防犯対策としても防犯灯の増設などの環境整備が第3位にあげられている。	
	② a	子どもを対象とした犯罪や、地域の防犯対策への要望に応じた対策が実施されている。	
	③ b	地域との協働により事業が実施されているが、「西区安全・安心まちづくり推進協議会」等で区の実情を踏まえた防犯対策の体系化を進め、併せて各事業・業務の役割分担についても再検討することが望ましい。	
13	① a	防犯ブザーを貸与した際、地域へ防犯ブザーが鳴ったときの協力依頼を働きかけ、実効性を高める工夫がされている。また、各校で暮らし安全指導員が防犯に関するレクチャーを行うなどのフォローを行っている。	
	② b	「西区安全・安心まちづくり推進協議会」を開催し、関係者との連携を図りながら各種の取組が実施されているが、事業企画にあたって十分な調整が図られていないため、一部重複や欠落が生じるなどの問題も発生している。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び「西区地域防犯力強化宣言」、区政運営方針の重点推進課題の一つとして、地域の防犯力強化に寄与している。	
11	① a	防犯のつどいや自主的な地域防犯活動への支援等、各取組ごとに数値目標を設定している。	
	② b	防犯のための環境整備、意識向上、活動支援など網羅的に目標を設定している。	
	③ b	各取組ごとに設定された目標が達成されており、犯罪発生件数も前年度比で約23%減少している。	
9	① b	「防犯のつどい」と「自主パトロール推進事業」を統合して実施し、経費節減を図った。	
	② b	イベント実施の際に関係団体との共催や、企業協賛を募るなどの工夫をする必要がある。	
	③ b	「西区安全・安心まちづくり推進協議会」の構成員を中心に関係機関が情報の共有を行い、無駄のない事業の推進に努めている。	
10	① a	「西区防犯灯設置事業補助金交付要綱」及び「西区自治会町内会防犯啓発用掲示板設置補助金交付要綱」に基づき適正に執行されている。	
	② a	職員のパトロール用マニュアルが整備されているほか、地域でのパトロール実施に当たっても、市や神奈川県で作成したハンドブックが活用されている。	
8	① a	市民及び職員による区内のパトロール活動のほか、掲示板での防犯情報掲示、区内全小児児童への防犯ブザー貸与など区内全域にわたって対策が実施されている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	広報区版やホームページ、区民まつり等のイベントを活用して情報提供を行っている。	
	② b	ホームページや広報区版にて犯罪発生件数や地域の防犯活動などの紹介を行なっているが、警察との連携を強化し、緊急犯罪情報の提供を行うなど内容の充実が望ましい。	
3	① b	地域におけるパトロール活動の実施などにより、連携が図られている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
76	B	区の実情を踏まえ防犯対策の体系化を進めるとともに、各取組についても市民との協働やコスト縮減などの側面から検証を行い、より実効性の高いものにしていくことが望ましい。	

安心して暮らせるまちづくり支援事業（西区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1)自主的な地域防犯活動支援物品の貸与 (2)職員による青色回転灯装備車によるパトロール (3)防犯灯及び防犯情報掲示板の設置補助 (4)区内全小児児童への防犯ブザー貸与及びシールの配布、地域への協力要請 (5)子ども110番の家事業の参加者拡充 (6)防犯のつどい開催
--------------	--

所管区課名

西区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	平成15年度以来、市民意識調査において、「防犯」が市民の関心事の1位となっており、市民ニーズを踏まえた事業です。
			② a	児童を巻き込んだ悲惨な事件が全国で多発し、また、振り込め詐欺やひったくりといった犯罪が日常生活を脅かしており、地域における防犯への取組は広がっており、行政がこれを支援することは有効であり、かつ急務です。
			③ a	地域の安全は、警察・行政だけではなく、地域における防犯パトロールや防犯灯の設置・維持など区民自らの安全を確保していく取組も必須であり、それぞれの立場でできることを協働して実施しています。
2	有効性 (15点)	11	① a	当初それぞれ実施する予定であった「防犯のつどい」と「自主パトロール推進事業」を統合して行うなど、効果的な事業執行を行いました。
			② c	区役所・戸部警察署及び区民・事業者とが連携を図りながら各種の取組が実施されているが、局や神奈川県との事業とは事業企画にあたって十分な調整が図られず、事業執行の段階で重複等がないよう、調整を行わなければならない状況が一部見られる。
			③ a	市全体で、市民生活の安全確保の事業を展開しており、また、区政運営方針においても、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進を重要推進課題と位置づけており、市及び区の施策方針に合致しています。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	細目事業ごとに設定してします。
			② a	平成12年度に戸部警察署が設置して以降、保守ができていなかった「子ども110番の家」について、区役所が事務局となり、新たに拡充しました。
			③ b	細目事業ごとに設定した目標をほぼ達成しました。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	当初それぞれ実施する予定であった「防犯のつどい」と「自主パトロール推進事業」を統合して行うなど、効率的な事業執行を行いました。
			② b	防犯事業は、防犯啓発や地域の防犯活動への支援を目的としており、歳入の確保や新規財源の工夫はなじみません。
			③ a	児童を巻き込んだ悲惨な事件が全国で多発した際に、区庁用車を使用して緊急パトロールを行うなど、柔軟かつ迅速に対応しました。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	庁用車に青色回転灯を装着した防犯パトロールをはじめ、各細目事業とも法令に則り適正に実施しています。
			② a	防犯パトロールにおける緊急時の対応方法についてマニュアルを整備するなど適切な運用が図られています。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防犯事業は、広く不特定多数の区民を対象としており、事業実施に当たっては広報よこはま区版やホームページで広く周知するなどしており、公平性・公正性にてらして適切なものです。
			② b	防犯事業は、広く不特定多数の区民を対象としており、受益者負担にはなじみません。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	広報よこはま区版、ホームページなどを活用し幅広く周知に努めています。
			② b	広報よこはま区版、ホームページなどでは、図やイラストを多用するなど、わかりやすい工夫をしています。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	この事業は、地域での防犯取組を支援するものであり、市民との協働を前提とした事業です。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防犯事業は環境負荷の評価にはなじみません。
総合評価 (100点)		82	B	市民ニーズを的確に踏まえた事業で、区民との協働などの事業手法も採用しており有効な事業と考えますが、より地域での取組を喚起する必要があります。

区による事業評価

事業の目的

自主的な防犯活動の活性化を図るほか、神奈川県内最大の繁華街である横浜駅周辺の安全対策を実施する。

西区防犯総合事業「区民と守るまちの安全、繁華街の安心」(西区)

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	13	① a	市民意識調査のほか、平成16年度の区民アンケートでも地域の防犯対策が「重点的に向上を図っていくべきもの」の第1位となっているほか、早急に行うべき防犯対策としてパトロール活動の強化が第1位にあげられている。
	② a	地域の防犯対策への要望に応じた対策を実施し、また、神奈川県警・所轄警察署・鉄道事業者へ横浜駅構内のキャッチセールス対策の要望書を提出した結果、関係機関による取締り強化や注意喚起などの対策に結びついた。	
	③ b	協議会における検討は行われていないが、意識啓発の推進により地域や民間事業者による自主的な活動支援が盛んになってきているため、今後はその支援に重点を置く方向で検討が行われている。	
11	① b	繁華街の防犯パトロール実施時に併せてエイズ予防の啓発グッズを配布しているほか、危険空間点検で改善が必要となった箇所について、区が、学校や地域と行政の所管課との橋渡しをし、速やかな改善につながっている。	
	② b	「西区安全・安心まちづくり推進協議会」を開催し、関係者との連携を図っている。特に繁華街のパトロール実施には警察署と合同で行うなど、パトロールを有効なものとするための工夫が図られている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び「西区地域防犯力強化宣言」、区政運営方針の重点推進課題の一つとして、地域の防犯力強化に寄与している。	
13	① a	犯罪発生率の減少などの目標設定は行われていないが、各取組では警備委託によるパトロールは週4日、まちの浄化パトロールは月2回、危険空間点検事業は区内2校でモデル実施により点検結果の報告書の作成という目標設定がされている。	
	② a	特に犯罪発生率の高い横浜駅周辺の防犯対策への取組が行われている。	
	③ b	パトロール及び危険空間点検ともに設定された目標が達成されており、犯罪発生件数も前年比で約23%減少している。	
9	① b	危険空間点検事業を地域のボランティアと協働で行うことにより、コース設定作業の委託費が125,000円の節減となった。	
	② b	なじまない。	
	③ b	「西区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に関係機関が情報の共有を行い、無駄のない事業の推進に努めている。	
10	① a	防犯パトロールの委託の執行については、関係法令に基づき適正に行われている。	
	② a	パトロール前に交番に立ち寄り、留意事項の指示を受けているほか、トラブル対応には委託警備会社のノウハウが活用されている。	
8	① a	横浜駅周辺は西区の犯罪発生件数の4割を占めており、特に対策強化が必要である。また、危険空間点検事業も点検結果を報告書としてまとめ、今後全区へ事例紹介が行われる予定である。	
	② b	なじまない。	
4	① b	広報区版やホームページ、区民まつり等のイベントを活用して情報提供を行っている。	
	② c	防犯に関するホームページの内容を充実させるとともに、犯罪発生情報や活動状況について随時更新する必要がある。また、トップページからのアクセスについて改善が必要である。	
3	① b	危険空間の点検に当たっては、PTAや地域住民と協働で行われている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
74	B	引き続き地区の特性に応じた対策を実施するとともに、効果的な取組については各地域で情報交換を行い、普及させていく必要がある。また、地域で継続して各種活動を行っていきけるよう、自立化支援に向けた検討が望まれる。	

事業の内容	(1) 横浜駅周辺防犯パトロールの警備委託・南幸安全安心まちづくり協議会によるまちの浄化パトロール実施 (2) 危険空間点検事業の実施・危険箇所へのカーブミラー設置
--------------	---

所管区課名

西区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	平成15年度以来、市民意識調査において、「防犯」が市民の関心事の1位となっており、市民ニーズを踏まえた事業です。
			② a	横浜駅周辺にキャッチセールス・スカウト・客引きが多数出没しているほか、振り込め詐欺、ひったくりなども多発しています。また、全国的には児童が犠牲になる悲惨な事件も多発しています。
			③ a	横浜駅周辺において、区が主体となりパトロールを実施してきましたが、地域及び民間事業者等が自主的なパトロールを開始しつつあるため、その支援にシフトする方向を検討しています。
2	有効性 (15点)	11	① a	危険空間事業においては、自主的な地域のボランティア等との協働により、事業費を節減しました。(メリットシステム対象経費)
			② c	局や県の防犯事業との連携・調整を意識しつつ行っていますが、それぞれの部署の役割が明確になっていない部分があります。
			③ a	市全体で、市民生活の安全確保の事業を展開しており、また、区政運営方針においても、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進を重要推進課題と位置づけており、市及び区の施策方針に合致しています。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	防犯パトロールの実施及び2地区の危険空間点検を実施することを目標として設定しました。
			② a	危険空間点検は、地域で取組が行われている例がありますが、行政がその点検結果をまちの改善に結びつけるべく、事業に参画することは先駆的なものであると考えます。
			③ a	予定事業を遂行することができました。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	危険空間点検事業では、地域の自主的なボランティアと協働で行うことにより、経費の節減を図りました。(メリットシステム対象経費)
			② b	防犯事業に歳入確保や新規財源の開拓等はなじみません。
			③ a	防犯パトロールは、要員を防犯目的だけではなく、他の事業の啓発のための要員としても活用しました。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	防犯パトロールは警備会社により実施しており、法規性・正確性・安全性には問題がないと考えます。
			② a	防犯パトロールについては、パトロールに出発前に交番に立ち寄り、留意事項等の指示を受けて実施しています。また、トラブルの対応等は委託の警備会社のノウハウを活用しています。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防犯事業は、広く不特定多数の区民を対象としており、事業実施に当たっては広報よこはま区版やホームページで広く周知するなどしており、公平性・公正性にてらして適切なものです。
			② b	防犯事業は、広く不特定多数の区民を対象としており、受益者負担にはなじみません。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	広報よこはま区版、ホームページなどを活用し幅広く周知に努めています。
			② b	広報よこはま区版、ホームページなどでは、図やイラストを多用するなど、わかりやすい工夫をしています。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	危険空間点検事業では、PTAや地域住民とともに協働で行いました。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防犯事業は環境負荷の評価にはなじみません。
総合評価 (100点)		86	B	市民ニーズを的確に踏まえた事業で、区民との協働などの事業手法も採用しており有効な事業ですが、行政が主体となるのではなく、より地域における防犯取組へのサポートの比重を高めていく必要があります。

区による事業評価

子どもの“生きる力”応援団（西区）

事業の目的		子どもが暴力被害に遭わないための予防や対策を子ども、保護者、小学校教職員が学び、地域の人々が協力して子どもを見守り、育てるまちづくりを目指す。【CAPワークショップについてのみ評価を実施】	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっている。また、平成15年度に実施したCAPの受講者にアンケートを実施してニーズを調査している。	
	② a	子どもが巻き込まれる事件が多発しており、子ども自身が防犯意識を高めていくことは社会情勢に合致している。	
	③ b	専門知識を持つNPOに委託をして実施している。	
11	① a	子どもだけでなく、保護者、教職員、地域の方が参加することでプログラムの効果を上げている。	
	② b	学校のカリキュラムに取り入れることにより、対象学年の全員に効率的に行っている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「安全・安心まちづくりの推進」、「横浜市次世代育成支援行動計画」に沿って実施した。	
11	① a	子ども向けワークショップを区内全小学校9校の1・4年生全クラス、地域の方向けワークショップを11回、区内全小学校9校の保護者・教職員向けに2回の実施を目標としている。	
	② b	区内全校1年生と4年生の2学年を対象に実施している。	
	③ b	小学校1年4年生全員1,201名、保護者280名、教職員23名に実施し、90%前後の参加者が「役に立つ」とアンケートで回答している。なお、地域住民の参加は、2回の開催で37名にとどまっており、広報等検証が必要である。	
9	① b	CAPプログラムの実施は、当該NPOが権限を持っており、他者へ委託することはできないが、他の手法を検討する余地はある。	
	② b	学校のカリキュラムの一環として行う啓発事業であり、財源確保はなじまない。	
	③ b	学校連携担当など関係部署との調整により学校の協力が得られ、効率的に事業を進めた。	
8	① a	委託の執行に当たっては、関係法令に基づき適正に行われている。	
	② b	CAPは委託先の運営マニュアルが整えられており、事故発生の場合は学校と区の連絡体制もとられている。個人情報の取扱い、その他の事務について事故等は発生していない。	
8	① a	対象は区内全小学校であり、公平に実施している。	
	② b	なじまない。	
6	① b	関係者への情報提供及びホームページへの掲載により情報提供を行っている。	
	② b	ホームページにて実施状況を公表している。	
3	① b	保護者と地域住民が参加することにより、今後の防犯活動への展開も期待できる。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
72	B	平成15年度から3年間委託により実施してきたが、平成18年度からは希望する団体への補助により継続して行われている。 地域住民向けワークショップの参加率が低いと、区民へ広く広報するなど、参加を促進するための工夫が必要である。	

事業の内容	専門知識を持ったNPOに委託し、暴力防止ワークショップ(CAP)を実施
--------------	-------------------------------------

所管区課名

西区サービス課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	いじめ・虐待・いのちの尊厳に対する意識の低さなど、急激に変化しているこどもを取り巻く環境変化、意識の変化に対応しており、区民ニーズの高い事業です。
			② a	虐待・いじめ・養育に不安のある若年者の妊娠など、緊急性のある課題・区民ニーズに対応しています。
			③ b	区職員の専門性を生かしつつ、主任児童委員の支援を受けるなど、区役所と区民の力を合わせ、事業を実施しました。
2	有効性 (15点)	11	① b	赤ちゃん教室に来場している親子の協力を得て、事業を実施することで、親子と地域の生徒とのつながりをもたせることができました。
			② b	学校のカリキュラムに取り入れることにより、効果的な事業実施が図られています。
			③ a	「区政運営方針」及び「横浜市次世代育成支援行動計画」の目標の実現のために効果的な事業です。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	CAPワークショップ、いのち教育普及について、具体的な目標校数が設定されています。
			② a	他の区と比べ、回数等の実績は高く、局が全区取り組みを検討するきっかけにもりました。
			③ a	学校との連携により、カリキュラムに沿った事業実施ができました。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	母親教室で使用している教材を活用するなど、既存備品を活用しています。地域でのCAPワークショップは、参加者が少なく、一人当たりの費用が高くなってしまいました。
			② b	児童・生徒への啓発事業という性質上、「新規財源の開拓」の視点はなじみません。
			③ a	学校連携担当など関係部署との調整により、多くの学校の協力を得られ、効率的に事業を進めることができました。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	「横浜市次世代育成支援行動計画」にある、子どもへの学習機会の提供という目的を実現するための事業となっています。
			② b	CAPワークショップの実施に関しては、運営マニュアルが整えられており、事故時の区との連絡体制もとれています。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	サービスの提供内容は、幼児期から思春期のこどもまで、広い範囲に及んでおり、公平性に照らして適切なものとなっています。
			② b	児童・生徒への啓発事業という性質上、「受益者負担」の視点はなじみません。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	「いのちの授業」は、実績を区のホームページに掲載するなど、情報の発信に努めました。
			② b	区のホームページ掲載時には、写真を掲載するなど、分かりやすい情報の発信に努めました。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	区職員の専門性を生かしつつ、主任児童委員の支援を受けるなど、区役所と区民の力を合わせ、事業を実施しました。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	児童・生徒への啓発事業という性質上、「環境負荷の軽減」の視点はなじみません。
総合評価 (100点)		80	B	区民ニーズ・社会経済情勢の変化に対応し、CAPについては地域の主体的な取組に転換し、「子どもの生きる力応援団」事業は終了します。「いのちの授業」は他事業と統合し、今後も継続していきます。

区による事業評価

事業の目的

地域における犯罪の抑止、防犯意識の高揚及び青少年の問題行動の抑制など地域における安全対策を図る。また、市街地の環境浄化を行っている既存防犯組織、団体の育成を行う。

中区民くらし安全・安心対策事業（中区）

点数	abc 評価	理由、説明等
15	① a	モデル地区の中で重点的に支援を行う団体については、各地区連合町内会から推薦を受け、選定している。特に環境浄化について要望の高い繁華街についてはパトロールを強化し、実施している。
	② a	子どもが被害者となる犯罪に対して、登下校時に区職員等がパトロールを実施するなど、社会情勢の変化に対応している。
	③ a	「中区民暮らし安全推進協議会」を中心に、事業の実施内容等について検討している。また、ボランティア団体、NPOと連携することによって、民の力を活用している。
11	① b	防犯モデル地区助成について、地域に助成の呼びかけを行い、パトロール活動の活性化を図った。
	② b	連絡協議会により、警察、防犯協会等関係機関との会議の場は設定されている。
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針中の「地域住民が安心して暮らせる街づくりの推進」に位置付けられ、施策目標の実現に貢献していると考えられる。
11	① a	12地区連合町内会すべてで防犯活動が活発になり、モデル地区として助成することを目標とした。
	② a	パトロールの実施地区数についてのみの目標ではあるが、すべての自治会で活動を行うという目標は他区と比べてチャレンジ性が認められる。
	③ c	助成は10地区連合町内会にとどまった。残りの2地区については、マンション自治会が多いこと等により、防犯活動がなかなか活発化していない。
7	① b	防犯専門ボランティア団体の協力を得ることによって、パトロール活動が強化され、警備員を雇うこと等と比較してコストが縮減されている。
	② c	防犯マニュアルへの広告掲載の検討などはされていない。
	③ b	「中区民暮らし安全推進協議会」の下に幹事会を設け、幹事会が調整役となることで住宅街、スクールゾーン、繁華街と地域の特性により活動主体の役割分担を図るとともに、連携して事業を行っている。
10	① a	「防犯モデル地区助成金要綱」及び「防犯連絡協議会助成要綱」により適正に執行されている。
	② a	地域団体が行うパトロール活動については、ボランティア保険の対象となることを説明している。また、区民の防犯パトロールについては、「パトロールの手引き」に基づき実施されている。
8	① a	全区民を対象とした防犯事業であり、防犯モデル地区助成については、区内の全地区連合町内会である。
	② b	なじまない。
8	① b	広報区版や記者発表、区のホームページを活用しながら広報活動を展開している。
	② a	ホームページについては、写真の活用などの工夫がされている。また、広報区版については、絵や写真を効果的に活用し、工夫されている。
5	① a	自治会・町内会・ボランティア団体と協働し、区役所が調整役となって情報を発信し、情報の相互共有・事業の相互支援を行い事業展開している。
3	① b	事業を進めるに当たり、省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
78	B	活動が低調な地域に対し、今後は、地域の自主防犯活動をより活性化させるため、効果的な活動を行っている自治会の紹介を行うなど、その方策について検討する必要がある。

事業の内容	(1) 日の出町・福富町等環境浄化特別強化対策 (4) 児童生徒の安全確保 (2) 住宅地の巡回パトロール (5) 地域の力を活用した防犯活動 (3) 防犯啓発事業 (6) 既存防犯組織、団体との連携強化
--------------	--

所管区課名

中区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	要望のあった地区の自治会・町内会や地域防犯ボランティアに支援を行い、支援団体の意見等を踏まえて実施している。
			② b	日常生活における身近な犯罪（街頭犯罪）に対する防犯対策が大きな課題となっているが、地域による防犯パトロールなどの犯罪の抑止を狙った事業を展開している。
			③ a	「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の視点から、当事業においても地域でできることは、地域で行えるような体制づくりを行なった。
2	有効性 (15点)	13	① b	広報よこはま区版やホームページなどで、支援団体の活動を紹介し、情報を共有することで事業の効果の向上を図っている。
			② a	中区民そうぐるみ防犯支援事業で設立した中区民暮らし安全推進協議会を通じて、地域の犯罪の認知件数や地域別の犯罪の形態などについて関係機関との情報交換を行い連携・調整を図った。
			③ a	自治会・町内会・各種ボランティア団体などの自主的な地域団体による防犯パトロールが「点」から線、面に拡大し「地域・地区の防犯力」が向上した。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	区内全域に防犯パトロール活動等が広がることを目標とした。
			② a	防犯パトロールを区内全域に広げ、防犯に関する意識を高め、自主的活動を促すという目標は、チャレンジ性がある。
			③ b	区内12地区連合町内会に支援の募集を行なったが、応募は10地区連合町内会にとどまった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	「自分たちの街は、自らが守る」という強い意志のもと、民にできることは民にという方針を踏まえ、地域やボランティア団体に依頼できることは任せ、役割分担を明確にしながらコストを最小限にするよう努力をした。
			② b	費用対効果を考え、より効果的な施策や事業を取捨選択し実施した。
			③ b	事業の趣旨や目的に添った事業展開を意識しながら事業を実施している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市民活力推進局制定の防犯パトロールの実施要綱や「パトロールの手引き」に基づきパトロール活動を実施している。
			② b	地域団体が行うパトロール活動に対するボランティア保険などの支援を実施している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	地域・地区の特性や地域団体からの要望や意見に沿った支援ができるような運営体制となっている。
			② b	地域団体が行うパトロール活動に対する補助事業として位置付け、活動の実態に見合った補助事業を進めている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	広報よこはま区版や記者発表、区のホームページを活用しながら広報活動を展開している。
			② a	写真や表をできるだけ活用して、区民にわかりやすくビジュアル的に説明するように努めている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	自治会・町内会・ボランティア団体と協働し、「地域の防犯力の向上」を狙う事業のため、情報の相互共有・事業の相互支援を行い事業展開している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	環境に負荷をかける事業ではないので該当しない。
総合評価 (100点)		80	B	自治会・町内会やボランティア団体の防犯パトロール活動が、他の地域に面的に拡大しつつあることから、今後も事業対象の更なる拡大や継続を促す必要がある。

区による事業評価

事業の目的		地域における犯罪の抑止、防犯意識の高揚など地域における安全対策を図る。また、各防犯組織と情報の共有化を図り、地域防犯組織の支援、防犯啓発活動を行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
15	① a	「中区民暮らし安全推進協議会」の中で提言された、防犯対策の要望や意見を反映して事業を企画・実施している。	
	② a	防犯教室での内容等については、増加している犯罪に重点をおいて講演を依頼する等、社会情勢の変化を踏まえている。	
	③ a	「中区民暮らし安全推進協議会」を中心に、事業の実施内容等について検討している。	
11	① a	地域を対象とした防犯教室を開催し、自治会町内会の実施する防犯パトロールの効果的な取組について学習することで、より実践的なパトロール活動が展開が可能となった。	
	② b	「中区民暮らし安全推進協議会」を通じて、関係機関との情報交換を行い連携・調整を図った。平成18年度は防犯パトロールネットワークの構築を目指し、関係機関との役割分担が明確にされている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の「地域住民が安心して暮らせる街づくりの推進」に位置付けられている事業である。	
9	① b	自主防犯活動が活発になることを目標としているが、具体的な目標は設定されていない。	
	② b	定性的な目標となっているため、チャレンジ性について評価できない。	
	③ b	定性的な目標となっているため、達成状況について評価ができないが、地域の自主的な活動を広報等で紹介することにより、わんわんパトロールなどの防犯活動に対して市民の関心が高まり、問い合わせやパトロール参加者が増加した。	
7	① b	一軒一灯運動については、他事業と連携して広報を行い、効率的な広報を図っている。	
	② c	協議会の運営について、市補助金及び協賛金等の収入をもって充てることとされていたが、平成17年度は協賛金収入がなかった。	
	③ b	「中区民暮らし安全推進協議会」を中心に、事業の重複がないよう検討されている。	
4	① c	推進協議会への補助金については、「中区民暮らし安全推進協議会補助金交付要綱」にのっとり、補助されているが、事務局が区の地域振興課であることから、実質的に補助する側とされる側が同一となっている。	
	② b	事務処理については、チェック体制をとり、実施している。	
8	① a	事業の対象は全区民である。	
	② b	なじまない。	
8	① b	広報区版や記者発表、区のホームページを活用しながら広報活動を行っている。	
	② a	ホームページについては、写真の活用などの工夫がされている。また、広報区版については、絵や写真を効果的に活用し、工夫されている。	
5	① a	一軒一灯運動については、広報等を通じて区民への協力をよびかけ、具体的な数値では把握できないが、活動の伸びはパトロールの際に確認している。	
3	① b	一軒一灯運動による、門灯等の夜間点灯のため、電気使用量は増加したが、防犯上の観点からはやむをえないと考えられる。	
70	C	「中区民暮らし安全推進協議会」を通じて情報を共有して事業を展開しており、良好な連携が図られている。一方、補助金の執行については、実質的に補助する側とされる側が同一であることは望ましくなく、区の事務と協議会における事務との区分を明確にして、協働のあり方について改善する必要がある。	

中区民そとぐるみ防犯運動支援事業（中区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 一軒一灯いい運動	(4) 防犯啓発活動
	(2) 中区民暮らし安全推進協議会運営	(5) 防犯情報共有
	(3) 区内防犯情報の提供	(6) 既存防犯組織、団体との連携強化

所管区課名

中区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① b	中区民暮らし安全推進協議会に寄せられた防犯対策の要望や意見を反映して事業を企画・実施している。
			② a	日常生活における身近な犯罪（街頭犯罪）に対する防犯対策が大きな課題となっているが、当区では、地域と行政、警察機関などが密接に連携を図りながら防犯活動を展開している。
			③ a	中区民暮らし安全推進協議会を中心に地域、行政、事業者、警察、教育機関等が協働しながら取り組んでいる。
2	有効性 (15点)	13	① a	地域を対象とした防犯教室を開催し、自治会・町内会の実施する防犯パトロールの効果的な取組みについて学習することによりより実践的なパトロール活動が展開が可能となった。
			② b	中区民暮らし安全推進協議会を通じて、地域の犯罪の認知件数や地域別の犯罪の形態などについて関係機関との情報交換を行い連携・調整を図った。
			③ a	自治会・町内会・各種ボランティア団体などの自主的な地域団体による防犯パトロールが「点」から線、面に拡大し「地域・地区の防犯力」が向上した。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	個人、事業者や地域団体がそれぞれ実行できる活動を自主的に行ってもらうことを目標とした。
			② a	区民個人や地域団体等がそれぞれ取組める活動を途中でやめることなく継続して実施している。
			③ a	協議会の設立趣旨に沿って、区民・事業者・地域が自主的にきめ細かな事業を展開してきた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	「自分たちの街は、自らが守る」という強い意志のもと、民にできることは民にという方針を踏まえ、地域やボランティア団体に依頼できることは任せ、役割分担を明確にしながらコストを最小限にするよう努力をした。
			② b	費用対効果を考え、より効果的な施策や事業を取捨選択し実施した。
			③ b	事業の趣旨や目的に添った事業展開を意識しながら事業を実施している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	中区民暮らし安全推進協議会補助金交付要綱に則り、適正に行なわれている。
			② b	活動計画・活動報告や予算・決算について、提出を義務づけ、事故の未然防止や事業の適正性を確保するよう努めている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	地域・地区の特性や地域団体からの要望や意見に沿った支援ができるような運営体制となっている。
			② b	中区民暮らし安全推進協議会は、238団体が加入しており、区内全域を視野に入れているため、公平・公正に運営されている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	広報よこはま区版や記者発表、区のホームページを活用しながら広報活動を展開している。
			② a	写真や表をできるだけ活用して、区民にわかりやすくビジュアル的に説明するように努めている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	自治会・町内会、NPO、事業者等と課題や問題解決に向けて具体的な方策を協働しながら取り組む体制が中区民暮らし安全推進協議会に構築されている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	一軒一灯運動は、門灯等の夜間点灯により、電気使用量は増加したが、防犯効果は大きかった。
総合評価 (100点)		82	B	地域、行政、事業者、警察、教育機関等が協働し、防犯対策に取り組む体制を中区民暮らし安全推進協議会で構築し、関係団体が共通認識を持って防犯対策に取り組むことができた。

区による事業評価

事業の目的		地域の様々な立場の大人による子ども安全確保策の推進する。区民の防犯意識の醸成を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
15	① a	保護者、PTAからの要望が高い子どもの防犯対策について、取り組んでいる。	
	② a	近年増加している子どもを対象とした犯罪を踏まえて、本事業を実施しており、情勢の変化に即している。	
	③ a	子ども110番の車事業については、民間の協力事業者との意見交換会を実施し、また、子ども110番の家事業については、区PTA連絡協議会と協力し事業を実施している。	
11	① b	市立小学校のPTA関係者にパトロール用のワッペンを配付し、子どもの安全対策に係る意識の向上を図った。	
	② b	「中区児童生徒安全推進会議」を通じて警察、学校関係者等と情報交換・連携・調整を行なっている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の「地域住民が安心して暮らせる街づくりの推進」に位置付けられ、施策目標の実現に貢献していると考えられる。	
7	① b	子ども110番の車を450台に増やすこと、事業として、PTA、事業者、警察と連携し、引き続き持続させることを目標としたが、子ども110番の家事業については数値目標は設定されていない。	
	② b	子ども110番の車については、平成17年度当初380台であったことを勘案すると、大幅に台数を増やしており、チャレンジ性は認められるが、子ども110番の家事業については特段の目標が設定されていなかった。	
	③ c	子ども110番の車については、微増し、400台となったものの、目標は達成できなかった。	
9	① b	ステッカー印刷などに当たっては、無駄のないよう執行されている。	
	② c	新たな財源について検討されていない。	
	③ a	中区児童生徒安全推進会議において、情報の共有・意見交換を行っている。また、子ども110番の家事業については、事業者の協力事業者と意見交換会を実施することで効率的に事業を実施している。	
8	① a	印刷の発注等、関係法令に基づき適正に実施されている。	
	② b	子ども110番の家及び子ども110番の車事業については、傷害保険費用を負担している。子ども110番の家事業は、事業者にマニュアルが配布されているが、子ども110番の家事業にはないため、PTAと協力し、マニュアルの作成を行うことが望ましい。	
8	① a	事業の対象は主に区内の子どもすべてである。	
	② b	防犯ブザーの貸与については、PTAの費用負担や企業に対して協賛を依頼すること等についても検討する必要がある。	
8	① b	広報区版や区のホームページを活用し事業の紹介を行っている。	
	② a	ホームページについては、写真の活用などの工夫がされている。また、広報区版については、絵や写真を効果的に活用し、工夫されている。	
5	① a	民間事業者やPTAと協力し、事業を進めている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
74	B	子ども110番の家事業と子ども110番の車事業については、今後とも関係機関、民間事業者等と連携して進めていくことが望ましい。また、子ども110番の家について効果的に事業が推進されるよう、子どもの通学路に重点的に設置を呼びかける等工夫する必要がある。	

子ども110番推進事業（中区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 子ども110番の車推進事業 (2) 子ども110番の家事業 (3) 子ども防犯活動啓発 (4) 子ども安全確保事業
--------------	--

所管区課名

中区 地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① b	保護者・PTA等からの要望の高い子どもの防犯対策について、地域・事業者等からの要望を踏まえて子ども110番の家・車の拡大を図っている。
			② a	近年、子どもに対する犯罪がニュース等で多く見られるようになり、区民の危機意識が高い分野である。このような背景を踏まえ、当事業の更なる推進を目指している。
			③ a	地域の方や事業者等に子ども110番の家・車に加入していただき、官民の役割分担を明確にしている。
2	有効性 (15点)	13	① b	犯罪の抑止・防止を目的としている当事業の性質上、多くの人・団体の参加が効果的である。そのため、広報よこはま区版やホームページで事業の紹介を行い、参加を促している。
			② a	警察・学校等と密接に関わる事業なため、中区児童生徒安全推進会議を通じて情報交換・連携・調整を行なっている。
			③ a	子どもの犯罪の抑止・防止という視点に立ち、地域の目・大人の目を増やすことを当事業で実践している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	継続性が特に求められる事業なため、目標として事業の継続と子ども110番の車を450台に増やすことを掲げた。
			② a	民間事業者やPTAの自主的活動を中心とした事業であり、チャレンジ性は高い。
			③ c	子ども110番の車は400台に微増したが、目標数値には及ばなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	地域の方や事業者等による協力という形をとることで、経費を最小限に抑えるよう努めている。
			② b	18年度は、他の防犯事業と統合し、効率的な運営を行なえるようにしている。
			③ b	中区児童生徒安全推進会議において、情報の共有・意見交換を行い、迅速で無駄のない事業を展開できるよう努めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	子ども110番の車については、事業者と覚書を交わし、マニュアル等を配布し、実施している。
			② b	子ども110番の家の加入者に対して、見舞金（保険料）の補助を行い、事故が起こった場合の対策がされている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	子どもの110番の家・車は、広く子ども（大人も含む）が利用できるものであり、公平・公正に運用されている。
			② b	事業の性質上、受益者負担は適さない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	広報よこはま区版や区のホームページを活用し事業の紹介を行なっている。また、学校を通じて、子ども・保護者へ情報を提供している。
			② a	写真や表をできるだけ活用して、区民にわかりやすくビジュアル的に説明するように努めている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	市民との協働が念頭にあり、協力者を募り支援するという体制で連携を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	新たに車両を運行させる事業ではないので、負荷は増加していない。
総合評価 (100点)		82	B	当事業の展開により、スクールゾーン対策に防犯の観点も含めた取組みが促進された。 今後も、子ども110番の家・車の参画をさらに促進する必要がある。

区による事業評価

南区アクションプラン推進事業「街の安全・私の安全支援事業」(南区)

事業の目的		防犯対策を総合的に進めることで、区民の防犯意識を高めるとともに、地域の自主的な防犯活動を支援し、地域コミュニティの盛んなまちづくり、犯罪の起きにくいまち、犯罪ゼロのまちづくりを目指す。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	自治会町内会に対し、電話で聞き取り調査や防犯活動アンケート、PTAに対しアンケートを行う等区民ニーズの把握に努めている。	
	② a	子どもに対する犯罪が目される中で、登下校時のパトロールを重点的に実施する等の対応を行っている。	
	③ b	「南区地域防犯推進連絡会」において関係機関との情報交換を実施している。	
11	① b	区民祭りで防犯グッズの配布、クイズやパネル展示などで啓発を行っているほか、区役所の空きスペースに防犯PRコーナーを設置する等工夫している。一方、物品の支援等をする際は一律配布ではなく、基準を設けることが望ましい。	
	② b	「南区地域防犯推進連絡会」において情報共有を図り、事業の重複がないよう努めている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び「地域の防犯活動の推進で身近な犯罪を減らします」という区政運営方針の目標に位置付けられた事業であり、施策目標の実現に貢献していると考えられる。	
15	① a	全ての自治会町内会で防犯活動が行われること、犯罪ゼロを目標として設定している。	
	② a	平成16年度末の自治会町内会の自主活動状況は8割程度となっており、全ての自治会で活動が実施されるという目標はチャレンジ性が認められる。	
	③ a	先進的な活動を行っている自治会町内会の活動発表会を実施する等各自治会に働きかけることで、ほぼ目標が達成できている。また、犯罪発生件数も前年比大幅に減少している。(平成16年度 4,036件⇒平成17年度 2,889件)	
11	① a	区民の参加、協力により、講師を招いて実施する予定であった講演会を、区民による活動発表の場に変えたことで、講師謝金の削減を図ることができた。	
	② b	平成17年度中には広告の導入等は実施されていない。防犯ブザーについては企業からの寄付を受けている。	
	③ b	PTAや自治会町内会に対してアンケート等を実施することで、無駄のない事業執行につながっている。	
8	① a	関係法令に基づき適正に事務執行されている。	
	② b	防犯パトロールを実施する際には市民活動保険の案内等を行っている。既存の事故防止マニュアルを準用している。	
8	① a	事業の実施に当たっての偏りはない。みなっち号の委託警備会社の選定についても入札であり、適切である。	
	② b	なじまない。	
10	① a	区民まつりでの防犯啓発、広報における防犯啓発シリーズの連載、ホームページ内に防犯情報コーナーを設置する等情報提供における工夫をしている。	
	② a	広報区版では、毎月防犯枠を設け、防犯に関する効果的な取組の紹介を重点的に行うなど、積極的な広報が実施されている。	
5	① a	区内企業・商店等へ防犯啓発の協力依頼を行ったり、推進連絡会の場での情報共有等協働が図られている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
84	B	先進的な活動を行っている自治会町内会の活動を発表する場を設ける等地域の防犯力を高める工夫が見られる。事業は、区民の防犯に貢献しており、今後更に発展させていくことが期待される。	

事業の内容	(1) 南区地域防犯推進連絡会の運営
	(2) 街の安全・安心情報ネットワークづくり
	(3) 防犯なんでも安心事業
	(4) 地域防犯活動の育成支援

所管区課名

南区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	自治会・町内会を中心に様々な団体から設立された「南区地域防犯推進連絡会」を通して、区民ニーズを把握し執行の中で見直しを図っている。
			② a	警察等からの情報を基に、HPや広報よこはまなどで情報発信を行い、区民への防犯意識の向上を図っている。
			③ b	自分たちの街は自分たちで守るを基本に行う地域の自主防犯活動が活発となるよう、「南区地域防犯推進連絡会」、防犯啓発などを行って、適宜検討を行っている。
2	有効性 (15点)	11	① b	区民自ら防犯に対する意識を高めることに役立ててもらえるよう、新たな企画を検討し、区民まつり等でも防犯物品やチラシを配布した。
			② b	事業としては効率よく効果的に実施できた。他の事業との重複もなく警察署との連携や調整を図ることができた。
			③ a	事業が、区政運営方針に基づいて進められており、目標の実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	全ての自治会・町内会で防犯活動が行われ、全ての犯罪が前年度比で減少となることを設定した。
			② a	犯罪ゼロを目標に、過去の実績や他都市の状況から想定される水準を上回る目標設定である。
			③ a	ほぼすべての自治会・町内会で防犯活動が実施された。犯罪件数も2年連続で大幅に減少した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	区民が防犯活動を発表することにより、より身近な区民防犯活動を発表でき、講演会経費についても区民参加により講師謝金等を削減できた。
			② b	新たな財源確保のため、防犯車両（公用車）の広告などを検討している。
			③ b	防犯推進連絡会以外でも、連合町内会、各自治会町内会との連携・調整を積極的に行い、迅速に支援することができた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	関係法令や要綱は制定されていないが、「南区地域防犯推進連絡会会則」を定めている。
			② b	既存の事故防止マニュアルの準用が可能であるため、これにより対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	事業の実施基準が、区民等に客観的な説明ができるようになっている。
			② a	地域が自主防犯活動、「自分たちの街は自分たちで守る」という意識で自ら防犯グッズ等を購入するなど、適切な受益者負担となっている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	地域防犯推進連絡会のほか、広報よこはま（区版）・ホームページ、チラシ等で情報提供を行っている。
			② a	広報よこはま（区版）で、防犯枠をもらい、連載的に多種多様な防犯情報を区民に理解できるよう発信できた。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	「南区地域防犯推進連絡会」を年2回、定期的に開催し情報の共有化を図るなどして、区と地域が一体となって事業を進めていく体制が整っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	馴染まない
総合評価 (100点)		86	B	「南区地域防犯推進連絡会」での情報共有や広報よこはまでの防犯特集、シリーズを行った結果、区民のニーズが把握でき、新たな取り組みを図るなどして、地域と区、警察が一体となって事業を進め、犯罪の大幅な減少により、安全な街づくりに寄与できた。今後も継続することが重要である。

区による事業評価

事業の目的		地域レベルでの防犯の強化を図り、犯罪を行いにくい防犯環境を整え、さらに関係機関との連携強化と効果的な安全・安心街づくり対策のための体制確立を図る。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① b	区役所に寄せられる区民の声を組織として受け止め、共有する体制にはなっていない。問い合わせを受けた職員個人の対応となってしまうまいよう、区役所関係部署で情報を共有し、組織として対応する体制を作る必要がある。	
	② a	児童が巻き込まれる事件が相次いだことから、大人への防犯に関する意識啓発を行う一方で、子どもたちに対する防犯力アップを重点的に行った。	
	③ a	「港南区安全安心まちづくり推進協議会」で情報の共有に努めている。また、下部組織である幹事会において毎月課題を検討している。	
13	① a	防火、交通安全などの他事業と合同でキャンペーン活動等を行うことで、区民への周知をより効果的に行っている。また、各戸に防犯ポケットブックを配布し、啓発に努めている。	
	② b	「港南区安全安心まちづくり推進協議会」及び幹事会で毎月関係者が、課題を検討する会議を実施しているが、防犯ポケットブックは、安全管理局で作成したハンドブックと重複しているため、事前の調整が必要であった。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び平成17年度区政運営方針「明るい暮らしを支える安全なまちづくり」に基づき実施された事業であり、施策目標の実現に貢献していると考えられる。	
11	① b	犯罪発生件数の減少については、警察と目標を設定している。事業としての目標についても、数値目標を設定されることが望ましい。 (港南区の平成18年刑法犯罪発生件数を平成14年比マイナス20%とする。)	
	② a	過去の実績から検討して目標を設定している。	
	③ b	平成17年の刑法犯罪発生件数(3,203件)は平成14年比マイナス14%にとどまった。	
9	① c	特にコスト縮減に向けた工夫は図られていない。	
	② a	防犯ポケットブックの作成については、企業等の協賛金により作成した。	
	③ b	「港南区安全安心まちづくり推進協議会」や幹事会において毎月課題の共有している。	
4	① c	「港南区安全安心まちづくり推進協議会事業補助金要綱」及び「港南区地域防犯活動補助金交付要綱」に基づき補助事業を行っているが、協議会補助金の執行者と補助者が同一であり、また、事業の分担が明確になっていない。	
	② b	事務処理について、複数の職員がかかわるように分担されている。	
8	① a	全区民の安全を守るための事業となっており、不公平さはない。防犯活動助成金についても、すべての自治会町内会に広報されている。	
	② b	なじまない。	
10	① a	広報区版、ホームページ、ケーブルテレビによる取材・ニュース放映など、多様な広報媒体を活用し、事業の周知を図っている。	
	② a	区民の関心が高い事業については、広報よこはま区版で特集を組むなどして、周知している。内容については、図やグラフを用いて視覚的に理解しやすいようにしたり、対象により、言葉づかいや情報量を調整している。	
3	① b	地域においてパトロール活動の実施はされているものの、活動が低調である地域に対しての支援が不十分であり、地域との協働という観点で課題がある。	
3	① b	会議の資料等の両面印刷を徹底するなど、環境負荷の低減に努めた。	
74	B	推進協議会助成金については、実質的に助成者と執行者が同一であり、改善する必要がある。地域防犯活動の活性については、活動が低調な地域の理由を把握するとともに、地域防犯活動助成金については、地域住民自らが防犯活動を実施するという自主性を損ねないよう、執行方法を工夫する必要がある。	

地域安全活動推進事業（港南区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 安全安心まちづくり推進協議会活動
	(2) 地域防犯活動助成
	(3) 安全マップ作成事業
	(4) 地域防犯活動リーダー養成講習会
	(5) 防犯灯設置事業

所管区課名

港南区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	区役所に寄せられる要望や市民からの提案の内容を踏まえ、対応している。
			② a	昨年度から児童が巻き込まれる事件が相次いでいるため、大人への防犯に関する意識啓発を行う一方で、子どもたちに対する防犯力アップを重点的に行った。
			③ b	現在、区役所の事業のうち、地域防犯活動助成金交付の可否について港南区安全安心まちづくり推進協議会役員会に諮問し、外部機関の意見を取り入れている。今後は、事業全般についても報告を行い、客観的な事業検証に役立てたい。
2	有効性 (15点)	13	① b	防火、交通安全といった他事業と合同でキャンペーン活動等を行うことで、区民への周知をより効果的に行っている。
			② a	港南警察署や地域との連携が十分に図られている。事業の重複や欠落が生じる可能性がある場合には、すぐに相談し補い合える関係が構築されている。
			③ a	地域自主防犯パトロール実施団体（自治会・町内会）が、平成17年11月には117団体（全体の約7割）に上るなど、よこはま安全・安心プランにおける「地域防犯力の向上」を実践している。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	警察と共有した具体的な目標を設定している。 (港南区の平成18年刑法犯罪発生件数を平成14年比マイナス20%とする。)
			② b	具体的な件数の減少を目標にしている団体は少ないが、これが客観的に、他都市等と比較して困難なものなのかどうかを検証する必要がある。
			③ b	平成17年の刑法犯罪発生件数（3,203件）は平成14年比マイナス14%に留まったため、平成18年はさらに犯罪抑止に努める必要がある。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	事業に企業による協賛金を導入し、経費の節減を図ったことや、既存の手段を有効に活用し情報提供を図っている。 【具体例】ポケットブック作成事業への広告導入、セーフティネット港南を
			② b	広告料収入により防犯ポケットブックの作成を行うなど、予算とは別の財源を確保したが、今後も継続的に新規財源を開拓する余地がある。
			③ b	警察署、消防署、区役所および区内関係団体を構成団体とする「港南区安全安心まちづくり推進協議会」を設置し、情報交換を行っている。また、区内で発生した犯罪情報を区ホームページに掲載するなど、迅速な情報提供を行い、犯罪防止に役立てて
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	関係法令、条例の制定はないが、よこはま安全安心プランに基づき、事業を実施している。
			② b	事務処理について、複数の職員が関わるに分担されている。また、書類についても、誰が見てもわかりやすい様にするなど、工夫を図っている。ただし、マニュアル整備がされおらず、検討の余地がある。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	キャンペーン活動等を区内の主要3駅で均等に行い、より多くの区民に防犯への取り組みを強化してもらえよう調整を図っている。
			② a	常に全区民を対象とした事業展開を行っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	広報よこはま区版、ホームページ、記者発表、ケーブルテレビによる取材・ニュース放映など、多様な広報媒体を活用し、事業の周知を図っている。
			② a	区民の関心が大きな事業については、広報よこはま区版で特集を組むなどして、周知している。内容については、図やグラフを用いて視覚的に理解しやすいようにしたり、周知対象を明確にした上で、言葉遣いや情報量等を調整している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	地域の役割の一環として、自主防犯パトロールの推進を図っているが、その他の活動についても積極的に関わってもらえるような仕組みづくりが必要である。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	会議の資料等の両面印刷を徹底するなど、環境負荷低減に努めた。
総合評価 (100点)		80	B	行政だけではなく、市民（地域、NPO、企業等）の参加を促進し、最終的には、市民が主体となって港南区を安全で安心なまちづくりを勧める体制作りが必要である。

区による事業評価

事業の目的		区民の安全な往来を確保し、該当犯罪の発生を抑止して、安全・安心まちづくりの推進を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、防犯灯設置の要望は自治会町内会から毎年寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
11	① a	ニーズにこたえるため、自主企画事業費で上乘せを行っている。 また、自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所に優先して設置している。	
	② b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である明るい暮らしを支える安全なまちづくりの一環として事業を行っている。	
11	① b	電柱利用灯新設80灯、鋼管ポール灯新設20灯、電柱利用灯更新63灯、鋼管ポール灯更新25灯を目標として設定している。	
	② a	事業費枠を前年度に比して2倍程度に広げることで、目標を設定している。さらに、自主企画事業費においても予算を確保している。	
	③ b	おおむね目標どおり補助した。 (設置数 電柱利用灯192灯、鋼管ポール灯36灯)	
9	① b	防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注しているため、スケールメリットが働いていると考えられる。	
	② b	なじまない。	
	③ b	設置時期については、各自治会町内会への申請依頼の時期を早めたことにより、1か月程度早めることができた。	
8	① a	「港南区防犯灯設置事業補助金交付要綱」に基づき適正に実施している。	
	② b	事業の実施に伴う事故は発生しておらず、個人情報の保護についても適切に行っている。	
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置している。	
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。	
6	① b	設置事業の内容は自治会町内会の代表に個別に事業概要の説明をし、申請依頼をしている。	
	② b	先に事業概要の説明、申請依頼をしたうえで、より詳しく説明を求められれば、個別に対応している。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全なまちづくりを進めるものである。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
68	C	自主企画事業費を加えて全要望にこたえている（平成16年度104灯→平成17年度228灯）。今後とも、地域の特性を見極め、必要な箇所に迅速に設置することが必要である。	

防犯灯設置事業（港南区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

港南区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	自治会町内会からの申請に対応し、設置箇所を決定している。
			② a	近年の区民の防犯意識の高まりに対応し、予算数を大幅に増加させた。
			③ b	現状は、防犯灯の設置箇所調整及び設置までを行政で行い、その後の維持管理を自治会町内会に任せているが、防犯灯維持管理費補助金のあり方とともに議論している。
2	有効性 (15点)	13	① a	過去に設置した防犯灯のうち老朽化したものの更新の部分にまで補助対象としている。
			② b	従来の防犯灯より明るいものを求められた場合には、別の補助制度を構築し補完するなど、他局との調整ははかられている。
			③ a	区民の防犯意識が高まる中、区政運営方針にも地域防犯環境の整備がうたわれており、その方針に沿って事業が展開されている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	防犯灯設置予算数を目標とし、申請を提出させるよう促した。
			② a	予算要求当初よりもかなり大幅に増額された予算確保ができ、結果的に前年比2倍程度の設置ができた。
			③ b	設置灯数的には、予算数を上回る防犯灯を設置した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	市防犯協会連合会で一括して入札、契約しているため、コスト削減が図られている。
			② b	馴染まない。
			③ b	自治会町内への申請依頼を前倒しし、設置決定時期を早め、実際の設置も、例年よりも早い時期に達成した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	市で制定されていた補助要綱に基づき、区でも補助要綱を制定し、適正に実
			② b	市で制定されていた補助要綱に基づき、区でも補助要綱を制定し、適正に実施している。事故防止等安全性の確保については、落札した工事施工業者に任されている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	今年度は、例年より多額の予算が確保できたため、他区と比較しても高い水準の防犯灯設置が実施できた。
			② b	防犯灯設置までは行政側で負担するが、その後の維持管理については申請団体側に任せている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	申請団体である自治会町内会の代表に個別に事業概要の説明をし、申請依頼している。
			② b	先に事業概要の説明、申請依頼をしたうえで、より詳しく説明を求められれば、個別に対応している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	自治会町内会側との連携、役割分担はできている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	馴染まない
総合評価 (100点)		80	B	防犯灯を設置する仕組みとしては、低コストであり、設置後の維持管理の方法も自治会町内会側に任せられるものとなっているので、よくできてはいるが、適応性、迅速性には欠けている部分がある。

区による事業評価

事業の目的		日常在宅者が多い商店、事業所、個人宅に協力をいただき、子どもや女性が身に危険を感じたときなどに緊急避難できる場所を設置し、犯罪を未然に防止する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	①	a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっている。また、あんしんの家に対してアンケートを実施し、犯罪情報等の提供が求められていることなどを把握している。
	②	a	子どもが巻き込まれる事件が多発しており、こども110番の家事業は、全国的に取り組まれている取組である。
	③	b	他の地域の支援主体は警察署、PTA等様々だが、保土ケ谷区では比較的早い時期(平成12年度)から地域と取り組んできた経緯がある。事業のあり方については内部で検討しているが、現在のところ見直しは行っていない。
13	①	a	広報区版やセミナー実施時などに積極的に協力者の登録促進のためのPRを行っている。また、アンケート調査を実施して、協力者の拡充のための検討を行っている。
	②	b	警察署や学校と連携して実施するとともに、「保土ケ谷あんぜんネットワーク」で協力依頼のPRなどを行っている。
	③	a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」に基づき、重点施策の一つとして地域の防犯力の強化に寄与している。
11	①	a	協力者の登録について、200軒増を目標としている。
	②	b	子どもの安全の確保のため地域への協力を求めるものとなっている。
	③	b	協力者数は平成16年度末1,425軒から平成17年度末1,589軒に増加している。また、運営上の課題や協力者のニーズを把握するために実施したアンケートは、今後のあり方の検討に活用することが期待できる。
9	①	b	プレートの作成や、協力者の保険料等必要最小限のコストで実施している。
	②	b	防犯ブザーの貸与に当たっては、企業協賛の依頼などの検討が必要である。
	③	b	アンケートによる現状やニーズの把握は、安全マップ作成など、今後の事業改善に反映させていくことが期待できる。
8	①	a	プレート作成委託等、関係法令に基づき適正に行われている。
	②	b	協力者には対応マニュアルを配付するとともに、万一の事故に備えて保険に加入している。
8	①	a	こども110番あんしんの家協力者を対象に損害保険に加入しているほか、プレートを配付している。また、区内全新入学児童に防犯ブザーを貸与している。
	②	b	なじまない。
8	①	a	学校への情報提供を行っているほか、区連合町内会等へは研修会で手引きなどを配布して説明している。また、市民全般に対しては、広報紙で周知を行っている。
	②	b	ホームページも活用し、制度の紹介や、協力状況、協力依頼などを行うことが望ましい。
5	①	a	商店、事業所、個人等の協力により、子ども等の緊急避難場所の提供の役割を担う事業である。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
78	B		手引の配付やアンケートによる実態・ニーズの把握を行うなど、着実に事業を進めており、ニーズを踏まえた改善が期待できる。引き続き関係団体との連携により、実効性を高めていくことが望ましい。

こども110番あんしんの家支援事業（保土ケ谷区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) こども110番あんしんの家協力者の声を聴くアンケートの実施 (2) こども110番あんしんの家プレートの作成等 (3) 区内新入学児童(1,900人)に防犯ブザーの貸与
--------------	--

所管区課名

保土ヶ谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査で行政に対する要望で防犯対策が1位となったことを受け、区民の要望を反映する事業となっている。
			② a	子どもが巻き込まれる事件が多発したことを受け、区をあげて様々な団体に呼びかけ拡充を図っている。また、協力者へのアンケート調査を実施し、継続の可否、かけこみの有無(対応)、課題等について調査した。
			③ a	協力者へのアンケート調査により、事業に対する意見、改善点等を聴取し検討している。
2	有効性 (15点)	15	① a	「こども110番あんしんの家」協力者拡充のため、広報よこはま区版、防犯セミナーなど機会あるごとに「あんしんの家」についての事業内容のPR及び協力の呼びかけを行っている。
			② a	警察、小学校と連携して行っている。
			③ a	「よこはま安全・安心プラン」に基づき、区政運営方針に「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」を掲げて事業を推進している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	協力者の拡大を目指し、協力者の200軒増を目標として取り組んだ。
			② b	事業の性質上難しい。
			③ b	転居等の事情による辞退者もあり協力者は、200軒増にはならなかったが、ほぼ目標を達成できたと考える。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	経費はほとんどが保険料であるが、協力者の実数での契約としている。
			② b	企業協賛等の検討が必要である。
			③ b	アンケート調査の結果を踏まえ、さらに効率的な事業としていきたい。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	「協力者の手引き」により事業を進めるとともに、「あんぜんネットワーク会議」等で議論・検討をしている。
			② a	協力者が万一、事件に巻き込まれた時のために保険に加入している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	広く協力者の募集を行うとともに、協力者はプレートを家の門扉の目立つところへ掲出している。
			② b	事業の性質上難しい。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	事業内容については、区の広報紙や学校、自治会町内会、各種防犯事業等を通じてPRしている。また、協力者はプレートを門扉等の見えやすいところへ掲出し、誰でもわかるようになっている。
			② a	広報よこはま区版や防犯セミナーなど機会あるごとにあんしんの家についての情報提供及び協力の呼びかけを行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域による防犯パトロールや校門での児童の見守り等連携が図られた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	事務・事業の推進にあたり、紙使用量の節減等に努めている。
総合評価 (100点)		82	B	こども110番あんしんの家協力者の拡充及び登録者情報の活用を図ることなど検討していく必要がある。

区による事業評価

防犯商店街活動支援事業（その1）（保土ヶ谷区）

事業の目的		地域の知恵と力を生かし、犯罪のない安全・安心に暮らせるまちづくりを行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	市民意識調査において防犯対策への要望が第1位であり、また、区民意識調査などは行われていないが、防犯に対する要望が多く寄せられている。	
	② a	地域の防犯対策への要望に応じた対策が実施されている。	
	③ a	「保土ヶ谷あんぜんネットワーク」などを活用し、関係者間で防犯対策に関する方針の検討が行われている。	
11	① b	「保土ヶ谷あんぜんネットワーク」に区内の各種団体や企業、ミニコミ誌等様々な団体へ参加を求め、より広範な地域の防犯力の向上を目指している。	
	② b	警察署との連携による緊急防犯情報配信によって、迅速な防犯情報の提供が可能となっている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」に基づき、重点施策の一つとして地域の防犯力の強化に寄与している。	
9	① b	防犯パトロールやキャンペーンの実施、安全ネットワークの開催など、各取組ごとに目標を設定して実施している。	
	② b	犯罪のない安全・安心に暮らせるまちづくりの形成を目標に、区民の意識啓発を行っている。	
	③ b	自治会町内会向け防犯活動調査結果における平成17年度中の防犯活動状況は93%、犯罪発生件数は前年比約25%減と、各種の取組が地域における防犯力の強化につながっている。各種イベントの参加者もほぼ当初想定された人数の参加となっている。	
13	① a	啓発イベントの実施に際し、自治会町内会と共催したり、開催経費の一部を警察署が負担している。	
	② a	企業への働きかけにより、防犯グッズの提供を受けている。	
	③ b	「保土ヶ谷あんぜんネットワーク」を通じて関係機関が情報を共有し、無駄のない事業執行に努めている。	
10	① a	委託の実施や個人情報の保護など、関係法令に従い、適切に処理されている。	
	② a	パトロール活動は区で独自に作成したパトロールマニュアルや、「安全安心ハンドブック」などにのっとり行われている。また、市民活動保険が適用されるほか、事前登録により神奈川県から見舞金が出る制度に加入しているところもある。	
8	① a	委託によるパトロール活動は2か月ごとにエリアを変え、数年かけて全地域を網羅することとなっている。また、広く防犯意識の啓発を目的とした各種セミナーやキャンペーンを実施している。	
	② b	なじまない。	
6	① a	広報区版やホームページによるほか、犯罪発生情報や防犯啓発情報を警察署のファックスネットワークを使用して自治会町内会の掲示板への掲出や回覧を行う緊急防犯情報配信の仕組みを活用するなど、犯罪情報が迅速に提供されている。	
	② c	ホームページ上で、地域や区の防犯活動状況や、犯罪発生状況、防犯イベントの開催などの情報提供の充実を図り、地域の防犯意識の向上及び防犯力の強化につなげていくことが求められる。	
5	① a	地域によるパトロール活動や、区連合町内会長会との共催によるセミナーの実施など、各種の協働による取組が実施されている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
78	B	防犯キャンペーンで「ご近所同士のあいさつ」や「玄関等・門灯の点灯」を実施し、約6割の点灯を確保するなどの様々な取組も実施されているが、今後は幅広い参加者の確保、活動が活発でない地域や継続的な活動に向けた支援についての検討が望まれる。	

事業の内容	(1) 保土ヶ谷あんぜんネットワークの運営 (2) 警備会社による区内パトロールの実施 (3) 防犯キャンペーン・セミナーの実施
--------------	--

所管区課名

保土ヶ谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査で行政に対する要望で防犯対策が1位であり、区民の要望を反映する事業となっている。
			② a	近年、多発する街頭犯罪や空き巣狙いなどに対応するため、「あんぜんネットワーク会議」での防犯対策事業の検討や、警備会社による防犯パトロール等の防犯事業を推進している。
			③ a	「あんぜんネットワーク会議」を中心として、地域住民からの意見を取り入れて実施している。
2	有効性 (15点)	15	① a	定期的に「保土ヶ谷あんぜんネットワーク会議」を開催し、防犯事業についての検討、意見・情報交換を行うとともに、地域安全パトロールについては、自治会・町内会のパトロール活動と合同で行い相乗効果を図るため、巡回地域・期日の調整等を行なっている。
			② a	自治会・町内会、関連団体、商店・事業者、警察、行政などが一体となった「保土ヶ谷あんぜんネットワーク」のメンバーが各組織に持ち帰り、各組織が共通認識をもって防犯活動を実施している。
			③ a	「よこはま安全・安心プラン」に基づき、区政運営方針に「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」を掲げ、自治会・町内会などが防犯パトロールに参加して地域防犯に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	犯罪件数の減少についての具体的な数値目標は難しく、設定していないが、防犯対策事業については年間スケジュールのとおり実施している。
			② b	警察と協力して地域をはじめ、さまざまな機関が多数参加することにより犯罪発生数の減少を目指している。
			③ a	防犯パトロール等は計画どおり実施し、地域と連携した防犯活動により犯罪件数は減少している。 (刑法犯発生件数 2,268件 平成16年度△25%)
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	防犯グッズを企業協賛で提供を受け経費節減を図った。
			② b	今後、さらに協賛企業の確保に努めていく。
			③ b	自治会・町内会、関連団体、商店・事業者、警察、行政などが一体となった「保土ヶ谷あんぜんネットワーク」で検討・調整しながら事業を実施した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	「保土ヶ谷あんぜんネットワーク会則」等に基づいて適正に処理している。
			② a	自治会・町内会へ「防犯パトロールマニュアル」を配布するとともに、市民活動保険、県の事故給付金制度の周知を行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	警備会社によるパトロール活動は2か月毎にエリアを変えて実施しており、3年程度で全地域を網羅する予定である。
			② b	事業の性質上困難である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	緊急防犯情報などの地域で必要とされる情報については、ファックスネットワークを利用した情報発信を行ない、自治会・町内会などが掲示板や回覧等で地域住民等へ周知をしている。
			② b	提供する情報はA4サイズ1枚でまとめ、分かりやすいものとするとともに、迅速かつ広範に提供をするように努めている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	「保土ヶ谷あんぜんネットワーク」は、自治会・町内会、関連団体、商店・事業者、警察、行政などが一体となり、協働して防犯事業に取り組む組織である。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	具体的な取組は難しく、今後の検討課題であるが、紙使用量の節減などに努めている。
総合評価 (100点)		84	B	「保土ヶ谷区あんぜんネットワーク」の拡充を図り、区民総ぐるみでの防犯活動を推進していくことが必要である。

区による事業評価

事業の目的	地域での交流を活性化させることで、犯罪のない安全・安心に暮らせるまちづくりや商店街・地域の活性化を図る。
--------------	--

防犯商店街活動支援事業（その2）（保土ヶ谷区）

点数	abc 評価		理由、説明等
11	①	b	市民意識調査において防犯対策への要望が第1位であり、また、区民意識調査などは行われていないが、防犯に対する要望が多く寄せられている。
	②	a	地域の防犯対策を向上させるための各種の取組が検討されている。
	③	b	「保土ヶ谷あんぜんネットワーク」などを活用し、防犯対策に関する方針の検討が行われているが、拠点の設置計画及びより効果的な管理運営方法などに関する検討を行うことが望ましい。
13	①	a	補助金の交付要件で一月の3分の2以上の日数の開館を求めたり、特定の団体や個人による占有には占有した日数の額の補助金返還を求めるなど、利用率の向上や活動の適正化を図る工夫がされている。
	②	b	事業実施にあたり地域や関係局との調整が行われている。
	③	a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」に基づき、重点施策の一つとして地域の防犯力の強化に寄与している。
11	①	a	地域の防犯力強化を図るため、拠点を2施設設置することを目標としている。
	②	b	各拠点における利用者数の増加や活動内容の充実などについても具体的な活動目標や計画を策定し、活動内容の充実を図ることが望ましい。
	③	b	区内3か所で開設、運営されているが、利用者数は年間3館でそれぞれ657人、794人、378人となっており、利用者の増加を図るため、認知度を高めていくための工夫が必要である。
9	①	b	拠点の設置に当たっては、既存の施設を活用することによって経費の節減が図られている。
	②	b	協賛金の協力依頼など、歳入の確保に向けた工夫が図られることが望ましい。
	③	b	拠点間の連携による活動状況などの情報交換を図り、各拠点の活動の多様化につながるよう更なる支援が必要である。
8	①	a	「保土ヶ谷区防犯商店街活動支援補助金交付要綱」にのっとり、適正に執行されている。
	②	b	万一の際の連絡体制はとられているが、緊急時の対応マニュアルの整備が必要である。
6	①	b	平成17年度に新たに2つの拠点が設置されているが、拠点の必要性や区内の分布状況にかんがみ、設置計画を検討する必要がある。
	②	b	なじまない。
6	①	b	広報区版だけでなく、ホームページを活用した情報の適時公開、ケーブルテレビやミニコミ誌等地域の情報媒体を活用したPRの導入などの検討が望ましい。
	②	b	犯罪情報のほか、拠点の利用案内については、地域の掲示板を活用した情報提供が行われている。
5	①	a	拠点の管理運営は、自治会町内会・地域の防犯活動団体で構成される運営委員会で行われている。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
72		B	拠点の設置目的や活動状況、活用方法を適時様々な方法で広報していくことで利用促進を図るとともに、活動内容の充実及び継続的な運営に向けて支援していく必要がある。

事業の内容	商店街の空き店舗などを活用した地域防犯拠点(3か所)の管理運営への補助金交付
--------------	--

所管区課名

保土ヶ谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	市民意識調査で行政に対する要望で防犯対策が1位となったことを受け、区民の要望を受けて地域の多目的防犯拠点を2か所設置した。
			② b	近年、多発する街頭犯罪や空き巣狙いなどに対応するため地域で行うパトロールなどの防犯活動の拠点となる施設を商店街の空き店舗を活用して設置している。
			③ b	多目的防犯拠点については、地元商店街、地域住民・関連団体等が中心となった運営委員会で地域特性に合わせた運営を行っている。
2	有効性 (15点)	13	① b	防犯拠点設置するとともに、防犯セミナーを地区別に開催して、身近などころでの防犯意識の醸成及び防犯活動の促進に努めている。
			② a	局、神奈川県、警察署など、各関係機関・団体と連携をとりながら防犯活動を実施している。
			③ a	「よこはま安全・安心プラン」に基づき、区政運営方針に「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」を掲げ、多目的防犯拠点の設置や防犯セミナーの開催などにより、防犯意識や地域の防犯力向上を図っている。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	多目的防犯拠点を2か所設置し、また同拠点を活用して、地域コミュニティの醸成、犯罪件数の減少を図ることを目標としている。
			② a	平成17年度は防犯拠点を2か所設置し、合計3か所の整備を行なった。
			③ a	3か所の多目的防犯拠点(1か所は16年度に開設)が地域で防犯活動の拠点や地域の交流の場として活用されている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	商店街の空き店舗を活用し、改装等の経費削減を図った。
			② b	防犯拠点のより一層の安定的な運営のため、施設の貸出し等により収入を得て自立の道を目指す必要がある。
			③ b	地元商店街、地域住民・関連団体等が中心となった運営委員会で地域特性に合わせた運営を行っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	「保土ヶ谷区防犯商店街活動支援補助金交付要綱」に基づき事務・事業を進めている。
			② b	連絡責任者を置き、事故発生や緊急時には迅速な連絡や対応がとれる体制をつくっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	設置場所が区内で偏らないよう配慮している。
			② b	事業の性質上困難であるが、今後の検討課題である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま区版、ホームページ、地域情報誌など様々な広報手段により情報提供を行っている。
			② b	各多目的防犯拠点において、地域へ防犯情報や拠点情報を提供している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	各多目的防犯拠点の管理運営は、自治会・町内会、団体等地域で構成する運営委員会でやっている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	具体的な取組は難かしく、今後の検討課題であるが、紙使用量の節減等に努めている。
総合評価 (100点)		78	B	防犯拠点の防犯パトロール等の防犯活動の他、地域の交流の場としての使用の促進を図っていく必要がある。

区による事業評価

事業の目的		自治会町内会の防犯灯の新設、更新の費用を補助することにより、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、また、防犯灯設置の要望は自治会町内会から毎年寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
9	① b	自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所に優先して設置している。	
	② b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」に基づき、重点施策の一つとして実施している。	
9	① b	限られた予算の中で、効果的な場所を選定して設置することが目標である。	
	② b	地域からの要望に基づき目標を設定している。	
	③ b	おおむね目標どおり補助したが、補助要綱の制定に時間を要したため設置時期は遅れ気味であった。 (設置数 電柱利用等19灯、鋼管ポール柱72灯)	
9	① b	防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注し、スケールメリットによる経費節減を図っている。	
	② b	なじまない。	
	③ b	市防犯協会連合会を通じて補助を行っており、事務の効率性は図られているが、申請時期によっては設置時期が年度末となる事例もある。	
8	① a	「保土ヶ谷区防犯灯設置事業補助金交付要綱」に基づき実施している。	
	② b	事業の実施に伴う事故は発生しておらず、個人情報の保護についても適切に行っている。	
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置しており、住民の意向に沿っている。	
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。	
6	① b	設置事業の内容は区連合町内会を通じて行っている。また、広報紙を通じて自治会町内会の防犯活動の一環として紹介されている。	
	② b	区連合町内会等へは研修会で手続の方法などを配布して説明しているが、防犯活動全般について全体的にホームページがあまり活用されていない。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
66	C	スケールメリットによる経費節減のために市防犯協会連合会が一括して発注しているが、申請から設置までの時間が長くなる傾向にある。自治会町内会の要望も出されていることから、早期設置が可能となるよう改善が必要である。	

防犯灯設置補助事業（保土ヶ谷区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

保土ヶ谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっているとともに、防犯灯は自治会町内会から要望に基づき設置する事業である。
			② a	犯罪が多発する中、街頭犯罪抑制の観点からも防犯灯の設置は必要であることから事業を実施している。
			③ a	設置経費は区が負担し、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会が行っている。
2	有効性 (15点)	15	① a	自治会・町内会からの設置要望を受け、特に暗い場所への設置や老朽化が進んだところなど必要性が高い場所を優先して実施している。
			② a	道路局の「安全灯事業」、市民活力推進局の「明るい防犯灯事業」などと重複しないよう調整を図っている。
			③ a	「よこはま安全・安心プラン」に基づき、区政運営方針に「地域の知恵と力を活かした防犯体制の向上と災害対策の充実」を掲げて事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	予算の範囲内で、自治会・町内会からの防犯灯設置要望を調整し、特に暗い場所や老朽化が進んだところなど必要性が高い場所を優先して設置した。
			② b	予算の範囲内で最大の効果をあげるように設置場所・本数を調整している。
			③ b	予算内で可能な限りの本数を設置し、自治会・町内会からの設置要望の78%を設置した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	横浜市防犯協会連合会に設置依頼することにより（市でまとめることで業者との契約本数が増え）、設置単価を安価に抑え、予算の制約の中、設置可能本数を増やしている。
			② b	事業の性質上困難だが、今後の検討課題である。
			③ b	17年度の実績を踏まえ、自治会・町内会からの要望への対応方法、業者決定の迅速化を今後検討する。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	「保土ヶ谷区防犯灯設置事業補助要綱」に基いて実施している。
			② a	設置にあたり、場所の確認等自治会・町内会の確認を受けている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	予算の範囲内で、自治会・町内会からの防犯灯設置要望を調整し、特に暗い場所や老朽化が進んだところなど必要性が高い場所を優先して設置している。
			② b	設置場所は不特定多数の住民が通行する公道であり、受益者負担には余りなじまないが、今後の検討課題である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	事業・申請方法等については、区連合町内会長連絡会を通じて周知している。
			② b	研修会や会議などで手続きの方法などを説明し、理解しやすいように努力している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	設置経費は区が負担し、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会が行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	具体的な取組みは難かしく、今後の検討課題であるが、紙使用量の節減等に努めている。
総合評価 (100点)		80	B	自治会・町内会からの防犯灯設置要望が多いので、引き続き設置促進を図っていく必要がある。

区による事業評価

事業の目的	空き巣、車上狙い等、特に地域で発生する犯罪に対し、「自らの地域は自ら守る」べく、住民の防犯意識の高揚、一致団結した防犯活動などにより、区民が安全で安心できるまちづくりを目指す。
--------------	--

町ぐるみ防犯地域コミュニティづくり推進事業（旭区）

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	13	①	b
②		a	体感治安の改善を目指し、地域の防犯対策を向上させるための各種の取組が検討されている。
③		a	旭区安全・安心対策協議会総会において区内の防犯活動に関する報告・質疑・要望を行い、それぞれの取組の参考としている。
13	①	b	地域が自発的に防犯活動に取り組めるよう、活動への助成や啓発活動を行っている。
	②	a	くらし安全指導員に防犯講演会で講話を依頼したり、地域で自主的に行っている防犯研修会に紹介するなど、神奈川県や警察署との連携をとりながら地域の活動支援を行っている。
	③	a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「防犯力・防災力の向上」に基づき、重点推進課題の一つとして地域の防犯力強化に寄与している。
11	①	a	区内の犯罪件数ゼロを目指し、36団体への自主活動への助成、防犯情報誌1万部発行、防犯啓発講演会年1回開催（参加者数450名）という目標が設定されている。
	②	b	地域団体との連携を図ることにより、地域防犯力の向上を目指している。
	③	b	自主活動へ52件助成、防犯情報誌を1万部発行、防犯啓発講演会を年1回（参加者350名）開催し、当初の目的をほぼ達成しており、犯罪発生状況も対前年比約24%減少している。また、人口10万人あたりの犯罪発生件数は18区中最も少ない。
5	①	b	区で実施する各種イベントに防犯のブースを出したり、区防犯協会と連携して啓発物品を配布するなどの工夫が行われているが、防犯講演会を他の防犯関係機関と共催するなど費用負担の軽減についても検討が望ましい。
	②	c	防犯情報紙への広告掲載について検討する必要がある。
	③	c	「旭区安全・安心対策協議会」を中心に関係機関が情報の共有を図っているが、補助金の支出手続きが年度末にずれ込むなど事業執行が遅滞しているため、スケジュール管理を徹底する必要がある。
8	①	b	補助金の支出に当たっては「『旭区町ぐるみ地域防犯推進事業』活動助成金交付要綱」にのっとり処理されているが、活動内容状況について詳細に報告を求めるよう改善が必要である。
	②	a	区民が活動する際は、保険への加入や安全安心ハンドブックの活用、くらし安全指導員によるレクチャーを受け、それぞれの団体で対応している。
8	①	a	区内で活動し、希望する自治会町内会や防犯活動団体に対し、広く活動支援を行っている。
	②	b	なじまない。
8	①	a	広報区版で防犯特集（毎年）や防犯コラム（毎月）を掲載するほか、ホームページによる情報提供を行っている。また、地域での活動状況を事例集としてまとめて自治会町内会に配布し、活動の普及啓発を図っている。
	②	b	犯罪発生状況や地域や区での取組などが紹介されているが、犯罪発生状況は逐次更新し、最新の情報を提供する必要がある。
3	①	b	地域におけるパトロール活動の実施などにより、連携が図られている。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
72		B	今後は地域で活動している区民とともに防犯講演会を企画・実施したり、活動事例集を編集するなどの工夫を行い、より充実した内容としていくことが望まれる。また、地域での防犯活動をコーディネートできる人材の育成により、自主的な活動の充実や拡大に努めていくことが必要である。

事業の内容	(1)防犯地域コミュニティづくり助成(地域における防犯活動への補助金交付) (2)防犯情報誌発行及び犯罪発生情報等の共有化(防犯情報誌の発行、ホームページへの犯罪情報等掲載) (3)防犯講演会開催(地域の防犯活動事例発表、防犯講話、寸劇)
--------------	---

所管区課名

旭区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	区民ニーズにおいて防犯対策は第1位となっており、ニーズに対応できている。
			② a	全市的に防犯対策の充実が求められている中での事業である。
			③ a	防犯活動については、地域の主体的な活動に対して、区は補助する方式をとっている。
2	有効性 (15点)	15	① a	区民のニーズを受けて、重点的に対応している。
			② a	県の制度(くらし安全指導員)を利用するなど、連携を図っている。
			③ a	市や県の防犯対策の充実という政策・施策に合致している。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	区内の犯罪件数をゼロにすることが究極の目標である。
			② a	チャレンジ性がある。
			③ a	犯罪件数が16年から17年で減少しており、成果が出ている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	冊子発行などの各事業を行うにあたってはコスト削減を心掛けた。
			② b	区の予算にとらわれず市民局の予算も活用した。
			③ b	事業執行面で遅れがちであったので、執行体制を見直している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① a	要綱に則して適切におこなっている。
			② c	保険等、特に事故発生時の対応はとっていない。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	事業の実施基準・手法については適切であった。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	補助金交付申請や講演会開催などの情報提供を自治会町内会等を通じて行った。
			② b	事業の情報提供先を拡大する余地がある。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	自治会町内会、PTAはじめ警察、防犯協会などとの連携が図られている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	資料は再生紙を利用し、無駄のないようにしている。
総合評価 (100点)		80	B	今後も地域での防犯活動が継続していくよう、支援をしていくことが大切であり、その一助となっている事業である。

区による事業評価

事業の目的		自治会町内会に照度の高い防犯灯や、既設で修復が必要な防犯灯等の設置・改修費用を補助することにより、安全なまちづくりを進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
11	① a	ニーズに応えるため、自主企画事業費で上乗せして設置している。また、自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所を優先している。	
	② b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「防犯力・防災力の向上」に基づき、重点推進課題の一つとして実施している。	
11	① b	一般事業費に加えて自主企画事業費により補助を拡大し、自治会町内会の要望に極力こたえることを計画している。	
	② a	自主企画事業費により通常の防犯灯設置数を拡大するとともに、「明るい防犯灯」の補助メニューを加えるなど、一般事業費の枠を超えた計画となっている。	
	③ b	おおむね目標どおり補助したが、設置完了時期は年度末となっている。（一般事業費を含む通常の防犯灯設置数：電柱利用等128灯、鋼管ポール灯19灯、「明るい防犯灯」の設置数：22灯）	
9	① b	通常の防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注し、スケールメリットによる経費節減を図っている。「明るい防犯灯」のコスト削減は検討されていない。	
	② b	「明るい防犯灯」には、自治会町内会の自己負担を求めている。	
	③ b	通常の防犯灯は市防犯協会連合会を通じて補助を行っており、事務の効率性は図られている。「明るい防犯灯」は、設置者への発注等申請者の手間が多くなっている。	
8	① a	「旭区防犯灯設置事業補助金交付要綱」及び「あさひ明るい防犯灯設置費補助金交付要綱」に基づき実施している。	
	② b	事業の実施に伴う事故は発生しておらず、個人情報の保護についても適切に行っている。	
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置している。	
	② b	なじまない。	
6	① b	設置事業の内容は申請者である自治会町内会に区連合町内会等を通じて周知している。	
	② b	区連合町内会等へは十分説明を行っている。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
70	C	一般事業費で賄えない要望に対し、自主企画事業費を加え対応している。なお、設置時期については最終的に年度末になっており、早期設置を行うための改善が必要である。	

街を明るくする事業（旭区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 防犯灯(20W)の設置補助 (2) 「明るい防犯灯」に対する設置補助
--------------	---

所管区課名

旭区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	区民ニーズの1位は防犯対策であり、その基本である地域に対する防犯灯の設置支援であるが、申請があった分については対応できた。
			② b	全国的にも充実の必要が高まっている防犯対策の一環である。
			③ b	防犯灯設置のあり方については、横浜市として事業開始時から変更はない。
2	有効性 (15点)	11	① b	一般事業でも防犯灯設置事業があるが、区民ニーズに応えるためにさらに自主事業において設置数の上乘せを図っている。
			② b	「明るい防犯灯設置補助」において同様の市事業と調整をし、区単独事業として実施している。
			③ a	市の防犯対策の充実という政策、施策に沿ったものとなっている。
3	目標達成度 (15点)	5	① c	最終的な設置数などについて考え方を整理する必要がある。
			② c	将来的なあり方が明確ではなく、チャレンジ性に乏しい。
			③ b	自治会町内会からの設置申請に対応できているという意味では達成できているといえる。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① c	コスト縮減についての検討はしていない。
			② b	「明るい防犯灯設置補助」において、自治会町内会に対し負担を求めている。
			③ b	市事業と同様の実施方法である。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	要綱などに沿って適正に執行している。
			② b	要綱などに沿って適切に運用している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	適切なものとなっている。
			② b	「明るい防犯灯設置補助」について、市事業より負担の軽減を図っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	設置申請者となる自治会町内会には、確実に周知している。
			② b	提供情報については周知し、理解していただいている。
8	市民との 協働(5点)	1	① c	設置コスト縮減について、企業との調整を検討する必要がある。
9	環境負荷の 低減(5点)	1	① c	特に取組はない。
総合評価 (100点)		54	C	全区ほぼ同一の基準で行なっており、一般事業でも実施している。区民からの要望として防犯灯落下時などの事故対応、点検に対する支援が必要との声がある。

区による事業評価

こども安全・安心事業（旭区）

事業の目的		子ども自身が様々な被害から自らの身を守り、安全・安心な生活を送ることができるようになるとともに、子どもが健全に育つ環境を整備し、安全で安心なまちづくりを目指す。	
点数	abc評価	理由、説明等	
11	① b	「防犯」に対する市民意識調査の要望は、平成17年度まで3年連続で第1位、同調査の区別の集計でも第1位となっている。	
	② a	子どもを対象とした犯罪が多発していることから、小・中学校会やPTAからの要望を受けて子どもを対象とした対策を実施している。	
	③ b	専門知識を持つNPOに委託をして実施している。	
15	① a	子どもの視点から自分たちを取り巻く環境について話し合い、地域防犯取組の参考とするため「安全・安心子ども会議」を開催し、結果をリーフレットとして配布し、普及啓発を図っている。	
	② a	区PTA連絡協議会を主体として、警察署、区防犯協会、区などからなる「旭区子ども110番の家実行委員会」を設置し、設置協力者の増加に取り組んでいるほか、小・中学校長会を通じ学校やPTAと連携して実施している。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「防犯力・防災力の向上」に基づき、重点推進課題の一つとして地域の防犯力強化に寄与している。	
13	① a	ワークショップは区内29小学校全校、マップ作成2校、子ども安全・安心会議年1回開催（参加者170名）、子ども110番の家設置協力者増という目標が設定されている。	
	② a	子ども110番の家などの防犯環境の整備だけでなく、子ども自身が様々な防犯活動に参加することにより、自ら安全・安心な生活を送ることができるような取組となっている。	
	③ b	ワークショップは希望のあった26校で実施、子ども安全・安心会議の参加者は100名であったが、マップ作成は3校で実施し、子ども110番の家設置協力者は平成17年度末時点で1,000箇所増加している（16年度898箇所）。	
11	① b	CAPプログラムの実施は、当該NPOが権限を持っており、他者へ委託することはできないが、他の手法を検討する余地はある。	
	② a	企業からの協賛を受け、区内小学2～6年生（小学1年生はすでに配付済）に防犯ブザーを配付している。また、社会福祉協議会や民間企業・組合の協力を得て、子ども110番の車の取組が実施されている。	
	③ b	学校やPTAと連携しながら、スケジュールにのっとりして事業が執行されている。	
10	① a	「旭区子ども110番の家設置事業補助金交付要綱」等にのっとり適正に処理されている。	
	② a	110番の家の協力者には保険料を負担し、対応マニュアルを配付している。子どものマップ作成は、NPOの講師やくらし安全指導員等による監督下で危険箇所の確認が行われている。	
6	① b	マップの作成は3校での実施となっているため、未実施の他校でも実施するよう推奨していくことが必要である。	
	② b	なじまない。	
6	① b	主に小・中学校長会を通じて周知されているが、防犯に関する取組事例としてホームページなどで広く区民にも情報提供されることが必要である。	
	② b	「安全・安心子ども会議」の結果をまとめたリーフレットをホームページ上でも公開するなど、取組の結果についても広く公開されることが必要である。	
5	① a	地域や民間企業・組合の協力により子ども110番の車事業、防犯ブザーの配布、子ども会議など様々な連携が図られている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
80	B	今後も地域の防犯活動との連携を図り、子ども自身による取組を推進するなど、一層の子どもの安全確保を図ることが望ましい。また、CAPは、官民の役割分担や費用対効果の観点から行政主体の執行方法の妥当性や、他の手法も含めて今後とも十分検証しながら進める必要がある。	

事業の内容	(1) 専門知識を持ったNPOに委託し、暴力防止ワークショップ(CAP)を実施 (2) 安全・安心子ども会議開催 (3) 旭区子ども110番の家実行委員会助成 (4) 子ども安全・安心マップづくり支援
--------------	---

所管区課名

旭区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	子ども自身が被害者となる連れ去り、性犯罪などが多発しており、区民ニーズが高い。また、旭区民の要望の第1位が防犯対策となっている。
			② a	子どもを取り巻く社会環境の悪化に対応した事業内容となっている。
			③ b	新規事業を取り入れるなど事業の見直しを行っている。
2	有効性 (15点)	13	① a	暴力プログラムの実施、安全・安心子ども会議の開催、110番の家看板の設置、及び安全・安心マップの作成等を複合的に実施したことにより、事業効果が高まった。
			② b	学校、PTA等と連携・調整を図り実施している。
			③ a	区政運営方針の重点推進課題「防犯力・防災力の向上」に合致している。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	ワークショップを全小学校の3年生を対象にするなど具体的な目標を設定している。
			② b	一定の目標水準となっている。
			③ a	計画どおり実施できた。また、当初予定していなかった「子ども110番の車」を導入した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	創意工夫をしながら実施している。
			② b	創意工夫をしながら実施している。
			③ b	学校、PTA等と連携・調整を図り実施している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	補助金交付金要綱等に基づき適性に実施している。
			② b	保険に加入している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	ワークショップを区内全小学校の3年生を対象にするなど公平性は担保されている。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	事業実施にあたっては説明会の開催など周知に努めている。
			② b	事業実施結果は地域に還元されている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	学校、PTA等と連携・調整を図り実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	環境に配慮している。
総合評価 (100点)		74	B	子どもたちを取り巻く社会環境の悪化に対応した事業内容となっており、学校から事業継続の要望が強い。

区による事業評価

事業の目的		自治会町内会の防犯灯の設置費用を補助することにより、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
11	① a	ニーズにこたえるため、自主企画事業費で上乘せを行っている。 また、自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所に優先して設置している。	
	② b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針「防犯力・防災力の向上」に基づき、重点推進課題の一つとして実施している。	
11	① b	一般事業費に加えて自主企画事業費により補助を拡大し、自治会町内会の要望に極力こたえることを計画している。	
	② a	自主企画事業費により通常の防犯灯設置数を拡大するとともに、「明るい防犯灯」の補助メニューを加えるなど、一般事業費の枠を超えた目標が設定されている。	
	③ b	おおむね目標どおり補助したが、設置完了時期は年度末となっている。 (自主企画事業費を含む設置数 電柱利用等128灯、鋼管ポール灯19灯)	
9	① b	防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注し、スケールメリットによる経費節減を図っている。	
	② b	なじまない。	
	③ b	市防犯協会連合会を通じて補助を行っており、事務の効率性は図られているが、申請時期によっては設置時期が年度末となる事例もある。	
8	① a	「旭区防犯灯設置事業補助金交付要綱」に基づき実施している。	
	② b	事業の実施に伴う事故は発生しておらず、個人情報の保護についても適切に行っている。	
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置しており、住民の意向に沿っている。	
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。	
6	① b	設置事業の内容は申請者である自治会町内会に区連合町内会等を通じて周知している。	
	② b	区連合町内会等へは十分説明が行われている。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
70	C	一般事業費で賄えない要望に対し、自主企画事業費を加え対応している。 なお、設置時期については最終的に年度末になっており、早期設置を行うための改善が必要である。	

防犯灯設置事業（旭区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

旭区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	区民ニーズの1位は防犯対策であり、その基本である地域に対する防犯灯の設置支援であるが、申請があった分については対応できた。
			② b	全国的にも充実の必要が高まっている防犯対策の一環である。
			③ b	防犯灯設置のあり方については、横浜市として事業開始時から変更はない。
2	有効性 (15点)	9	① b	区民ニーズに応えるためにさらに自主事業において設置数の上乘せを図っている。
			② b	市全体として同じ実施手法（市防犯協会への補助）をとっている。
			③ b	市の防犯対策の充実という政策、施策に沿ったものとなっている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	最終的な設置数などについて考え方を整理する必要がある。
			② b	将来的なあり方が明確ではなく、チャレンジ性に乏しい。
			③ b	自治会町内会からの設置申請に対応できているという意味では達成できているといえる。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	コスト縮減についての検討はしていない。
			② b	新たな財源確保の検討が必要であるが、全市的に同様の実施方法をとっているため、市としての検討も必要である。
			③ b	市事業と同様の実施方法である。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	要綱などに沿って適正に執行している。
			② b	要綱などに沿って適切に運用している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	適切なものとなっている。
			② b	受益者負担はない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	設置申請者となる自治会町内会には、確実に周知している。
			② b	提供情報については周知し、理解していただいている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	設置コスト縮減について、企業との調整を検討する必要がある。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	特に取り組みはない。
総合評価 (100点)		62	C	全区ほぼ同一の基準で行なっており、自主企画事業でも実施している。

区による事業評価

事業の目的		地域住民の自主的な防犯対策を支援することにより、防犯力の強化を図り、住民の防犯意識の向上と犯罪の起きにくいまち、地域コミュニティが盛んなまちとして、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	「区民意識調査」の中で、満足度が低く重要度の高い施策に「防犯対策」が挙げられている。地域防犯活動の支援など区民ニーズを反映する仕組みになっている。	
	② a	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」や、「平成16年警察白書」にあるように、地域の活動の支援は情勢に適用した取組である。	
	③ b	地域自らが決定・行動し、行政が支援を行う役割に基づき実施されているが、「磯子区安全・安心まちづくり推進協議会」等を活用し、役割分担をより明確にするとともに、連携の強化が必要である。	
13	① a	防犯マニュアル「いそご防犯のポイント」を全戸配布し、啓発に努めている。	
	② b	「磯子区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、地域、関係団体、警察署、区役所等の連携強化を図っているが、マニュアルは、安全管理局で作成したハンドブックと重複しているため、事前の調整が必要であった。	
	③ a	「横浜市防犯力強化宣言」、「よこはま安全・安心プラン」に沿って、また、区政運営方針の重点推進施策の一つとして地域の防犯力強化に寄与している。	
13	① a	各取組ごとに助成団体数や配布物品数等数値目標や実施時期を定めている。	
	② a	区政運営方針には5つの目標のうち4つの目標達成時期を7月までに設定し、早期実施を目指している。	
	③ b	見直し、転換を図った支援事業以外は目標どおり実施した。平成17年は犯罪の認知件数が前年比37%減少し、地域の活動が成果を生んでいる。	
11	① b	防犯協会から啓発物品の提供を受けて「防犯のつどい」やキャンペーンを実施した。	
	② a	防犯マニュアル「いそご防犯のポイント」は広告を掲載し、財源を確保した。また、推進協議会への神奈川県補助金を活用し、懸垂幕や大型看板の作成、啓発物品を購入した。	
	③ b	「磯子区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に関係機関が情報の共有を行い、無駄のない事業の推進に努めているほか、日ごろから神奈川県、警察署、防犯協会等との調整、連携に努めている。	
10	① a	「磯子区まちの防犯活動助成金交付要綱」に基づき、事業を執行している。	
	② a	事務処理ミスの防止は職員によるプロジェクトで作成した「改善提案書」に基づき複数職員によるダブルチェックを行っている。	
8	① a	主体的な活動に取り組むすべての地域に対して要綱に基づき公平公正な活動支援を行っている。また、「いそご防犯のポイント」は全戸に配布している。	
	② b	なじまない。	
8	① b	事業内容は、区連合町内会長会や広報区版、区ホームページ、区民まつりを活用し、区民に周知している。	
	② a	防犯マニュアルや区ホームページなどの情報は、イラストや写真を多用するなどの工夫がされている。	
5	① a	地域、関係団体、警察署、行政が相互に連携して、キャンペーン活動や防犯パトロール等の取組を進めた。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
84	B	地域により取組の状況が異なる中で、活性化の必要がある地域には必要な支援を行うことが求められる。また、防犯マニュアルの作成については、効率・効果の観点から、他局区が作成したものとの関係で、内容や周知方法等について検証する必要がある。	

地域連携安全・安心推進事業（磯子区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 防犯活動に対する助成金の交付 (2) 腕章・帽子等防犯活動物品の支援 (3) 「くらし安全手引き」の作成・配布
--------------	---

所管区課名

磯子区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	平成16年9月に実施した「区民満足度調査」の中で、満足度が低く重要度の高い施策に「防犯対策」が上げられた。地域防犯活動の支援など、区民ニーズを最大限反映した事業内容になっている。
			② a	区内の窃盗犯発生件数（特に空き巣、車上狙いなど）が急増する中で、安全で安心して暮らせるまちづくりが緊急課題となっており、地域との協働による防犯活動を推進した。
			③ b	外部有識者等による事業評価委員会から区政運営方針の振り返りについてチェックを受けている。
2	有効性 (15点)	15	① a	地域との協働による防犯活動に取り組んだ結果、区内の窃盗犯発生件数は前年比37%減少した。
			② a	磯子区安全・安心まちづくり推進協議会を設置し、地域、関係団体、警察、区役所等の連携強化を図っている。
			③ a	「横浜市防犯力強化宣言」、「よこはま安全・安心プラン」を基本に、地域との協働による防犯活動に取り組んでいる。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	達成期限を明示した地域防犯活動に関する目標を設定し、ホームページ等で公表している。関係職員が共通認識を持ち、常に目標を意識しながら事業を進めた。
			② a	区政運営方針に掲げた5つの目標のうち、4つの目標達成時期を7月までに設定した。
			③ b	見直し・転換した事業を除き、目標どおりの成果を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	防犯協会から啓発物品を提供してもらい、防犯のつどいやキャンペーン活動を実施した。また、区ホームページを積極的に活用することによって、予算をかけずに防犯対策に関する情報を提供した。
			② a	防犯マニュアル「いそご防犯のポイント」は広告を掲載し、34,020円の歳入を確保した。また、神奈川県補助金を活用し、懸垂幕や大型看板の製作、啓発物品の購入を行った。
			③ b	日ごろから神奈川県、警察署、防犯協会等との調整・連携を図り、迅速で無駄のない事業執行に努めた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	まちの防犯活動助成金交付要綱等に基づき、適正に事業を執行している。
			② b	事務処理ミス防止の「改善提案書」に基づき、印刷物の作成や広報区版の掲載にあたり、複数の職員によるダブルチェックを行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	主体的な活動に取り組むすべての地域で同様な支援が受けられるよう、公平・公正な活動支援を行った。また、防犯マニュアル「いそご防犯のポイント」は全戸配布を行った。
			② b	地域との協働により、区は側面的支援（物品配布、事業費補助）を行い、地域は運営にかかる経費を負担している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	事業内容は、区連合町内会長会議や広報区版、区ホームページ等により、幅広く区民に周知している。
			② a	防犯マニュアルや区ホームページなどの情報は、イラストや写真を多用し、分かりやすい内容とした。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域、関係団体、警察、行政が相互に連携して、キャンペーン活動や防犯パトロール等の取組を進めた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防犯マニュアルは、横浜市グリーン購入に関する事務取扱要領に基づき、再生紙を使用した。
総合評価 (100点)		88	B	地域、関係団体、行政が一体となった防犯活動を推進することにより、区内の犯罪件数は前年と比較して大幅に減少した。

区による事業評価

事業の目的		地域防犯拠点の整備や、警備員を派遣した区民の自主的な防犯対策の支援など、地域との協働活動により防犯意識の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	「区民意識調査」の中で、満足度が低く重要度の高い施策に「防犯対策」が挙げられている。地域防犯活動の支援など区民ニーズを反映する仕組みになっている。	
	② a	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」や、「平成16年警察白書」にあるように、地域の活動の支援は情勢に適用した取組である。	
	③ b	地域自らが決定・行動し、行政が支援を行う役割に基づき実施されているが、「磯子区安全・安心まちづくり推進協議会」等を活用し、役割分担についてより明確にするとともに、連携を強化する必要がある。	
15	① a	洋光台連合自治町内会は顕著な取組が認められ、全国防犯協会連合会から功労ボランティア団体として表彰されている。	
	② a	県内初の拠点である洋光台防犯活動本部ほか3拠点で、地域の防犯指導員、神奈川県のかし安全指導員、警察等からの支援を受け、防犯活動を実施している。	
	③ a	「横浜市防犯力強化宣言」、「よこはま安全・安心プラン」に沿って、また、区政運営方針の重点推進施策の一つとして地域の防犯力強化に寄与している。	
13	① a	区政運営方針に各取組の達成時期と水準を目標として掲げている。	
	② a	達成時期の目標を年度の早い時期に設定している。	
	③ b	杉田地区防犯推進本部は7月の目標が5月に、また、当初目標にない根岸地区防犯活動拠点を8月に設置した。一方、年度当初に想定した「防犯アドバイザーの育成」は人材が集まらなかったため実現できていない。	
15	① a	拠点の整備に当たり、杉田地区は交番跡を、根岸地区は小学校の会議室を利用することにより経費を削減している。	
	② a	防犯マニュアル「いそご防犯のポイント」は広告を掲載し、財源を確保した。また、推進協議会への神奈川県の補助金を活用し、懸垂幕や大型看板の作成、啓発物品の購入を行った。	
	③ a	旧杉田交番跡をはじめ、関係機関との連携等により早期整備の実現が図られている。	
10	① a	「地域防犯活動拠点整備補助金交付要綱」「防犯パトロール自動車の塗装等整備事業補助金交付要綱」等に基づき事業を執行している。	
	② a	事務処理ミスの防止は職員のプロジェクトが作成した「改善提案書」に基づき行っている。また、青色防犯パトロールについてもマニュアルが整備されている。	
8	① a	警察の統計情報に基づく犯罪の多発地域や、緊急性に応じて事業を実施している。	
	② b	なじまない。	
10	① a	警察署との連携により、すべての交番と2か所の拠点に神奈川県内初の犯罪件数ボードを設置し、犯罪の発生状況を掲示するほか、防犯対策情報はホームページや広報区版、報道発表など適時紹介している。	
	② a	防犯マニュアルや区ホームページなどの情報は、イラストや写真を多用するなどの工夫がされている。	
5	① a	防犯活動は自治会町内会等地域の役割であり、拠点の整備や活動支援は行政の役割として警察署等関係機関と連携して進めている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
92	A	洋光台地区では地域防犯活動を積極的に進め、洋光台連合自治町内会が功労ボランティア団体として全国表彰を受けた。また、青色回転灯による防犯パトロールのための整備費を補助するなど、適切な支援が行われている。警察署等との連携についても、犯罪発生状況の提供など良好な関係となっている。	

いそご・まちの安全確保事業（磯子区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 地域の防犯パトロールの支援を行うため、警備員を派遣 (2) 地域防犯拠点整備・管理運営補助 (3) 地域の防犯パトロールに使用する車両3台に青色回転灯と放送設備の設置補助
--------------	---

所管区課名

磯子区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	平成16年9月に実施した「区民満足度調査」の中で、満足度が低く重要度の高い施策に「防犯対策」が上げられた。犯罪が多発している地域の防犯対策など、区民ニーズを最大限反映した事業内容になっている。
			② a	区内の窃盗犯発生件数（特に空き巣、車上狙いなど）が急増する中で、安全で安心して暮らせるまちづくりが緊急課題となっており、地域との協働による防犯活動を推進した。
			③ b	外部有識者等による事業評価委員会から区政運営方針の振り返りについてチェックを受けている。
2	有効性 (15点)	15	① a	防犯活動拠点を中心とした地域防犯パトロールなどの結果、区内の窃盗犯発生件数は前年比37%減少した。
			② a	県内初の防犯活動拠点である洋光台防犯活動本部や杉田交番跡利用による杉田地区防犯推進本部、根岸小学校に設置した根岸地区防犯活動拠点を中心に、地域、関係団体、警察、区役所等の連携により犯罪減少に努めた。
			③ a	「横浜市防犯力強化宣言」、「よこはま安全・安心プラン」を基本に、地域との協働による防犯活動を推進した。特に、洋光台連合自治町内会は顕著な取組が認められ、功労ボランティア団体として10月に全国表彰を受賞した。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	実施場所、達成期限を具体的に明示した目標を設定し、ホームページ等で公表している。職場内で情報を共有し、常に目標を意識しながら事業を進めた。
			② a	防犯活動拠点の整備は、地域や関係機関と十分な調整が必要な事業であるが、年度の早い時期に開設する目標を設定した。
			③ a	杉田地区の防犯活動拠点は目標を上回る5月に整備することができた。また、8月には、当初目標には掲げていなかった区内3箇所目となる拠点施設を根岸地区に開設した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	杉田地区防犯推進本部は、神奈川県から元交番を無償で借り受け、根岸地区防犯活動拠点は、小学校の会議室を利用することによって、整備にかかる経費の大幅な縮減を図った。
			② b	神奈川県補助金を活用し、懸垂幕や大型看板を製作したほか、キャンペーン用の啓発物品等を購入した。
			③ a	区の重点政策課題である「まちの安全確保」に向けて、区長から担当職員までが共通の認識を持ち、一丸となって取り組んだことにより、迅速な対応を図ることができた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	「地域防犯活動拠点整備補助金交付要綱」、「防犯パトロール自動車の塗装等整備事業補助金交付要綱」等に基づき、適正に事業を執行している。
			② b	事務処理ミス防止の「改善提案書」に基づき、事業を執行している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	警察の客観的な統計情報に基づき、犯罪が多発している地域を優先的に支援するなど、緊急性に応じて適切に事業を執行した。
			② b	防犯活動拠点の運営にかかる経費は、地元自治会町内会等が負担している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	警察との連携により、すべての交番と2か所の防犯活動拠点に県内初の犯罪件数ボードを設置し、犯罪発生状況を掲示している。また、防犯対策に関する情報は、記者発表や広報、ホームページなど適時適切な方法により紹介している。
			② a	ホームページや広報区版は、できる限りイラストや写真を多用し、分かりやすい内容とした。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域、関係団体、警察、区役所が相互に連携して、区の防犯対策を進めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	新たに整備した2か所の防犯活動拠点は、既存施設を活用することで環境負荷を軽減した。
総合評価 (100点)		92	A	地域防犯活動を円滑に進めるための拠点整備等を進めた結果、地域住民の防犯意識が高まり、犯罪の抑制につながった。

区による事業評価

いそご子ども安全指南塾事業（磯子区）

事業の目的		子どもが暴力被害に遭わないための予防や対策を子ども、保護者、小学校教職員が学び、地域の人々が協力して子どもを見守り、育てるまちづくりを目指す。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、平成17年度区民意識調査でも重要な事業の第3位(34.3%)となっている。	
	② a	子どもが巻き込まれる事件が多発しており、子ども自身が防犯意識を高めていくことは社会情勢に合致している。	
	③ b	専門知識を持つNPOに委託をして実施している。	
13	① a	ワークショップの実施後、担任により暴力から身を守る方法を繰り返し指導している。親のワークショップ等を通じて他の学年への波及効果もある。	
	② b	当初予定した小学校4年生のワークショップは、事前に学校等と調整をし、重複等はない。	
	③ a	「横浜市防犯力強化宣言」、「よこはま安全・安心プラン」に沿って、また、区政運営方針の重点推進施策の一つとして地域の防犯力強化に寄与している。	
13	① a	区内小学校4年生の全45クラス、受講経験がない保護者及び教職員に対して34回のワークショップを実施することを目標とした。	
	② b	プログラムの効果を上げるため、子どもだけではなく保護者や教職員も対象としている。	
	③ a	子どもワークショップは目標に加え、年度途中の事件を機会に近隣の中学校保育園及び全小学校1年生に46回追加実施している。また、90%以上の参加者が非常に役立ったとアンケートに回答している。	
9	① b	プログラムの趣旨・内容を理解し、行動・表現が可能な4年生に絞って実施している。CAPプログラムの実施は、当該NPOが権限を持っており、他者へ委託することはできないが、他の手法を検討する余地はある。	
	② b	学校のカリキュラムの一環として行う児童・生徒への啓発事業であり、財源確保はなじまない。	
	③ b	各学校の協力を得て、スケジュールどおり行われている。	
8	① a	実施するための要綱等はないが、委託等の事務手続は適正に行っている。	
	② b	個人情報の取扱い、その他の事務について事故等は発生していない。委託先には、児童の相談内容等の守秘義務を徹底した。（平成18年度からは委託仕様に記載）	
8	① a	対象は区内全小学校であり、公平に実施している。	
	② b	なじまない。	
6	① b	学校を通じて関係者への周知が行われている。	
	② b	関係者への情報提供は行われているが、実施状況や成果について市民には還元されていない。	
3	① b	保護者と地域の方が参加することにより、今後の防犯活動への展開も期待できる。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
76	B	ニーズ把握のための意識調査や、成果を把握するアンケートなど、事業を構築するためのツールが活用されている。役割分担や費用対効果の観点からは、行政が主体的に行うことや、他の手法も含めて今後とも十分検証しながら進める必要がある。	

事業の内容	専門知識を持ったNPOに委託し、暴力防止ワークショップ(CAP)を実施
--------------	-------------------------------------

所管区課名

磯子区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	平成17年度実施した区民意識調査において犯罪と災害に強く安全な地域づくりが六つの重要施策のうち1位であり区独自のサービス事業について子どもたちを暴力から守るためのプログラムが第3位になっている。
			② a	広島、栃木の事件を含め、その後も事件が発生する中で子どもの安全を求める地域の声に対応するため小学校1年生を中心にワークショップを緊急実施した。
			③ b	検討を行った結果、重要度が高く、磯子区の小学校全校で行うことが必要であり、行政で事業を行うこととした。
2	有効性 (15点)	13	① a	ワークショップ実施後、担任により暴力から身を守る方法を繰り返して指導している。また、他の学年への波及効果も出ている。
			② b	小学校対象の事業に限定せず、保育園、中学校にもサービス課と調整を図り実施した。
			③ a	犯罪と災害に強く安全な地域づくりという重点推進施策に子どもを暴力から守るものとして重要な部分となっている。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	ワークショップの結果、「逃げる」「名前を言わない」「捕まるまで近づくかない」という具体的行動を起こし、子どもの安全を守ることができた。
			② a	他区より先駆けてこの事業を行って子どもの安全を図っている。
			③ a	事後のアンケートにより、事業の結果は90パーセント非常に役立っているとの回答を得た。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	6学年全学年で行うより、小学生として安定し、理解・行動・表現ができるようになった学年の4年生を原則として実施することにより効率化を図った。
			② b	子どもへの犯罪の防止は社会性・公共性・緊急性が強いものであり、広告等の収入により執行することはなじまないと判断した。
			③ b	より細かな打合せを行いスケジュール作成し、そのスケジュールの通り行うことで、効率的な実施をすることができた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	運營業務委託特記仕様書にのっとり、適正に実施した。
			② b	個人情報の流失がないよう十分配慮した。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	全小学校で実施し、社会的公平を図ることができた。
			② b	子どもの命を守るという視点で全小学校で事業を行っているため負担を求めているが、一人当たりの費用は抑えて事業執行している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	学校便り等で周知されている。
			② b	学校関係諸会議、PTA連絡協議会を通して保護者にわかりやすい文章で情報を提供した。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	保護者と地域の方々と大人のワークショップを実施することで、一体となって進めることができた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	公共交通機関を使用している。
総合評価 (100点)		78	B	社会の変化に対応できる子どもの育成に大きな力となった。

区による事業評価

事業の目的

自治会町内会の防犯灯の新設、更新の費用を補助することにより、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。

横浜市防犯協会連合会補助金（磯子区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	市民意識調査の行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、17年度区民意識調査でも防犯対策は重要とされている。防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。
9	① b	自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所に優先して設置している。なお、スクールゾーン協議会で議論された危険箇所等の情報は、個別に自治会町内会に提供している。
	② b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。なお、「明るい防犯灯」は、補助が3分の1のため、平成17年度は申請がなかった。
	③ b	「横浜市防犯力強化宣言」、「よこはま安全・安心プラン」に沿って、また、区政運営方針の重点推進施策の一つとして実施している。
9	① b	限られた予算の中で、効果的な場所を選定して設置することが目標である。
	② b	地域からの要望に基づき目標を設定している。
	③ b	おおむね目標どおり（電柱利用灯49灯、鋼管ポール灯31灯）補助したが、完了は2～3月となっており、自治会町内会から早期設置の要請を受けている。
11	① b	防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注し、スケールメリットによる経費節減を図っている。
	② b	なじまない。
	③ a	地図情報に約5,000本に上る防犯灯設置情報を取り込み、管理の効率化に努めている。
10	① a	「磯子区防犯灯設置事業補助金交付要綱」に基づき実施している。
	② a	事務処理ミスの防止は職員によるプロジェクトで作成した「改善提案書」に基づき複数職員によるダブルチェックを行っている。
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置しており、住民の意向に沿っている。
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。
8	① b	設置事業の内容は区連合町内会を通じて行っている。
	② a	申請書に図面を添付するなどの工夫がされている。
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。
3	① b	防犯灯の点灯は環境負荷を与えるものの、事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
72	B	防犯灯の管理システムを構築して、管理の効率化を図っている自治会町内会から早期設置の要望も出されていることから、安全管理局とともに早期設置が可能となるよう改善が必要である。

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

磯子区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	住民組織から直接、要望を聞きながら対応を行っている。
			② a	社会の治安低下は全国的な傾向であり、事業の必要性は従来にもまして増加している。
			③ a	防犯灯という公共性の強い事業であり、今後とも行政の補助が欠かせない事業と考えられる。
2	有効性 (15点)	15	① a	防犯灯設置工事に際し、現地調査を行い効果的な配置を行っている。
			② a	街路灯や公園灯など類似の街灯があるが、防犯灯はそれらと重複しない場所に設置している。
			③ a	従来、市が行っていた事業を区に移管したものであり、各区共通の体制で執行している。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	具体的な目標を設定している。
			② a	数値目標は、住民からの要望に基づく具体的なものである。
			③ b	目標を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	防犯灯システムを構築し、日常業務の効率化を図っている。
			② b	住民組織による自主管理が行われており、補助制度による本市の経済的負担は合理的なものである。
			③ b	工事施工業者と連携をとり、スケジュールの適正な進捗を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	補助要綱に基づき、誤りなく執行されている。
			② b	現地調査等により設置箇所の確実な把握を行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	公表は行っていないが、事業は住民組織からの要望に基づき行われており、客観的な公平性を確保している。
			② a	公共的な意味合いの強い防犯灯の設置後の維持管理は自治会町内会が行っており、十分な住民負担がなされている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	各自治会・町内会を通じて、区内全域に周知している。
			② b	申請書に図を添付し、初めての申請でもわかりやすいようにしている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	防犯灯の維持管理は自治会町内会が日常的に行っており、日頃から密接な連携をとり対応している。
9	環境負荷の 低減(5点)	1	① c	防犯灯を夜間を通じて点灯することによる環境負荷は、大きなものになると思われる。
総合評価 (100点)		82	B	当該事業は、住民組織との協働より地域の犯罪防止の効果を上げているが、区民へのより分かりやすい情報提供を検討していく必要がある。

区による事業評価

事業の目的

区民が安全に安心して暮らすことができるよう、パトロール活動、啓発活動等を行うとともに、学校・地域と連携した取組を進めることにより、地域コミュニティの活性化を図る。

セーフティ・タウンかなざわ推進事業（金沢区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	平成17年10月に実施した「金沢区民意識調査」の結果、力を入れてほしい施策の第1位が防犯対策であり、区の重点事業として取り組んでいる。
	② a	警察情報をもとに、犯罪多発地域にパトロール隊を派遣したり、子どもに対する犯罪への意識の高まりから防犯ブザーの配布を実施するなど、情勢の変化に対応している。
	③ b	金沢区安全安心まちづくり推進協議会で情報を共有し、事業について検討している。
13	① a	防犯に対する意識を高めるために、区民が作成した防犯・交通安全啓発カレンダーを作成したり、駅頭で呼びかけや防犯チラシの配布をする等工夫している。
	② b	「金沢区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、地域、関係団体、警察、区役所等の連携強化を図っている。
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」という目標に合致した形で事業が進められている。
9	① b	事業の実施時期などについては予定を立てているものの、自主防犯パトロール隊の増加、講習会実施地域の目標設定等の数値目標がない。また、パトロール活動の強化と防犯意識の高揚をねらいとしている。
	② b	自主防犯パトロール隊の目標数等具体的な数値目標を設定されることが望ましい。また、定性的な目標となっているため、チャレンジ性について評価できない。
	③ b	事業は予定通り実施された。
7	① b	悪徳商法追放シールについては、事業効果を検証し、有効な方法を検討することが望ましい。
	② c	新規財源の開拓に向けた検討は行っていない。
	③ b	「金沢区安全・安心まちづくり推進協議会」を開催し情報共有等が図られている。
8	① a	「青少年を見守る仲間の会」への補助金については、補助金交付要綱が整備され、適正に実施されている。
	② b	既存の事故防止マニュアルを適用している。
8	① a	事業の対象者は適切である。また、地域講習会の実施に当たっては土日や夜を中心に開催する等、日中仕事をもっている区民に対しても配慮されている。
	② b	なじまない。
10	① a	広報区版やホームページ、区民祭りなどのイベント等で広く周知を図っている。
	② a	ホームページにおいて写真や事例の提示等わかりやすい工夫が見られる。
3	① b	自主防犯活動への支援としてパトロールグッズ等の貸与を行っているが、無理のない体制で自主防犯活動が実施されるようなアドバイス等の支援をさらに積極的に行われることで効果的な協働が図られることが望ましい。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
74	B	まちづくり推進協議会の設置により、情報の共有が図られてきているが、さらに活用し、関係機関との間で役割認識や連携の強化を推進することが望まれる。地域における自主防犯活動については、活動が低調な地域の課題に対して支援されることが望ましい。

事業の内容	(1) 金沢区安全・安心まちづくり推進協議会の設置運営 (2) 防犯パトロール及び防犯ステーション設置推進 (3) 防犯ブザーの貸与及びランドセルカバーの贈与 (4) 地域で取り組む自主防犯活動の支援 (5) 防犯啓発カレンダー作成、防犯協力車両シール作成配布 (6) 防犯講習会の開催と区全体講演会開催
--------------	---

所管区課名

金沢区地域振興課

評価項目		点数	abc評価		理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	①	a	平成17年10月に実施した「金沢区民意識調査」の結果、力を入れてほしい施策の第1位が防犯対策であり、区の重点事業として取り組んでいる。
			②	a	警察情報をもとに、犯罪多発地域に緊急にパトロール隊を派遣するとともに、地域に犯罪情報を随時提供している。
			③	a	警備会社によるパトロール隊の必要性を検討した。
2	有効性 (15点)	15	①	a	高齢者が被害に遭わないよう、悪質商法追放シールを作成して配布した。防犯意識・知識を高めてもらうため、地域に出向いて講習会を開催した。
			②	a	金沢区安全・安心まちづくり推進協議会及び同幹事会を開催し、関係機関団体の活動状況、活動計画等の情報交換を行った。
			③	a	よこはま安全安心プランに基づき進めている。
3	目標達成度 (15点)	15	①	a	事業の実施時期、協議会・幹事会の開催など、目標を設定して実施した。
			②	a	地域に出向いて講習会の開催は、他区を大きく上回る実施回数を数えている。
			③	a	予定どおり、目標を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	新規事業のため、コスト削減の検討は行っていないが、広報紙の作成は、華美にならないように白黒印刷とした。
			②	c	新規財源の開拓に向けた検討は行っていない。
			③	a	協議会の幹事会を開催し、警察署、防犯協会、交通安全協会等関係機関との連携とり、キャンペーン活動では効率的な活動へと展開した。
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	表彰者の決定にあたっては、要綱に則って適正に行っている。
			②	a	既存の事故防止マニュアルを準用して対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	全区民を対象としており、公平・公正である。
			②	b	受益者負担を求めることは、当該事業の性格上馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	①	a	区連会、広報よこはま、HPなどで広く情報提供している。
			②	a	写真やイラストを活用して、わかりやすい工夫を行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	区民の自主活動の支援を基本として事業を進めた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	馴染まない
総合評価 (100点)		90	B		区内の犯罪の減少に大きな成果をあげることができた。今後も犯罪ゼロを目指して引き続き事業を推進する必要がある。

区による事業評価

事業の目的

地域主体の防犯活動を広く進められるよう側面的な支援を行い、地域の防犯力向上を図る。

港北AAA（安心安全な明日を）地域防犯力向上作戦（港北区）

監査委員による事業評価

点数	abc評価	理由、説明等
15	① a	犯罪発生件数は5,547件と市内で最も高く、防犯に対する市民意識調査の要望は、平成17年度まで3年連続で1位、区別でも2位である。また、自治会町内会の防犯活動に関するアンケートを実施し、防犯活動支援に対するニーズが把握されている。
	② a	近年の犯罪件数の増加や体感治安の悪化等の情勢を踏まえた地域の防犯活動への支援が行われており、特に、区民ニーズが高い迅速な犯罪情報の発信について、防犯情報をメールやファックスで配信するシステムを導入した。
	③ a	「港北AAA作戦会議（港北安全・安心まちづくり推進協議会）」において、各取組の推進主体の確認や、活動状況、活動計画について検討されている。
15	① a	区民の主体的な自主防犯活動への支援の視点から、校区ごとに実施されていた子ども110番の家をネットワーク化し、取組状況や課題について情報や意見の交換、相互の協力体制を構築するなどの各種取組が行われている。
	② a	市民局、消防局、警察署との連携や、「港北AAA作戦会議」で区内の様々な団体（70団体）が各々の取組について役割を明確化し、重複のないよう連携が図られている。また、区防犯協会等とも協働で事業を実施している。
	③ a	よこはま安全安心プラン、区政運営方針「自然と都市機能が調和した安全で快適なまちづくり」に即しており、防犯情報の提供や地域の防犯活動への支援により犯罪発生件数が21.7%減少し、防犯力の強化に寄与している。
13	① a	犯罪発生件数前年比1割減を掲げ、7割の自治会町内会でのパトロール実施、地域防犯拠点の設置1箇所、「港北AAA作戦会議」開催（7月）、防犯シンポジウム開催（3月）、子ども110番の家ネットワーク設立（12月）等の目標が設定されている。
	② b	地域の防犯力強化への支援を目的として目標を設定しているほか、区民のニーズに応じて港北AAA防犯メール配信などの新規の取組も行われている。
	③ a	防犯拠点は地域による自主的な設置を目指しているため17年度に達成できなかったが、犯罪発生件数が前年比約22%の減となり、他の各取組もおおむね目標を達成しているほか、新規の取組にも対応している。
13	① b	自治会町内会に配布する防犯パトロール用品を区で大量発注することでスケールメリットを生かし、単価の減等経費の節減を図っている。
	② a	防犯協会にパトロール用ベストなどの防犯物品の購入・配布について働きかけを行い、共同で行っている。
	③ a	港北AAA作戦会議で関係機関と連絡調整を図り、各取組を効果的に進めるとともに、防犯パトロール用品を当初予定より3か月早く配布するなど、パトロール効果を高める工夫がされている。
10	① a	情報システムに係る個人情報の取扱いは関係法令に基づき適正に行われている。
	② a	子ども110番の家対応マニュアルを配布しているほか、パトロール活動では県で配布しているマニュアルを活用している。また、神奈川県自主防犯団体等支援制度（登録制：登録数約50団体）や市民活動保険に加入している。
8	① a	区内で活動し、希望する自治会町内会や防犯活動団体に対し、広く活動支援を行っている。
	② b	なじまない。
10	① a	広報区版やホームページ、地域のミニコミ誌での情報提供のほか、希望者向けにメールやファックスに犯罪情報の発信を行うシステムを新規に導入し、広く区民に情報提供されている。
	② a	防犯に関する各取組や、犯罪発生状況、自治会町内会の防犯活動に関するアンケート結果など幅広く情報提供が行われている。
5	① a	区連合町内会による防犯イベントの開催など、地域の自主的な防犯活動と区の支援による連携が行われている。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
92	A	地域や警察署、防犯協会など関係機関との連携により、相互の協力体制が確立されている。また、区が地域への側面的な支援を行うことで、地域主体による活動が推進されており、今後は、地域団体をコーディネートできる人材の育成など、区民相互の連携強化への支援等が望まれる。

事業の内容	(1) 防犯関連ホームページ運営
	(2) 子ども110番の家登録拡大
	(3) 防犯パトロール関連物品等の配布
	(4) 地域防犯力向上大会開催

所管区課名

港北区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査で、「防犯」に対する要望は、平成15・16・17年度と3年連続で1位となっており、区民意識調査では平成15・16年は1位17年度は2位となっている。また、犯罪発生件数は、16年7,091件、17年5,547件と港北警察署管内における犯罪発生件数が横浜市で最も高くなっており、区民の防犯力向上のニーズは高い。
			② a	近年の犯罪件数の増加、また、それに伴う体感治安の悪化等の情勢を踏まえた対応である。特に、区民ニーズの高い迅速な犯罪情報の発信に着手し、試行実施を行った。
			③ a	区民（団体）の主体的な自主防犯活動を支援する形で事業を進めている。
2	有効性 (15点)	15	① a	区民（団体）の主体的な自主防犯活動を支援する形をとっている。
			② a	市民局、消防局、警察と連携し、事業執行を行っているほか、港北AAA作戦会議において区内の様々な団体（70団体）が参画して、意見交換を行っている。
			③ a	よこはま安全安心プラン、区政運営方針「自然と都市機能が調和した安全で快適なまちづくり」に合致している。また、区小学校で起きた不審者事件を踏まえ、子どもの防犯対策を目標に掲げ事業を進めた結果、犯罪件数の減少や区民の防犯意識の向上に大きく貢献した。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	各事業ごとに目標を設定し、取り組んだ。
			② a	「子供110番の家」活動が全25学校区で実施（協力者約3,000軒）されたことを受けて、他区に先駆けて「子ども110番の家」のネットワークの設立したなど新しい取り組みにチャレンジした。
			③ a	港北AAA作戦会議の設立、防犯パトロール物品の支給、地域・学校防犯活動支援モデル事業（区独自で継続）、「子ども110番の家」ネットワークの設立、防犯シンポジウムの開催など、全ての事業において達成している。また、当初想定していなかった防犯情報の発信を試行実施した。その結果として、犯罪件数が、16年7,091件、17年5,547と21%減少した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	15	① a	防犯パトロール用品等の物品購入は、補助金ではなく、区が大量発注することでコスト削減に努めている。
			② a	防犯協会との財政面での連携で、物品購入等を行っている。
			③ a	県条例で制定された市区町村における「安全・安心まちづくり推進協議会」について、港北区では、警察と連携し、区の関係団体を参加団体とする港北AAA作戦会議を設立したことで、効率的な運営が図れた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① b	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（H17.4.1施行）、よこはま安全・安心プラン（H17.11策定）に則し行っている。
			② a	万一自主防犯活動中に事故に遭った場合、神奈川県自主防犯団体等支援制度（登録制：登録数約50団体）や市民活動保険で対応できる。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防犯情報の配信は、メールに加えファックスでも利用できるようにしており、情報格差のないよう配慮している。
			② b	基本的にボランティア活動であるため、なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	ホームページ、広報紙による情報提供に加え、パソコン・携帯電話・ファックスを利用した犯罪情報の発信を行うことで、広く区民に情報提供している。
			② a	実際に発生した犯罪情報を直接配信していることやホームページで犯罪発生件数を町別に検索できるなど、わかりやすいものとなっている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	港北区区内には152の自治会町内会があるが、そのうち防犯活動を行っている団体は、93団体（16年度：91団体）あり、そうした区民（団体）の主体的な自主防犯活動に対し、支援をする形をとっている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		94	A	区民（団体）の主体的な自主防犯活動を支援する形で事業を進めることができた。区民ニーズが高いため、引き続き事業を継続していく必要がある。

区による事業評価

緑安全安心まちづくり推進事業【防犯関係】（緑区）

事業の目的		既存施設を活用した防犯活動の拠点整備や住民との協働によるパトロール活動等による地域の防犯活動への支援等をとおして区民総ぐるみで防犯に取り組む「ひと・まち・みどり」の実現を目指す。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① b	空き巣犯罪等の増加で市民の防犯に対する要望は多くあり、市民意識調査の市政への要望では「防犯対策」が3年連続1位になっている。	
	② a	16年には窃盗犯罪をはじめとする刑法犯罪が多く発生していることから、防犯に関する取組は、社会情勢の変化に対応していると考えられる。	
	③ a	緑区安全・安心まちづくり推進協議会で関係機関と情報を共有し、事業について検討を行っている。防犯教育については、NPO法人CAPかながわ等への委託により実施している。	
9	① c	街の安全見守り隊事業において、自治会等から要請があれば警備会社と共同でパトロールを実施し、自主パトロール活動に役立ててもらうことを想定していたが、実際にはほとんど警備員単独でパトロールを実施した。	
	② b	「緑区安全・安心まちづくり推進協議会」で関係機関と情報を共有している。防犯協会との連携という点ではより良い協力体制を築かれることが望ましい。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である「緑安全安心まちづくりの推進」に合致した事業である。	
13	① a	犯罪発生件数の減少を目標としているが、具体的な目標設定はない。事業としては、地域の防犯リーダーを110人養成すること、小学生を対象とした防犯体験研修を68回実施することを目標とした。	
	② a	防犯リーダーの養成については先駆的な取組でもあり、チャレンジ性がある。	
	③ b	犯罪発生件数については、具体的な数値目標を設定することが望ましい。16年に比して17年は犯罪の発生件数が約1,000件程度減少しており、犯罪発生件数の減少という目標は達成されている。防犯リーダーは30人に対して養成講座を実施し、CAPは68回実施した。	
9	① b	警備会社への業務委託については、入札で業者を選定し、契約を結んでいる。	
	② b	CAP事業については、子どもを通じたPTAや地域への啓発活動の面もあり、行政の負担で行われている。	
	③ b	緑区安全・安心まちづくり推進協議会で関係機関と情報を共有し、事業を実施している。	
6	① a	委託等の執行について、関係法令に基づき適正に執行されている。	
	② c	職員及び市民のパトロール中の事故については、事故防止マニュアル、事故後の対応マニュアルや、連絡体制など体制の整備ができていない。	
8	① a	広く区民の安全を守るための事業となっており、特段の偏りはない。	
	② b	なじまない。	
6	① b	広報区版や区民まつりにおいて防犯の啓発等を実施している。（18年度には緊急メール配信サービスを立ち上げ、各小学校に犯罪情報を知らせる仕組みを作っている。）	
	② b	広報区版やホームページにおいて、自主的な防犯活動の紹介や区役所事業の取組など防犯啓発の観点から提供する情報の内容の充実が望まれる。	
5	① a	防犯教育については、NPO法人の協力のもとに実施し、日常的なパトロールについては、防犯リーダーの養成などを通じて支援を行っている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
72	B	防犯リーダーの活用方法について、引き続き検討されることが望ましい。また、街の安全見守り隊事業については、地域の活動団体との連携についても検討し、地域の自主的な活動の活性化につながるよう効果的な実施方法について検討する必要がある。	

事業の内容	(1) 防犯リーダー養成 (2) 子どもへの暴力防止プログラム (3) 街の安全見守り隊事業
--------------	--

所管区課名

緑区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	空き巣犯罪等の増加で市民の防犯に対する要望は多くあり、横浜市民意識調査で市政への要望では「防犯対策」が3年連続1位になっている。
			② a	空き巣犯罪等の増加で市民の防犯に対する意識は高いものになっている。
			③ a	緑区安全・安心まちづくり推進協議会で事業のあり方を検討し、実施している。
2	有効性 (15点)	13	① a	地域が主体的に防犯活動を推進できるよう、各地区に防犯リーダーを養成した。
			② a	警察署生活安全課、防犯協会と連携・調整して事業を行った。
			③ b	緑区重点推進施策に位置付けられている。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	具体的な目標は設定していないが、犯罪（空き巣）の発生件数の減少を目標にしている。
			② b	なっている。
			③ a	犯罪（空き巣）は減少しているので、達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	委託のパトロールについては、契約課で対応している。
			② b	馴染まない。
			③ b	CAP事業では一年間の計画をもって、迅速で無駄のない事業を展開した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	11月に策定された「よこはま安全・安心プラン」に沿って事業を行っている。
			② b	防犯パトロール中に事故が起こった際の連絡体制が確立されていない。パトロール中の事故自体については、横浜市市民活動保険の対象になっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	定期的な防犯パトロールの実施により、区全体の防犯体制を支えている。
			② b	区民の安全を守るために必要な事業であり、受益者負担は馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	広報区版9月号で協議会等の活動状況の情報提供を行った。
			② a	なっている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	NPO法人に子どもへの暴力防止プログラムを委託するなどの連携を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	馴染まない。
総合評価 (100点)		80	B	市民の防犯に対する意識や要望は高まっており、引き続き計画をもって事業を展開していく必要がある。

区による事業評価

「区民がつくる安全な街・緑区」推進事業（防犯関係）（緑区）

事業の目的		安全で安心して暮らせるまち・緑区の実現に向けて、区民・地域が行う防犯活動等への支援を行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	①	b	空き巣犯罪等の増加で市民の防犯に対する要望は多くあり、市民意識調査の市政への要望では「防犯対策」が3年連続1位になっている。
	②	a	16年には窃盗犯罪をはじめとする刑法犯罪が多く発生していることから、防犯に関する取り組みは、社会情勢の変化に対応していると考えられる。
	③	a	緑区安全・安心まちづくり推進協議会で関係機関と情報を共有し、事業について検討を行っている。
11	①	b	126の自治会に対して防犯活動に関する調査を実施し、現状分析を行っている
	②	b	緑区安全・安心まちづくり推進協議会で関係機関と情報を共有している。防犯協会との連携という点ではより良い協力体制を築くことが望ましい。
	③	a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である「緑安全安心まちづくりの推進」に合致した事業である。
15	①	a	70以上の自治会（60%）で防犯パトロール等の取組を実施する等の目標を設定した。
	②	a	16年度末の防犯パトロールの実施は50強（46%）の自治会となっており、地域の防犯活動の活性化を目指すものである。
	③	a	91の自治会（72.2%）で防犯パトロール活動が実施された。パトロールの実施団体の1/4が月1回程度の実施となっていること等を考慮すると、防犯活動の拡充も目標としても良いのではないかと。
9	①	b	警備会社の委託については、入札で業者を選定し、契約を結んでいる。
	②	b	事業の内容としてなじむものがないが、防犯ブザー等について、企業からの協賛についても検討する必要がある。
	③	b	「緑区安全・安心まちづくり推進協議会」で関係機関と情報を共有している。
2	①	c	緑区安全・安心まちづくり推進協議会への補助金については、要綱に基づき、実施しているが、事務局が区の地域振興課となっており、区の業務と協議会としての業務との区分けが明確ではない。
	②	c	職員及び市民のパトロール中の事故について、事故防止マニュアル、事故後の対応マニュアルや、連絡体制などが未整備である。
10	①	a	広く区民の安全を守るための事業となっている。
	②	a	パトロールユニフォームについては、定価の1/3（1,000円）をパトロール実施者が負担している。
6	①	b	防犯相談コーナーや区役所内でのパネル展等をイベント的に実施している。
	②	b	広報区版やホームページにおいて、自主的な防犯活動の紹介など防犯啓発の観点から提供する情報の内容を充実する必要がある。
5	①	a	地域におけるパトロール活動の実施などにより、連携が図られている。また、自主防犯活動について、アンケート調査を実施し、状況把握に努めている。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
74		B	緑区安全・安心まちづくり推進協議会への補助金については、実質的に助成する側とされる側が同一となっているので改善する必要がある。自主防犯活動について、アンケート調査を実施し、状況把握に努めている。夜間パトロールについては、市民との協働の観点から事業の実施方法等について検討する必要がある。

事業の内容	(1) 緑区安全安心まちづくり推進協議会事業 (2) 青少年夜間見守りパトロール
--------------	---

所管区課名

緑区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	空き巣犯罪等の増加で市民の防犯に対する要望は多くあり、横浜市民意識調査で市政への要望では「防犯対策」が3年連続1位になっている。
			② a	空き巣犯罪等の増加で市民の防犯に対する意識は高いものになっている。
			③ a	「緑区安全・安心まちづくり推進協議会」として事業を推進している。
2	有効性 (15点)	13	① a	自治会に防犯パトロール等のアンケートを実施して事業の効果があるか検証している。
			② a	警察署、防犯協会等と連絡調整を図っている。
			③ b	「よこはま安全・安心プラン」が11月に策定されたので政策が反映されていない。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	70以上の自治会(60%)で防犯パトロール等の取り組みを実施する等の目標を設定した。
			② b	なっている。
			③ a	91の自治会(72.2%)で防犯パトロールの取り組みを実施した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	馴染まない。
			② b	馴染まない。
			③ b	防犯パトロールユニホームを、無償配布でなく、自治会が一部負担している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	緑区安全安心まちづくり推進協議会活動助成金交付要綱に基づき助成金を交付している。「よこはま安全・安心プラン」が11月に策定された。
			② b	防犯パトロール中に事故が起こった際の連絡体制が確立されていない。パトロール中の事故自体については、横浜市市民活動保険の対象になっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	多くの自治会でパトロールが実施されている。
			② b	防犯パトロールユニホームを、無償配布でなく、自治会が一部負担している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	防犯相談コーナーの開設やパネル展の開催を実施した。
			② a	広報区版9月号で協議会等の活動状況の情報提供を行った。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	防犯パトロール等で地域との連携を図った。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	馴染まない。
総合評価 (100点)		80	B	市民の防犯に対する意識や要望は高まっており、引き続き計画をもって事業を展開していく必要がある。

区による事業評価

事業の目的		防犯灯を設置して犯罪のない明るいまちづくりを目指す。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
9	① b	自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所に優先して設置している。	
	② b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である「緑安全安心まちづくりの推進」の一環として事業を行っている。	
9	① b	日が短くなる12月までに設置が終了することを目標としている。	
	② b	地域からの要望に基づき目標を設定している。	
	③ b	目標はおおむね達成されている。（防犯灯144本、明るい防犯灯1本設置）	
9	① b	防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注しているため、スケールメリットが働いていると思われる。	
	② b	なじまない。	
	③ b	市防犯協会連合会を通じて補助を行っており、事務の効率性は図られているが、申請時期によっては設置時期が年度末となる事例もある。	
8	① a	「緑区防犯灯設置事業補助金要綱」に基づき実施している。	
	② b	事務の執行に当たっては、通常のチェック体制で実施している。	
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置している。	
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。	
6	① b	設置事業の内容は区連合町内会及びホームページを通じて広報している。	
	② b	区民への情報提供として区のホームページに情報を掲載している。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全安心な街づくりを進めるものである。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
66	C	要望のあった防犯灯については、設置ができています。（17年度133灯）。今後も、防犯灯設置箇所の優先順位を的確に見極め、必要な箇所に早期に設置していくことが望まれる。	

防犯灯設置事業（緑区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

緑区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	地域住民組織の自治会町内会に防犯灯設置希望に基づき設置している。
			② a	犯罪の増加等により市民の安全・安心に暮らしたい要望が高まっており、防犯灯の設置は市民ニーズを受け入れたものになっている。
			③ b	防犯灯の設置要望の取りまとめは区が行い、具体的な設置は業者に委託している。
2	有効性 (15点)	9	① b	より効果的な場所への、防犯灯の設置を依頼している。
			② b	設置場所によっては、安全灯や街路灯の設置がよい場合は土木事務所と連携調整している。
			③ b	防犯灯、明るい防犯灯、安全灯、街路灯等政策や施策の目的に合致したもので設置している。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	日が暮れる時間が早くなる12月までに設置が終了するよう業者に指示している。
			② b	なじまない。
			③ a	基本的に目標は達成してる。事業の性格上、設置について緊急を要するものは別途対応している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	防犯灯の設置について横浜市全体での発注により、コスト削減を図っている。
			② b	事業の内容から馴染まない。
			③ b	防犯灯の設置について迅速に対応している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	防犯灯設置要領、防犯灯設置事務取扱要領、緑区防犯灯設置事業補助金交付要綱、明るい防犯灯設置費補助金交付要綱に基づき執行している。
			② b	防犯灯については設置した後は、自治会所有になる。現在のところ防犯灯による事故の報告は受けていない。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	現在のところ自治会町内会からの要望については設置している。
			② b	事業の内容から馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	例年、区連合自治会長会で説明している。また、区のホームページに掲載している。
			② b	例年、区連合自治会長会で説明している。また、区のホームページに掲載している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	市民の要望に基づき設置している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	ソーラー防犯灯もあるが、イニシャルコストがかかりすぎるため、対応できない。
総合評価 (100点)		74	B	犯罪の増加等により市民の安全で安心して暮らしたい要望が高まっており、防犯灯の設置は夜間犯罪の抑止につながり効果的な事業になっている。今後も設置を拡大していく必要がある。

区による事業評価

事業の目的		地域住民の自主的な防犯活動を支援することにより、地域の活動が拡大し、児童の安全確保を含めた犯罪のない明るいまちづくりを推進する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	平成16年度に、防犯対策を実施するに当たり町内会にアンケート調査を行い、半数以上の団体が現在実施している、またはこれから実施したいと考えていることを把握した上で支援策を講じている。	
	② a	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」や、「平成16年警察白書」にあるように、地域の活動の支援は情勢に適用した取組である。	
	③ b	住民自らが考え、行動し、行政がそれを支援するという形で実施されているが、連絡会議等を活用し、一層の連携強化を検討する必要がある。	
13	① a	「あおばC30行動計画」として区民への意識啓発を図っている。	
	② b	地域、関係団体、警察署、区役所との連絡会議を設け、連携強化を図っている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である防犯対策の一環として防犯力の強化に寄与している。	
13	① a	「あおばC30行動計画」では自主的な活動団体の30%増加(60→80団体)、犯罪発生件数の30%減を目標としている。	
	② a	C30の取組では犯罪発生件数30%減、活動団体30%増など、具体的な成果目標を明示し、区民への防犯意識の高揚を図っている。	
	③ b	17年度末の防犯活動団体は82団体となっており、区内の犯罪発生件数が29.6%減少(窃盗犯犯罪認知件数は前年比37%減少)した。	
9	① b	貸与する物品は自治会町内会で有効に活用することを前提に数を絞り、不足する場合には自治会町内会が負担することとしている。	
	② b	啓発用の防犯グッズについて、地域が防犯パトロールを始めるときに区が数量を決めて啓発用の防犯グッズを貸与し、貸与数量を超える場合や更新の場合は、区防犯協会やメーカーを紹介している。	
	③ b	自治会町内会や警察署との連絡会議を中心に関係機関が情報の共有を行っているほか、日ごろから警察署、防犯協会等との調整・連携に努めている。	
8	① a	防犯灯設置補助は「青葉区防犯灯設置事業補助金交付要綱」により適正に行っている。また、グッズの提供も配布基準を決めている。	
	② b	自主パトロールの保険は補助の対象としていないため、ボランティアには保険の紹介などに努めている。	
8	① a	主体的な活動に取り組むすべての地域に対して要綱に基づき公平公正な活動支援を行っている。	
	② b	なじまない。	
10	① a	ホームページや広報の活用のほか、警察署等と協力して「安全安心ニュース」や犯罪発生状況などを提供している。	
	② a	防犯マニュアルや区ホームページなどの情報は、イラストや写真を多用するなどの工夫がされている。	
3	① b	地域におけるパトロール活動の実施などにより、連携が図られている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
80	B	警察署と協力して犯罪発生件数の削減を数値目標に掲げた、本市の中でも先進的な取組である。防犯パトロール等に使用する腕章等の防犯グッズを提供して活動の支援と活性化を図るとともに、防犯灯設置の要望に対しては自主企画事業費を活用して極力こたえるようにしている。	

地域・学校防犯活動支援事業（青葉区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 防犯活動物品の作成・貸与 (2) 防犯灯・生活灯の設置補助
--------------	--------------------------------------

所管区課名

青葉区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	青葉区の平成16年の犯罪発生件数が前年から増加する状況のもと、市民意識調査で「防犯対策」に関する要望が第1位になるなど、市民ニーズを反映した内容となっている。
			② b	犯罪発生件数が年々増加傾向にあり、犯罪発生抑制に対応することが急務の課題となっている。
			③ b	地域パトロールは地域住民が主体であり、区としてはその活動支援として防犯グッズの貸与を行っており役割分担を明確にしている。
2	有効性 (15点)	9	① b	区及び警察署と合同パトロールを行うなど、地域住民のパトロール支援を行なっている。
			② b	防犯グッズの貸与は、地域パトロール開始の支援としており、活動が広がり防犯グッズ等の購入が必要となった場合は、防犯協会やメーカー等の購入先を紹介し調整している。
			③ b	区政運営方針でも防犯活動に関しては重点課題として取組む項目となっている。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	防犯活動団体数を60団体から80団体にする数値目標を設置している。
			② b	自治会町内会や関係団体に防犯パトロールを呼びかけるなど、活発に活動している。
			③ a	17年末防犯活動団体が82団体になり目標を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	自治会町内会等に貸与する物品数を絞り、コスト削減に努めている。
			② b	地域住民への活動支援であり、歳入等はないと考えている。
			③ b	電話での問い合わせや窓口の相談等迅速に対応し、活動支援に対応している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	法令等には基づかない事業である。
			② b	パトロール時の注意点やボランティア保険の紹介などに努めている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	防犯グッズの貸与は、各団体とも必要最小限度にし、公平性公平性は担保している。
			② b	防犯グッズの貸与は、最小限度となっているので、それ以上の必要数については各団体で購入することとしている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	決起大会やパトロール時に情報提供を行っている。
			② b	犯罪手口等、分かりやすい情報提供に努めている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	合同パトロール等連携をとっている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防犯グッズの貸与は最小限度にとどめている。
総合評価 (100点)		66	C	地域の自主的な防犯パトロール活動等には、腕章等の防犯グッズが有効であり、防犯グッズの貸与を通じて地域の犯罪発生を抑制している。

区による事業評価

地域安全推進事業（青葉区）

事業の目的		区・警察署・地域等の連携強化に基づく、防犯・交通安全対策及び区民の意識啓発の強化により、区内の犯罪と放置自転車や違法駐車等の減少を目指す。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	市民意識調査において3年連続で防犯対策が行政への要望の第1位、違法駐車の防止や交通安全対策が第3位となっている。また、平成16年度の区内放置自転車台数は2,415台に上っている。	
	② a	防犯パトロールのみならず、区内で課題となっている放置自転車等や違法駐車への対応も行っている。	
	③ b	連絡会議等を活用し、自転車等放置防止対策における役割分担を明確にするとともに、連携の強化を検討する必要がある。	
11	① b	放置自転車対策として効果的な方法を検討するための検証を行っている。	
	② b	朝の時間帯は道路局での委託事業により実施されているため、それ以降の時間帯（10:30～13:00）に引き続き啓発活動を行っている。また、毎月警察署と区による連絡会議を開催し、情報交換や対策の協議調整を図っている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である防犯対策の一環として防犯力の強化に寄与している。	
11	① a	防犯面では区内の犯罪発生件数の30%減のほか、放置自転車や違法駐車の防止を目標としている。	
	② b	防犯面においては、「あおばC30」行動計画として、犯罪発生件数の30%減少を目標として設定しているが、放置自転車対策、違法駐車対策においては数値目標は設定されていない。	
	③ b	犯罪発生件数は前年比29.6%減、放置自転車数は17年度2,131台と前年比11.8%減となっている。	
7	① b	監視員の配置委託は競争入札により行っている。	
	② b	歳入や財源の確保にはなじまないが、放置自転車対策は全市・全国的に共通の課題であるため、主管局を通じて補助金の要望を行うなどの検討が望ましい。	
	③ c	年度の途中からの実施となっているため、年度当初から通年で実施できるよう、契約手続を計画的かつ迅速に行う必要がある。	
8	① a	委託の実施については、関係法令に従い適切に処理されている。	
	② b	委託会社との契約において、事件発生時の対応については速やかに区職員に連絡することとなっている。	
8	① a	必要性に応じて、放置自転車の監視は禁止指定駅を中心に、防犯パトロールも犯罪多発地域を中心に実施している。	
	② b	なじまない。	
4	① b	放置自転車対策についてはホームページなど多様な媒体を活用する必要がある。	
	② c	放置自転車対策に関し、放置状況や防止のための取組について適宜情報提供を行い、啓発に努めることが必要である。	
1	① c	イベント実施時や年末の合同パトロール実施期間には、地域のパトロールと合同で巡回を行っているが、日常的にも連携強化を図ることが望ましい。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
64	C	防犯パトロールの実施においては、イベント実施時などの限定された時期だけでなく、日常的に地域の防犯団体と連携した活動を行うことにより、地域の防犯力強化を図る必要がある。	

事業の内容	(1)放置自転車等の放置禁止指定駅周辺に防犯パトロール、放置自転車、違法駐車等の防止を一体的に担う放置防止監視員を配置 (2)区・警察署等の連絡会議開催
--------------	---

所管区課名

青葉区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	自転車等放置禁止区域指定駅を中心とした放置自転車や違法駐車等の蔓延は交通の障害や駅周辺の環境を損なう要因となっており、駐輪場への適正な誘導及び啓発が欠かせない。
			② b	放置自転車等の啓発活動を行うとともに、防犯パトロールを行うなど社会的変化に対応した活動を行っている。
			③ b	放置禁止キャンペーンなどは、周辺自治会を中心とした自転車等放置防止推進協議会が行っており、日常的な駐輪防止の啓発を区が行うなど役割分担を行っている。
2	有効性 (15点)	9	① b	広報車の啓発とパトロール員による個別の啓発等工夫に努めている。
			② b	道路局による早朝の啓発活動と重複しないよう、時間帯を変えて啓発活動を行っている。
			③ b	上位施策等はないが、駅周辺の交通を阻害する要因として道路局の放置禁止の啓発事業に継続し実施している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	放置自転車等の啓発活動には具体的な数値目標は立てていないが、防犯パトロールには前年比犯罪発生件数を30%減少を掲げている。
			② b	犯罪発生箇所等によりパトロールを重点的に行い、地域情報を配布するなどチャレンジ性の高い目標となっている。
			③ b	平成16年比犯罪発生件数は、△29.6%となり、ほぼ目標を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	受託会社は競争入札にし、コスト削減に努めている。
			② b	歳入の確保になじまない事業である。
			③ b	自転車放置防止の啓発と防犯パトロールをセットにし、効果的な事業執行となるよう工夫している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	法令等に基づかない事業であるが、仕様書により適正に実施されている。
			② b	事故連絡や責任体制等がとられている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	広域的なパトロールの実施により公平なサービス提供に努めている。
			② b	受益者負担になじまない事業である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	区広報紙や事業実施時の拡声器を使った事業紹介に努めている。
			② b	パトロール車に搭載した拡声器から繰り返し事業内容をテープ放送し周知している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	地域のパトロールに参加するなど協働に努めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	1	① c	具体的な取り組みは行っていない。
総合評価 (100点)		60	C	自転車等の放置防止を図ることは、交通や環境上重要であり、また防犯パトロールを併せて実施し、より効果な事業執行を行うことが出来た。

区による事業評価

青葉「地域安全・防犯見守り隊」配置事業（青葉区）

事業の目的		区・警察署・地域の連携強化に基づく防犯・交通安全対策及び区民の意識啓蒙の強化により、区内の犯罪の減少と違法駐車、放置自転車の減少を目指す。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	16年度に町内会を対象に行った防犯対策に関するアンケート調査で、防犯パトロール等地域での防犯活動について72%が実施していないと回答していることを踏まえて実施されている。	
	② a	地域の防犯対策を向上させるための各種の取組が検討されている。	
	③ b	今後の地域におけるパトロール活動の活発化を想定し、各地域の実情に応じた本事業によるパトロールの必要性について検討を行っていくことが必要である。	
11	① b	防犯以外に違法駐車や放置自転車の防止対策も一体的に行っているほか、時期に応じて実施時間帯を変更するなどの工夫がされている。また、下校時の学校周辺の巡回や、犯罪の多発している地域を重点的に回っている。	
	② b	警察署によるパトロールと重複しないよう、事前にルートの情報提供を行うなどの調整が図られている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である防犯対策の一環として防犯力の強化に寄与している。	
11	① a	区内の犯罪発生件数の30%減を目標に、警備会社への委託によるパトロールを年間200日実施、区・警察署・自治会町内会等関係団体との連絡会議を月1回、チラシによる広報活動、地域防犯拠点の整備を実施目標としている。	
	② b	「あおぼC30」行動計画として、犯罪発生件数の30%減少を目標として、パトロール委託や広報チラシの配布、警察署等との連絡会議を実施している。	
	③ b	拠点の整備以外は所定の目標を達成しており、犯罪発生件数も前年比29.6%減とおおむね達成された。	
5	① b	委託業者の選定は競争入札により行われている。また、地域での自主的なパトロールの実施状況を把握することにより、委託によるパトロールの必要性について適宜検証していくことが必要である。	
	② c	広報チラシへの広告収入の導入等を検討する必要がある。	
	③ c	年度の途中からの実施となっているため、年度当初から通年で実施できるよう、契約手続を計画的かつ迅速に行う必要がある。	
6	① b	委託の実施については、関係法令に従い適切に処理されている。	
	② b	委託会社との契約において、事件発生時の対応については速やかに区職員に連絡することとなっている。	
8	① a	パトロールの巡回エリアは犯罪発生状況を考慮しつつ、区内を広く網羅されている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	広報区版やホームページを活用し、見守り隊の配置に関する情報提供が行われている。	
	② b	実施状況や成果等について、ホームページなどを活用し、公表を行うことが望ましい。	
1	① c	イベント実施時や年末の合同パトロール実施期間には、地域のパトロールと合同で巡回を行っているが、日常的にも連携強化を図ることが望ましい。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
64	C	警察署によるパトロールや、安全管理局で委託している安全・安心のまちづくり対策パトロールも同時に実施されており、今後は地域による防犯活動の支援を強化することにより、同種の事業の整理が図られることが望まれる。	

事業の内容	(1) 「地域安全・防犯見守り隊」による車でのパトロールの実施 (2) 区民への啓発活動 (3) 区や警察署等の連絡調整
--------------	--

所管区課名

青葉区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	青葉区の平成16年の犯罪発生件数が前年から増加する状況のもと、市民意識調査で「防犯対策」に関する要望が第一位になるなど、市民ニーズを反映した内容となっている。
			② b	青葉区の犯罪発生件数が増加しており、犯罪発生抑制に対応することが急務の課題となっている。
			③ b	地域パトロールは地域住民が主体であり、区は広域パトロールを行なっており役割分担を明確にしている。
2	有効性 (15点)	9	① b	区及び警察署と合同パトロールを行なうなど、地域住民のパトロール支援を行なっている。
			② b	警察署、消防署とパトロール区域など調整し、重複しないようにした。
			③ b	区政運営方針において防犯活動を重点課題とし、犯罪発生件数の抑制に重点を置いた施策に位置づけられている。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	警察署、自治会等と連携して犯罪発生件数を16年比30%減少させる目標としている。
			② b	目標数値を達成するため、関係機関と連携し、取り組みを強化した。
			③ a	平成17年の犯罪発生件数を16年比-29.6%、防犯活動団体数を60団体から36%増の82団体を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	受託会社は競争入札にし、コスト削減に努めている。
			② b	歳入の確保になじまない事業である。
			③ b	パトロールルート等犯罪発生に応じてシフトするなど事業執行に工夫している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	法令等に基づかない事業であるが、仕様書により適正に実施されている。
			② b	事故連絡や責任体制等がとられている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	広域的なパトロールの実施により公平なサービス提供に努めている。
			② b	受益者負担になじまない事業である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	区広報紙や事業実施時の拡声器を使った事業紹介に努めている。
			② b	パトロール車に搭載した拡声器から繰り返し事業内容をテープ放送し、周知している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	地域のパトロールに参加するなど協働に努めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	1	① c	具体的な取組は行っていない。
総合評価 (100点)		64	C	地域パトロールを補完するため広域パトロールは必要であり、関係機関と連携し、今年の犯罪減少の目標を達成できた。

区による事業評価

事業の目的		自治会町内会の防犯灯の設置費用を補助することにより、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
11	① a	ニーズにこたえるため、自主企画事業費で上乘せを行っている。 また、自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所を優先して設置している。	
	② b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進施策である防犯対策の一環として事業を行っている。	
11	① b	自治会町内会の要望に対して7割程度の設置を目標としている。	
	② a	要望に対して全数設置には至らないものの、自主企画事業費を上乘せして目標を設定している。	
	③ b	おおむね目標どおり補助したが、設置完了時期は年度末となっている。 (自主企画事業費を含む設置数 電柱利用等271灯、鋼管ポール柱59灯)	
9	① b	防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注し、スケールメリットによる経費節減を図っている。	
	② b	なじまない。	
	③ b	市防犯協会連合会を通じて補助を行っており、事務の効率性は図られているが、申請時期によっては設置時期が年度末となる事例もある。	
10	① a	防犯灯設置補助は「青葉区防犯灯設置事業補助金交付要綱」により適正に行っている。	
	② a	事務の執行に当たっては、「情報セキュリティー点検」により確認を行っている。	
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置しており、住民の意向に沿っている。	
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。	
6	① b	設置事業の内容は区連合町内会を通じて徹底している。	
	② b	区連合町内会等へは手続きの方法などを配布して説明している。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
72	B	自主企画事業費を加えて要望の約7割の設置要望にこたえている。なお、設置時期については最終的に年度末になっており、早期設置を行うための改善が必要である。	

防犯灯設置補助事業（青葉区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

青葉区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	平成17年度横浜市民意識調査では15年から防犯に関する要望がトップである。地域の防犯対策として、防犯灯の設置要望が多いため、横浜市防犯協会の防犯灯設置事業に合わせ、区予算で防犯灯の設置補助を行っている。
			② a	昨今、空き巣やひったくり等の生活に身近な犯罪が増えているため、地域に防犯灯を設置することにより、夜道の安全確保を図っている。
			③ a	防犯灯設置後は、横浜市防犯協会連合会から自治会町内会に防犯灯を寄贈し、自治会・町内会が維持管理を行っている。
2	有効性 (15点)	13	① a	地域の安全確保を継続するため、老朽化や故障した防犯灯の新設補助を行っている。
			② b	市民協働推進事業本部・道路局等の関係機関と連携を図り事業を進めた。
			③ a	青葉区区政運営方針の重点推進施策である防犯対策の一環として事業を行っている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	自治会町内会の防犯灯設置希望数に対し、7割を目標に防犯灯の設置を行っている。
			② a	他区と比較し防犯灯の設置数が非常に多く、330灯の設置を行った。
			③ b	防犯灯設置希望数に対し7割の防犯灯を設置し、目標を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	効率的で適切な事業執行を行った。 設置補助額について、コスト削減はなじまない。
			② a	自治会町内会が防犯灯の維持管理（電気料金、修理等）を行っている。
			③ b	防犯灯設置関係書類の集約等を効率的に行った。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	青葉区防犯灯設置事業補助金交付要綱・防犯灯設置事務取扱要領に基づき、適正に事業を行った。
			② b	情報セキュリティ点検を運用した。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	区内の全自治会町内会を対象に防犯灯設置希望数調査を行った。
			② b	予算の範囲内で防犯灯の設置補助を行っていることから、各自治会町内会の希望数に対する配分を公平に決定している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	青葉区連合自治会長会において、防犯灯の設置希望数調査について周知し、全自治会町内会に調査資料を送付している。
			② b	防犯灯の設置と管理について、横浜市のホームページ上で公表した。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	防犯対策の一環として、自治会町内会と適切な連携を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	事業になじまない。
総合評価 (100点)		76	B	防犯対策の一環として、成果を上げている。

区による事業評価

事業の目的		自治会町内会等地域の防犯活動に対し積極的に支援し、警察・区役所と連携して活動を活発にすることで犯罪の起こりにくい、安全なまちにする。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
15	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっている。また、15年度に実施された区民意識においても、防犯に関する要望が最も多い。	
	② a	区民の自主活動を促進させるという目的の事業であり、また、子どもの安全対策は社会的にも関心の高い事業であり、社会情勢に対応しているものと考えられる。	
	③ a	自治会、行政、警察、防犯協会により構成される「防犯ネットワークつづき」において防犯に係る事業について検討を行っている。	
13	① a	区内の犯罪発生件数は前年比△912件（17年 3,024件 16年 3,936件）となっており、防犯活動の効果として、各自治会に紹介している。	
	② b	防犯事業については、「防犯ネットワークつづき」により情報共有及び事業の検討を行っている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の中期的展望「安全・安心まちづくり」に合致しており、施策目標の実現に貢献していると考えられる。	
11	① b	防犯講習会を30回実施すること、毎月の防犯情報ホームページの更新、40団体への自主防犯活動補助金の助成、子ども110番の家事業を15校で実施することなどを目標としている。	
	② b	実施回数、実施校数等は前年度同程度の目標となっている。	
	③ a	防犯講習会については43回の実施、ホームページの更新は毎月、助成団体は72団体、子どもの110番の家事業は15校と、目標を上回って達成している。	
5	① c	自主防犯活動を実施している町内会に対して、補助金（年額5万円が上限）を交付する制度を新設している。活動の立ち上げ費用だけでなく運営費が対象となっていることから、補助団体が増加することにより、毎年負担が大きくなることが予想される。	
	② c	検討されていない。	
	③ b	自治会、行政、警察、防犯協会により構成される「防犯ネットワークつづき」において情報交換等を行っている。	
10	① a	防犯活動助成金については、要綱により実施している。	
	② a	公用車による青パト実施については、マニュアルが整備されており、マニュアルにより実施している。	
8	① a	広く区民の安全に寄与する事業である。	
	② b	なじまない。	
8	① a	犯罪情報などを紹介するホームページを毎月更新したり、回覧板を利用した情報提供などを行っている。	
	② b	警察署が作成した情報を掲載するなど、情報の提供に努められているが、区役所が把握している、効果的なパトロールの実施方法などについても、幅広い媒体を用いて情報提供するなど、防犯意識の啓発という観点からさらに工夫が必要である。	
5	① a	区民による青パト活動を支援するため、申請の手続きを支援したり、防犯講習会の中で防犯活動のアドバイスを実施するなど、協働を図っている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
78	B	今後、自主防犯活動をさらに推進させるため、各自治会のもつ課題の検討をされ、支援策を講じられることが望ましい。また、防犯活動助成金については、助成の終期についても検討の上、自主防犯団体の自立を促す方策を考えることが望まれる。	

地域防犯推進事業（都筑区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 防犯ネットワークつづきの運営	(5) 地域でのパトロール活動への支援
	(2) 防犯情報ホームページ	(6) こどもの安全対策事業
	(3) 防犯講習会	(7) 臨時防犯灯設置事業
	(4) まちの安全パトロール	

所管区課名

都筑区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民ニーズの分析・検討の結果緊急かつ対応可能なものは執行の中で見直しを行っている。安全パトロール・防犯用品の配付→都筑区地域防犯活動助成金制度の創設、助成
			② a	高水準に発生している犯罪を防止するためには地域における自主防犯活動の活性化が必要である。先進事例等を調査するなど、事業の効率化を図っている。
			③ a	区民や警察署と協働し、自主防犯活動を支援する組織である「防犯ネットワークつづき」で支援策等の協議を行い事業を執行している。
2	有効性 (15点)	15	① a	スクールゾーン協議会やPTA等学校関係者にたいし、防犯活動を要請しており、児童の安全対策に効果が上がっている。
			② a	「防犯ネットワークつづき」における協定で各組織の役割を明確にしている。また、神奈川県暮らし安全指導員等の協力を得て講習会を開催している。
			③ a	防犯対策は、行政に対する市民要望のトップの項目であり、市の施策実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	防犯講習会の実施予定数、ホームページの更新などを目標として設定し、公表している。
			② a	民間による青パト実施の支援や防犯活動を実施する自治会町内会数など高水準の目標となっている。
			③ a	約7割の自治会町内会で自主防犯活動を行っているなど当初の予想を上回って目標を達成している。また、民間の青パトについては、現在、車両11台130人の隊員で実施している。区内の犯罪発生は、前年に比べ約1,000件減少している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	地域防犯拠点は、町内会館等既存の施設を使用し、資源の有効活用と経費の節減を図った。公用車によるパトロールは、街美車など広報設備のある車輛を利用し、実施している。
			② c	検討していない。
			③ a	「防犯ネットワークつづき」での協議により、効率的な活動支援が行われている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① b	都筑区地域防犯活動助成金については要綱により適用しており、実務上の誤りがない。
			② a	公用車による青パト実施については、マニュアルが整備されており、マニュアルにより実施している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	支援策など区内の全自治会町内会に広報している。
			② b	馴染まない。自治会町内会においては、助成金に加えて自らの会費を負担して防犯活動を行っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	ホームページ、回覧チラシなど多様な広報媒体を活用し、広く周知に努めている。
			② b	写真や、図表等を利用して理解しやすいような工夫をしている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	自治会町内会が地域防犯活動の主体となっている。役割分担も明確になっている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	馴染まない。
総合評価 (100点)		84	B	地域防犯活動の活性化により区内の犯罪発生件数は、大幅に減少した。犯罪抑止には、地域の協力が不可欠であり、地域ニーズにあった支援策を行う必要がある。

区による事業評価

事業の目的		区民の交通マナー・防犯意識の向上及び交通事故件数・街頭犯罪発生件数の減少を目的としている。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査における防犯に対する要望のほか、平成16・17年度の区民アンケートで「防犯対策」が「施策の必要度」の第4位、第5位となっている。	
	② a	まちの明かりは犯罪を減少させることに効果があると一般的にいわれており、防犯灯の設置は効果があると考えられる。また、地域活動のための物品提供等の支援は行政の役割と考えられる。	
	③ b	「戸塚区まちの安心・安全推進連絡協議会」で地域の活動は自治会町内会等が主体的に行い、行政はその支援を行うという役割を明確にした上で事業を実施している。	
13	① a	区内の小学校一年生を対象に防犯ホイッスル・ランドセルカバーを配布する際、併せて交通安全の啓発を行い、相乗的な効果を得た。また、防犯灯位置図を委託により作成し、設置状況の正確な把握に努めた。	
	② b	「戸塚区まちの安心・安全推進連絡協議会」を通じて関係機関との連携、情報交換を図っている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の「地域の支え合いでつくる安心社会のまちづくり」に沿い、また、重点推進課題の一つとして地域の防犯力強化に寄与している。	
13	① a	交通事故件数の数値目標や、防犯灯の設置灯数、防犯活動に対する助成団体数(17連合自治会)などを設定している。	
	② b	通常の防犯灯に加え、「明るい防犯灯」に対する助成制度を設けている。	
	③ a	防犯灯は目標どおり地域の要望を満たしており、活動助成は、当初の計画を変更し、36団体に対して助成を行った。また、別途防犯活動物品を作成・貸与し、地域の自主的な防犯活動の推進を図った。	
11	① a	防犯パトロール用品については、年度当初に、自治会町内会に必要物品や数量のアンケート調査を行い、必要物品を把握した上で発注を行っている。	
	② b	新規財源の開拓になじむ取組は見られないが、防犯ホイッスルやランドセルカバー等企业協賛への働きかけも検討する必要がある。	
	③ b	各事業について、年間予定に基づき、遅滞のないよう適切に実施した。なお、防犯灯の設置については、発注から設置までの期間が長いケースも見受けられる。	
6	① c	「戸塚区防犯灯設置事業補助金交付要綱」等に基づき実施しているが、防犯ステーションの運営委託には、相談業務も委託業務に含まれているため、委託契約時に個人情報取扱特記事項の遵守を義務付ける必要がある。	
	② a	地域のパトロール向けに、防犯ハンドブック地域編を配布するなど、安全体制のための情報提供を行っている。	
8	① a	防犯灯の設置や防犯物品の配布など、受益者に偏りがないように配慮し、事前に要望をとるなどの工夫がみられる。	
	② b	なじまない。	
6	① b	防犯灯設置やスクールゾーン助成など、適切な時期に区連合町内会等を通して情報の周知が図られた。防犯情報については原則週に1回、警察署からの情報を区のホームページで提供している。	
	② b	防犯対策について広報区版による周知を図っている。防犯情報は区民のニーズも高く、今後予定しているホームページのリニューアルで情報提供を充実させることが期待される。	
3	① b	地域におけるパトロール活動の実施などにより、連携が図られている。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
76	B	当事業は地域と行政の役割を明確化し、行政が地域等の主体的な活動の支援を進めているが、市民への広報について一層充実していく必要がある。	

街の安全対策事業（戸塚区）

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 防犯灯の設置補助
	(2) 防犯活動に対する助成事業
	(3) 各種防犯活動物品の提供
	(4) 防犯ステーション(地域防犯拠点)の運営委託

所管区課名

戸塚区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	防犯に関する区民の高い関心を受け、緊急に要望調査に基づき予算外で防犯パトロールに活用できるウィンドブレーカー・腕章等の物品を作成し・配布を行った。
			② a	自治会町内会への防犯灯の維持管理補助制度が18年度から新たに制定されることを視野に入れ、防犯灯位置図データを作成し、18年度からの防犯灯維持管理補助金の適切な執行をするための環境を整えた。
			③ b	地域の主体的な活動を支援するという行政の役割を明確にした上で事業を実施している。個々の事業については、防犯情報ステーションの運営など見直し検討の余地はある。なお、役割分担を明確化する必要がある。
2	有効性 (15点)	11	① b	区内の小学校一年生を対象に防犯ホイッスル・ランドセルカバーを配布する際、併せて交通安全の啓発を行い、相乗的な効果を得た。
			② b	関係機関との連携は図られているが、新たに設立した「戸塚区まちの安心・安全推進連絡協議会」事業では今後関係機関との連絡調整を活性化していく必要がある。
			③ a	区政運営方針の目標の一つである「地域の支えあいをつくる安心社会のまちづくり」に沿って事業が進められている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	交通事故件数については数値目標を設定しているが、防犯については地域活動の活性化を重点にして具体的な数値目標までは設定していない。
			② b	駅前の空き店舗を活用し地域防犯拠点を運営しているが、人を配置して区の防犯活動の中心拠点としても「防犯情報ステーション」して活用しているという試みを進めている。
			③ b	地域の活動に対し適切な支援を行うことができた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	地域の要望に基づく防犯物品の自治会町内会等への配布に際し、数量を限定する一方不足する団体には貸出の形式をとることにより、作成した防犯物品を有効に活用できるようにした。
			② b	概ねできているが、新規事業等各事業での進め方は今後の課題である。
			③ b	各事業について、年間予定に基づき、遅滞のないよう適切に実施した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	補助金交付要綱等に基づき、適正に実施している。
			② b	各事業の実施は適切に行われている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防犯物品の配布など、受益者に偏りがないように配慮し、事前に要望をとるなど工夫した。
			② b	申請に対して補助を行う防犯灯設置事業や、交通安全対策事業として関係協議会への助成など、あまりなじまないが、防犯の助成にあたり上限を設けるなど受益者の負担を考慮している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b	防犯灯設置やスクールゾーン助成など、適切な時期に区連会等を通して情報の周知が図られた。防犯情報については原則週に1回、警察からの情報を区のホームページに出した。
			② c	防犯に関する情報については、区民のニーズも高く、ホームページでの情報提供の充実などを進める必要がある。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	地域の主体的な活動を支援するという行政の役割を明確にした上で事業を実施した。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない
総合評価 (100点)		68	C	当事業は地域と行政の役割を明確化し、行政が地域等の主体的な活動の支援を進めているが、一部の新規事業等では役割の検討、市民への広報を一層充実していく必要がある。

区による事業評価

事業の目的

地域と行政の連携、協働による各種の取組により、地域における犯罪の防止や区民の防犯意識の高揚を図り、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

栄区安全・安心のまちづくり「みんながサポーター」事業（栄区）

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	13	①	a
②		a	地域の防犯対策を向上させるための各種の取組が検討されている。
③		b	「栄区安全・安心まちづくり推進協議会」等の場において、特に官民の役割分担等についての検証を行うことが必要である。
13	①	a	防犯グッズを作成する際、市民のアイデアを取り入れるなどの工夫が図られている。また、「チェックリスト」を全戸配布し、啓発に努めている。
	②	b	「栄区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、地域、関係団体、警察署、区役所等の連携強化を図っているが、安全手引は、安全管理局で作成したハンドブックと重複しているため、事前の調整が必要であった。
	③	a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点取組の一つとして事業を実施している。
9	①	a	防犯連絡会の開催（年2回）、家庭防犯チェックリストの全戸配布、パトロール用腕章（計2,300枚）、パトロールカード（計5,440枚）、防犯地区ステッカー（637枚）などの目標が設定されている。
	②	b	地域団体との連携を図ることにより、地域防犯力の向上に寄与している。
	③	c	チェックシートの配布予定が6月であるのに対し、配布時期は3月とずれこんでいる。また、「安全・安心まちづくり推進協議会」の立ち上げも6月の目標が2月となっており、計画的な執行が必要である。
7	①	b	防犯グッズの一部を手作りで行うなどの経費節減が図られている。
	②	b	広告料収入について検討されているが、募集期間が短いなどの条件で確保できておらず、事業の計画的な執行管理が必要である。
	③	c	遅滞なく事業が進められるよう、スケジュール管理の徹底や、関係機関との連絡調整の強化が必要である。
10	①	a	物品の発注業務等、関係法令に従い適正に執行されている。
	②	a	地域によるパトロール参加については、防犯マニュアルが整備されており、万一の場合も市民活動保険が適用されている。
8	①	a	区内で活動し、希望する自治会町内会や防犯活動団体に対し、広く活動支援を行っている。
	②	b	なじまない。
6	①	b	広報区版やホームページなどの手段により広報活動が行われているが、適時掲載内容の見直しを行い、情報が早期に提供されるよう改善が必要である。
	②	b	市民の防犯活動状況、区で実施している防犯事業、警察署と連携した緊急犯罪発生状況の紹介など、ホームページの活用等による充実した防犯情報の提供が必要である。
3	①	b	地域におけるパトロール活動の実施などにより、連携が図られている。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
72		B	防犯マニュアルの作成については、効率・効果の視点から、他局区が作成したものとの関係で、内容や周知方法等について検証する必要がある。

事業の内容	(1)防犯連絡会開催(年2回) (2)家庭防犯のチェックリスト作成・全戸配布 (3)防犯グッズの配布
--------------	--

所管区課名

栄区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	7	① b	本事業は区民要望の多い防犯対策事業である。
			② c	平成17年度から開始された事業であり、見直しは行っていない。
			③ b	地域・各種団体・事業者・教育機関・行政機関などで構成する「安全・安心まちづくり推進協議会」が発足し、官民の役割分担を図っている。
2	有効性 (15点)	11	① a	手作りで防犯グッズを作成し、安価な費用で大きな効果を引き出すように努めた。
			② b	地域・各種団体・事業者・教育機関・行政機関などで構成する「安全・安心まちづくり推進協議会」が発足し、官民の役割分担を図っている。
			③ b	防犯対策は区の重点施策であり、上位の政策に基づいて進められている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	「安全・安心まちづくり推進協議会」の開催、防犯チェックリストの全戸配布、パトロール用腕章・カード・ステッカーなどの配布目標が設定されている。
			② b	防犯チェックリストのような防犯パンフレットは磯子区以外に全戸配付した例はない。
			③ b	防犯チェックリストの全戸配布、「安全・安心まちづくり推進協議会」の立ち上げ目標は達成したが、実施時期が遅れた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	手作りで防犯グッズを作成し、安価な費用で大きな効果を引き出すように努めた。
			② c	防犯チェックリストの発行において広告料収入を目指したが実現しなかった。
			③ b	防犯チェックリストは自治会町内会の配送ルートを利用し、配送費を節約した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	青色回転灯パトロールについては、マニュアル通りに行った。
			② b	市の防犯パトロールマニュアルに準拠してパトロールを行ない事故防止を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	どこの自治会町内会の防犯パトロールにおいても、同様の支援ができるよう防犯グッズの配付を行っている。
			② b	防犯パトロールは地域団体の自主的・自発的な活動として行っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま栄区版(7月号)、栄区ホームページ、防犯チェックリスト作成、ミニコミ誌など多様な広報活動を行った。
			② b	防犯チェックリストにおいては、高齢者にたいしては文字を大きくして、読みやすいようにした。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	防犯パトロールは約50町内会のもとで行われており、連携が図られている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防犯情報の提供等紙情報のHP転換など努力している。
総合評価 (100点)		58	C	犯罪発生時区民の安全を確保するため、犯罪情報をなんらかの方法で区民に伝える必要があるとともに、迅速でわかりやすい市民広報に努める必要がある。

区による事業評価

栄区防犯対策推進事業（栄区）

事業の目的		地域・学校・警察署・区の連携による各種取組（啓発イベント及び小学生全児童への防犯ブザーの配布）を実施し、地域の防犯力を強化し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査及び区民意識調査において防犯対策に対する要望は第1位となっている。	
	② a	地域の防犯対策への要望に応じた対策が実施されている。	
	③ b	「栄区安全・安心まちづくり推進協議会」等の場において、各活動主体の役割分担等についての検証を行うことが必要である。	
11	① b	「防犯のつどい」を区で実施する他のイベントと合同開催し、集客効果が高められている。防犯ブザーの貸与は6月に実施されているが、入学・進級時に貸与できるよう早期に対応が図られることが望ましい。	
	② b	「栄区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、地域、関係団体、警察署、区役所等の連携強化を図っている。	
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点取組の一つとして事業を実施している。	
11	① a	小学校全児童（希望者）への防犯ブザーの貸与や「防災のつどい」の年1回開催（10月）などの目標が設定されている。	
	② b	地域団体との連携を図ることにより、地域防犯力の向上を目指している。	
	③ b	小学校全児童への防犯ブザーの貸与は当初予定どおり行われているが、「防犯のつどい」は2か月遅れての実施となっている。	
5	① c	防犯関係団体や地域団体とのイベントの共催等の工夫が望ましい。	
	② b	防犯ブザーについては、企業協賛への働きかけも検討する必要がある。	
	③ c	遅滞なく事業が進められるよう、スケジュール管理の徹底や、関係機関との連絡調整の強化が必要である。	
6	① a	委託業務等関係法令に従い、適正に執行されている。	
	② c	「防犯のつどい」の開催では事故は発生していないが、万一の場合に備えた体制整備について検討を行うとともに、周知する必要がある。	
8	① a	「防犯のつどい」の対象者は広く市民を対象としたものであり、また防犯ブザーも小学校全児童に貸与されている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	事業実施に関する広報活動だけでなく、事業の実施状況についてもホームページ等を活用し、適時情報提供していくことが必要である。	
	② b	防犯ブザーの配布についてはホームページで紹介されているが、「防犯のつどい」など、その他の取組についても実施状況・成果などの情報提供が必要である。	
3	① b	PTAやシニアクラブなどの各種団体や商店街等も参加して「防犯のつどい」を実施している。	
3	① b	イベントの実施の際は既存物資を活用するなど、おおむね環境への配慮がなされている。	
66	C	イベントの実施時期が遅れて年末の開催となっており、実施計画の見直し及び執行管理の徹底が必要である。また、市民との意見交換や他区等の効果的な取組について情報収集を行い、導入できるものについては、次年度以降の計画に反映していくことが望ましい。	

監査委員による事業評価

事業の内容	(1) 「防犯のつどい」開催 (2) 防犯ブザーを小学校の全児童に貸与 (3) 高齢者向け防犯広報
--------------	---

所管区課名

栄区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	7	① b	本事業は区民要望の多い防犯対策事業である。
			② c	平成17年度から開始された事業であり、見直しは行っていない。
			③ b	地域・各種団体・事業者・教育機関・行政機関などで構成する「安全・安心まちづくり推進協議会」が発足し、官民の役割分担を図っている。
2	有効性 (15点)	9	① b	小学校の全児童に防犯ブザーを貸与し、防犯に対する大きな効果を引き出すように努めた。
			② b	市、県でも同様の防犯対策事業が実施されていたが、事業内容の重複がないようにした。
			③ b	防犯対策は区の重点施策であり、上位の政策に基づいて進められている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	全児童に対する防犯ブザーの貸与、「防犯のつどい」の年1回開催などの目標が設定されている。
			② b	区主催の「防犯のつどい」は今回が初めてであり、本郷台駅前広場で開催された。
			③ b	全児童に防犯ブザーを貸与し、防犯のつどいも開催され、目標を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	防犯情報のホームページ提供等、事務のIT化に努めている。
			② b	市民局による「地域の防犯力推進事業の活動費補助」の募集に応募し配布を受けた。
			③ b	「防犯のつどい」は栄警察署と連携し、県のくらし安全指導員の防犯演技を依頼した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	法令等に基づき適正に処理されている。
			② b	市の防犯パトロールマニュアルに準拠してパトロールを行ない事故防止を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	どこの自治会町内会の防犯パトロールにおいても、同様の支援ができるよう防犯グッズの配付を行っている。
			② b	全児童に防犯ブザーを貸与するなど、公平を図っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま栄区版(7月号)、栄区ホームページ、防犯チェックリスト作成、ミニコミ誌など多様な広報活動を行った。
			② b	防犯チェックリストにおいては、高齢者に対しては文字を大きくして、読みやすいようにした。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	「防犯のつどい」は栄区連合町内会、シニアクラブ、PTA、栄区商店街等の参加によって行われた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防犯情報の提供等紙情報のホームページ転換など努力している。
総合評価 (100点)		58	C	区民の要望により開始された事業であるが、栄区安全・安心のまちづくり「みんなが安全・安心サポーター」事業とあいまって、適正に執行された。

区による事業評価

事業の目的		防犯灯の設置促進により、夜間における犯罪の発生を防止し、防犯に配慮された安全で快適なまちづくりを進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、17年度栄区民意調査の結果も1位である。また、防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
9	① b	自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所を優先して設置している。	
	② b	防犯灯の設置場所を検討するに当たっては、PTA、警察署、土木事務所等で構成するスクールゾーン協議会等からの情報を踏まえて進めている。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点取組の一つとして事業を実施している。	
9	① b	限られた予算の中で、効果的に設置することを目標としている。	
	② b	地域からの要望に基づき目標を設定している。	
	③ b	電柱利用等41灯、鋼管ポール柱16灯を設置している。	
9	① b	防犯灯の設置は市防犯協会連合会が数量を取りまとめて発注し、スケールメリットによる経費節減を図っている。	
	② b	なじまない。	
	③ b	市防犯協会連合会を通じて補助を行っており、事務の効率性は図られているが、申請時期によっては設置時期が年度末となる事例もある。	
8	① a	「栄区防犯灯設置事業補助金交付要綱」に基づき適正に実施している。	
	② b	補助交付事業に付随する事故は発生しておらず、個人情報の保護についても適切に行っている。	
6	① b	区全体に設置要望を行い、スクールゾーン協議会の意見を聞くなど効果的な配置を心掛けている。	
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。	
8	① b	設置事業の内容は区連合町内会を通じて徹底している。	
	② a	申請方法を図示し、申請方法の周知徹底を図っている。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討・要望することや、スクールゾーン協議会等からの意見を踏まえて決定することも協働の取組の一つと考えられる。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
68	C	防犯に効果がある街灯として、町内会の防犯灯、商店街の街路灯（経済観光局）、さらに、明るい防犯灯（安全管理局）を区役所が一括して受付を行うことになっており、それぞれの機能を広く市民に公表するとともに効果的に設置していくことが必要である。	

防犯灯設置補助事業（栄区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

栄区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	9	① b	夜間における犯罪の発生を防止するため、防犯灯の設置を促進している。
			② b	行政と地域が協働で行う様々な防犯灯設置を共に実施することにより、栄区が犯罪のない安全で、安心の街づくりを推進している。
			③ b	区民（各自治会町内会）からの要望により、横浜市防犯協会連合会を通して設置を行っている。
2	有効性 (15点)	9	① b	限られた防犯灯設置予算の中で最も効率的な防犯灯設置を工夫した。
			② b	横浜市防犯協会連合会を通して設置を行っている。
			③ b	平成15年度から連続して防犯は市民要望の第1位であり、防犯対策は緊急の課題である。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	防犯灯設置を限られた予算のなかで効率的に行うために、現地確認などをする。
			② b	なじまない。
			③ b	達成しているが、設置場所等の決定が遅れがちである。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	入札により、より安価な機材、設置費を目指している。
			② b	なじまない。
			③ c	工夫しているが、設置場所等の決定が遅れがちである。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	要綱等に基づき適正に処理されている。
			② b	防犯灯の転倒破損の対応について迅速に処理している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	防犯灯設置要望を自治会町内会にとり、公平な防犯灯の分配を心掛けている。
			② b	防犯灯の維持管理は自治会町内会にお願いしている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	防犯灯設置事業については、区連合町内会で説明し、説明文書を全町内会に配付している。
			② b	分かりやすい設置の説明文を提供している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	行政と地域が協働で行う様々な防犯灯設置を共に実施することにより、栄区が犯罪のない安全で、安心の街づくりを推進している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	新型の高効率の防犯灯を採用し電気代の低廉化を図っている。
総合評価 (100点)		58	C	防犯灯の設置及び防犯協会が行う防犯思想の普及宣伝、防犯活動の協力支援、青少年の非行化防止、高齢者に対する防犯活動及び防犯に関する調査研究などの事業が推進できるように補助金を交付した。

区による事業評価

事業の目的

地域が取り組む自主的な防犯活動や地域内に存在する危険な場所の改善を支援することで、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

地域安全まちづくり事業（泉区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
15	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっている。地域の危険箇所の改善については、全地域に対しアンケートを実施し、ニーズを把握している。
	② a	地域危険箇所改善事業について、16年度中に実施したアンケートをもとに、地区担当者が地域の方と協働し課題解決を図るなど、事業の実施について検討されている。また、子どもを対象とした犯罪が増加していることから、緊急取組を実施した。
	③ a	行政、警察、地域からなる防犯担当責任者会議を2か月に1回開催し、防犯活動を実施する上での課題や、情報交換を実施している。また、児童下校時緊急安全対策会議を実施し、対策について検討している。
13	① b	地域の危険箇所について地区担当者と地域住民と一緒に現場を回ることによって自分の住むまちの理解を深め、考えてもらうことで、自主防犯活動など町の安全活動につなげていくねらいがある。
	② a	防犯担当者会議において各連合の防犯担当責任者と効果的な対応を検討しているほか、児童安全対策は児童下校時安全緊急対策会議で関係機関との調整を図っている。また、18年度から防犯に関する協議会を立ち上げることとなっている。
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進課題である「協働による地域課題の解決、まちづくりへの支援」に位置づけられており、施策目標の実現に貢献していると考えられる。
9	① b	「空き巣発生件数前年比10%減」の目標を設定しているが、事業に関する具体的な数値目標は設定していない。
	② b	犯罪発生件数については、15年から16年は空き巣の件数が増加していることから、実績と比較して、チャレンジ性が認められる。
	③ b	「空き巣発生件数前年比16.1%減」を達成した。（16年224件⇒17年188件）
11	① b	自主防犯活動に対する各地区連合に対する助成については、世帯数に応じて補助金を支出しているが、運営費助成といった恒久的な支援とならないように、助成の終期についても見据えながら協働のあり方について検討することが望ましい。
	② b	全戸配布したチラシ等の印刷物については、広告の導入を検討することが望ましい。防犯ブザーの配布については、購入費用の半分をPTAの負担とした。
	③ a	防犯担当者会議や児童下校時安全緊急対策会議を実施することで、関係機関と情報の共有を図っている。
6	① a	防犯活動事業補助金については「安全で安心して暮らせるまちづくり支援事業補助金交付要綱」に基づき適正に補助している。
	② c	検討していない。
10	① a	広く区民の安全に寄与する事業である。
	② a	防犯ブザーの小学校への配布については、PTAと購入に係る費用を半分ずつ負担することとしている。
6	① b	広報区版やホームページ等を活用し、情報提供を行っている。
	② b	警察から提供された犯罪情報・マップを毎月ホームページ上で提供している点は評価できるものの、防犯関連事業の取組や、各自主防犯活動例を充実するなど、提供情報の内容についてもより充実が望まれる。
5	① a	地域危険箇所事業においては、地域と協働し、改善にむけて取り組んでいる。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
78	B	地域危険箇所事業については、地域と協働し、改善にむけて取り組んでいる。自主防犯活動に対する支援については、情報提供の内容等について充実するとともに、特徴的な活動を積極的に紹介する等支援のあり方について検討することが望ましい。防犯活動事業補助金については、補助の終期についても検討し、自主活動団体の自立について検討することが求められる。

事業の内容	(1) 地域危険箇所改善事業 (2) 安全で安心して暮らせるまちづくり支援事業 (3) 地域防犯担当責任者連絡会議
--------------	---

所管区課名

泉区 地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査によれば平成15年から「防犯対策」が市政への要望の1位となっている中で、「安全で安心して暮らせるまちづくりー15万人の自主防犯体制」に向け、地域が自主的に実施している防犯活動に対する支援を実施
			② a	地域の危険箇所の解消に向けた取り組みや安全で安心に暮らせるまちづくり補助金の創設など、効果的な施策を適宜実施している。
			③ a	区は、地域の自主防犯活動に対する支援であり、役割分担は適切である。
2	有効性 (15点)	15	① a	区内の関係する団体の理解を得て、防犯に関するステッカーの貼付やのぼり旗の掲出等を実施している。
			② a	地域防犯担当責任者連絡会議において、定期的に連携・調整を図っている。
			③ a	地域での自主防犯活動が活性化されるなど、「地域の防犯力の向上」に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	「空き巣発生件数前年比10%減」の目標を掲げ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実施を目指した。
			② a	具体的な数値目標を掲げたのは、初めてであり、チャレンジ性も高い目標である。
			③ a	「空き巣発生件数前年比16.1%減」を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	地区の規模に応じた補助金体系としている。
			② b	防犯ブザーの配布については、PTAと協働で行った（費用の1/2負担）。
			③ a	地域防犯担当責任者連絡会議を定期的に開催するなど、手戻りのない進め方を実施している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	事業の委託にあっては、規則・要綱に基づき適正かつ正確に行われている。
			② b	不祥事防止マニュアルに準じて行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	地域自主防犯活動の支援であり、地域が全体として享受できるサービスであることから、適切である。
			② b	防犯ブザーの配布については、PTAと協働で行った（費用の1/2負担）。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	区連会を通じて情報提供を行っている。
			② b	情報提供内容の工夫を検討している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域との協働という視点で事業を展開している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	業務遂行にあたり、車の使用、紙の使用量の減に努めている。
総合評価 (100点)		88	B	地域が取り組む自主的な防犯活動を支援する事業であり、その支援方法について様々な工夫を進めているが、より効果的な仕組みづくりを進める必要がある。

区による事業評価

事業の目的		修理不能や、経年劣化等により機能が低下した防犯灯を更新し、設置当初のように周囲を明るく照らすことで犯罪の抑止につなげる。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	①	b	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。
	②	a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。
	③	b	設置経費の一定額は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。また、18年度からは、まちの電気店に防犯灯の設置を依頼し、設置から管理まで地域で一元的に実施できる方法を採用した。
11	①	a	自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所を優先して設置している。独自で業者と契約する方法により、早期設置を実現している。
	②	b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進課題である「協働による地域課題の解決、まちづくりへの支援」の一環として事業を実施している。
11	①	b	一般事業費の防犯灯設置事業に加えて自主企画事業費で防犯灯更新事業を実施することで補助を拡大し、自治会町内会の要望に極力こたえることを目標としている。
	②	a	市防犯協会連合会を通じて補助を行うのではなく、自治会町内会と業者との直接契約により、泉区独自の補助事業として実施している。
	③	b	要望のあったものは更新できている。 (更新数 43灯)
13	①	a	泉区の防犯灯更新事業については、市防犯協会連合会のとりまとめではなく、泉区独自で発注を行っている。自治会町内会の設置費用は、市防犯協会連合会の一括発注とほぼ同額となっている。
	②	b	なじまない。
	③	a	要望のあった地域や業者と調整を図り、優先度の高い場所から設置している。
8	①	a	防犯灯更新に係る補助金については、「泉区自治会・町内会防犯灯整備補助金交付要綱」を制定し、実施している。
	②	b	事業の実施に伴う事故は発生していない。
8	①	b	地元の組織である自治会町内会を通じて設置している。
	②	a	一定金額を超える場合には、自己負担することになっている。
6	①	b	設置事業の内容は申請者である自治会町内会に区連合町内会等を通じて周知している。
	②	b	区連合町内会等へは十分説明している。
3	①	b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が設置業者との調整を図ったり、補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
74		B	一般事業費に別途補助する形で地域のニーズに対応している。自治会町内会と業者との直接契約により、申請から設置までの期間が他区に比べて短い。18年度から実施している、地域で設置から管理まで行う方法は、独自のスキームである。

防犯灯更新事業（泉区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

泉区 地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	防犯灯新設置補助制度発足から40年以上経過し、更新を必要とする防犯灯が増えているが、更新処理費は全額地域負担となっており、地域も財政的に厳しい状況にあることから更新処理費用補助の要望があり支援事業実施を区民要望及び泉区民の安全対策を充実するためその対策をとる
			② a	
			③ a	地域においては、更新箇所の選定や更新後の維持管理などを行う。区としては、更新処理費用の一定額を補助し、不足分は、地域で負担する
2	有効性 (15点)	9	① b	年1回申請から設置の迅速性を考慮した処理方法を検討をする
			② b	安全灯や公園灯など市の事業と重複しない部分を行っている
			③ b	要望件数も50件ほどあり「地域の防犯力向上」に寄与している
3	目標達成度 (15点)	9	① b	地域からの要望はあったが、事前に要望数の把握をしなかったことから、概要数で事業執行した
			② b	泉区独自の補助制度である
			③ b	要望数は更新済み
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	補助金の上限を設置し、受益者との適正な分担を行っている
			② b	馴染まない。
			③ a	要望者や設置業者と調整を取り迅速な処理に努めている
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	補助金支出に関しては、要綱に基づき適正に処理している
			② b	不祥事防止マニュアルに準じて行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	地域への周知を行い、また要望に沿った処理を行っている
			② a	要望者の自己負担を設けており、適切な受益者負担となっている
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	泉区連合町内会自治会長会、地区定例会や防犯担当責任者連絡会議などを通して制度の周知をしている
			② b	申請方法などわかりやすいものとなっている
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域との協働という視点で事業執行している
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	業務遂行にあたり、車の使用、紙の使用量の減に努めている。
総合評価 (100点)		76	B	地域の要望に沿える形での事業であると考えている

区による事業評価

事業の目的

地域・警察・区役所が連携し、犯罪発生を抑止と青少年健全育成や不法投棄の防止を図るとともに、地域が行うまちづくりの取組を支援する。

区民と協働する防犯等見守りモデル事業（泉区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続1位となっていることなどから、地域の防犯対策の要望等をもとに事業を実施した。
	② a	犯罪発生が多い地域を重点対象とし、警察、区役所、地域が一体となって防犯対策のあり方を検証するためのモデル事業であり、社会情勢を的確に捉えた事業である。
	③ b	夜間時のパトロールについては、警備会社に委託し、実施している。
11	① b	地域と合同でパトロールを実施し、また、モデル地区での成果をPRすることで、区内の防犯活動を活性化させるというねらいがあったものの、実際には警備員のみでパトロールを実施することも多く見受けられた。
	② b	警察と相談をしながら、パトロール箇所等の調整を行っている。
	③ a	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進課題である「協働による地域課題の解決、まちづくりへの支援」に位置づけられており、施策目標の実現に貢献していると考えられる。
7	① b	事業対象地区の犯罪発生率の減少など、具体的な目標の設定はないが、事業の実施時期については、4月とし、また事業としては、地域の防犯活動の活発化、青少年の健全育成等地域によるまちづくりをねらいとしている。
	② b	定性的な目標となっており、チャレンジ性について評価できない。
	③ c	事業の実施については、地域、警察との調整に時間を要したため、7月からの実施となった。
9	① a	警備の拠点については、公園の事務所を活用し、ハード面でのコストは節減している。
	② b	なじまない。
	③ c	事業実施に当たり、関係者との協議に時間を要し、実施時期が3か月遅延した。
8	① a	事業の委託にあっては、入札により適正に行われている。
	② b	警備会社への委託仕様書には事故時に応急処置を図ること及び、報告義務について記載されている。
6	① b	他地区と比較して重点的な警備パトロールとしたことを、他地域の区民に対してこの事業の意義及び成果等を説明する必要がある。
	② b	なじまない。
4	① b	ホームページ上で事業の概要は紹介されている。今後は地域に対してより積極的に情報を発信し、協力を呼びかけることによって、防犯活動への関心を高める工夫が望まれる。
	② c	実施状況等の情報はなく、十分とはいえない。今後は提供する情報の充実を考える必要がある。
1	① c	地域との検討会は設定されているものの、実際のパトロールは警備会社のみで実施することも多く、パトロールのノウハウを地域の自主防犯活動に役立てることが今後の課題である。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
62	C	地域との協働による防犯活動の実施により、モデル地区での成果を区内に広げていくことがねらいとされているが、実際には警備会社のみでパトロールが実施されていることが多く、また、モデル実施による、防犯活動上の課題、成果の検証がされていない。今後は事業の実施方法について、地域の防犯力を高める方策について検討することが望まれる。

事業の内容	地域住民とともにパトロールを実施し、不法投棄の監視、青少年等への声かけや見守り、地域の防犯活動の支援を実施する。
--------------	--

所管区課名

泉区 地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査によれば平成15年から「防犯対策」が市政への要望の1位となっている中で、今回のモデル地区となっている上飯田地区の状況からモデル地区とし、地域と協働して防犯等の見守りを実施している。
			② a	平成17年度新たにモデル事業として実施した事業であり、今後、モデル地区で実施された効果的な手法等を他地域に広げていくことにより、平成18年度をもって終了とする予定。
			③ a	地域の自主防犯活動による見守りが難しい夜間時のパトロールを実施し、判明した危険箇所や様々な課題について、地域・警察署・区役所が連携して実施したものである。
2	有効性 (15点)	11	① b	重点ポイントのなどの見直しを行い、効果的な事業実施となるように努めている。
			② b	地域と協働して実施している事業であり、それらを調整する場を設けている。
			③ a	モデル地区内での自主防犯活動が活性化されるなど、「地域の防犯力の向上」に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	地域の自主・自立した防犯活動の活性化や青少年の健全育成、危険箇所の解消等を図り、地域が、防犯活動を通して行う「まちづくり」を目指す。
			② b	地区全体をモデル事業として実施している例はない。
			③ b	平成17年4月実施の計画だったが、7月から、警備会社による夜間パトロールを実施した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① a	警備の拠点については、公園の事務所を活用するなど、経費の節減に努めている。
			② b	馴染まない。
			③ c	事業実施にあたり、関係者との協議に時間を要し、実施時期が3か月遅延した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	事業の委託にあつては、規則・要綱に基づき適正かつ正確に行われている。
			② b	不祥事防止マニュアルに準じて行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	地域の特性から実施した事業であり、その目的が「地域と協働する防犯等見守り」という視点であることから、適切である。
			② b	馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報やHPを通じて情報を発信している。
			② b	事業の目的、実施方法などの情報は発信できている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域との協働という視点で事業を展開している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	業務遂行にあたり、車の使用、紙の使用量の減に努めている。
総合評価 (100点)		72	B	地域の要望に応える事業であり、地域が自主・自立した防犯活動が行われるよう支援しているが、その成果・検証が十分ではなく、またこの事業で得たノウハウを他地域に広げていく仕組みづくりを進める必要がある。

区による事業評価

事業の目的		暗く危険な場所に新たに防犯灯を設置することで、犯罪の抑止につなげる。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	①	b	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。また、防犯灯設置の迅速性を求める声も区民の中にあり、要望を踏まえて実施している。
	②	a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。
	③	b	設置経費の一定額は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。
11	①	a	自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所を優先して設置している。独自で業者と契約していることにより、早期設置が実現されている。
	②	b	明るい防犯灯（安全管理局）と、安全灯（道路局）など、他の制度との調整を行い、防犯効果を上げている。
	③	b	「よこはま安全・安心プラン」及び区政運営方針の重点推進課題である「協働による地域課題の解決、まちづくりへの支援」の一環として事業を実施している。
11	①	b	一般事業費に加えて自主企画事業費により補助を拡大し、自治会町内会の要望に極力こたえることを目標としている。
	②	a	自主企画事業費により通常の防犯灯の補助を拡大するとともに、市防犯協会連合会を通じて補助を行うのではなく、自治会町内会と業者との直接契約による泉区独自の補助制度を実施することで、自治会町内会の要望にこたえるべく目標が設定されている。
	③	b	目標どおり、要望があったものはすべて補助できている。 (設置数 140灯)
13	①	a	泉区の防犯灯更新事業については、市防犯協会連合会の取りまとめではなく、泉区独自で発注を行っている。自治会町内会の設置費用は、市防犯協会連合会の一括発注とほぼ同額となっている。
	②	b	なじまない。
	③	a	要望のあった地域や業者と調整を図り、優先度の高い場所から設置している。
8	①	a	防犯灯設置に係る補助金については、「泉区自治会・町内会防犯灯整備補助金交付要綱」を制定し、実施している。
	②	b	事業の実施に伴う事故は発生していない。
8	①	b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、公平性は保たれている。
	②	a	一定金額を超える場合には、自己負担することになっている。
6	①	b	設置事業の内容は申請者である自治会町内会に区連合町内会等を通じて周知している。
	②	b	区連合町内会等へは十分説明している。
3	①	b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が設置業者との調整を図ったり、補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。
3	①	b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
74		B	別途自主企画事業費でも補助する形で地域のニーズに対応している。自治会町内会と業者との直接契約により申請から設置までの期間が他区に比べて短い。現在検討中の地域で設置から管理まで行う方法は、独自のスキームである。

防犯灯設置事業（泉区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

泉区 地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	泉区は、農地や調整区域の土地が多く暗い道路が多いことから防犯灯の設置要望が毎年多くあります。防犯灯を従来より早期に設置できることが区民の要望でありそれを踏まえ、事業を執行している
			② a	区民要望及び泉区民の安全対策を充実するためその対策をとる
			③ a	地域においては、設置箇所の選定、設置後の維持管理を行っております。また、防犯灯の更新の補助制度を設けて地域の支援を行っている
2	有効性 (15点)	9	① b	市の事業と切り離し、区独自で設置業者とあたることにより、早期設置を実現している
			② b	安全灯や公園灯など市の事業と重複しない部分を行っている
			③ b	要望件数も120件ほどあり「地域の防犯力向上」に寄与している
3	目標達成度 (15点)	9	① b	事前に要望数の把握を行い、計画的に事業執行した
			② b	泉区独自の事業処理方法を取っています。迅速な設置に向けて執行している
			③ b	要望数は設置済み
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	補助金の上限を設置し、受益者との適正な分担を行っている
			② b	なじまない。
			③ a	要望者や設置業者と調整を取り迅速な処理に努めている
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	補助金支出に関しては、要綱に基づき適正に処理している
			② b	不祥事防止マニュアルに準じて行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	地域への周知を行い、また要望に沿った処理を行っている
			② a	20W防犯灯の設置を基本として考えており、設置箇所や設置W数に応じて新設要望者に自己負担を設けている
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	泉区連合町内会自治会長会、地区定例会や防犯担当責任者連絡会議などを通して制度の周知をしている
			② b	申請方法などわかりやすいものとなっている
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域との協働という視点で事業執行している
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	業務遂行にあたり、車の使用、紙の使用量も減に努めている。
総合評価 (100点)		76	B	地域の要望に応じて事業内容の変更や、見直しを行っており、要望に添える形での事業であるとする

区による事業評価

事業の目的		自治会町内会の防犯灯の新設、更新の費用を補助することにより、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続第1位となっており、17年度区民アンケートの結果も1位である。防犯灯設置の要望は毎年自治会町内会から寄せられている。	
	② a	まちの明かりは犯罪の予防に有効であることから、防犯灯の設置は必要な事業である。	
	③ b	設置経費は市が負担する一方、設置場所の調査や設置後の維持管理は自治会町内会の役割となっている。	
11	① a	自治会町内会の要望を受け、必要性の高い場所に優先して設置している。独自に業者と契約していることにより、早期設置が実現されている。	
	② b	自治会町内会への補助事業の説明会（区連合町内会）には、土木事務所、警察署も同席し、危険な場所等の情報を提供している。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」における「地域における防犯活動」「情報提供と意識啓発」に沿って事業を実施している。	
11	① b	一般事業費に加えて自主企画事業費により補助を拡大し、自治会町内会の要望に極力こたえることを計画した。さらに、「夏前までの設置」への要望にこたえるという目標も設定している。	
	② a	市防犯連絡協議会へ一括して発注する方法を改め、「夏前までの設置」要望にこたえているほか、自主企画事業費を上乗せして目標を設定している。	
	③ b	16年度47灯だったものを17年度は261灯に対して補助を行った。また、夏前までに半数程度の設置が完了した。（夏以降となったものは、自治会町内会の申請時期が遅かったことなどによる。）	
13	① a	自治会町内会の契約は、市防犯協会連合会から情報を得るなどして設置業者の調査等を行い、同連合会と遜色のない程度の設置費用となった。	
	② b	なじまない。	
	③ a	要望のあった地域や業者と調整を図り、優先度の高い場所から設置している。	
8	① a	「瀬谷区自治会・町内会防犯灯整備補助金交付要綱」に基づき実施している。	
	② b	補助交付事業に付随する事故は発生しておらず、個人情報の保護についても適切に行っている。	
6	① b	地元の組織である自治会町内会の要望により設置しており、住民の意向に沿っている。	
	② b	設置場所は一般の通行の用に供する場所であることや、それを踏まえて設置箇所が決定されていることから、受益者負担にはなじまないと考えられる。	
6	① b	設置事業の内容は申請者である自治会町内会に区連合町内会等を通じて周知している。	
	② b	区連合町内会等へは十分説明している。	
3	① b	自治会町内会が設置場所を検討し、設置後に維持管理を行う役割を負い、行政が区内のバランスを調整して補助を行うことにより、安全安心なまちづくりを進めるものである。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
74	B	区民アンケートを踏まえ、自主企画事業費を加えて多くの設置要望にこたえている（16年度47灯→17年度261灯）。また、早期設置の要望にこたえるべく「夏前の設置」を目標として市防犯協会連合会経由の事務手続を直接契約に変更して対応した。	

防犯灯設置事業（瀬谷区）

監査委員による事業評価

事業の内容	防犯灯の設置補助
--------------	----------

所管区課名

瀬谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	防犯への関心の高まりや防犯対策の要望を踏まえて実施している（平成17年の区民アンケートでは、「区政で特に力を入れて欲しい分野」として「防犯」が52.6%で第1位となっている。設置場所は区民からの要請による）
			② a	防犯への関心の高まりの中、事業水準の維持に努めている。
			③ a	設置経費を行政が負担する一方で、設置場所の調査作業や維持管理等については、地域（自治会町内会）が負担している。
2	有効性 (15点)	11	① a	区の実情・区民の要望を踏まえ、事業を拡充している。
			② b	必要に応じ土木事務所・警察とも連携をとっている。
			③ b	防犯対策は目下、市の重点施策の一つであり、関係局等とも連携をとりながら取り組んでいる。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	本事業単体での目標設定は、「防犯」という内容からなじまないが、犯罪発生件数の減少という目標は、地元とも共有されている。
			② b	事業の特性として、ベーシックな対策の一つとして行っている。
			③ a	犯罪の抑止効果は高いと、地域から意見をj得ている。他の防犯対策との関係もあって因果関係は明確でないが、5月末現在、犯罪発生件数は前年比約10%減となっている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	検討していない。
			② c	検討していない。
			③ b	自治会町内会を通じた設置必要箇所の把握や維持管理など、効率性などの視点をもって業務にあたっている。
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	全市的な制度の上に、区の実情を踏まえ、業務を行っている。
			② b	個人情報の保護等については、配慮している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	基本的には自治会町内会を通じて事業を実施しており、公平平等に事業を実施している。
			② b	現在のところ、受益者負担等は検討していない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	区連会などを通して、周知している。
			② a	理解しやすい情報であるよう努めている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	適宜情報交換を行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	意識はしているが、業務の性質上特に大きな効果は表れていない。
総合評価 (100点)		78	B	数量的な検証は難しいが、ベーシックな「防犯対策」として定着しており、区の特性に合わせた事業として評価できる。

区による事業評価

事業の目的

区民の防犯意識の高まりから防犯活動への支援が望まれており、区民への速やかな情報提供と自主的な活動への支援を行うことにより、地域と行政が一体となって区民の誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す。

防犯活動補助事業（瀬谷区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	平成15年度から市民意識調査において「防犯対策」が行政への要望の1位となっているほか、平成17年度の区民アンケートにおいて防犯対策が「区政で特に力を入れて欲しい分野」の第1位となっている。
	② a	地域の防犯対策を向上させるための各種の取組が検討されている。
	③ b	地域との協働により事業が実施されているが、「瀬谷区安全安心まちづくりの会」等で区の実情を踏まえた防犯対策の体系化を進め、併せて各事業・業務の役割分担についても再検討することが望ましい。
9	① b	地域の特性に応じ、主体的かつ効果的な取組を行うため、それぞれの地域の意向を反映して実施されている。
	② b	掲示板の設置については別に「地域防犯情報ボード」の設置も行われていることから、重複のないよう調整が必要である。
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」における「地域における防犯活動」「情報提供と意識啓発」に沿って事業を実施している。
11	① a	犯罪発生率の減少などの目標設定は行われていないが、各取組ごとに具体的な数値目標を設定し、共有化が図られている。
	② b	拠点の運営など、地域団体との連携を図ることにより、地域防犯力の向上に寄与する目標となっている。
	③ b	拠点の整備や、自主パトロールや啓発チラシ作成への補助など当初の目標を達成している。また、犯罪発生件数は前年比10%減となっている。
9	① b	拠点の整備においては集会所などの利用により経費の節減を図っている。
	② b	協賛金の協力依頼などの工夫が図られることが望ましい。
	③ b	「瀬谷区安全・安心まちづくり連絡会」を通じて関係者との情報交換を行っており、地域や警察署との連携により、事業が進められている。
10	① a	「瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付要綱」「瀬谷区自治会町内会掲示板設置補助金交付要綱」「瀬谷区民交番（防犯ステーション）設置補助金交付要綱」に基づき適正に執行されている。
	② a	地域でのパトロール実施に際しては「安全安心ハンドブック」に基づき対応されているほか、区民交番でもそれぞれ緊急時の対応をマニュアル化し、共有されている。
8	① a	拠点の設置においては地区に偏りのないよう配置されており、また補助事業も適正な申請に応じて執行されている。
	② b	なじまない。
6	① b	広報区版を活用して適時情報公開を行っているが、ホームページの充実やケーブルテレビやミニコミ誌など多様な情報媒体を活用したPRの導入についても検討することが望ましい。
	② b	拠点の活動状況や地域での防犯活動状況等情報提供の充実を図ることにより、地域の防犯意識の向上につながることを期待される。
5	① a	地域による拠点の運営やパトロール活動など区民との連携にして取り組んでいる。また、拠点の整備に当たり、自治会町内会で募金活動を行っている事例もあり、地域で積極的に防犯の取組が行われている。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
74	B	拠点を中心とした活動の多様化や、地域間の情報交換などの連携支援、ホームページを活用した関連情報の随時提供等、引き続き防犯活動を活発化していくための支援強化の検討が望まれる。

事業の内容	(1) 掲示板設置への補助
	(2) パトロール活動などの地域防犯自主活動への補助
	(3) 区民交番(地域防犯拠点)の設置・運営補助

所管区課名

瀬谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	防犯への関心の高まりや防犯対策の要望を踏まえて実施している(平成17年の区民アンケートでは、「区政で特に力を入れて欲しい分野」として「防犯」が52.6%で第1位となっている)
			② a	防犯対策は区民アンケートでも最もニーズが高くなっており、事件の特性を踏まえるなど適切な対応を行っている。
			③ a	行政が直接、事業を行うのではなく、区民の自主的な活動を支援・補助するという体制は官民の役割分担の視点から見ても適切である。
2	有効性 (15点)	11	① a	防犯対策のキーとなる”地域との協働”により、様々な手法を組み合わせることで事業を進めている。
			② b	地域をはじめとして、警察署、郵便局、タクシー会社、建設業協会など、多様な関係機関と連携して防犯対策を行っているが、情報の流れなど一部整理すべき内容もある。
			③ b	防犯対策は目下、市の重点施策の一つであり、関係局等とも連携をとりながら、取り組んでいる。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	本事業単体での目標設定は、「防犯」という内容からなじまないが、犯罪発生件数の減少という目標は、地元とも共有されている。
			② a	事業の新規展開も踏まえ、多面的に実施している。防犯ステーションは、地域の協力も得て、3か所設置している。
			③ a	他の防犯対策とも関係もあって、因果関係は明確ではないが、5月末現在、犯罪発生件数は前年比約10%減となっている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	地域や関係団体と連携を図りながら、効率的に事業を実施している。
			② c	新規財源の確保には至っていない。
			③ b	地元等との調整を図りながら、着実に事業を進めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	全市的な制度の上に区の実情を踏まえ、業務を行っている。
			② b	各関係機関と一定の連絡体制がとられている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	主として地域(自治会町内会)を通じて、公平平等に行っている。
			② b	基本的には受益者負担はなじまない事業であるが、一部事業については、地域が一定の負担をした上で実現したものもある(瀬谷駅北口区民防犯ステーション)
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	適宜、情報提供は行っているが、今後、ホームページ等による情報公開が必要である。
			② b	一定の情報提供はしているが、今後、更に多くの情報を提供することが必要である。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域やNPO、企業等と協働しながら防犯対策に努めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	意識はしているが、業務の性質上、特に大きな効果は現れていない。
総合評価 (100点)		76	B	地域の協力も得て、活動の活性化が図られているが、今後は、活動の継続と、アクティブな区民の拡大が課題となる。

区による事業評価

子どもへの暴力防止ワークショップ（瀬谷区）

事業の目的		理由、説明等	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査によると、行政への要望は「防犯対策」が平成15年度から3年連続で第1位となっており、17年度区民アンケートの結果も第1位である。	
	② a	子どもが巻き込まれる事件が多発しており、子ども自身が防犯意識を高めていくことは社会情勢に合致している。	
	③ b	専門知識を持つNPOに委託をして実施している。	
11	① a	子どもの防犯対策は、事故等が増える夏休み前に実施している。	
	② b	独自にワークショップを実施している学校とは内容が重複しないよう調整している。	
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」及び「横浜市次世代育成支援行動計画」に沿って事業を実施している。	
11	① a	小学校4年生全員(1,241名)と、保護者(620名)、教員(37名)を対象として、夏休み前に実施することを目標としている。	
	② b	プログラムの効果を上げるため、子どもだけではなく保護者や教職員も対象としている。	
	③ b	小学生は目標どおりの参加状況であったが、保護者が281名、教員26名の参加にとどまったが、スケジュールどおり実施している。また、90%近くの参加者が「役に立つ」とアンケートで回答している。	
9	① b	CAPプログラムの実施は、当該NPOが権限を持っており、他者へ委託することはできないが、他の手法を検討する余地はある。	
	② b	学校のカリキュラムの一環として行う啓発事業であり、財源確保はなじまない。	
	③ b	小学校長会の協力を通じて、各学校において夏休み前に実施するための調整を図ることができた。	
8	① a	実施するための要綱等はないが、委託手続は関係法令に基づき適正に行っている。	
	② b	マニュアルに沿って対応しており、個人情報の取扱い、その他の事務について事故等は発生していない。	
8	① a	対象は区内全小学校であり、公平に実施している。	
	② b	なじまない。	
6	① b	小学校長会を通じて関係者や保護者へ周知を図っている。	
	② b	関係者への情報提供は行われているが、実施状況や成果について市民には還元されていない。	
3	① b	保護者も参加することにより、今後の防犯活動への展開も期待できる。	
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。	
72	B	ニーズを把握する意識調査や、成果を把握するアンケートなど、事業を構築するためのツールが活用されている。官民の役割分担や費用対効果の視点からは、行政が主体の執行方法の妥当性や、他の手法も含めて今後とも十分検証しながら進める必要がある。	

事業の内容	専門知識を持ったNPOに委託し、暴力防止ワークショップ(CAP)を実施
--------------	-------------------------------------

所管区課名

瀬谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	防犯への関心の高まりや防犯対策の要望を踏まえて実施している。 (平成17年度の区民アンケートでは、「区政で特に力をいれてほしい分野」として「防犯」が52.6%で第1位となっている)
			② a	子どもが暴力被害に遭う事件が多発しているという近年の情勢に合った、ニーズの高い事業である。
			③ a	専門知識を持つNPO法人への委託により実施した。
2	有効性 (15点)	13	① a	夏休み前の防犯対策を視野に入れ、全小学校でワークショップを夏休み前に実施した。
			② b	独自にワークショップを実施している小学校では、この事業を他学年で実施して重複しないように調整している。
			③ a	横浜市青少年プランの考え方や目標と合致している。
3	目標達成度 (15点)	9	① c	事業成果について具体的な目標は設定していない。なお、事業スケジュールとしては、夏休み前に実施するようにした。
			② b	他区や他都市でもワークショップ実施の需要が高まっており、講師を担当するNPO法人と小学校との日程調整を早めに進めた。
			③ a	着実に事業を実施し、参加者等からも高い評価を得ている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	5	① c	大人対象のワークショップは、参加が振るわないため、費用対効果に課題があり、工夫が必要である。
			② c	行っていない。
			③ b	全小学校の校長が一同に会する校長会を通じて案内するなど、効率的な事業執行に努めた。
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	なじまない。
			② b	既存の事故防止マニュアルを準用して対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	区内全小学校を対象にしている。
			② b	子どもの安全確保は行政の役割と考え、受益者負担は考えていない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	情報提供は区内小学校の子ども・保護者・教職員を中心に行われているが、実施成果等について一般市民には還元されていない。
			② a	プログラムの内容は、一般に公開されている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	専門知識を持つNPO法人への委託により実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	資料の印刷で再生紙を使用している。
総合評価 (100点)		72	B	区民のニーズが高い防犯に関する事業であり、事業効果を高めるためにも小学校関係者だけでなく、幅広い区民の参加を促す工夫が必要である。

区による事業評価

事業の目的

防犯パトロールの強化や、啓発事業による防犯意識の向上を図ることにより、地域の安全を推進する。

まちの安全・安心推進事業（瀬谷区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	平成15年度から市民意識調査において「防犯対策」が行政への要望の第1位となっているほか、平成17年度の区民アンケートにおいて防犯対策が「区政で特に力を入れて欲しい分野」の第1位となっている。
	② a	地域の防犯対策への要望に応じた対策が実施されている。
	③ b	地域との協働により事業実施されているが、「瀬谷区安全安心まちづくりの会」等で区の実情を踏まえた防犯対策の体系化を進め、併せて各事業・業務の役割分担についても再検討することが望ましい。
11	① a	子ども向け防犯冊子の配布を夏休み前に行ったり、防犯情報ボードを市民が定期的に立ち寄るごみ集積場所に設置するなど、目的に応じた効果を発揮できるよう工夫がされている。
	② b	啓発冊子の配布については、他にも類似の冊子が多数発行されており、関係局や関係機関との連携の強化が望ましい。
	③ b	「よこはま安全・安心プラン」として、地域防犯力の強化に寄与している。
11	① a	犯罪発生率の減少などの目標設定は行われていないが、各取組ごとに具体的な数値目標を設定し、共有化が図られている。
	② b	地域団体との連携を図ることにより、地域防犯力の向上に寄与している。
	③ b	遅滞なくパトロール活動や各種啓発事業が行われており、区内の犯罪発生件数は前年比約10%減となっている。
9	① b	防犯ミニパトカーの公用車の転用については、事業計画時における精査が必要である。
	② b	広告料収入について検討されているが、実現に至っていない。
	③ b	「瀬谷区安全・安心まちづくり連絡会」を通じて関係者との情報を共有し、無駄のない事業執行に努めている。
8	① a	委託手続等は関係法令に基づき適正に行われている。
	② b	パトロール実施時の緊急対策については、委託の仕様書で緊急時の対応を定めている。
8	① a	市民及び職員によるパトロール活動のほか、ごみ集積所への地域防犯情報ボード設置、各自治会内への啓発看板設置など区内全域にわたって対策が実施されている。
	② b	なじまない。
6	① b	ホームページの活用等、多様な情報提供手段の検討が必要である。
	② b	犯罪発生情報・件数や防犯活動状況等の情報提供の充実を図ることにより、地域の防犯意識の向上や防犯力の強化につなげていくことが必要である。
3	① b	地域と合同のパトロールの実施や、地域防犯情報ボードの管理など、地域との連携が図られている。
3	① b	事業を進めるに当たり、職場として省エネルギーや紙使用量の削減などに取り組んでいる。
72	B	今後、区の実情を踏まえた防犯対策の体系化を行うことによって、重複や欠落を避けるとともに、緊急的または重点的な取組への対応が図られることが期待される。

事業の内容	(1) 電柱等を活用した犯罪防止啓発看板の設置 (2) 公共機関等の車両への犯罪防止看板の装着 (3) 小学校4～6年生全員に防犯冊子の配布 (4) 地域防犯情報ボードの設置
--------------	--

所管区課名

瀬谷区地域振興課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	防犯への関心の高まりや防犯対策の要望を踏まえて実施している（平成17年の区民アンケートでは、「区政で特に力を入れて欲しい分野」として「防犯」が52.6%で第1位となっている）
			② a	防犯への関心の高まりの中、様々な手法を組み合わせ、総合的に取り組んでいる。
			③ a	協働の考えにのっとり、地域や学校などとの連携をとりながら事業を進めている。
2	有効性 (15点)	9	① a	区の実情・区民の要望を踏まえ、事業を展開している。
			② c	関係機関相互の連携に努めているが、情報の流れが十分でなく、課題も少なくない。
			③ b	防犯対策は目下、市の重点施策の一つであり関係局等とも連携をとりながら取り組んでいる。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	本事業単体での目標設定は、「防犯」という内容からなじまないが、犯罪発生件数の減少という目標は、地元とも共有されている。
			② a	事業の新規展開も踏まえ、多面的に実施している。
			③ a	他の防犯対策との関係もあって因果関係は明確でないが、5月末現在、犯罪発生件数は前年比約10%減となっている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① a	民間等関係者と連携を図るなど、効率的に事業を実施している。
			② c	新規財源の確保には至っていない。
			③ b	効率性などの視点を持って業務にあたっている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① a	全市的な制度の上に、区の実情を踏まえ、業務を行っている。
			② c	特に緊急的な対策について、関係者間の情報伝達等が不十分であった面もある。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	地域や学校を通じて、公平平等に行っている。
			② b	現在のところ、受益者負担等は検討していない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	マスコミや自治会町内会を通じて、適宜、区民等にPRしている。
			② a	理解しやすい情報であるよう努めている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	区連会等を通じて、適宜情報交換を行っているとともに、パトロール等を協働で行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	業務の性質上特に大きな負荷を与えていない。
総合評価 (100点)		78	B	数量的な検証は難しいが、犯罪発生件数の推移をみると、一定の成果を得ていると思われる。区民との協働事業としても評価できるが、自治会町内会関係以外の区民の動きを促進することが課題である。

区による事業評価